

平成26年 1月

国土交通省 近畿地方整備局

目次

I 目的	1
II 進捗点検の考え方	1
III 河川整備計画の内容と進捗点検の関係	1
IV 報告書の構成	2
V 進捗点検結果	
(1)人と川とのつながり	
○日常からの川と人のつながりの構築	8
○洪水・災害時の人と川とのつながりの構築	39
○上下流の連携の構築	50
(2)河川環境	
○多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	57
○河川の連続性の確保	94
○川本来のダイナミズムの再生	110
○流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築	128
○流域管理に向けた継続的な施策展開	147
(3)治水・防災	
○危機管理体制の構築	169
○堤防強化の実施	197
○川の中で洪水を安全に流下させるための対策	204
○高規格堤防(スーパー堤防)の整備	211
○土砂対策	215
○既設ダム等の運用の検討	221
○高潮対策	225
○地震・津波対策	229
○治水事業実施状況図	238

(4) 利水	
○環境に配慮した効率的な水利用の促進 243
○渇水への備えの強化 252
(5) 利用	
○川らしい利用の促進 256
○憩い、安らげる河川の整備 268
○まちづくり・地域づくりとの連携 279
○水源地域の活性化 286
(6) 維持管理	
○河川管理施設 297
○許可工作物 312
○河川区域等の管理 318
【淀川水系の河川環境類型区分】 【別冊】

I 目的

淀川水系河川整備計画（以下、河川整備計画という）に基づいて毎年度実施される個々の事業等がどのように進捗しているかを点検する。

II 進捗点検の考え方

- ・進捗点検は、河川管理者が流域全体の視点から実施し、その結果について流域委員会の意見を聴く。
- ・河川整備計画の目標に関し、流域の視点に立って、できるだけ効率かつ具体的に進捗点検できる項目を設定した。
- ・事務所毎の個別事業等の進捗状況の検証は既存の委員会等を活用して実施することを基本とする。
- ・進捗点検は、河川水辺の国勢調査や定期縦横断測量など定期的に行っている調査結果や観測データ等を最大限活用して行う。
- ・進捗点検は、対象となる事業特性や段階に併せてその頻度を設定することとし、個々の事業等によって、毎年行うものや、一定の成果がまとまった時に行うものがある。
- ・今回の進捗点検は、平成24年度の事業等により進捗した施策等を対象として実施するものであるが、点検項目によってはそれ以前の内容も考慮した。

III 河川整備計画の内容と進捗点検の関係

河川整備計画の進捗点検にあたっては、「II 進捗点検の考え方」に基づき、点検の対象とすべき項目を河川整備計画より抽出し、各々の点検項目に対して観点を設定した。

さらに、設定した観点について、施策の具体的な進捗を示すことができる指標を設定した。点検項目、観点、指標の関係を別表「点検項目と観点及び指標の関係」に示す。

なお、本報告書では進捗点検の記述の中で、観点は【観点】、指標は「指標」と記載する。

また、進捗点検の構成は、

1. 施策の概要
2. 施策を点検するための観点と指標
3. 進捗状況
4. 点検結果
5. 参考資料

とする。このうち「3. 進捗状況」と「4. 点検結果」は両者を対比できるように横に並べて示す。

さらに、一部の事業等については「5. 参考資料」の欄にそれぞれの詳細な内容を紹介し、補足する形とした。（事例の紹介）

別表「点検項目と観点及び指標の関係」

点検項目	観点	指標	点検頻度		
4.4. 利水	整備計画の目次 (1)水需要の精度と水利権の見直し (2)水需要の抑制 (3)既存水資源開発施設の新築に配慮した効率的運用 (4)水利権が見直しされた場合の既存水資源の活用 (5)安定した水利用ができていない地域への対策 (1)治水課題の明確化 (2)治水対策量の確保 (1)計画 (2)水質利用の促進 (3)水質利用の適正化 (4)安全利用のための対策 (5)環境学習の推進 (6)川らしい河川敷の利用 (7)違法行為の是正 (1)思い、安らげる河川の整備 (2)水辺の整備 (4)小径(軟質舗)、歴史文化の薫る散策道(仮称)の整備 (5)違法行為の是正 (6)ホームレスへの対応 (1)三川合流部の整備 (2)まちづくりや地域づくりとの連携 4.4.1. 水需要の精度と水利権の見直し 4.4.2. 需給に配慮した効率的な水利用の促進 4.4.3. 治水への備えの強化 4.4.4. 治水対策量の確保 4.4.5. 水質利用の促進 4.4.6. 水質利用の適正化 4.4.7. 環境学習の推進 4.4.8. 川らしい河川敷の利用 4.4.9. 違法行為の是正 4.4.10. 思い、安らげる河川の整備 4.4.11. 水辺の整備 4.4.12. 小径(軟質舗)、歴史文化の薫る散策道(仮称)の整備 4.4.13. 違法行為の是正 4.4.14. ホームレスへの対応 4.4.15. 三川合流部の整備 4.4.16. まちづくりや地域づくりとの連携 4.4.17. 水源地域の活性化	水利権の見直し、転用の実施状況	見直し転用のためのルール作りの内容・件数	A	
		慣行水利権の許可水利権化の実施状況	慣行水利権の許可水利権化の内容・件数	A	
		水需抑制の実施状況	水需抑制の実施状況	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容・ヒアリング回数	A
		環境に配慮した効率的な水利用の促進	環境に配慮した効率的な水利用の促進	治水対策委員に対する啓発内容・回数	A
		治水への備えの強化	治水への備えの強化	見直しによって効果をあげうる事業の調査検討内容	A
		治水対策量の確保	治水対策量の確保	新治水源の確保内容	A
		水質利用の促進	水質利用の促進	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容・ヒアリング回数	A
		水質利用の適正化	水質利用の適正化	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容	A
		環境学習の推進	環境学習の推進	舟運の取り組み内容・水制工事数	A
		川らしい河川敷の利用	川らしい河川敷の利用	舟運の取り組み内容・水制工事数	A
4.5. 利用	(1)思い、安らげる河川の整備 (2)水辺の整備 (4)小径(軟質舗)、歴史文化の薫る散策道(仮称)の整備 (5)違法行為の是正 (6)ホームレスへの対応 (1)三川合流部の整備 (2)まちづくりや地域づくりとの連携 4.5.1. 思い、安らげる河川の整備 4.5.2. 水辺の整備 4.5.3. 小径(軟質舗)、歴史文化の薫る散策道(仮称)の整備 4.5.4. 違法行為の是正 4.5.5. ホームレスへの対応 4.5.6. 三川合流部の整備 4.5.7. まちづくりや地域づくりとの連携 4.5.8. 水源地域の活性化	水質利用の促進	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容・ヒアリング回数	A	
		水質利用の適正化	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容	A	
		環境学習の推進	環境学習の推進	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容・ヒアリング回数	A
		川らしい河川敷の利用	川らしい河川敷の利用	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容・ヒアリング回数	A
		違法行為の是正	違法行為の是正	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容・ヒアリング回数	A
		思い、安らげる河川の整備	思い、安らげる河川の整備	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容・ヒアリング回数	A
		水辺の整備	水辺の整備	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容・ヒアリング回数	A
		小径(軟質舗)、歴史文化の薫る散策道(仮称)の整備	小径(軟質舗)、歴史文化の薫る散策道(仮称)の整備	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容・ヒアリング回数	A
		違法行為の是正	違法行為の是正	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容・ヒアリング回数	A
		ホームレスへの対応	ホームレスへの対応	治水対策委員の構成拡大、委嘱構成員拡大及び常設化(治水委員)の実現に向けた内容・ヒアリング回数	A
4.6. 維持管理	(1)三川合流部の整備 (2)まちづくりや地域づくりとの連携 4.6.1. 三川合流部の整備 4.6.2. まちづくりや地域づくりとの連携 4.6.3. 水源地域の活性化	水源地域の活性化	水源地域でシヨウソク策定とその後の活動内容・回数【重複】	A	
		まちづくりや地域づくりとの連携	まちづくりや地域づくりとの連携	水源地域でシヨウソク策定とその後の活動内容・回数【重複】	A
		水源地域の活性化	水源地域でシヨウソク策定とその後の活動内容・回数【重複】	水源地域でシヨウソク策定とその後の活動内容・回数【重複】	A
		三川合流部の整備	三川合流部の整備	水源地域でシヨウソク策定とその後の活動内容・回数【重複】	A
		まちづくりや地域づくりとの連携	まちづくりや地域づくりとの連携	水源地域でシヨウソク策定とその後の活動内容・回数【重複】	A
		水源地域の活性化	水源地域でシヨウソク策定とその後の活動内容・回数【重複】	水源地域でシヨウソク策定とその後の活動内容・回数【重複】	A
4.6. 維持管理	(1)三川合流部の整備 (2)まちづくりや地域づくりとの連携 4.6.1. 三川合流部の整備 4.6.2. まちづくりや地域づくりとの連携 4.6.3. 水源地域の活性化	河川管理施設	堤防・ダム・護岸の履歴診断内容・補修箇所数	A	
		許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導状況	許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導状況	ダム機能の維持内容・堆砂量	A
		河川区域等の管理	河川区域等の管理	河内川樹木の伐採内容・伐採箇所	A
		河川区域等の管理	河川区域等の管理	河内川樹木の伐採内容・伐採箇所	A

※点検頻度 凡例
 A : 基本的に毎年点検
 B : 一定の変化、一定の効果が認められた時に点検

V 進捗点検結果

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 1. 人と川とのつながり 4. 1. 2. 日常からの川と人のつながりの構築
点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
1. 施策の概要	
<p>(1) 人と川をつなぐ</p> <p>1) 住民参加推進プログラムの作成、実践</p> <p>川は、地域と共に歩み育んできた特有の歴史・文化を有し、地域にとって貴重な共有の財産であることに鑑み、流域のあらゆる関係者が、流域的視点に立って情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携しながら河川整備を進めていく必要がある。</p> <p>その際、川が生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境であることを地域の共通認識として、できるだけ多くの人々に川に関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、住民参加型の取り組みを推進する。</p> <p>そのために、これまでの情報発信、住民参加の取り組みに加え、「川に関心を持ってもらう」、「川にふれてもらう」、「川をともに考える」をキーワードに、「住民参加推進プログラム」を作成し、実践していく。</p> <p>また、科学的知見に基づいた客観的な判断を行うため、河川管理者は学識経験者と連携してデータの収集や共同研究を行う。</p> <p>2) 淀川水系に関わる住民・住民団体(NPO等)との連携</p> <p>河川整備にあたっては、検討段階から住民・住民団体(NPO等)、関連する様々な分野の学識経験者との情報共有を積極的に行う。また、地域固有の情報や河川に関する知識を有している住民・住民団体(NPO等)や学識経験者と連携し、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。</p> <p>その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認するとともに、合意形成を目指して、日常的な信頼関係を築くよう努める。</p> <p>情報共有にあたっては、従来から実施しているインターネットによる情報公開を充実させ、情報検索機能の向上を図るとともに、情報交換ができるような方法について検討して実施する。また、河川整備に関して学識経験者及び住民間における意見交換が行えるような機会を必要に応じて設ける。</p> <p>河川に係わる人材育成の支援や環境教育の推進にあたっては、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に取り組む。</p> <p>3) 河川レンジャーの充実</p> <p>河川管理者は、地域固有の情報に精通し、河川に関する基礎的な知識を習得した個人を「河川レンジャー」として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。当面は、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る。</p> <p>将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。</p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既存施設である淀川資料館、河川公園サービスセンター、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶、遊水スイスイ館、中央流域センター、上流域流域センター、木津川出張所管内流域センター等を試行的に活用する。また、自治体とも連携して河川レンジャー活動への支援や広報を行う。</p> <p>4) 子ども達の関わりの促進</p> <p>子ども達と川との関わりを促していくことは、持続的な川と人との関わりを構築していく上で重要である。また、子どもの参加により親や地域の関わりが促される。そこで学校等と調整し、学校教育において川に対する関心を高める工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の中で活用できるような環境教育用のプログラムの作成、「危険を知って川に親しむ」ための教育ツールの作成 ・子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施 ・琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会での「お魚ふやし隊」への支援 ・川で子ども達が安全に楽しく遊ぶための指導者育成支援 ・淀川検定の実施、淀川博士号の認定、川遊びマニュアルの作成 	

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
1. 施策の概要	
<p>5) 淀川に関する日頃の情報発信 多くの人々が河川に関心を持ち、川を訪れるよう、河川に関する情報を様々な手段で発信する取り組みを進めていく。具体的には、河川と関連する流域の歴史や文化に係る素材を掘り起こし、データの蓄積を図り、それらのデータを用いて、地域の情報を携帯電話等で得られるシステムの開発を行う。また、訪れた人々に淀川やその周辺のことを知ってもらうため、ユビキタス型のガイドシステムを整備し、携帯電話のWEBサイトで観光名所や生息する生物等に関する情報提供を行う。</p> <p>さらに、マスメディアを通して河川に係わる身近な情報(工事情報や河川のライブ映像等)をタイムリーに、また定期的に発信できるようにする。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。</p> <p>あわせて、地域住民に対して河川への関心を高めるため啓発活動等を行い、その際は既存の資料館等の活用や住民・住民団体(NPO等)との連携を行う。</p> <p>(2) 川とまち・地域をつなぐ 川と人との関係を改善し、地域の共有の財産としてその魅力を高めていくためには、多くの方々が川に関心を持ち、川を訪れることを促す環境の整備が必要である。そこで、次のような施策をハード・ソフトの両面から関係機関と連携して進めていく。</p> <p>1) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備 歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。</p> <p>2) 憩い、安らげる河川の整備 川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人々が気軽に集うことができる場として、地元自治体とも連携して、ベンチ、木陰、スロープ及び清潔な水洗トイレ等の整備を実施する。その際、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。特にトイレについては、快適なものとなるよう、検討の上、整備する。また、歩行者のみならず、サイクリングを楽しむ人々にも役立つよう河川の距離標を見やすくする。</p> <p>河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。</p> <p>瀬田川では、水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境に調和した親水性のある水辺の散策路整備を継続して実施する。(名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間)</p> <p>川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の再生を図る。</p> <p>3) 三川合流部の整備 淀川三川合流域は、壮大な景観や豊かな自然環境に恵まれるとともに、歴史の舞台ともなった交通の要衝である。そこで、桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的な文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間の交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。</p> <p>4) 良好な水辺まちづくり 淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備にあわせて水辺に良好な都市空間を形成していく。</p> <p>現在整備中の高見、海老江、大庭地区において、早期の完成を目指すとともに、下島、津之江、大宮、淀川左岸線地区などにおいては、早期の事業着手を目指し調整を継続する。</p>	

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「日常からの川と人のつながりの構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p>	
<p>人と川をつなぐ</p>	
<p>【観点】<u>「住民参加推進プログラム」の策定状況</u></p>	
<p>【指標】住民参加推進プログラムの検討内容</p>	
<p>【観点】<u>住民・住民団体(NPO等)との連携状況</u></p>	
<p>【指標】河川愛護活動等の実施内容・回数</p>	
<p>【観点】<u>河川レンジャーの進捗状況</u></p>	
<p>【指標】河川レンジャー選任システム・在籍人数</p>	
<p>【指標】河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数</p>	
<p>【観点】<u>子ども達の関わりを促進する取り組みの実施状況</u></p>	
<p>【指標】環境教育等の実施内容・回数</p>	
<p>【観点】<u>情報公開の状況</u></p>	
<p>【指標】情報公開の内容・件数</p>	
<p>【観点】<u>情報発信方法の検証</u></p>	
<p>【指標】HP、携帯サイトの内容・利用件数</p>	
<p>【指標】HP、携帯サイトにおける新着情報の内容・アップ数</p>	
<p>【観点】<u>情報公開・発信に関する職員の意識向上</u></p>	
<p>【指標】研修等の内容・開催数</p>	
<p>【観点】<u>意見聴取手法の開発に向けた取り組み</u></p>	
<p>【指標】住民、住民団体との交流内容・回数</p>	
<p>川とまち・地域をつなぐ</p>	
<p>【観点】<u>小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備状況</u></p>	
<p>【指標】小径(散策路)の整備内容・延長</p>	
<p>【観点】<u>憩い、安らげる河川を目指した河川事業の実施状況</u></p>	
<p>【指標】バリアフリー化の内容・実施箇所数</p>	
<p>【指標】河川を安心して利用できる整備内容・箇所数</p>	
<p>【観点】<u>三川合流部の整備状況</u></p>	
<p>【指標】三川合流部交流拠点の整備内容</p>	
<p>【観点】<u>良好な水辺まちづくりに資する河川事業の実施状況</u></p>	
<p>【指標】高規格堤防の整備内容・延長</p>	

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】「住民参加推進プログラム」の策定状況		
「指標」住民参加推進プログラムの検討内容		
<p>(これまでの取組内容) 各事務所において人との繋がりを構築するため、住民参加推進プログラムを策定、検討してきた。</p> <p>(平成24年度の取組) 平成24年度は、淀川河川事務所管内では、平成21年度に策定した淀川住民参加推進プログラムに基づき、河川レンジャーによる意見交換会を含むワークショップの開催や現場見学会を実施した。</p> <p>琵琶湖河川事務所管内では、「住民連携」の拠点であるウォーターステーション琵琶の一般来館者に対して、防災に関心を持ってもらうため、企画展を開催した。また住民団体主催イベントで事務所の事業等(洗堰操作やTEC-FORCE)についての情報発信や意見交換会を実施した。</p> <p>木津川上流河川事務所管内では、河川レンジャー活動において、住民参加による水生生物調査や水防技術講習会、親水活動などを実施した。</p> <p>猪名川河川事務所管内では、水環境をテーマに住民と行政からなる分科会において、水質一斉調査や猪名川水環境パネル展、猪名川水環境シンポジウム2012を実施した。</p>	<p>各事務所管内で住民参加推進プログラムに基づき、河川レンジャー活動を起点とし、人と川とをつなげる活動を推進している。</p> <p>引き続き、住民と行政の相互理解を深め、効率的な河川管理を進める対策として推進していく。</p>	
5. 参考資料		
【住民参加推進プログラムに基づく活動事例】		
【淀川河川事務所】		
<p>三島江切り下げ区域において、河川レンジャー主導により地域住民と一緒に「水辺環境保全・再生ゾーン」の公園づくり意見交換会を平成21年度から実施しており、平成24年度には、意見交換会2回(各参加者22名)、地域住民との外来種等の草刈り2回(参加者192名、31名)を実施した。</p>		
<p>意見交換会</p> 	<p>意見交換会</p> 	<p>草刈りの状況</p> 
<p>平成24年度 淀川河川レンジャー活動経過報告 http://www.river-ranger.jp/report/report.php</p>		
【琵琶湖河川事務所】		
<p>琵琶湖河川事務所では、住民主催イベントと協働で、住民連携の拠点であるウォーターステーション琵琶の来館者を対象に、防災に関心を持ってもらうため、「企画展(ゲリラ豪雨展)」と「TEC-FORCE展」を開催しました。ゲリラ豪雨の仕組みと恐ろしさを体感してもらい、防災の重要性について理解を深めてもらった。</p>	<p>企画展(ゲリラ豪雨展)開催状況</p> 	<p>TEC-FORCEパネル展示</p> 
<p>琵琶湖河川レンジャーホームページ http://www.water-station.jp/ranger/</p>		

点 検 項 目

日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】

木津川上流河川事務所では、平成24年8月5日に名張川河川敷にて河川レンジャーによる伊勢湾台風の水害や上流ダム群の役割について説明し、併せて子供たちに竹製水鉄砲、笹舟、風船動力船、ペットボトル帆掛船の工作、ペットボトルいかだの試乗を行い、川に親しみを持ってもらい、河川環境を守ることに前向きな考えを持ってもらった。このイベントでは43人(うち子供25人)の参加者があり、参加者から「家庭ではできない貴重な体験でとても勉強になった。」「初めての体験ばかりで面白かった。」との意見をいただいた。



木津川上流河川レンジャー活動報告

<http://www.kkr.mlit.go.jp/kizuiyo/outline/inhabitant/ranger/report.html>

【猪名川河川事務所】

地域住民等を対象に猪名川河川レンジャー活動に関する講座「ふるさとの川・猪名川講座」を開催した。



猪名川河川レンジャーの活動報告

<http://iranger.web.fc2.com/report/vol37.html>

<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>														
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>														
<p>【観点】住民・住民団体(NPO等)との連携状況</p>															
<p>「指標」河川愛護活動等の実施内容・回数</p>															
<p>(これまでの取組内容) 住民・住民団体(NPO等)との連携した河川愛護活動を以下のとおり実施してきた。 ・平成19年度は、72回実施した。 ・平成20年度は、91回実施した。 ・平成21年度は、104回実施した。 ・平成22年度は、108回実施した。 ・平成23年度は、138回実施した。</p> <p>(平成24年度の取組) 平成24年度は、流域全体で130回の河川愛護活動等を実施した。</p> <div data-bbox="209 835 668 1207" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>河川愛護活動等の実施回数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>平成24年度の代表事例を以下に示す。</p> <p>淀川河川事務所管内では、淀川わんどクリーン大作戦や嵐山地区水草除去、桂川クリーン大作戦等を行った。</p> <p>琵琶湖河川事務所管内では、淀川ダム統合管理事務所と連携して瀬田川クリーン作戦を行った。</p> <p>木津川上流河川事務所管内では、NPOや三重県、名張市等と名張クリーン大作戦を実施し、全体で4202人の沿川住民によるゴミ収集を実施した。</p> <p>猪名川河川事務所管内では、尼崎市等が主催して市内全域で実施している「10万人わがまちクリーン運動」の中で、猪名川・藻川を清掃対象としている「園田地区わがまちクリーン運動」に猪名川河川事務所として参加した。</p> <p>淀川ダム統合管理事務所管内では、天ヶ瀬ダムを紹介することを目的として、宇治観光ボランティアクラブとの協働で、「天ヶ瀬ダム・天ヶ瀬発電所見学ハイク」(7月)を実施した。</p>	年度	実施回数(回)	H19	72	H20	91	H21	104	H22	108	H23	138	H24	130	<p>住民・住民団体(NPO等)との連携としては、河川愛護活動等の実施回数が平成24年度は少し減少しているが、経年的には増加傾向にあるため、河川愛護活動等を通じて情報共有が積極的に行われている。</p> <p>今後、さらに連携を強化する取り組みを行っていくとともに、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。</p>
年度	実施回数(回)														
H19	72														
H20	91														
H21	104														
H22	108														
H23	138														
H24	130														

点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【河川愛護活動等の実施事例】

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所管内では、「第6回桂川クリーン大作戦」を河川レンジャーが中心となり、平成19年度より実施しており、平成24年度で6回目を開催した。回数を重ねるごとに活動範囲や参加団体、後援団体等が増加しており、平成24年度も平成23年度に引き続き3000名を超える参加があった。

実施年	第1回 2008年	第2回 2009年	第3回 2010年	第4回 2011年	第5回 2012年	第6回 2013年
参加者数	450人	1500人	2800人	2934人	3300人	3500人
参加団体数	26	64	102	149	160	170以上
ゴミ回収量 (3tトラック換算)	—	—	121t (40台)	76t (26台)	72t (24台)	69t (23台)
清掃実施区域	嵐山～ 大山崎	嵐山～ 大山崎	嵐山～ 大山崎	八木～大 山崎	南丹市～ 大山崎	南丹市～ 大山崎



平成24年度 淀川河川レンジャー活動経過報告

<http://www.river-ranger.jp/report/report.php>

【琵琶湖河川事務所】

琵琶湖河川事務所では、淀川ダム統合管理事務所と連携して地域住民、NPO法人、漁業協同組合等各種団体が参加して、「瀬田川クリーン作戦」を平成19年度より毎年1回実施しており、回数を重ねるごとに参加者、参加団体とも増加しており、平成24年度は360名、17団体が参加した。



瀬田川水辺協議会 <http://www.biwakokasen.go.jp/setagawamizube/index.html>

【木津川上流河川事務所】

木津川河川事務所管内では、平成24年6月3日に名張市内全域において名張川クリーン作戦を行った。名張市民4200人が参加し、合計6000キロ以上のゴミを回収するとともに、名張川の浄化、悪臭対策として炭入り土のうの設置する実験も行った。



【猪名川河川事務所】

猪名川河川事務所管内では、平成24年度に猪名川流域の26箇所で一斉に清掃活動を行う「第10回猪名川クリーン作戦」が開催した。当日は、開催時刻まで小雨が降っていたが、猪名川流域の内外から1,000名を超える参加が集まり、水辺のゴミを拾集した。



猪名川クリーン作戦の活動報告 <http://iranger.web.fc2.com/report/vol38.html>

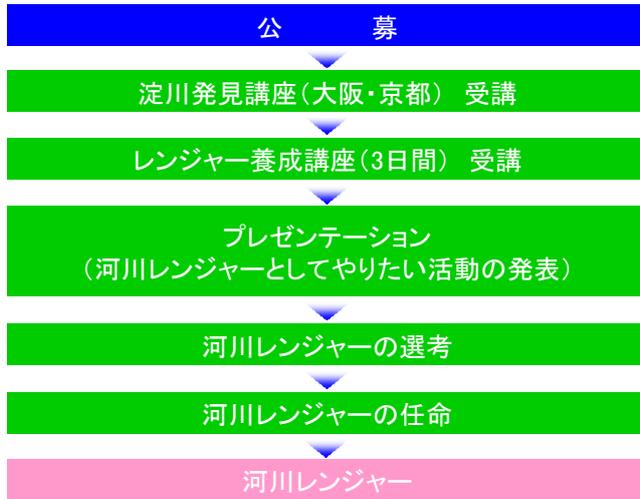
<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>														
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>														
<p>【観点】河川レンジャーの進捗状況</p>															
<p>「指標」河川レンジャー選任システム・在籍人数</p>															
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川レンジャーの選任については、各事務所とも概ね以下の流れにより選任し、任命している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① HP等により、広く一般から公募する。 ② 選任は、河川レンジャー代表者会議等の機関が、審査要領等に基づいて、公平な審査のもと実施する。 ③ 選任されたレンジャー予定者は、事務所長等より任命される。 <p>河川レンジャーの選任状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、26名を選任した。 ・平成20年度は、34名を選任した。 ・平成21年度は、40名を選任した。 ・平成22年度は、41名を選任した。 ・平成23年度は、36名を選任した。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>河川レンジャーの充実を示す指標として、平成19年度～平成24年度における河川レンジャーの在籍人数を以下に示す。</p> <p>平成24年度の河川レンジャーの在籍人数は、流域全体で41人となっている。</p> <div data-bbox="209 1093 794 1541" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <caption>河川レンジャーの在籍人数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>在籍人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成25年3月31日現在</p> </div> <p>以下具体的な運営状況を示す。</p> <p>【河川レンジャー代表者会議・運営会議】 (淀川河川事務所)</p> <p>学識経験者や地元見識者、自治体、河川管理者等で構成された中立の立場の「代表者会議」では河川レンジャーの仕組みづくり及び基準づくり、「運営会議」においては、河川レンジャーの活動計画、活動報告、及び今後の展開計画(案)の審議並びに河川レンジャーの任命・再任などを行っている。</p> <p>平成24年度は、河川レンジャー代表者会議の審議を経て、「淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領」の改正を行った。また、河川レンジャー希望者の審査を行った。河川レンジャー運営会議では、新たに7名の河川レンジャーの任命及び1名の再任の妥当性の確認及び活動計画、展開計画の承認を行った。(河川レンジャー24名)</p>	年度	在籍人数(人)	H19	26	H20	34	H21	40	H22	41	H23	36	H24	41	<p>河川レンジャー在籍人数は、再任・退任等があった平成23年度の36名に対し平成24年度は41人となり、在籍人数としては増加傾向にある。必要人数としては、満足している事務所もあるが、河川レンジャーの規模については、対応分野や活動範囲における適正人数を踏まえ、今後検討が必要である。河川レンジャーの選任については代表者会議等第三者機関による選任を行い、公平な審査のもと実施しているため、選任システムについては定着しつつある。</p>
年度	在籍人数(人)														
H19	26														
H20	34														
H21	40														
H22	41														
H23	36														
H24	41														

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>【河川レンジャー制度運営委員会】 (琵琶湖河川事務所) 河川レンジャーの育成、運営、支援についての具体的な議論・検討を進めていくために設置された委員会(学識委員3名、公募により任命された住民委員4名、河川管理者 2名)を4回開催した。この委員会においては、河川レンジャーの中立性を確保するために、任命も行っている。 平成24年度は、河川レンジャー制度の見直しを行い、その問題点と改善案について検討、提案した。また、新たに4名の河川レンジャーの任命及び3名の再任の妥当性の確認が行われた。(河川レンジャー8名)</p> <p>【木津川上流管内河川レンジャー会議】 (木津川上流河川事務所) 有識者や自治体等で構成する「河川レンジャー懇談会」では、運営要領の審議や河川レンジャー活動のあり方について幅広い議論を行っており、河川レンジャー、自治体等で構成される「河川レンジャー会議」では、年間活動計画の決定や活動報告を行っている。併せて新規河川レンジャーの任命・既存河川レンジャーの再任の審査については、有識者、自治体等で構成する「河川レンジャー推薦委員会」で行っている。 平成24年度は推薦委員会を1回開催し、新規河川レンジャー1名の推薦と、既存河川レンジャー4名の再任について妥当性の確認が行われた。(河川レンジャー5名)</p> <p>【猪名川河川レンジャー運営検討委員会】 (猪名川河川事務所) 学識者、河川レンジャー及び行政で構成され、活動報告、継続・発展に向けた取り組み及びレンジャー活動の効果の検証を行っている。 平成23年度以降は、河川レンジャーの継続・発展に向け、河川レンジャーを様々な形でサポートする「レンジャー協力員」という形態で募集を継続しており、平成24年度は平成23年度に引き続き、河川レンジャーは4名で人数の変更は無い。(河川レンジャー4名)</p>	

点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【河川レンジャー選任システムの紹介】
【淀川河川事務所】



淀川河川事務所管内では、淀川河川事務所の管轄範囲を中心として活動する河川レンジャーになるには、淀川流域に在住または通勤・通学する満18歳以上の男女を対象に実施される淀川発見講座およびレンジャー養成講座を受講し、修了した上で、プレゼンテーション審査を受けることが必要となっている。

プレゼンテーション審査において、代表者会議から推薦を受けた者が、各出張所管内運営会議より河川レンジャーに任命されることとなっている。

平成24年度 淀川河川レンジャーホームページ

<http://www.river-ranger.jp/become/become.html>

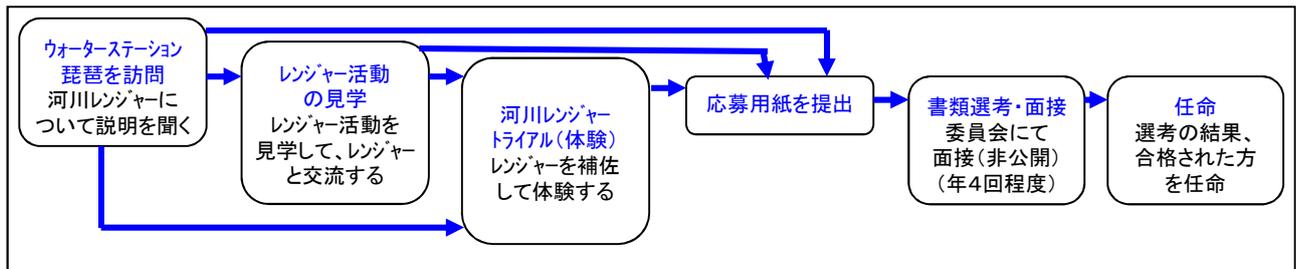
【琵琶湖河川事務所】

琵琶湖河川事務所では、河川レンジャーの「応募用紙の提出」までに、河川レンジャー活動について理解を一層深めてもらうための過程(段階)を選ぶことができるようにしており、平成24年度から募集時期を年1回から通年募集に変更した。

その結果、河川レンジャーが3名から定員の8名まで増加した。平成24年度の委員会は、現状のレンジャー制度の問題点及び今後のあり方について検討・答申を行い、平成25年度より具体的な活動内容についての審議を進めていくこととしている。

琵琶湖河川レンジャー制度運営委員会実施状況

<http://www.water-station.jp/ranger/articlelist2.php>



【猪名川河川事務所】

猪名川管内では、河川レンジャー及び関係自治体から推薦された候補者に事務局が実施する「研修」を受講していただき、その後、面接を行って被推薦者を選出し、最終的に猪名川河川事務所長が任命・委嘱を行っている。事務局は、任命された河川レンジャーについて、運営検討委員会及び活動推進検討委員会に報告を行っている。

猪名川河川レンジャーホームページ

<http://iranger.web.fc2.com/>

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築														
3. 進捗状況	4. 点検結果														
【観点】河川レンジャーの進捗状況															
「指標」河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数															
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川レンジャーが主体となって、交流会、現地案内及び出前講座等を行うことにより、住民・住民団体との交流を図っている。</p> <p>河川レンジャーの充実を示す指標として、平成19年度～平成24年度における河川レンジャーと住民・住民団体との交流活動の回数を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、223回実施した。 ・平成20年度は、504回実施した。 ・平成21年度は、513回実施した。 ・平成22年度は、434回実施した。 ・平成23年度は、336回実施した。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、河川レンジャーと住民・住民団体との交流活動を流域全体で404回、実施した。</p> <div data-bbox="209 943 703 1294" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>河川レンジャーと住民等との交流回数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交流回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>504</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>513</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>434</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>336</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>404</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>平成24年度の代表事例を以下に示す。</p> <p>淀川河川事務所管内では、「第6回桂川クリーン大作戦」が平成19年度より実施されており、平成24年度で6回目の開催となった。河川レンジャーの呼びかけにより回数を重ねるごとに参加団体、後援団体等が増加しており、平成24年度参加者も3500名となった。また、「三島江切り下げ区域の利用意見交換会」では三島江地区公園の利用をめぐって、河川レンジャーが地元住民と行政の橋渡し役として活動し、対象区域において、行政が住民、学生団体らと連携した除草作業等を実施し、参加者はのべ200名を超えた。</p> <p>琵琶湖河川事務所管内では、河川レンジャー主催で、これまで川や湖、防災に接する機会の少なかった子育て世代を対象として、アクア琵琶にて「アクアちゃん広場」という親子で参加して学べる交流イベントを4回実施した。また、河川レンジャーが主体となって、参加者から瀬田川クリーン作戦に関する意見を取りまとめ、自治体や河川利用者で構成された実行委員会にて、参加者の拡大方法や、より効果的な河川愛護の活動方法について意見交換を行った。</p> <p>木津川上流河川事務所管内では、河川レンジャーがホテル再生に向けた取り組みの紹介、水生生物調査、源流探検、水防技術講習会等を行うことにより、住民に対して河川環境保全の啓発、防災意識の向上に努めた。</p>	年度	交流回数(回)	H19	223	H20	504	H21	513	H22	434	H23	336	H24	404	<p>河川レンジャーは、防災意識啓発、自然観察会、河川関連施設の見学会等、多種多様な活動を行っており、河川レンジャーと住民・住民団体との交流回数は平成23年度は336回であったが、平成24年度は404回と増加している。河川レンジャーの在籍人数に比例して活動回数も増加しているため、『川と人(住民)、人(住民)と人(行政)を結ぶコーディネート(橋渡し役)』としての役割を担っていると考えられる。</p> <p>今後、さらに交流の機会を増やす取り組みを行っていくため、河川レンジャーの在籍人数を検討していくとともに、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、河川レンジャーが住民と河川管理者の橋渡し役となるよう活動を支援する。</p>
年度	交流回数(回)														
H19	223														
H20	504														
H21	513														
H22	434														
H23	336														
H24	404														

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
----------------	-------------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
----------------	----------------

猪名川河川事務所管内では流域25箇所において、同日に清掃活動「猪名川クリーン作戦」を実施。当日は1000人を超える参加者があった。河川レンジャーの役割としては、清掃活動への参加と共に、参加団体との連絡調整や自治体・河川管理者とのゴミ収集に関する調整、河川管理者への道具提供依頼といった行政と住民間のコーディネートを担った。また、河川レンジャー主催の猪名川の「い〜な」募集企画や水辺祭りといったイベントも開催した。

5. 参考資料

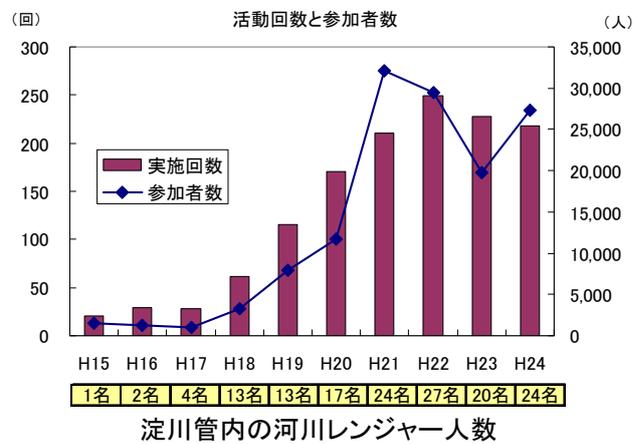
【河川レンジャーの活動事例】

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所管内では、各出張所管内毎に河川レンジャーを配置し、沿川全域で活動を行っており、平成15年度から平成24年度にかけてのべ約13万人の人々に淀川の魅力等を伝えてきた。

平成21年度は水都大阪など大型イベントがあり、参加者数が最大となっており、レンジャー数に応じて実施回数は減少しているが、参加者数は活動初期に比べ増加傾向となっている。

平成24年度 淀川河川レンジャーホームページ
<http://www.river-ranger.jp/become/become.html>



平成24年度 河川レンジャー活動エリア分布図



点 検 項 目

日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【琵琶湖河川事務所】

琵琶湖河川レンジャーは、各レンジャーのテーマに応じた場所で、情報収集や住民や行政へのヒアリング、イベント実施、コーディネートなど様々な活動を行っています。

「水質調査イベント」での協働



行政が行った水質調査イベントで、住民の方がより参加しやすくなるような工夫(看板の改善、水質以外の情報提供)を提案した。

「川チャリ」の実施



自転車で堤防を移動しながら流域を視察し、景観や歴史、先人の知恵といった切り口で、参加者が話し合い、その川に対する情報を共有した。

瀬田川一斉清掃での意見聴取状況



全参加者を対象に清掃のことや瀬田川のことをカードに記入してもらった。その中から課題を抽出し、参加者を対象に瀬田川の清掃活動に関する意見聴取を実施。

旧洗堰の保存と利活用場における河川事業の情報提供

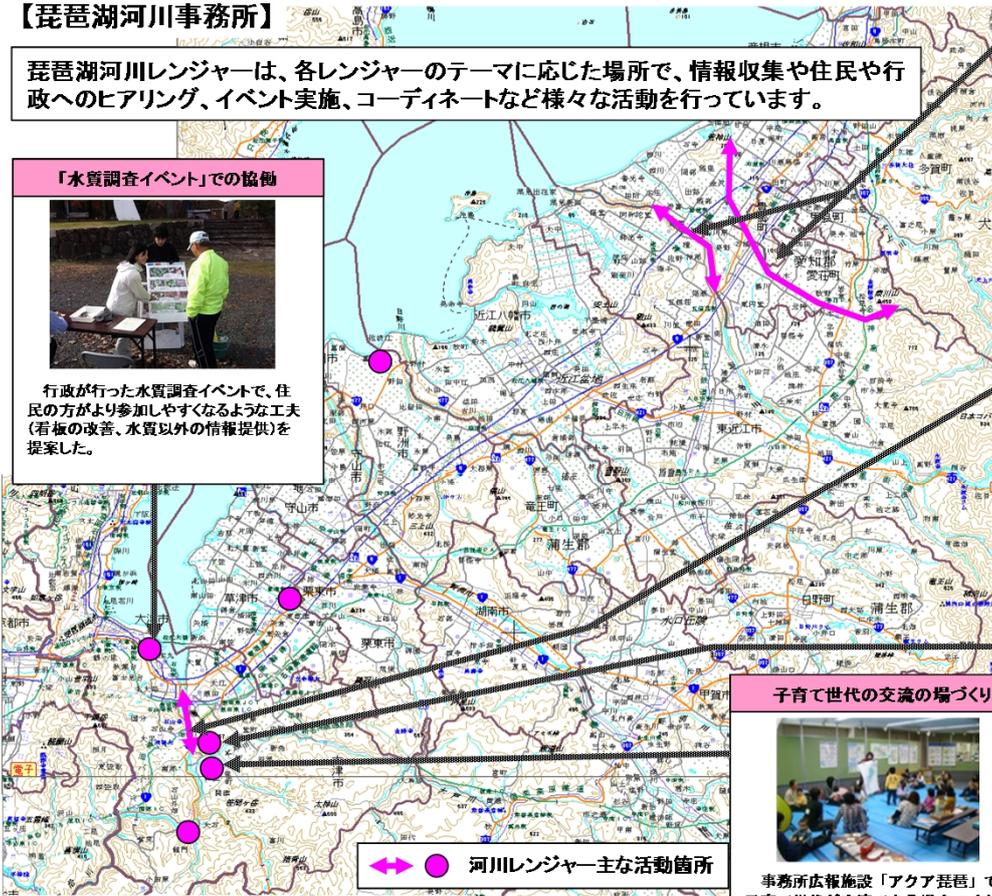


旧洗堰の利活用をするための場を設け、河川を利用している人からの意見聴取や河川事業の情報提供を行った。自主的にその場を利用したいという住民の方の声が上がり、イベントを開催した。

子育て世代の交流の場づくり



事務所広報施設「アーク長巻」で、子育て世代が交流できる場をつくり、地域の水害などについて、わかりやすく学ぶ機会をつくった。

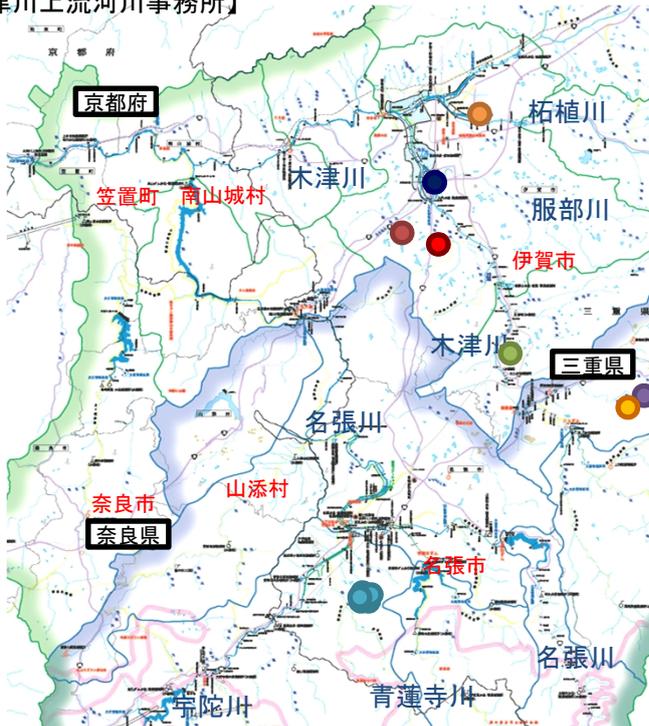


河川レンジャー主な活動箇所

琵琶湖河川レンジャーホームページ

<http://www.water-station.jp/ranger/>

【木津川上流河川事務所】



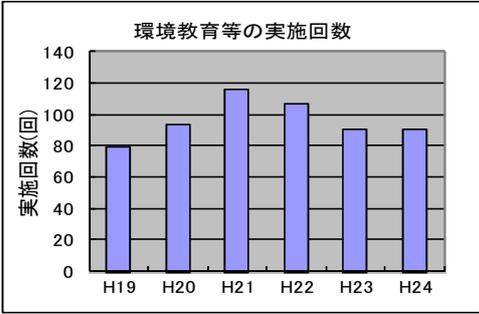
木津川上流河川レンジャーホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/outline/inhabitant/ranger/index.html>

木津川上流管内河川レンジャー

平成24年度 活動一覧

- 名張川ホテル再生(鑑賞会)
- 名張川ホテル再生(幼虫放流体験)
- 名張川自然観察ウォーキング
- 遊んで学ぼう水のはたらき
～ペットボトルで水の力について実験してみよう
- 名張川水生生物調査&食文化学習
- 川下り・カヌー体験
- 木津川源流探検
&シャワーライミング体験
- 水防技術講習会(総合防災訓練)
- 水防技術講習会(市民ふくし大学講座)
- 久米川・木津川クリーンウォーキング
- 木津川上流探検 & クルミサーチング
- 名張川源流探検登山
- 新居小学校防災学習会

<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>
<p>【観点】子ども達の関わりを促進する取り組みの実施状況</p>	
<p>「指標」環境教育等の実施内容・回数</p>	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>子ども達の関わりを促進を示す指標として、平成19年度～平成24年度における出前講座や小学生等への現地案内による環境教育等を以下のとおり実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、79回実施した。 ・平成20年度は、94回実施した。 ・平成21年度は、116回実施した。 ・平成22年度は、107回実施した。 ・平成23年度は、91回実施した。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、流域全体で91回の環境教育等を実施した。</p>  <p>平成24年度の代表事例を以下に示す。</p> <p>淀川河川事務所管内では、流域の小学校に対し出前講座を実施した。出前講座では、淀川のワンドの成り立ちや河口付近の干潟の説明、ワンドに住む生物の紹介、外来種の増加と在来種の減少、天然記念物の保護活動などを講演し、自然環境の保護について啓発を行った。また講演だけでなく、流域の小学生を対象に、淀川を学習し、現場で水辺の掃除後、アシ笛作成や生物採取・Eボート乗船などの自然体験や生物の説明等を行い、自然環境の保護について啓発を行った。</p> <p>琵琶湖河川事務所管内では、中学校の総合学習として出前講座を実施した。琵琶湖・淀川水系の治水・利水・環境の概要を説明し、特に琵琶湖の環境について理解を深めてもらった。</p> <p>木津川上流事務所管内では、伊賀市河合小学校にて出前講座を実施し、「講話(河川環境について)」と「パックテスト(簡易水質試験)」を教室で行った後、河合川に移動し「水生生物調査」を実施した。</p> <p>猪名川河川事務所管内では、川西地区の小学生を対象とした水生生物調査及び水質調査(7、10月)を実施し、猪名川流域の自然環境、水質について説明を行い、自然環境について啓発活動を実施した。</p>	<p>自然観察会や出前講座、レンジャー活動、小学校、中学校の総合学習への協力を継続的に実施し、実施回数は平成23年度に91回、平成24年度も91回と同数となっている。なお、日頃川へ近づく機会が減少している子ども達に対し、川への関心を持ってもらう良いきっかけにしたいという協力要請が多い。</p> <p>今後も継続して子ども達との関わりを持つ取り組みを実施し、次世代を担う子ども達が、川に対する関心を高めることができる工夫を行うことにより、持続的な川と人とのつながりや地域とのつながりの構築につなげていく。</p>

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
3. 進捗状況 <p>淀川ダム統合管理事務所管内では、平成18年度より、宇治市内の中学生による天ヶ瀬ダムの職場体験学習を通し、ダムの管理を体験してもらっており、参加者は増加傾向にある。</p> <p>また平成23年度より、大津市大石地区において小学生を対象とした水生生物調査(毎年7月)及び、自然観察会(毎年5・10月)を、地元・学校(PTA)・NPO等との協働で実施した。</p>	4. 点検結果

点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【子供たちの学習事例】

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所管内では「河川を通じた人づくり・地域ネットワークづくり」を活動のテーマとして地域の子供達を対象にジュニア河川レンジャーとして河川や郷土の歴史を勉強・体験する場を設け、地域ぐるみの水辺活動の継続・広がりを共に作り、守り、育てる「水辺づくり」を目指し、未来の河川レンジャーを育てている。

京都伏見ジュニア河川レンジャー



平成24年度 淀川河川レンジャー活動経過報告 <http://www.river-ranger.jp/report/report.php>

【琵琶湖河川事務所】

琵琶湖河川事務所管内では、7月1日の「琵琶湖の日」にちなんだ環境学習として、瀬田川洗堰や琵琶湖の水質についての講座を中学1～3学年、計450名を対象に実施した。この講座を機会に、洗堰のことや琵琶湖の水について関心をもってもらった。



中学生への出前講座



中学生からの感想

- ・日常では水のことを全然気にしていなかったのですが、この講座を通して、水を大切にしたいと思った。
- ・家の近くに洗堰があるので、どんな工夫をしているのか聞いて良かった。
- ・季節によって琵琶湖の水の量が調整されていることにびっくりした。
- ・琵琶湖の水のことだけでなく、琵琶湖に住んでいる魚たちを守ることに力を入れていることをすごいと思った。

【木津川上流河川事務所】

木津川上流河川事務所管内では、平成14年度より各小中学校などと連携し、「出前講座」などを通じて、川を活用した環境学習や自然体験活動を行い、疑問や興味のある点について、国土交通省職員の持つ知見や建設行政に関する最新情報を交えて、わかりやすく作成した資料を用いて、出前講座を行っている。

平成24年度は三重県伊賀市立河合小学校や新居小学校を対象に、河川環境のことや防災・減災等について講座を行い、バックテストを用いた水質調査や現地での水生生物調査を行った。

小学生への出前講座



水生生物調査



点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【猪名川河川事務所】

・水生生物調査

子供たちに猪名川に直接触れることで猪名川の水環境に関心を持ってもらうことを目的として、生き物調査などを行っている。

・水質一斉調査

猪名川の水環境の状況を知ってもらうことを目的として、公募による活動団体が参加して、人の感覚による調査などを複数の地点にて行うもので、平成23年度から実施している。



【淀川ダム統合管理事務所】職場体験学習会の事例

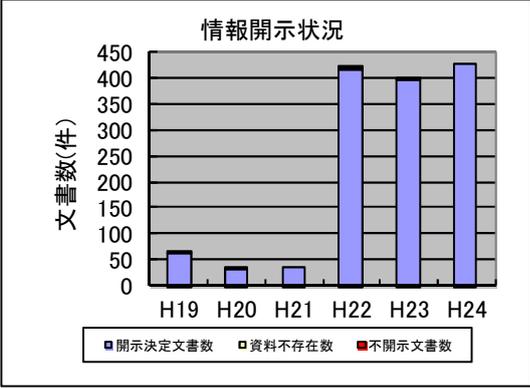


宇治市内の中学校を対象に、毎年天ヶ瀬ダムへの職場体験学習の受け入れを行っており、職場体験を通じ天ヶ瀬ダムの重要性、必要性を説明し、実社会で直接体験することによって、今後の進路選択に役立ててもらっている。

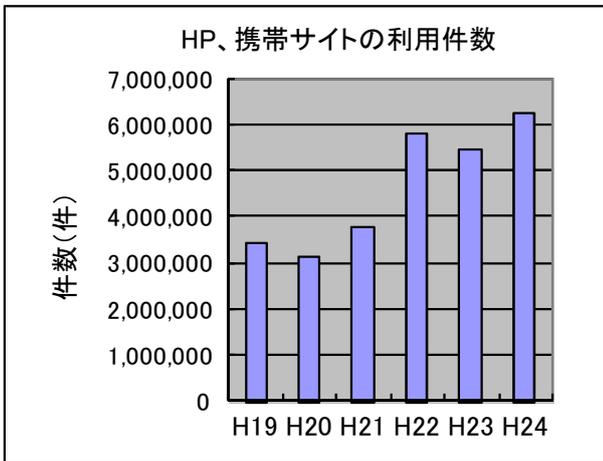
体験内容	中学校の参加人数					
・ダム漏水量調査	・平成18年度	1校	5名	平成23年度	7校	34名
・貯水池巡視	・平成19年度	1校	3名	平成24年度	6校	32名
・ダム施設点検	・平成20年度	2校	9名			
・警報設備点検	・平成21年度	3校	10名			
・水質調査	・平成22年度	6校	23名			

平成24年5月記者発表

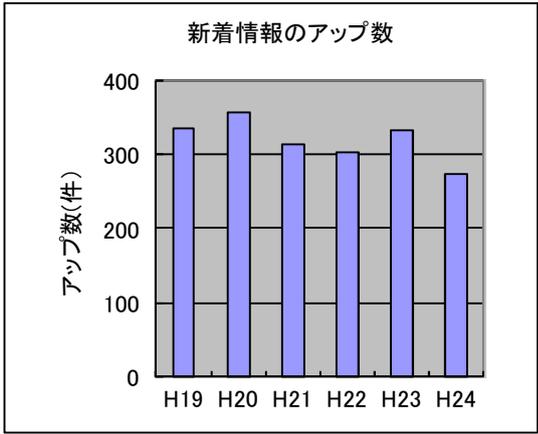
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/pdf/kisya-hapyou/20120514.pdf>

<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>
<p>【観点】情報公開の状況</p>	
<p>「指標」情報公開の内容・件数</p>	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成19年度～平成24年度における行政文書の情報開示に係る文書数を以下に示す。 情報公開等の実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、67件開示した。 ・平成20年度は、38件開示した。 ・平成21年度は、38件開示した。 ・平成22年度は、423件開示した。 ・平成23年度は、399件開示した。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度の淀川水系に関する行政文書の開示請求文書数は430文書あり、その内、不開示文書、資料不 存在は無く、430文書すべてについて開示を行った。</p>  <p>※ 資料不存在数とは、元々存在しない文書資料について開示請求された文書数</p>	<p>平成24年度は全ての開示請求に対し開示を行っており、適切に対応している。</p> <p>今後も、制度に基づき適切に対応していく。</p>
<p>5. 参考資料</p>	

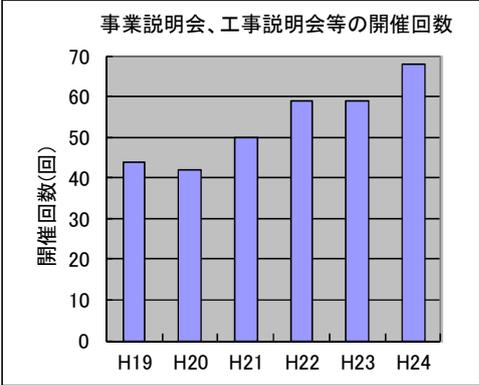
<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>
<p>【観点】情報発信方法の検証</p>	
<p>「指標」HP、携帯サイトの内容・利用件数</p>	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川に係わる身近な情報(工事情報や河川のライブ映像等)をホームページや携帯サイトで公開している。日頃の情報発信を示す指標として、平成19年度～平成24年度におけるホームページや携帯サイトへのアクセス数(利用件数)を以下に示す。</p> <p>HP・携帯サイトの利用状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、約343万件利用があった。 ・平成20年度は、約312万件利用があった。 ・平成21年度は、約375万件利用があった。 ・平成22年度は、約579万件利用があった。 ・平成23年度は、約543万件利用があった。 <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成24年度のホームページや携帯サイトへのアクセス数(利用件数)は約630万件あった。</p> <p>なお、「リアルタイム情報欄」には淀川水系の「ダム放流情報」・「水防警報」・「ダム放流通知」・「洪水予報」の情報を、「緊急情報・ダム放流情報欄」では「天ヶ瀬ダムからの放流情報」を提供し、ダム下流の河川利用者等に注意を促す取り組みを行っている。</p>	<p>ホームページや携帯サイトの利用件数については、平成22年度から500万件を越え、平成24年度も630万件のアクセスがあり、多くの方々に利用いただいている。</p>
<p>5. 参考資料</p>	
Reference materials section is currently empty	



<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>
<p>【観点】情報発信方法の検証</p>	
<p>「指標」HP、携帯サイトにおける新着情報の内容・アップ数</p>	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>委員会の開催情報や河川愛護モニターからの報告などの最新情報をホームページ上に「新着情報」としてわかりやすく、タイムリーにお知らせしており、日頃の情報発信を示す指標として、平成19年度～平成24年度におけるホームページや携帯サイトへの新着情報のアップ数を以下に示す。</p> <p>新着情報のアップ実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、335件アップした。 ・平成20年度は、356件アップした。 ・平成21年度は、312件アップした。 ・平成22年度は、302件アップした。 ・平成23年度は、331件アップした。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、ホームページや携帯サイトの新着情報へのアップを273件行った。</p>	<p>新着情報については平成24年度は273件と平成23年度に比べ、若干減少しているが、適切に公開している。</p> <p>今後も、多くの人々が河川に関心を持ち、川を訪れるよう、河川に関する情報を様々な手段で発信する取り組みを進めていく。</p>
<p>5. 参考資料</p>	
Reference materials section is currently empty	



点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】情報公開・発信に関する職員の意識向上		
「指標」研修等の内容・開催数		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成21年度は、『まちづくりとコミュニケーション』や『広報のあり方について』等をテーマに職員等を対象とした「コミュニケーション研修」を1回実施しており、情報発信について職員の意識の向上に努めた。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、広報担当者を対象として災害時の広報や写真の撮り方についての研修会を開催した。</p>	<p>情報公開や発信に関する意識向上につながるよう、職員に対する研修の中で指導を実施した。今後も職員の意識の向上に取り組んでいく。</p>	
5. 参考資料		
<p>【広報に関する研修事例】</p> <p>近畿地方整備局では広報に関するノウハウ及び意識の浸透を目的に平成24年8月に講習会を開催した。講習会では災害等における広報担当者を対象として講師に読売新聞社の記者を招き、</p> <p>①「災害時の広報(報道記者の視点で「行政機関による災害、危機管理広報はどうあるべきか)」</p> <p>②「写真の撮り方」</p> <p>等について、参加した約200名の職員に対し留意点を具体的に説明していただいた。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>(撮影のポイントを説明)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(台風12号災害の対応を例に講演)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(聴講する大勢の職員)</p> </div> </div>		

<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>
<p>【観点】意見聴取手法の開発に向けた取り組み</p>	
<p>「指標」住民、住民団体との交流内容・回数</p>	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成19年度～平成24年度における事業説明会、工事説明会、ワークショップ等の開催回数を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、44回開催した。 ・平成20年度は、42回開催した。 ・平成21年度は、50回開催した。 ・平成22年度は、59回開催した。 ・平成23年度は、59回開催した。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、流域全体で68回の事業説明会、工事説明会、ワークショップ等を実施した。</p>  <p>各事務所では事業説明会、意見交換会等を実施した。平成24年度の代表事例を以下に示す。</p> <p>淀川ダム統合管理事務所管内では、平成22年度から天ヶ瀬ダムにおける低周波音調査を実施し、その結果及び専門家の見解について説明を行っている。</p> <p>また、住民協働における意見交換会を、宇治観光ボランティアガイドクラブと2回(8・10月)、フォレスターうじと1回(10月)、大石地区自治会・PTA等と2回(6・3月)実施した。</p>	<p>住民、住民団体との意思疎通の場は平成23年度は59回、平成24年度は68回と増加してきている。</p> <p>今後も、住民等の意見を聞きながら意見聴取の手法の開発に取り組む。</p>

点 検 項 目

日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【事業説明の実施事例】

【琵琶湖河川事務所】

意見聴取手法の開発にむけて、まずは住民主催イベント(第5回水辺の匠おもしろ体験ステージ)と協働で、瀬田川洗堰操作室見学やTEC-FORCEのパネル展示を行い、事務所事業の広報をした。瀬田川洗堰操作室見学は2回実施し、子どもを含め57名の参加があり、洗堰やTEC-FORCEについて関心をもってもらった。

洗堰操作室見学



洗堰現地見学



TEC-FORCEパネル展示・説明



ウォーターステーション琵琶HP

http://www.water-station.jp/mypage.php?&serv=viewdir&dir_id=1133&usr_id=ODg4

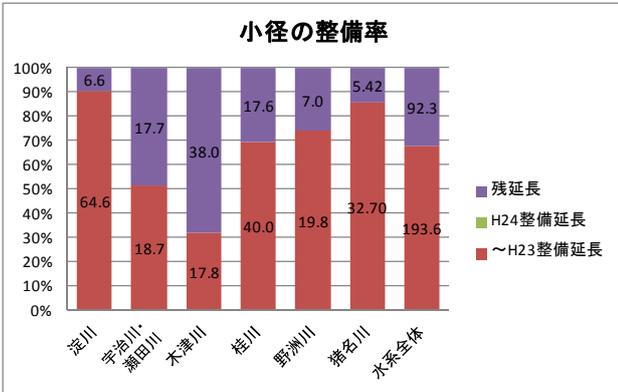
<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>														
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>														
<p>【観点】小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備状況</p>															
<p>「指標」小径(散策路)の整備内容・延長</p>															
<p>(これまでの取組内容) 小径は、水辺の風景や川沿いの文化財をめぐる散策路のネットワークによる、川とまちをつなぐ連続性の確保を目的に整備している。 小径(散策路)の整備状況は、以下のとおりである。 ・平成19年度までに、約188kmを整備した。 ・平成20年度は、2.8 km整備した。 ・平成21年度は、2.05km整備した。 ・平成22年度は、0.7 km整備した。 ・平成23年度は、0.05km整備した。 ・平成23年度までに、193.6kmが整備済みである。</p> <p>(平成24年度取組) 平成24年度に小径(散策路)について、全体計画の見直しを実施し、小径(散策路)の整備は、全体計画285.9kmのうち、平成24年度末までに193.6km(整備率68%)が整備済みであり、残区間が92.3kmとなった。</p> <div data-bbox="188 987 691 1373"> <table border="1"> <caption>小径(散策路)の整備延長(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H19</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>190.8</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>192.85</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>193.55</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>193.6</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>193.65</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	整備延長 (km)	~H19	188	H20	190.8	H21	192.85	H22	193.55	H23	193.6	H24	193.65	<p>今後も、各整備箇所の特性を考慮した整備内容を検討し、推進を図り、川とまち・地域間の水辺のネットワークの形成に努めるとともに、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、関係機関と広域的な水辺の散策路ネットワークについても調整を図り、利用者の視点に立った活用促進方策について検討していく。</p>
年度	整備延長 (km)														
~H19	188														
H20	190.8														
H21	192.85														
H22	193.55														
H23	193.6														
H24	193.65														
<p>点検項目「憩い、安らげる河川の整備」の〔指標〕小径(散策路)の整備内容・延長と重複掲載</p>															
<p>また、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において整備が進められている「みずべプロムナード」ネットワークは、自治体の整備延長分を含め約609km(H24現在)が整備されている。</p>															

点 検 項 目 | 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【小径の全体計画について】

小径については、歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づける施設として、「河川区域内で歩車分離され、舗装済みで円滑に通行できるもの」と定義し、緊急用河川敷道路や河川管理用通路を小径として位置づけており、平成24年度までの水系全体の整備率は68%となり、残区間が92.3kmとなっている。



点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築																																			
3. 進捗状況	4. 点検結果																																			
【観点】憩い、安らげる河川を目指した河川事業の実施状況																																				
「指標」バリアフリー化の内容・実施箇所数 「指標」河川を安心して利用できる整備内容・箇所数																																				
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>憩い、安らげる河川の整備を示す指標として、平成23年度までに整備を実施してきたトイレ及びスロープの設置数の累計を以下に示す。</p> <p>平成22年度以降は、古いトイレの更新を実施しており、トイレの存置数は前年度と同数となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、92箇所が存在している。 ・平成20年度は、97箇所が存在している。 ・平成21年度は、92箇所が存在している。 ・平成22年度は、92箇所が存在し、1箇所更新を行った。 ・平成23年度は、92箇所が存在している。 <p>スロープの設置状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、3箇所整備し、累計13箇所である。 ・平成20年度は、2箇所整備し、累計15箇所である。 ・平成21年度は、整備箇所はなく、累計15箇所である。 ・平成22年度は、整備箇所はなく、累計15箇所である。 ・平成23年度は、整備箇所はなく、累計15箇所である。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成22年度以降は、古いトイレの更新を実施しており、平成24年度には5箇所の更新を行い、トイレの存置数は前年度と同数となっている。スロープについては3箇所の新規設置を行った。</p> <div data-bbox="167 1317 687 1713"> <table border="1"> <caption>トイレの設置数(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数</th> <th>更新数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H19</td> <td>92</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>97</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>92</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>92</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>92</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>92</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="167 1720 687 2078"> <table border="1"> <caption>スロープの設置数(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H19</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	設置数	更新数	~H19	92	0	H20	97	0	H21	92	0	H22	92	1	H23	92	0	H24	92	5	年度	設置数(箇所)	~H19	13	H20	15	H21	15	H22	15	H23	15	H24	18	<p>河川内で子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人が気軽に集うことができる場となるよう、トイレを92箇所、スロープを15箇所設置しているが、利用者からトイレについては「臭い、汚い」との意見が多いため、平成22年度以降は昭和56年度以降に設置されたスチール製トイレを簡易水洗式のFRP製トイレに更新している。</p> <p>スロープについては河川公園へのアクセス向上や地元ニーズを踏まえて設置を進めており、平成24年度に3箇所設置を行った。</p> <p>今後も安心して、気軽に利用できる場として整備を進めるとともに、施設整備にあたってはバリアフリー化を進める。</p>
年度	設置数	更新数																																		
~H19	92	0																																		
H20	97	0																																		
H21	92	0																																		
H22	92	1																																		
H23	92	0																																		
H24	92	5																																		
年度	設置数(箇所)																																			
~H19	13																																			
H20	15																																			
H21	15																																			
H22	15																																			
H23	15																																			
H24	18																																			
点検項目「憩い、安らげる河川の整備」の〔指標〕バリアフリー化の内容・実施箇所数と重複掲載																																				

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
---------	------------------

5. 参考資料

【トイレの整備事例】

【淀川河川事務所】（平成24年度大山崎地区での更新前後のトイレ）

淀川河川事務所管内では、淀川河川公園の利便性の向上のため、公園管理者として移動式のトイレを設置している。トイレの設置数については、各河川公園の年間利用者数と利用状況から必要なトイレの数を算定しており、現在淀川本川の河川公園では92箇所のトイレを設置している。ゴールデンウィーク等の繁忙期では臨時で追加設置を行っている。現在は利用者からは新規設置数についての要望よりも「臭い、汚い」などの意見が多いため、古いトイレから順に更新作業を行っているところで、平成24年度は、大山崎地区他 4地区で計5基の更新した。



淀川河川公園ホームページ <http://www2.kasen.or.jp/>

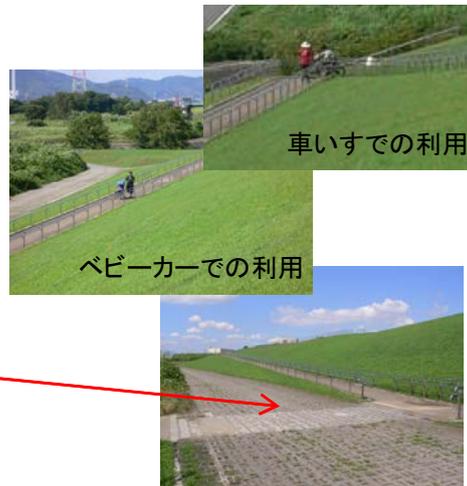
【バリアフリー化の実施事例】

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所管内では、淀川河川公園へのアクセス性等の向上のため、地元からのニーズによって河川管理者・公園管理者がスロープを設置している。設置については、予算や設置に伴う洪水への影響を踏まえ、地元からのニーズと公園利用状況から設置を検討している。淀川左岸26.8km付近に設置したスロープでは堤内に関西医科大学付属枚方病院があり車いすでの利用やリハビリテーションとして活用されている。



淀川左岸26.8km付近のスロープ

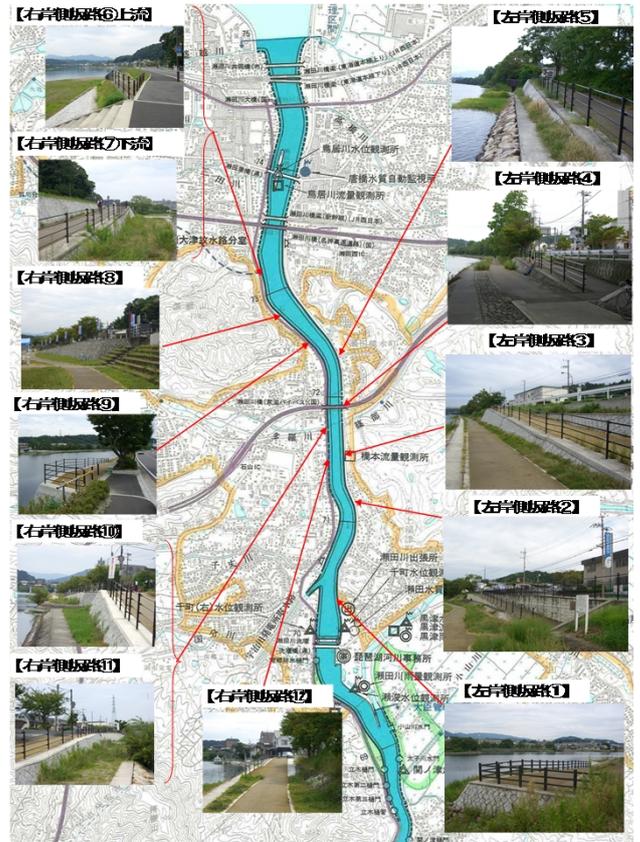


点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【バリアフリー化の実施事例】
【琵琶湖河川事務所】

水辺利用者が、瀬田川沿川の文化・交流施設や歴史・観光拠点間を安全・快適に周遊できるように瀬田唐橋から瀬田川洗堰間において、県道等と連携し、管理用通路整備（全体約4.6km）と併せて水辺の散策路整備を行っている。県道等からのアクセス路にはバリアフリー化のためにスロープを11箇所設置している。



点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】三川合流部の整備状況		
「指標」三川合流部交流拠点の整備内容		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成19年11月には「淀川三川合流域地域づくり構想」が策定され、平成18年から平成24年にかけては、構想で検討されている舟運や歴史・環境学習といった利用形態を試験的に再現し、集客人員や住民ニーズを把握するため、「淀川ふれあい交流イベント」を毎年実施している。</p> <p>平成21年3月には、「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向けた国、府、市町による行動計画が策定された。</p>  <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は8月に「第4回七夕まつり」として開催している。また、平成24年4月は毎年実施している八幡桜祭りにおいて花見船の運航を実施した。</p> <p>また、「淀川三川合流域地域づくり推進協議会」の下部組織としてハード整備を検討する賑わい創出部会とソフト整備を検討する交流促進部会においてサービスセンターの設置や地域の魅力の打ち出し(イベントの定着)など各自自治体と協力して検討を進めている。</p> <p>点検項目「まちづくり・地域づくりとの連携」の〔指標〕三川合流部の拠点の整備内容</p>	<p>「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向けて、交流活動や関係機関との調整を着実に実施している。</p> <p>今後さらに「淀川三川合流域地域づくり推進協議会」にて自治体間や地域との連携を深めつつ、「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、三川合流部の整備の具体化に向けて関係自治体・民間事業者等と連携した実証実験・意見交換会を実施し、検討を推進する。</p>	
5. 参考資料		
【淀川三川合流域事業調整連絡会の取り組み状況】		
【淀川河川事務所】		
<p>平成24年4月1日から10日にかけて、三川合流部では、八幡桜祭り(参加者約20万人)が開催され花見船を運航した。併せて、平成24年8月11日から12日にかけて、七夕まつり(参加者約3千人)が開催され、七夕船を運航した。</p>		
<p>《八幡桜まつりにおける取り組み》</p>  	<p>《七夕まつりにおける取り組み》</p>  	

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
---------	------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

【観点】良好な水辺まちづくりに資する河川事業の実施状況

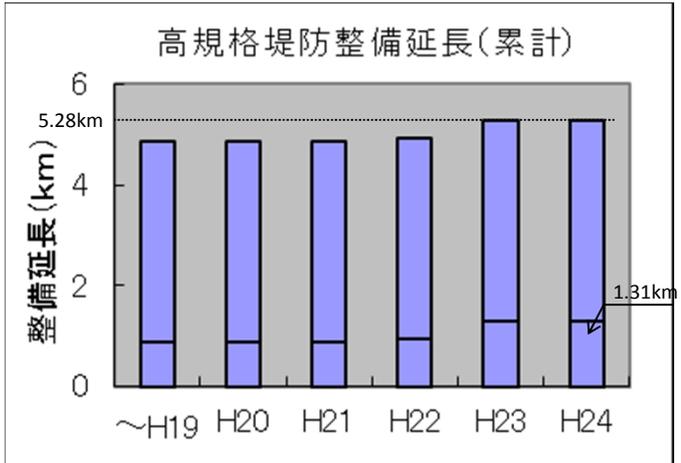
「指標」高規格堤防の整備内容・延長

(これまでの取組内容)

- 高規格堤防の整備状況は、以下のとおりである。
- ・平成19年度は、0.12km整備し、累計4.85km整備している。
 - ・平成20年度は、整備区間はなく、累計4.85km整備している。
 - ・平成21年度は、整備区間はなく、累計4.85km整備している。
 - ・平成22年度は、0.08km整備し、累計4.93km整備している。
 - ・平成23年度は、0.35km整備し、累計5.28km整備している。

(平成24年度の取組)

平成24年度までに23地区で整備した高規格堤防の整備延長の累計を以下に示す。



平成24年度は、整備中の2地区において、早期の完成を目指し、以下の取り組みを行っている。

- 1) 大庭地区: 大阪広域水道企業団による庭窪浄水場の建て替え事業と併せ、平成15年度から着手しており、高規格堤防盛土を実施。
- 2) 大宮地区: 常翔学園の施設建設と併せ、平成22年度から着手しており、地盤改良及び高規格堤防盛土を実施。

平成24年度まで完成区間及び暫定完成区間を含み整備延長は5.28km(整備の区間:1.31km)となっており、整備率は5.9%(整備の区間:5.9%)である。

点検項目「高規格堤防(スーパー堤防)の整備」の[指標]高規格堤防の整備内容・延長と重複掲載

高規格堤防の整備により、超過洪水対策が着実に進められている。

整備の区間のうち、地元から強い要望があり、また、まちづくりとの連携がスムーズにでき、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところ等を優先的に整備していく。

点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

高規格堤防整備の抜本の見直し(平成23年12月)

高規格堤防については、平成22年10月の行政刷新会議の事業仕分けを受け、有識者からなる「高規格堤防の見直しに関する検討会」を開催し、いったん白紙にしてゼロベースで検討を行った。

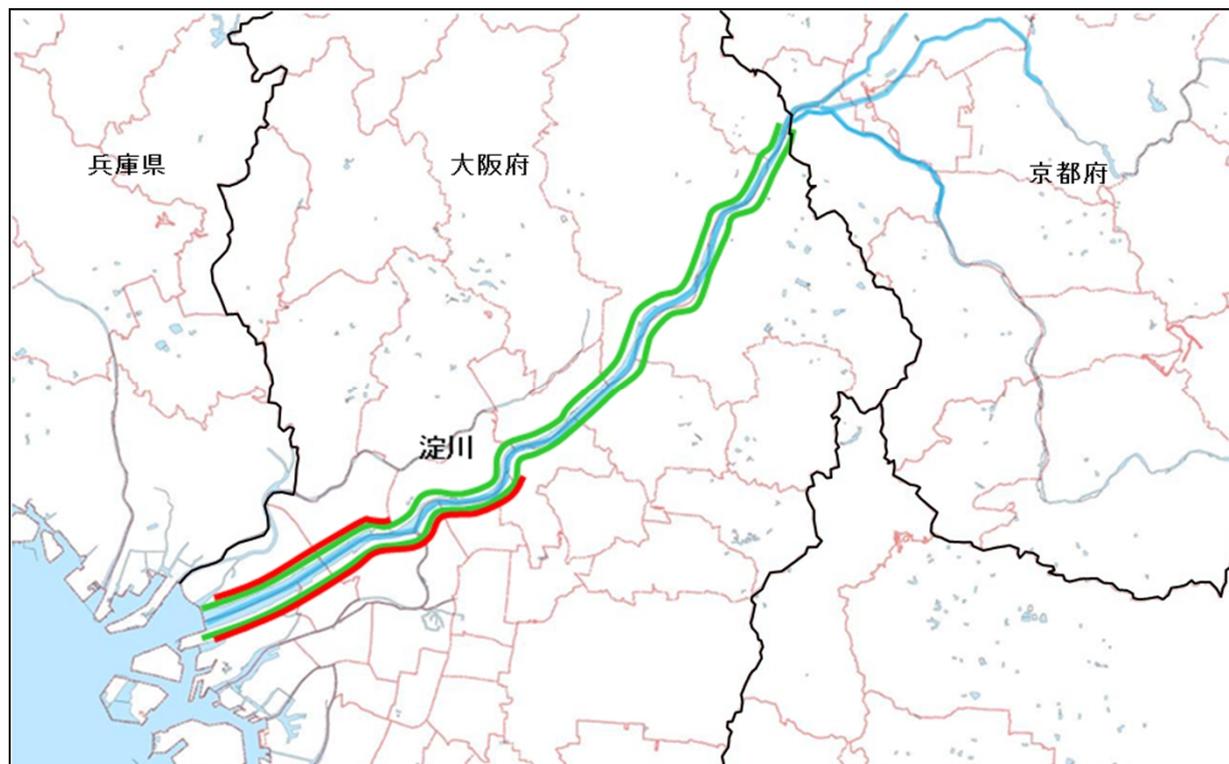
その結果、平成23年12月に「人命を守る」ということを最重視し、従来の約873kmの区間から「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」であるゼロメートル地帯等の約120kmの区間とすることとした。

具体の区間設定の考え方は、

- ・堤防が決壊すれば十分な避難時間もなく海面下の土地が浸水する区間
- ・堤防が決壊すれば建物密集地の建築物が2階まで浸水する区間
- ・堤防が決壊すれば破壊力のある氾濫水により沿川の建物密集地に被害が生じる区間

上記の考えに従い、淀川においては、下記のとおり、高規格堤防の整備区間を設定した。

河川名		下流	上流
淀川	右岸	大阪市西淀川区百島地先 (大阪市西淀川区)	JR東海道本線橋梁付近 (大阪市淀川区・東淀川区)
	左岸	大阪市此花区酉島地先 (大阪市此花区)	下島公園付近 (守口市)



緑: 従来の区間
赤: 整備の区間

高規格堤防の見直しに関する検討会

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koukikakuteibou/index.html

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 1. 人と川とのつながり 4. 1. 3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築
点 検 項 目	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

1. 施策の概要

1)「まるごとまちごとハザードマップ」等の分かり易い情報発信

個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。また、居住地の住所等を入力することで、各居住地の浸水被害に対する危険度が確認できるようなソフトの開発や洪水の模擬体験ができるシステムの構築を行うなど、淀川における治水、防災に関する情報をわかりやすく発信し、洪水時における住民と淀川の関わりについても理解を深めていただくよう努める。

2)様々な媒体による防災情報の発信

日常よりマスメディアを通して河川に係わる身近な情報をタイムリーに、また定期的に発信できるようにしているが、さらに、洪水時・災害時の情報を広く伝達できるよう、ラジオ・テレビ放送・地上デジタル放送・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、映像や音声により河川情報や避難勧告・指示をわかりやすく確実に提供するためのシステム整備を進める。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。

3)関係機関との連携

豪雨災害等の総合的な水害・土砂災害対策を進めるために国、府県等により構成される「総合流域防災協議会」や水質汚濁防止連絡協議会のメンバー等により構成される「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」等において関係機関等と連携し、洪水・災害時の情報共有などの取り組みを進める。あわせて、関係機関等との連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題は、必要に応じて一般にも広く公表する。

さらに、上下流の利害等の調整を円滑に進めるために、河川管理者(国・自治体)同士が議論を深めていくとともに、淀川流域全体の市町村が一堂に会し、水源地の保全や水害に強いまちづくりなど流域の市町村が一体となって取り組むべき様々な課題について意見交換できる場を設置する。

また、琵琶湖・淀川流域圏として一体的・総合的な施策を展開するため、第6次都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を通じて流域圏の様々な関係機関と連携した取り組みを実施する。

なお、府県が管理する区間の河川整備計画を策定する際には、本計画と相互に整合が図られるよう、河川管理者間で調整する。

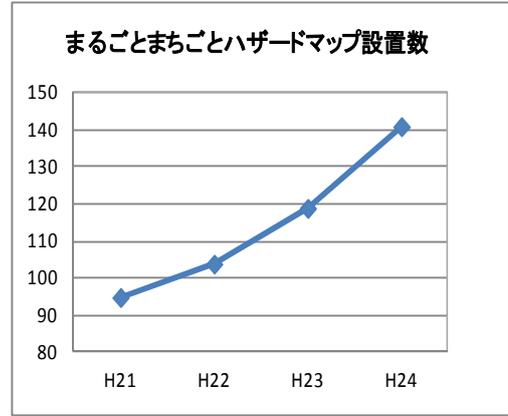
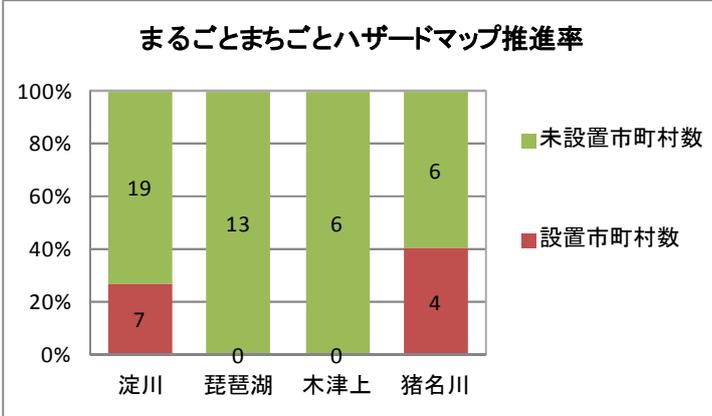
点 検 項 目	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況 【指標】まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数 【指標】自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数</p> <p>【観点】関係機関との連携状況 【指標】協議会等の設置状況</p>	

点 検 項 目	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況	
「指標」まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>まるごとまちごとハザードマップの設置状況は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度までに、累計91箇所設置している。 ・平成21年度は、4箇所設置し、累計 95箇所である。 ・平成22年度は、9箇所設置し、累計104箇所である。 ・平成23年度は、15箇所設置し、累計118箇所である。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、宇治市で12箇所、久御山町で9箇所、摂津市で2箇所のまるごとまちごとハザードマップを設置した。平成24年度末時点の整備箇所は以下のとおりである。</p> <p>浸水想定区域表示看板(26箇所) (大阪市、京都市、草津市(試行)等)</p> <p>まるごとまちごとハザードマップ(141箇所) (八幡市(4)、宇治市(70)、大山崎町(4)、長岡京市 (6)、向日市(9)、久御山町(9)、摂津市(2)、尼崎市(9)、伊丹市(5)、池田市(4)、川西市(19))</p> <p>点検項目「危機管理体制の構築」の〔指標〕まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数と重複掲載</p>	<p>万一の堤防決壊に備え、避難誘導と危機意識の醸成に資するため、まるごとまちごとハザードマップ及び浸水実績表示看板等の設置が進んでいる。</p> <p>今後も関係自治体と連携してさらにまるごとまちごとハザードマップ及び浸水実績表示看板等の設置を進めていく必要がある。</p>

点検項目 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

5. 参考資料

【まるごとまちごとハザードマップ推進事例】
【淀川河川事務所】

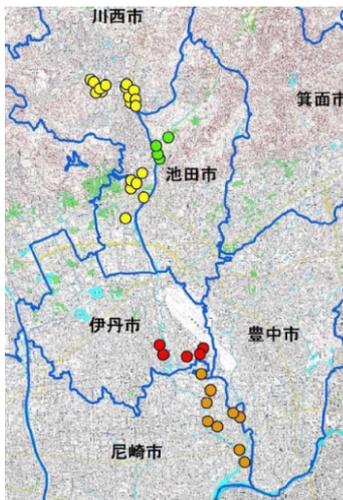


近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進しており、沿川自治体では設置数が増加傾向にあるが、各事務所管内における設置市町村数も半数に満たないため、今後、水害に強い地域づくり協議会を通じて、設置数を増加するよう取り組んでいく。

【京都府向日市内コミュニティセンター設置事例】

【猪名川河川事務所】

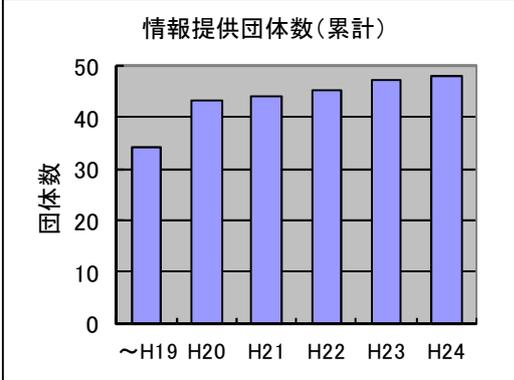
浸水実績標示板設置位置図



浸水実績標示板設置数

尼崎市	9
伊丹市	5
川西市	19
宝塚市	0
猪名川町	0
豊中市	0
箕面市	0
池田市	4
豊能町	0
能勢町	0
計	37



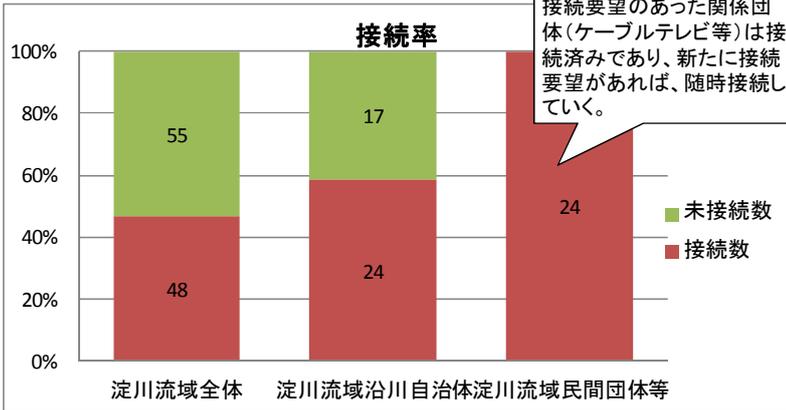
<p>点 検 項 目</p>	<p>洪水・災害時の人と川とのつながりの構築</p>
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>
<p>【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況</p>	
<p>「指標」自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数</p>	
<p>(これまでの取組内容) (これまでの取組内容) 情報提供している団体数の存在状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、4団体に情報提供を始め、累計34団体存在する。 ・平成20年度は、9団体に情報提供を始め、累計43団体存在する。 ・平成21年度は、1団体に情報提供を始め、累計44団体存在する。 ・平成22年度は、1団体に情報提供を始め、累計45団体存在する。 ・平成23年度は、2団体に情報提供を始め、累計47団体存在する。 <p>(平成24年度の取組) 平成24年度は、流域全体で新規に1団体へ情報提供を始めた。 平成24年度までの累計では、48団体と増加している。</p>  <p>また、平常時から危機管理能力の向上を図るため、堤防の決壊を想定したシミュレーション訓練、総合防災演習及び陸閘の操作訓練を自治体や水防団と連携して実施した。 自治体や水防団と水防連絡会を開催し、沿川の危険箇所や災害時の連絡体制等について情報交換を行った。</p> <p>点検項目「危機管理体制の構築」の〔指標〕自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数と重複掲載</p>	<p>関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供でき、情報提供している団体数も増加している。 また、訓練や連絡会を通じて、関係機関との連携が図られている。</p> <p>今後も関係自治体等と連携してさらに避難体制の基盤整備の支援や情報共有の促進及び関係機関との連携に取り組んでいく。</p>

点検項目 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

5. 参考資料

【情報伝達体制状況】
【水系全体】

淀川・琵琶湖・猪名川・木津川上流の4事務所では光ファイバ等により直接の情報提供を48団体と行っている。また、主要な雨量・水位情報やライブ映像はインターネットによる提供も行っている。
有事の際、各自治体等への確実な情報伝達体制確立のため、光ファイバー等の接続による直接の情報伝達について、水害に強い地域づくり協議会等で呼びかけている。



NHK情報提供画面(各河川水位データ表示)

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所と自治体等の関係機関との間に独自に光ファイバを敷設し、河川情報、画像情報を提供している。
またインターネットにおいても水位情報を提供し、自治体だけでなく、沿川住民の方々も活用できるサイトをホームページ上にも設置している。

淀川河川事務所ホームページ
<http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/live/index.php>



H25.3 現在

点 検 項 目 | 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

5. 参考資料

【琵琶湖河川事務所】

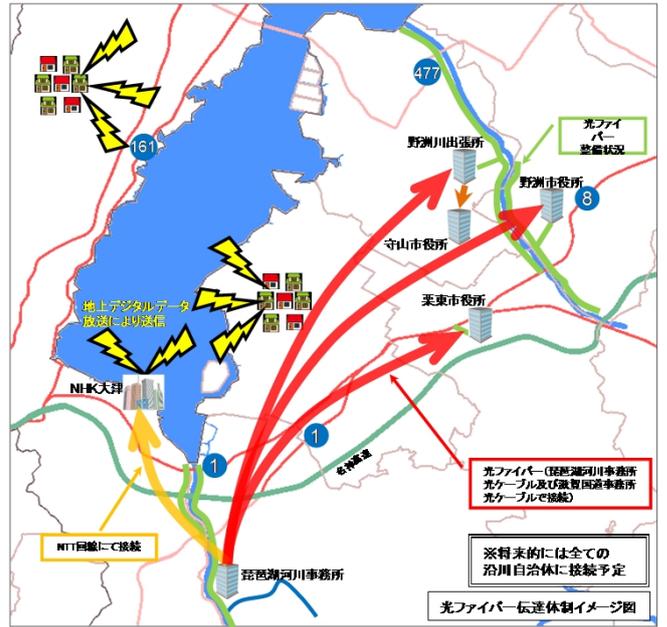
関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供できるようにしており、琵琶湖河川事務所では、自治体（野洲市・守山市・栗東市）及びNHKと情報共有に関する協定を結んでいる。



NHK情報提供画面（各河川水位データ表示）



野洲川市役所 CCTV画像提供画面



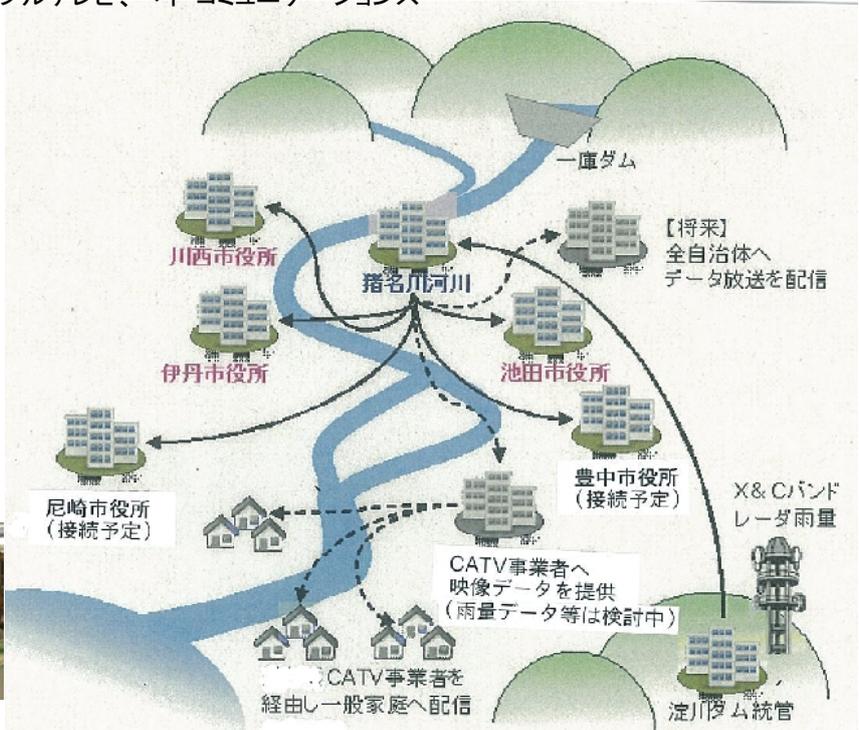
【猪名川河川事務所】

猪名川流域の市町村及びCATV事業者との情報共有化のための情報伝達体制を構築する予定で、当面、下流域の5市役所との接続・伝送及びCATV事業者へ映像データの提供を計画している。

接続・伝送済機関：池田市役所、川西市役所、伊丹市役所、
豊中・池田ケーブルテレビ、ベイ・コミュニケーションズ



CATV事業者の活用状況



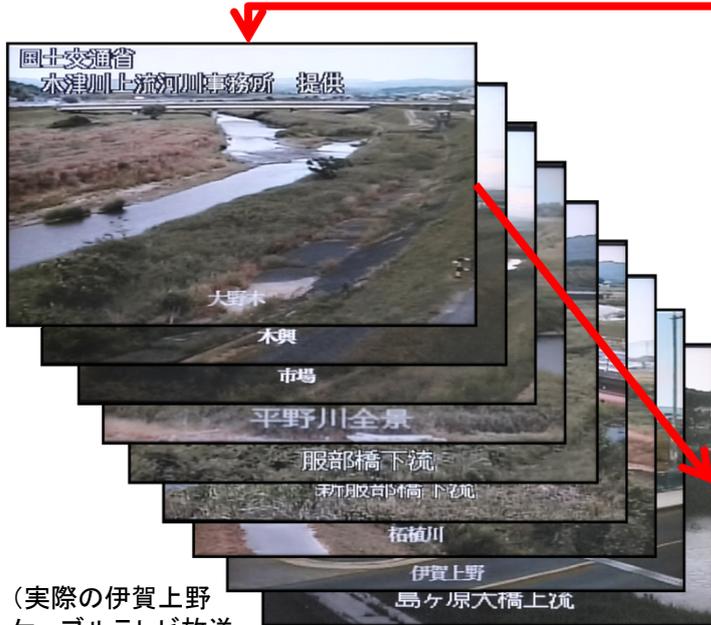
点 検 項 目 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】

木津川上流河川事務所では、地域住民、自治体、水防団等に分かりやすい河川情報の伝達手段として、地元ケーブルテレビ局を介して、より多くの人にリアルタイムな情報を伝えるために、河川の動画像の配信を行っている。

平成24年7月1日より伊賀上野ケーブルテレビ(株)のサービスエリア内に配信を行い、水防活動等においても役立てていただいている。



(実際の伊賀上野ケーブルテレビ放送映像)⇒

平成23年10月23日に伊賀上野ケーブルテレビ(株)(伊賀市)と協定を締結し、木津川上流河川事務所にて整備を行った河川監視用CC TVカメラより9つの映像を抽出し、平成24年7月1日より動画像の配信をスタートした。

抽出した左記の9画像(大野木・木興・市場・平野川全景・島ヶ原大橋全景(いずれも木津川)・服部橋下流・新服部橋下流・伊賀上野(いずれも服部川)・柘植川(柘植川))をスクロール表示によりケーブルテレビの専門チャンネル(名称:河川情報チャンネル)にて、24時間365日提供をしている。

同様のサービスを(株)アドバンスコープ(名張市)においても平成20年5月1日より、また、平成18年10月4日より(独)水資源機構木津川ダム総合管理所とも行っている。

点 検 項 目	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】関係機関との連携状況	
「指標」協議会等の設置状況	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所管内においては、全26市町が参画し、毎年延べ10回程度水害に強い地域づくり協議会及びワーキングを開催している。 ・琵琶湖河川事務所管内においては、滋賀県下において琵琶湖湖南流域、湖北圏域、東近江圏域、甲賀圏域の4ブロック全19市町のうち13市町で協議会を年に1～2回開催している。 ・猪名川河川事務所管内においては、全10市町が参画し、毎年ワーキンググループ(年1～3回)、専門部会(年1回)を開催している。 ・木津川上流河川事務所管内においては平成18年度に2度、準備会として実施した。 <p>(平成24年度の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所管内においては、平成24年度には、首長会議2回、ワーキンググループ6回を開催し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成等を検討するとともに、地域住民(各自治体職員を含む)の防災意識の向上を目的とした研修会を大阪・京都併せて、16回実施し水害に対する情報共有を図った。 ・琵琶湖河川事務所管内においては、平成24年度は東近江圏域で協議会を1回、湖南流域で担当者会議を2回開催した。 ・猪名川河川事務所管内においては、平成24年度は専門部会1回開催した。 ・木津川上流河川事務所管内においては、平成24年度も引き続き、正式の協議会発足に向けて調整を行っており、今後早急に設立すべく準備中である。 <p>点検項目「危機管理体制の構築」の[指標]水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数と重複掲載</p>	<p>各事務所管内において、水害に強い地域づくり協議会の設立が進んでおり関係機関との連携が進められている。</p> <p>今後も、定期的に各協議会を開催することにより、関係自治体との連携を強化していく。 なお、協議会が未設置の地域では、早期設置を図る。</p>

点 検 項 目 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

5. 参考資料

【協議会の開催状況】

【淀川河川事務所】

平成24年度における淀川河川事務所管内の水害に強い地域づくり協議会では“避難勧告等を実効性を持たせる”をメインテーマとして、「住民参加型の防災マップ」の作成、「水害協情報提供サイト」の構築等の様々な活動を実施している。



○第1回行政WG会議 議題
・平成24年度活動方針



○第3回行政WG会議 議題
・ブロック別会議の報告
・首長会議に向けた平成24年度の活動内容の整理



○第2回行政WG会議 議題
・エリア別情報交換会の報告
・水位予測を中心とした情報共有のあり方
・住民の適切な避難行動の実現に向けて



○首長会議 議題
・「人的被害ゼロを目指した市町間の連携のあり方」について

第1回行政ワーキング会議
(平成24年8月8日)

エリア別情報交換会
(平成24年9月24日～27日)

第2回行政ワーキング会議
(平成24年11月26日)

ブロック別会議
(平成24年12月21日～平成25年1月17日)

第3回行政ワーキング会議
(平成25年2月15日、19日)

首長会議
(平成25年3月19日、21日)

※大阪府域・京都府域共、上記日付で開催

淀川 水害に強い地域づくり協議会 <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/kyogikai/index.html>

【琵琶湖河川事務所】

平成24年度は、琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会の担当者会議を2回実施し、大津市(田上及び上田上学区)モデルとして実践的な避難勧告等の発令判断・伝達マニュアル(案)の作成を行った。

平成25年度は、作成した避難勧告等の発令判断伝達マニュアル(案)の検証および災害時要支援者を踏まえた検討を実施していく。

【第10回協議会(H24.2.6)】

- ・協議会活動の経過、取組について
- ・各市における防災・減災の取組について
- ・水害時避難支援に関する検討について

【水害時避難支援WG(H24.3.13)】

- ・水害時避難支援に関する検討(地区別の判断基準について)

【担当者会議(H24.3.26,H25.2.28,H25.3.22)】

- ・水害時避難支援に関する検討
- ・災害時要支援者支援の取組状況について
- ・洪水ハザードマップの改訂について(草津市、守山市)

H25.3 大津市(田上学区、上田上学区版)
風水害の避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)作成

琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会
<http://www.biwakokasen.go.jp/others/stncc/index.html>



第10回協議会の開催状況

点 検 項 目 | 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

5. 参考資料

【猪名川河川事務所】

・猪名川流域総合治水対策協議会

平成24年11月30日に担当者会議を開催し、各関係機関の担当者と昨年度の決算報告及び今年度の事業計画、予算案について意見交換を行った。

平成25年1月11日に猪名川流域総合治水対策協議会・幹事会を開催し、担当者会議で検討した昨年度の決算報告及び今年度の事業計画、予算案について承認された。

・専門部会

平成25年3月6日に情報伝達や避難体制の構築に係る専門部会を開催し、「情報伝達や避難体制の構築に係る整備内容シート」の進捗状況について検討を行った。

担当者会議



幹事会



避難体制構築を検討する専門部会



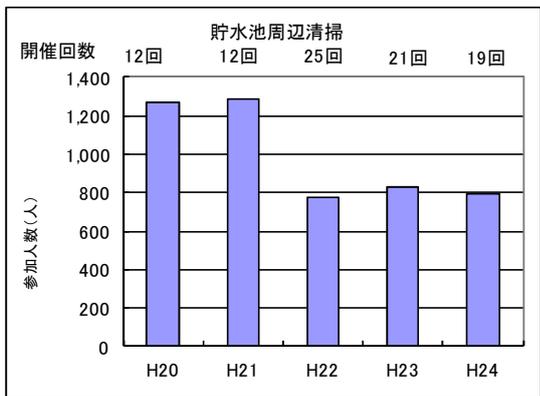
猪名川流域総合治水対策協議会

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/flood-about.html>

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 1. 人と川とのつながり 4. 1. 4. 上下流の連携の構築
点 検 項 目	上下流の連携の構築
1. 施策の概要	
<p>水源地域は、河川の水量・水質の保全に大きな役割を有するとともに、下流の治水・利水両面の重要施設であるダムが存在しているという観点に立てば、水源地域の活性化は流域全体にとって重要な課題である。そのため、水源地域やダムに対する理解と協力を得るための施策を支援・実施する。また、上下流の交流・連携を一層進め、相互の理解を深めることで、下流域は上流域に感謝し、上流域は下流域のことを気遣うような関係を構築していく。</p> <p>1) 水源地域ビジョンを推進する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>2) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。 また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>	

点 検 項 目	上下流の連携の構築
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「上下流の連携の構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】水源地域ビジョンの推進状況 【指標】水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数</p> <p>【観点】上下流交流を促進するための活動状況 【指標】交流(水源地ネットワーク)実施内容・回数</p>	

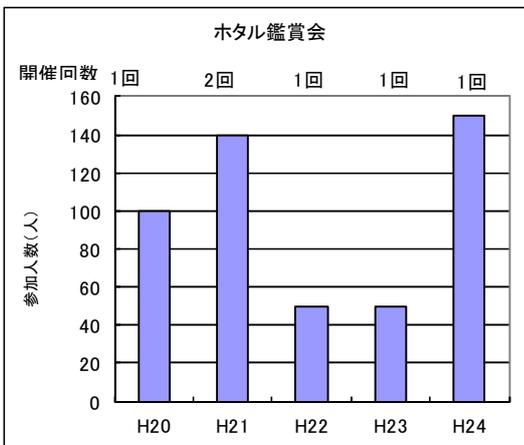
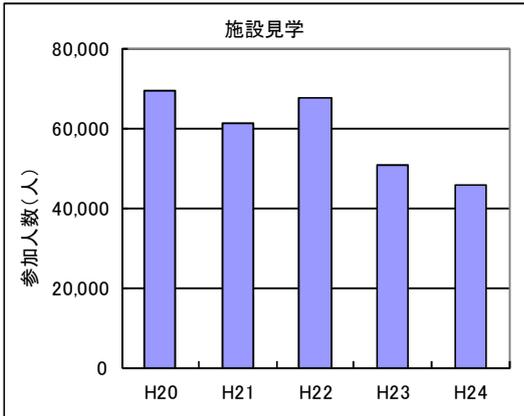
点 検 項 目	上下流の連携の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水源地域ビジョンの推進状況	
「指標」水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>水源地域ビジョンは天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム及び一庫ダムの8ダムで策定されている。また、各々のダムにおいて、水源自治体、関係行政機関、ダム管理者等から成る協議会あるいは連絡会が設立され、水源地域ビジョンの実行を図っている。</p> <p>貯水池周辺清掃活動の実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、12回実施し、約1,300人が参加した。 平成21年度は、12回実施し、約1,300人が参加した。 平成22年度は、25回実施し、約 800人が参加した。 平成23年度は、19回実施し、約 800人が参加した。 <p>施設見学の参加状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、約69,000人が参加した。 平成21年度は、約61,000人が参加した。 平成22年度は、約67,000人が参加した。 平成23年度は、約51,000人が参加した。 <p>水源地域ビジョン策定地区におけるホタル鑑賞会の実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、1回実施し、約100人が参加した。 平成21年度は、2回実施し、約140人が参加した。 平成22年度は、1回実施し、約 50人が参加した。 平成23年度は、1回実施し、約 50人が参加した。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、水源地域ビジョンの取り組みとして、貯水池周辺清掃に約800人(19回開催)、施設見学会に約4万5千人、ホタル鑑賞会に約150人が参加している。</p>	<p>水源地域ビジョンを策定し連絡会等により各施策が実施され、各行事には多数の参加者が訪れている。また、ダム周辺では施設整備が進められ利用者の利便性が向上するとともに、湖面利用の促進に取り組んでいる。</p> <p>今後も関係機関と連携しダム施設見学会、ダム湖周辺におけるマラソン大会、水源地域の植林活動、間伐材の利用促進、水質保全対策の実施や不法投棄対策の実施など水源地域ビジョンの取り組みを継続的に推進する。また、ダム周辺施設の整備や湖面利用促進策を進めていく。</p>



点検項目 上下流の連携の構築

3. 進捗状況

4. 点検結果



また、平成24年度の個別の取組としては、以下のとおりである。

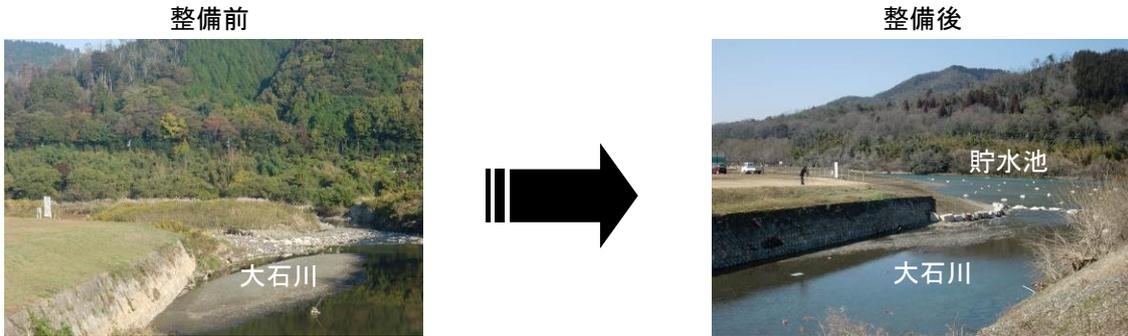
- ・一庫ダムにおいて、水源地域ビジョン推進協議会による廃棄物の有効活用やゴミの減量への意識を高める事を目的に、ダム湖に流入した流木を利用した「美しい猪名川 流木ペインティング大会」を実施。(7月)
- ・日吉ダムにおいて、水源地域ビジョン連絡会の連携活動の取り組みとして、集中取組期間(9月～11月)を設けて関係機関によるダム周辺地域の清掃活動を実施した。
- ・天ヶ瀬ダムでは、平成23年度に引き続き、天ヶ瀬ダムを観光資源として活用するため、宇治観光ボランティアガイドクラブとの協働により研修会を6月及び1月に実施。その成果として、7月にボランティアガイドクラブが案内するダム見学ハイキングを実施した。また、大石地区自治会、NPO瀬田川リバブレ隊、琵琶湖博物館うおの会、大津市大石支所の協働で水生生物調査を7月に実施した。
これらの関係機関・組織、関係者の情報交換と意識共有のためにメールマガジンを隔月に配信している。

点検項目「上下流の連携の構築」の[指標]水源地域ビジョン策定と
その後の活動内容・回数と重複掲載

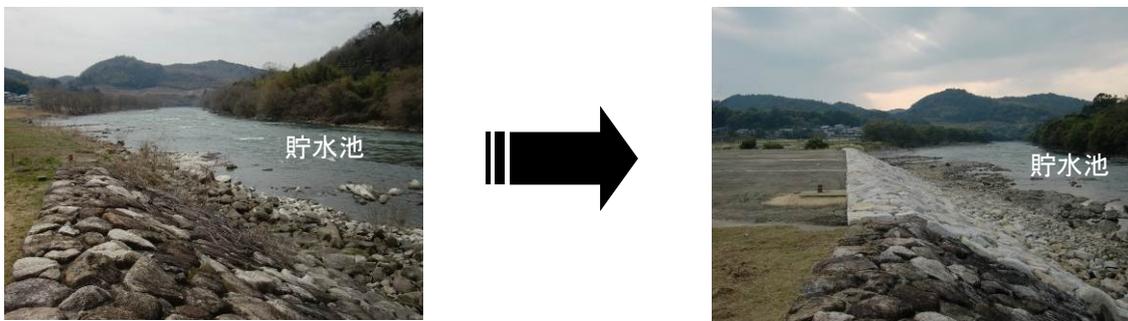
点 検 項 目	上下流の連携の構築
---------	-----------

5. 参考資料

【天ヶ瀬ダム周辺の施設整備の状況】
【淀川ダム統合管理事務所】



天ヶ瀬ダムでは、貯水池に流入する大石川において河道整備を行い、河道を確保した。あわせて、左岸側の盛土に際し、従来の河川環境を保全できるよう、盛土材の表土にオギの根茎を移植したり、水陸移行帯等を設置し、良好な生物の生息・生育環境の創出を図った。



また、大石川合流地点は貯水池上流に位置し、貯水位の水位変動による影響を受けており、法面浸食が進行しているため、護岸整備を実施している。

【天ヶ瀬ダム施設見学の状況】
【淀川ダム統合管理事務所】

天ヶ瀬ダムでは、宇治観光ボランティアガイドクラブとともに、天ヶ瀬ダムを広く国民に知っていただき、あわせて、天ヶ瀬ダムを観光資源として活用していただくことを目的とした 協働事業 における施設見学(見学ハイキング)を平成23年度から実施しており、平成23年度に126名、平成24年度には81名の方に参加をいただいている。



天ヶ瀬ダムにおける住民協働の取り組み

<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/dam-kyoudou.html>

点 検 項 目

上下流の連携の構築

5. 参考資料

【ダム水源地の市町村・ダム管理者等による意見交換会】
 【淀川ダム統合管理事務所】



宇治市及び天ヶ瀬ダム周辺において開催された「宇治十帖スタンプラリー」にあわせて、天ヶ瀬ダムに展示ブースを設置し、淀川水系各ダム及び水源地地域の各市町村のパネル展示、パンフレット配布等を行った。

5日間で、総数4000人を超える多数の方々に、水源地に対する理解を深めていただける機会になった。

淀川水系ダム水源地ネットワークホームページ
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/yynet/index.html>

【水源地市町村等のPR活動】
 【淀川ダム統合管理事務所】



淀川水系ダム水源地ネットワークは、淀川水系のダム水源地が広域的に連携して、ダムや水源地への理解を深め、関心を高揚させるための情報発信並びに水源地の地域振興等を図ることを目的としている。

ネットワークでは、年2回の幹事会において、各会員での意見交換を行っている。

点 検 項 目		上下流の連携の構築
3. 進捗状況		4. 点検結果
【観点】上下流交流を促進するための活動状況		
「指標」交流(水源地ネットワーク)実施内容・回数		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>「淀川水系ダム水源地ネットワーク」は、上流の魅力をたくさんの人に知っていただくための情報発信を通じ、交流、水源地の環境保全や地域づくりを目指すため、淀川上流域の14市町村が連携して、平成11年7月に発足し、これまで各ダムの紹介や意見交換会等を実施してきた。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は琵琶湖河川事務所管内において現場意見交換会を行い、また「宇治十帖スタンプラリー」にあわせたPR活動を行った。</p>		<p>継続的に各種交流イベントが開催されており、上下流交流の促進が期待される。</p> <p>今後も、淀川水系ダム水源地ネットワークの活動を推進し、さらなる上下流交流の促進を目指す。</p>

5. 参考資料

【淀川水系ダム水源地ネットワーク】



淀川水系ダム水源地ネットワークは平成11年7月に発足し、淀川上流域の14市町村が連携したネットワークとなっており、上流のこのような魅力をたくさんの人に知っていただくための情報発信や交流、水源地の環境保全や地域づくりを目指している。

淀川わいらいネット
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/yynet/index.html>

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 2. 河川環境 4. 2. 2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
1. 施策の概要	
<p>水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目標とする。その目標のもとで、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な在来生物を保全するため、清らかな水と生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。</p> <p>特に、淀川水系の約47%の面積を占める流域を有し、水系全体の環境、治水、利水に大きな役割を果たしている琵琶湖の保全と再生に積極的に取り組む。</p> <p>また、「川が川をつくる」の手伝うとの認識のもとで、徹底した河川の連続性の確保、川本来のダイナミズムの再生、環境、治水、利水にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を進める。</p> <p>(1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生</p> <p>淀川水系には特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンパラをはじめとして、多くの希少生物が生息している。特にイタセンパラについては近年その生息環境の悪化が強く懸念されている。そのため、淀川水系に生息する我が国固有の生物を中心として在来生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る取り組みを、関係機関とも連携し積極的に実施する。</p> <p>1) 生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①イタセンパラ(ワンド倍増計画) ②ナカセコカワニナ ③オオサンショウウオ ④アユモドキ <p>2) 水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。</p> <p>(2) 在来種を脅かす外来種対策の推進</p> <p>侵略的外来種の実態調査を継続し、関係機関や住民・住民団体(NPO等)と連携しながら駆除等の対策を推進するとともに、持ち込みの自粛やペットの適切な飼育を呼びかけるなどの啓発活動を実施する。なお、外来種の減少を目的とした自治体の条例制定に向けた調整や協議を実施する。</p> <p>(3) 良好な景観の保全・創出</p> <p>川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る。</p> <p>また、都市域を流れる淀川の特徴をふまえ、清らかな水や多様な生物とのふれあいなど、人々が身近な自然を体感できる河川空間の創出を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 瀬田川の水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会からの提言「瀬田川のあるべき姿」にもとづき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境と調和した河川施設とするよう、構造物の形状や色彩について検討を行い改善する。 2) 河川の景観を特徴づけている樹林等の保全について、治水上の影響・効果を考慮しつつ実施する。この際、河川景観を損ねている河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画(案)に基づき、計画的に伐採を実施する。 3) ダム貯水池の斜面における水位変動域の裸地対策として緑化等を行うとともに、ダム周辺における構造物等の景観対策について検討する。 4) 河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止に努める。 	

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p>	
<p>【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況</p>	
<p>[指標]イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数〔下流域(湛水区間)、下流域(流水区間)、中流域(木津川)〕</p>	
<p>[指標]ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容〔中流域宇治川〕</p>	
<p>[指標]オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容〔上流域(盆地～源流部)木津川〕</p>	
<p>[指標]アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数〔中流域宇治川〕</p>	
<p>【観点】生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取り組み状況</p>	
<p>[指標]関係機関が連携した取り組み内容〔全域〕</p>	
<p>【観点】外来種対策の実施状況</p>	
<p>[指標]外来種の現状把握と対策必要箇所の選定内容〔全域〕</p>	
<p>[指標]駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量〔全域〕</p>	
<p>[指標]外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数〔全域〕</p>	
<p>[指標]外来種の駆除効果についての科学的検証内容〔全域〕</p>	
<p>【観点】琵琶湖・淀川水系の歴史・文化多様性の価値の保全状況</p>	
<p>[指標]瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容・整備延長〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕</p>	
<p>【観点】河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止対策の実施状況</p>	
<p>[指標]河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止内容・対策箇所数〔全域〕</p>	
<p>【観点】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施状況</p>	
<p>[指標]ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川〕</p>	

<p>点 検 項 目</p>	<p>多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承</p>																																								
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>																																								
<p>【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況</p>																																									
<p>「指標」イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数〔下流域(湛水区間)、下流域(流水区間)、中流域(木津川)〕</p>																																									
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>イタセンパラについては、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、最も多くの生息数が確認されていた淀川下流の城北地区だけでなく、これまで赤川地区、楠葉地区、唐崎地区他10箇所においてもワンドの再生等、生息・生育・繁殖環境の整備を行ってきた。</p> <p>淀川下流域におけるイタセンパラの稚魚の個体数調査結果によれば、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は0匹であった。 ・平成20年度は0匹であった。 ・平成21年度は0匹であった。 ・平成22年度は133匹確認された。 ・平成23年度は0匹であった。 <p>平成18年度以降イタセンパラの稚魚が確認されていなかったことから、イタセンパラの野生復帰に向けた取り組みとして、イタセンパラの再導入を平成21年度、平成23年度に試行的に実施している。</p> <p>平成22年度に発生した出水による影響等により、平成23年春の調査で稚魚を確認できなかったことから、平成23年秋にイタセンパラの再導入を行った。</p> <p>(平成24年度の実績)</p> <p>春にはイタセンパラの稚魚216匹、秋にはイタセンパラの成魚を確認した(推定全数1040匹)。</p> <table border="1"> <caption>イタセンパラの個体数調査結果 (推定)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>個体数 (匹)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>2732</td></tr> <tr><td>H17</td><td>317</td></tr> <tr><td>H18</td><td>748</td></tr> <tr><td>H19</td><td>2486</td></tr> <tr><td>H20</td><td>1464</td></tr> <tr><td>H21</td><td>149</td></tr> <tr><td>H22</td><td>1939</td></tr> <tr><td>H23</td><td>7839</td></tr> <tr><td>H24</td><td>4937</td></tr> <tr><td>H25</td><td>4166</td></tr> <tr><td>H26</td><td>2593</td></tr> <tr><td>H27</td><td>506</td></tr> <tr><td>H28</td><td>0</td></tr> <tr><td>H29</td><td>0</td></tr> <tr><td>H30</td><td>0</td></tr> <tr><td>H31</td><td>0</td></tr> <tr><td>H32</td><td>133</td></tr> <tr><td>H33</td><td>0</td></tr> <tr><td>H34</td><td>216</td></tr> </tbody> </table>	年度	個体数 (匹)	H16	2732	H17	317	H18	748	H19	2486	H20	1464	H21	149	H22	1939	H23	7839	H24	4937	H25	4166	H26	2593	H27	506	H28	0	H29	0	H30	0	H31	0	H32	133	H33	0	H34	216	<p>再導入後に浮出した稚魚が成魚まで成長したことを確認したのは今回が初めてであり、イタセンパラの野生での定着に向けて取り組みが前進した。</p> <p>今後も引き続き淀川環境委員会等の指導・助言を得ながらワンド整備を行うと共に、再導入したイタセンパラの定着状況をモニタリングし、その結果を踏まえて、生息・生育・繁殖環境の保全・再生を進めることが必要である。</p>
年度	個体数 (匹)																																								
H16	2732																																								
H17	317																																								
H18	748																																								
H19	2486																																								
H20	1464																																								
H21	149																																								
H22	1939																																								
H23	7839																																								
H24	4937																																								
H25	4166																																								
H26	2593																																								
H27	506																																								
H28	0																																								
H29	0																																								
H30	0																																								
H31	0																																								
H32	133																																								
H33	0																																								
H34	216																																								

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【イタセンパラ野生復帰に向けた取り組み事例】

平成18年以降生息が確認できない淀川水系のイタセンパラは自力で回復する可能性が極めて低いこと、その一方で淀川本川の一部で本種が生息できる環境が整備されつつあること、淀川産イタセンパラの保存集団の増殖が順調であることなどから、淀川河川事務所では平成21年よりイタセンパラの再導入を行ってきた。

この再導入の取り組みなどによって得られた知見を生かし、淀川本川河道にイタセンパラを再び広く定着させることを目的に、イタセンパラの野生絶滅の可能性が高まった経緯や現況、これまでの保護活動を通して得られたさまざまな知見、そして現在の諸情勢などを勘案して、5～10年後に達成すべき目標を設定した短中期プランを平成24年7月にまとめた。

今後はこの短中期プランに基づき、イタセンパラの野生復帰を前進させていく。

淀川環境委員会

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/env_h18/31th-env.html

イタセンパラの野生復帰に向けた
淀川本川河道の自然再生短中期プラン

国土交通省 近畿地方整備局
淀川河川事務所

【イタセンパラ保全の取り組み事例】

淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク(以下、イタセンネット)は、淀川水系の生物多様性の保全・回復をめざし、その目標として淀川のシンボルフィッシュと呼ばれる天然記念物イタセンパラの野生復帰をめざして、外来種の駆除や普及啓発活動などの取り組みを行っている。

H24年度は、城北34～36号ワンドにおいて、4月～11月に月1～2回(計12回)の駆除作業(各回地曳網、年4回もんどり)を行ったほか、外来魚駆除のイベントとして、外来魚駆除釣り大会を2回実施した。その結果、地曳き網ではブルーギル1530個体、オオクチバス2647個体、もんどりではブルーギル198個体を駆除した。



イタセンネットによる外来魚駆除



H24.5.13外来魚駆除釣り大会の様子

淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク連携団体一覧

【連携団体・大学】

- 一般社団法人 水生生物保全協会
- 大阪工業大学 城北水辺クラブ
- 大阪産業大学 エコ推進プロジェクト
- 大阪産業大学 水生生物研究室
- 大阪商業大学 経済学部 原田ゼミナール
- 大阪府立大学 キャンパスビオトープ研究会
- 大阪府立大学 里環境の会OPU
- 京都水族館
- 水生生物センター・サポートスタッフ
- 摂南大学 エコシビル部

- NPO法人 nature works
- バナソニック エコリレー ジャパン
- 人を自然に近づける川いっい会
- 琵琶湖を戻す会
- 淀川管内河川レンジャー
- 淀川水系イタセンパラ研究会

【行政】

- 環境省 近畿地方環境事務所
- 国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所
- 大阪府環境農林水産部 みどり推進課
- (地独)大阪府環境農林水産総合研究所

点検項目 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

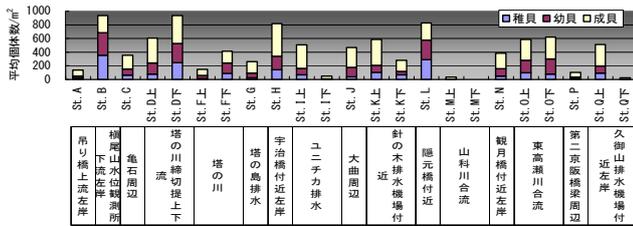
3. 進捗状況 4. 点検結果

【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況

「指標」ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容〔中流域宇治川〕

(これまでの取組内容)

ナカセコカワニナの模式産地がある宇治川において平成20年度に三川合流付近から天ヶ瀬ダム下流までの間で分布範囲の調査を行った。結果を以下に示す。



ナカセコカワニナ調査結果

(平成24年度の取組)

塔の島上流における掘削工事、および塔の島下流における工事用道路工事にあたり、ナカセコカワニナの移殖を実施した。

ナカセコカワニナについては、宇治川での生息範囲調査の結果、淀大橋から天ヶ瀬ダム下流まで分布が確認されている。

今後、生息が確認されている箇所では河川整備を行う際は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながらナカセコカワニナの生息・繁殖環境に十分配慮する必要がある。

5. 参考資料

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承																									
3. 進捗状況	4. 点検結果																									
【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況																										
「指標」オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容〔上流域(盆地～源流部)木津川〕																										
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工巣穴について 平成21年度及び平成22年度に人工巣穴を設置(2地点、5基)した。 <table border="1" data-bbox="102 575 751 770"> <thead> <tr> <th colspan="3">人工巣穴(2地点)</th> </tr> <tr> <th>河川名</th> <th>設置年度</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川上川</td> <td>平成21年度</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>川上川</td> <td>平成22年度</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 移動路について 平成20年度及び平成22年度に移動路を設置(4地点、2基)した。 <table border="1" data-bbox="102 954 751 1149"> <thead> <tr> <th colspan="3">移動路(2地点)</th> </tr> <tr> <th>河川名</th> <th>設置年度</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川上川</td> <td>平成20年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>前深瀬川</td> <td>平成22年度</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 移転試験について 移転先での定着状況を把握するための移転試験を学識者等の指導・助言のもと実施していた。移転先でのオオサンショウウオの定着状況や生息環境について追跡調査を継続的に実施し、平成23年度までの追跡調査結果を基に学識者等の助言を得て、オオサンショウウオの移転試験について一定の成果が確認できたものと判断し、平成23年度末に調査を終了した。 川上ダム建設事業における環境影響及び保全対策について 平成21年度に動植物、水質などを含めた川上ダム建設事業における環境影響及び保全対策を総合的にとりまとめた環境保全への取り組みについて、報道関係者を対象とした説明会(平成21年7月2日実施)及び地元での報告会(平成21年7月5日実施)を開催し、その内容をホームページで公表した。平成22年度からは、平成21年度に公表した「川上ダム建設事業におけるオオサンショウウオ調査及び環境保全への取り組み」の中からオオサンショウウオに関する取り組みについてホームページで公表している。 			人工巣穴(2地点)			河川名	設置年度	設置数	川上川	平成21年度	3	川上川	平成22年度	2	移動路(2地点)			河川名	設置年度	設置数	川上川	平成20年度	1	前深瀬川	平成22年度	1
人工巣穴(2地点)																										
河川名	設置年度	設置数																								
川上川	平成21年度	3																								
川上川	平成22年度	2																								
移動路(2地点)																										
河川名	設置年度	設置数																								
川上川	平成20年度	1																								
前深瀬川	平成22年度	1																								

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
<p>3. 進捗状況</p> <p>(平成24年度の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工巣穴について 平成21年度及び平成22年度に設置した人工巣穴のモニタリング調査を実施している。 移動路について 計4地点の移動路のうち、一定の成果が確認できなかった移動路において個体遡上状況をビデオ撮影している。 保護池について オオサンショウウオの保全のため自然河川を模したオオサンショウウオの保護池において、工事に伴う個体の一時保護、行動・生態の観察、保全対策に関する試験を行っている。 	<p>4. 点検結果</p> <p>人工巣穴のモニタリング調査で巣穴内部のオオサンショウウオの生息と卵塊を確認している。</p> <p>移動路を設置した河川横断工作物の下流から上流への個体の移動を確認している。</p> <p>移動先での移転個体や自然個体の生息状況を学識者等に確認いただき、個体が受ける影響が小さいことを確認している。</p> <p>今後、引き続きモニタリング調査を継続し、効果を確認する。</p>
<p>5. 参考資料</p>	



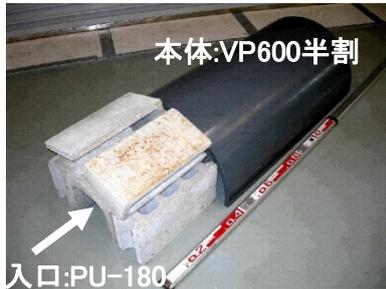
オオサンショウウオ保護池

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【人工巣穴のモニタリング実施内容】



入口:PU-180

人工巣穴構造



人工巣穴入口

人工巣穴設置状況



成 体

卵 塊

人工巣穴内で確認
された成体と卵塊
(H24.9.14)

保全対策の一つである人工巣穴の設置については、H21年に2地点6基を試験設置し、モニタリングを継続して実施している。

これまでのモニタリングにより、H22年度及びH23年度は成体が人工巣穴を利用する様子を数回確認することができた。

H24年度は、9月14日に初めて人工巣穴内に成体とともに卵塊を確認することができた。しかし、その後の出水以降は成体も卵塊も確認できなかった。

今後も人工巣穴で産卵から孵化するところまで確認するため継続してモニタリングを実施する。

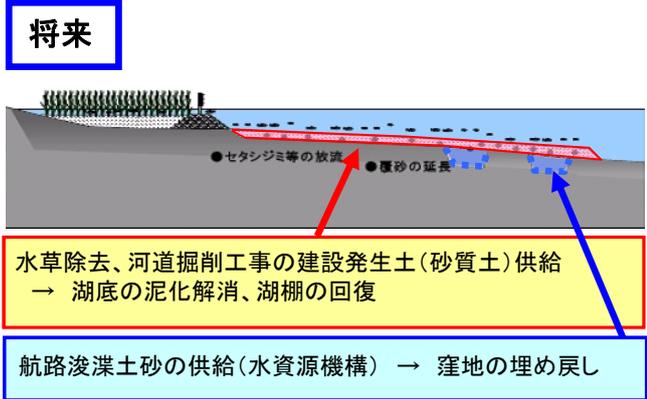
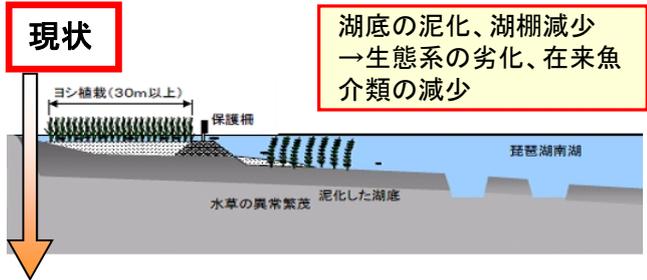
点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承													
3. 進捗状況	4. 点検結果													
【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況														
「指標」アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数〔中流域宇治川〕														
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>宇治川向島地区において、平成20年度に潜水による目視とトラップでの生息確認調査を行った。アユモドキについては、現地点で直轄管理区間では生息が確認されていない。</p> <table border="1" data-bbox="92 618 769 866"> <thead> <tr> <th>調査方法</th> <th>調査日</th> <th>確認個体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稚魚ネットによる捕獲</td> <td>H20.6.24</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>タモ網による捕獲</td> <td>H20.8.4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>潜水による目視確認 トラップによる捕獲 釣りによる捕獲</td> <td>H20.5.27~H20.5.28 H20.8.4~H20.8.6</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>アユモドキの生息確認調査結果 (※ H21年度以降は調査未実施)</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>水辺の国勢調査により魚類の生息状況を調査したが、アユモドキは確認されていない。</p>	調査方法	調査日	確認個体数	稚魚ネットによる捕獲	H20.6.24	0	タモ網による捕獲	H20.8.4	0	潜水による目視確認 トラップによる捕獲 釣りによる捕獲	H20.5.27~H20.5.28 H20.8.4~H20.8.6	0	<p>在来生物の生息・生育・繁殖環境の調査や繁殖環境の改善に、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら取り組んでいる。</p> <p>アユモドキの生息状況は確認できていないが、引き続き水辺の国勢調査等を通じて確認を行っていく必要がある。</p>	
調査方法	調査日	確認個体数												
稚魚ネットによる捕獲	H20.6.24	0												
タモ網による捕獲	H20.8.4	0												
潜水による目視確認 トラップによる捕獲 釣りによる捕獲	H20.5.27~H20.5.28 H20.8.4~H20.8.6	0												
5. 参考資料														
Empty space for reference materials														

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承													
3. 進捗状況	4. 点検結果													
【観点】生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取り組み状況														
「指標」関係機関が連携した取り組み内容〔全域〕														
<p>(これまでの取組内容)</p>														
<p>・琵琶湖河川事務所〔南湖再生〕 平成18年に設置された南湖再生ワーキンググループにより、課題抽出、事業実施の連携など、関係機関と調整・情報共有を行うとともに、平成19～22年度に、「南湖湖底改善事業」によりセタシジミ等の生息環境の回復を進めるため、建設発生土をヨシ帯前面の覆砂を行う南湖砂地回復事業(水産庁)に供給した。</p>														
<p>・淀川河川事務所〔イタセンパラ〕 平成11年より近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議とその下部組織である城北わんどイタセンパラ協議会に参画し、事業実施の連携など、関係機関と調整・情報共有を行うとともに、仔稚魚の浮出期における城北わんど群の密漁防止パトロールを関係機関と共に実施している。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="70 965 236 1043">平成20年度</th> <th data-bbox="236 965 373 1043">平成21年度</th> <th data-bbox="373 965 510 1043">平成22年度</th> <th data-bbox="510 965 647 1043">平成23年度</th> <th data-bbox="647 965 785 1043">平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="70 1043 236 1104">4回</td> <td data-bbox="236 1043 373 1104">1回</td> <td data-bbox="373 1043 510 1104">1回</td> <td data-bbox="510 1043 647 1104">1回</td> <td data-bbox="647 1043 785 1104">0回</td> </tr> </tbody> </table>					平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	4回	1回	1回	1回	0回
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度										
4回	1回	1回	1回	0回										
<p>密漁防止パトロール実施状況(過去5ヵ年)</p>														
<p>(平成24年度の取組)</p>														
<p>・琵琶湖河川事務所〔南湖再生〕 南湖再生ワーキンググループを開催し、各機関の事業について情報共有し、連携・調整を図った。</p> <p>・淀川河川事務所〔イタセンパラ〕 城北ワンド群における密漁防止パトロールは実施していない。 近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議とその下部組織である城北わんどイタセンパラ協議会については、開催されていない。</p>														
<p>南湖再生ワーキンググループ及び近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議と城北わんどイタセンパラ協議会に参画することにより、課題抽出、事業実施の連携など、関係機関と調整・情報共有が図れた。 今後も引き続き、ラムサール条約や生物多様性条約の批准国として生態系・生物群集多様性の維持・回復に貢献するため、関係機関との連携調整を図り、事業実施の確認や情報交換を実施する。</p>														

点 検 項 目 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【南湖再生WGの南湖湖底改善事業の取り組み】



① 瀬田川河道掘削工事による建設発生土(砂質土) <大津市南郷地先>



② 南湖砂地回復事業地の土砂仮置ヤードへ運搬 <草津市下笠地先>



③ 土砂ふるい分け状況 <草津市下笠地先>



③ 覆砂として土砂を湖底へ投入 <草津市下笠地先>



南湖再生WGでは、南湖が「湖底の泥化、窪地による湖棚減少」などにより、在来魚介類がすみにくい環境となっているため、国土交通省、水産庁、水資源機構、滋賀県等と連携して、「湖底の耕、ヨシ帯前面の覆砂、窪地の埋め戻し」など湖底環境の改善を順応的に実施し、セタシジミ等の魚介類の生息環境の回復を進めている。

琵琶湖河川事務所では、瀬田川河道掘削工事等で砂質土が発生した場合は、ヨシ帯前面の覆砂として「南湖砂地回復事業地(草津市下笠など)」へ供給している。

点 検 項 目		多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承							
3. 進捗状況				4. 点検結果					
【観点】外来種対策の実施状況									
「指標」外来種の現状把握と対策必要箇所を選定内容〔全域〕									
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川水辺の国勢調査等により河川環境情報図を作成し外来種の現状把握を実施している。</p> <p>なお、特定外来種対策の実施にあたっては、淀川環境委員会等の学識経験者から指導・助言を得ながら効果的な対策を検討して実施した。</p> <p>淀川では、確認種数に対して外来種数の割合が概ね25%程度で安定しており、変化は少ない傾向にある。</p> <p>木津川上流域では、確認種数に対して外来種数の割合が概ね15%程度で安定しており変化は少ない傾向にある。</p> <p>野洲川では、確認種数に対して外来種数の割合が24%程度であり、前回の調査(平成14年度)と比較すると、概ね同等の値となっている。</p> <p>瀬田川では、確認種数に対して外来種の割合が18%程度である。前回の調査(平成17年度)と比較すると、田上関津町地区で約11%から約14%程度、瀬田大橋地区で約23%から約24%程度と増加が見られるものの、他の地区では若干減少した。</p> <p>猪名川では特定外来植物のウリ科アレチウリの確認地区が平成10年度の4地区(猪名川5.0k～5.7k地区、7.9k～8.8k地区、藻川0.0k～1.0k地区、4.0k～4.8k地区)から、平成21年度には猪名川7.2k～8.0k地区、11.6k～11.9k地区の2地区で増えている。</p> <p>各河川での特定外来生物(植物)の変化を下表に示す。</p>									
		全地区				確認地区数			
		(11地区)		(12地区)					
		H5	H10	H14	H21	H5	H10	H14	H21
アカウキクサ科	外来アゾラ				○	0	0	0	3
ヒユ科	ナガエツルノゲイトウ		△		○	0	0	0	4
ウリ科	アレチウリ	○	○	○	○	7	8	10	9
アリノトウグサ科	オオフサモ	○	○	○	○	1	5	8	2
ゴマノハグサ科	オオカワヂシャ	○		○	○	1	0	11	10
サトイモ科	ボタンウキクサ			○	○	0	0	7	2
キク科	ミズヒマワリ				○	0	0	0	1
	オオキンケイギク	○		○	○	1	0	2	7
△：植物相調査地区内での確認はないが、群落組成調査地点で確認されている。									
淀川(本川、桂川、宇治川、木津川下流)での特定外来生物(植物)									

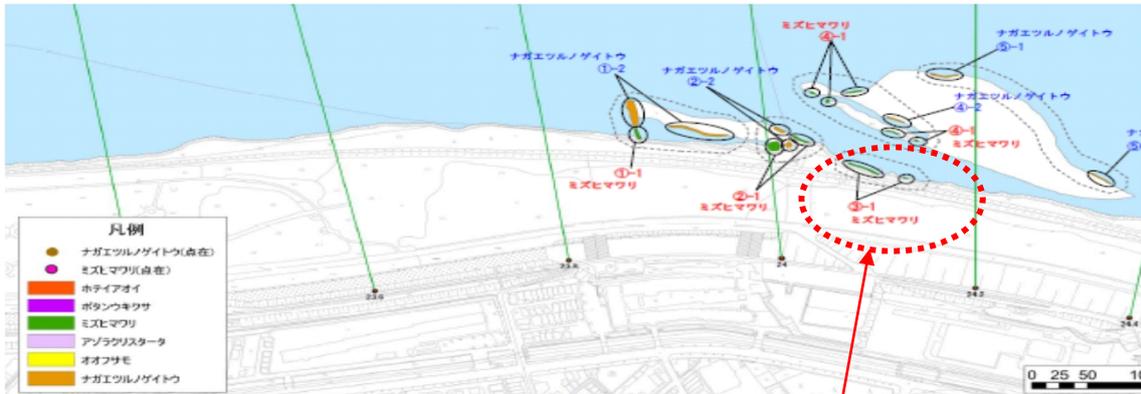
点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承						
3. 進捗状況	4. 点検結果						
		全地区			確認地区数		
科名	種名	H12	H17	H21	H12	H17	H21
ウリ科	アレチウリ	○	○	○	4	5	3
アリノトウグサ科	オオフサモ	○	○	○	1	3	3
ゴマノハグサ科	オオカワヂシャ	○	○	○	3	5	3
サトイモ科	ボタンウキクサ		○		0	1	0
キク科	オオキンケイギク		○	○	0	1	3
瀬田川での特定外来生物の変化(植物)							
		全地区			確認地区数		
科名	種名	H10	H14	H21	H10	H14	H21
ウリ科	アレチウリ	○	○	○	3	4	3
アリノトウグサ科	オオフサモ	○	○	○	1	1	2
ゴマノハグサ科	オオカワヂシャ	○	○	○	4	5	4
キク科	オオキンケイギク		○	○	0	1	1
野洲川での特定外来生物の変化(植物)							
		全地区			確認地区数		
科名	種名	H10	H14	H21	H10	H14	H21
ウリ科	アレチウリ	○	○	○	4	4	4
アリノトウグサ科	オオフサモ	○	○	○	1	2	2
ゴマノハグサ科	オオカワヂシャ	○	○	○	1	3	2
木津川上流域での特定外来生物の変化(植物)							
		全地区			確認地区数		
科名	種名	H10	H16	H21	H10	H16	H21
ウリ科	アレチウリ	○	○	○	4	4	6
キク科	セイタカアワダチソウ	○	○	○	4	4	6
イネ科	セイバンモロコシ	○	○	○	4	4	6
猪名川での特定外来生物の変化(植物)							

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>(平成24年度 of 取組)</p> <p>水辺の国勢調査で魚類調査を実施し、平成25年度に調査結果をとりまとめる予定である。</p>	<p>今後も、現地調査により外来種の現状を把握し、対策を必要とする箇所では効果的な対策を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討して実施する必要がある。</p>

点検項目 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【外来種の調査状況(淀川河川事務所)】



生息分布状況の整理(淀川本川)



外来水草の現状把握の状況



外来水草調査状況(淀川本川)

外来水草によるワンド内の生物の生息・生育・繁殖環境への影響を考慮し、外来水草の調査を行い、対策必要箇所を選定して駆除を実施している。

外来水草の調査は、淀川で生育が確認されている特定外来生物などについて、夏季・秋季の年2回、淀川本川、ワンドおよび芥川について、目視観察を実施し、外来水草の生息・分布状況を把握した。

平成24年度は、生息が確認された外来水草の生息分布状況を整理し、対策箇所において、駆除を実施した。

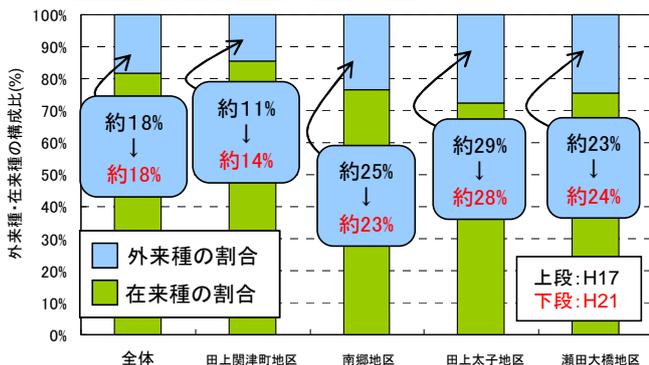
【外来種の調査状況(琵琶湖河川事務所)】



河川水辺の国勢調査(植物)状況



オオサマ



平成21年度調査における外来種の割合(瀬田川)

河川水辺の国勢調査(植物調査1回/10年、河川環境基図作成調査1回/5年)を行うことにより、瀬田川・野洲川の外来種の位置情報を整理し、現状・経年変化の把握を行っている。

H21年度植物調査結果では、瀬田川全体の外来種の割合は18%程度であり、外来種の全国平均17.2%(平成6~11年度の集計値)と同等程度であった。

H17年度調査と比較すると、瀬田大橋地区ではホソムギ等新たな外来種が確認されるなど外来種割合が約23%から約24%と増加し、田上関津町地区では約11%から約14%と増加したが、他の地区では若干減少している。

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

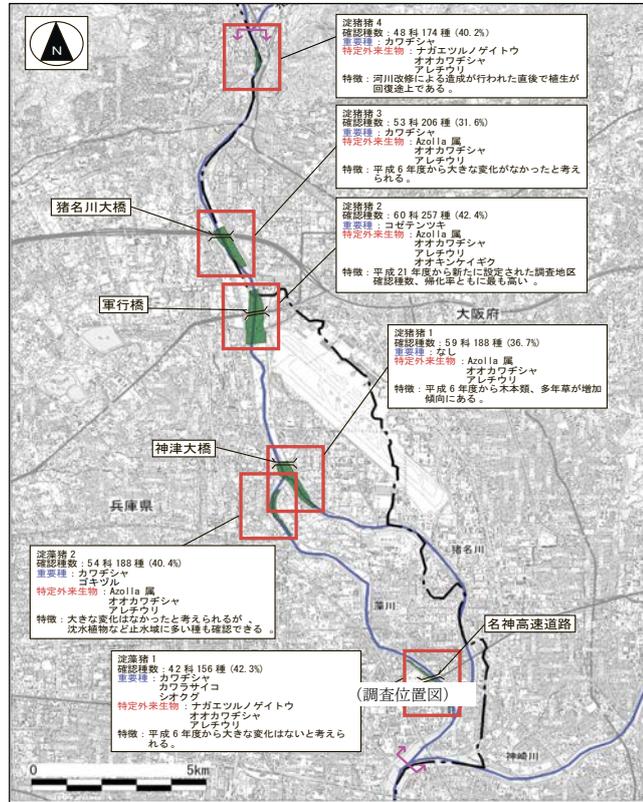
【外来種の調査状況(猪名川河川事務所)】



アレチウリ繁茂状況



調査状況



河川水辺の国勢調査(植物調査1回/10年、河川環境基図作成調査1回/5年)を行うことにより、外来植物の範茂状況を調査しており、平成21年度の植物調査では、385種のうち152種の外来植物が確認されている。

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】外来種対策の実施状況	
「指標」駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボタンウキクサ 淀川下流ではボタンウキクサの爆発的な増加により、水面を水草が覆い尽くすことで光や水中の酸素が不足し、水生生物の生息環境への悪影響が懸念された。このため駆除方法を検討し、回収作業を実施している。平成20年度から早期回収(5月から)を実施し、繁茂抑制が図られたため駆除量が減少している。 ・ナガエツルノゲイトウ 赤川地区や城北地区のワンド等において繁茂が著しく、水面を水草が覆い尽くすことで光や水中の酸素が不足し、水生生物の生息環境への悪影響が懸念された。このため、平成21年度から水生生物センターと協働して駆除を実施している。 ・アレチウリなど(猪名川中流域) 平成21年度より継続的に、アレチウリなど外来植物の駆除を実施している。 ・ヌートリア 天ヶ瀬ダムでは平成23年度に、ダム周辺へのヌートリアの存在についてアンケート調査を実施し、ダムサイト上流での存在が認められたため、ヌートリアがダムより上流へ生息域を拡大しないよう、侵入防止対策を実施した。 また、ヌートリアの生息域を監視するため、ダムサイトから貯水池内の定期巡視時での監視強化及びHPによる住民からの目撃情報の提供を求め、目撃情報についてはHPでも情報発信を実施するとともに、ダム上流の滋賀県、大津市及び京都府と目撃情報を共有することを実施している。 	

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承																																														
3. 進捗状況	4. 点検結果																																														
【観点】外来種対策の実施状況																																															
「指標」駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量〔全域〕																																															
<p>(平成24年度の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボタンウキクサ 駆除作業時にボタンウキクサが見られなかったことから、作業は行っていない。 ・ナガエソルゲイトウ ナガエソルゲイトウについては、平成24年度は約50t駆除している。 ・アレチウリなど(猪名川中流域) アレチウリなど外来植物の駆除を約12,000m²実施した。 <div data-bbox="134 689 756 1012"> <p>ボタンウキクサ駆除数量</p> <table border="1"> <caption>ボタンウキクサ駆除数量 (t)</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>駆除数量 (t)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H18</td><td>100</td></tr> <tr><td>H19</td><td>100</td></tr> <tr><td>H20</td><td>100</td></tr> <tr><td>H21</td><td>1</td></tr> <tr><td>H22</td><td>1</td></tr> <tr><td>H23</td><td>0.001</td></tr> <tr><td>H24</td><td>0.001</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="134 1021 756 1370"> <p>ナガエソルゲイトウ駆除数量</p> <table border="1"> <caption>ナガエソルゲイトウ駆除数量 (t)</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>駆除数量 (t)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H18</td><td>0</td></tr> <tr><td>H19</td><td>0</td></tr> <tr><td>H20</td><td>0</td></tr> <tr><td>H21</td><td>300</td></tr> <tr><td>H22</td><td>100</td></tr> <tr><td>H23</td><td>100</td></tr> <tr><td>H24</td><td>50</td></tr> </tbody> </table> <p>H18～H20はナガエソルゲイトウを対象としない</p> </div> <div data-bbox="134 1379 756 1738"> <p>アレチウリ駆除</p> <table border="1"> <caption>アレチウリ駆除 (m²)</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>駆除面積 (m²)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>0</td></tr> <tr><td>H20</td><td>0</td></tr> <tr><td>H21</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>H22</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>H23</td><td>85,000</td></tr> <tr><td>H24</td><td>12,000</td></tr> </tbody> </table> </div>	年度	駆除数量 (t)	H18	100	H19	100	H20	100	H21	1	H22	1	H23	0.001	H24	0.001	年度	駆除数量 (t)	H18	0	H19	0	H20	0	H21	300	H22	100	H23	100	H24	50	年度	駆除面積 (m ²)	H19	0	H20	0	H21	5,000	H22	5,000	H23	85,000	H24	12,000	<p>外来種の状況を把握し、対策予定量を実施出来た。 今後も、外来種駆除を継続することで外来種の拡大防止に努めていく。</p>
年度	駆除数量 (t)																																														
H18	100																																														
H19	100																																														
H20	100																																														
H21	1																																														
H22	1																																														
H23	0.001																																														
H24	0.001																																														
年度	駆除数量 (t)																																														
H18	0																																														
H19	0																																														
H20	0																																														
H21	300																																														
H22	100																																														
H23	100																																														
H24	50																																														
年度	駆除面積 (m ²)																																														
H19	0																																														
H20	0																																														
H21	5,000																																														
H22	5,000																																														
H23	85,000																																														
H24	12,000																																														
<p>※平成23年度の駆除面積には、河床掘削工事に併せて外来植物の駆除を実施した面積を含んでいる。</p>																																															
<ul style="list-style-type: none"> ・ヌートリア 天ヶ瀬ダムでは平成24年11月に、定期巡視中にヌートリアを発見し、捕獲を試みたが、逃げられてしまった。以降、ダムにおいては発見に至っていないが、ヌートリアの存在があったことから、監視の強化を図っている。 また、地域からの情報提供を頂くことにも努めているが、現在のところ、ダムより下流域での発見情報を頂いている状況である。 																																															

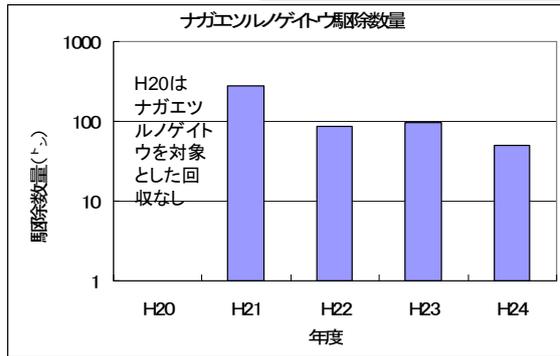
点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
5. 参考資料	

【外来種駆除活動の事例(淀川河川事務所)】

特定外来生物(ナガエツルノゲイトウ)の駆除実施状況



ナガエツルノゲイトウの分布状況(赤川地区)



ナガエツルノゲイトウの駆除実施状況(赤川地区)

淀川では、特定外来生物等の外来水草によるワンド内の生物の生息・生育・繁殖環境への影響を考慮し、外来水草の調査により、対策必要箇所を選定して駆除を実施している。

このうちナガエツルノゲイトウは、特に赤川地区や城北地区のワンド等において繁茂が著しく、水面を広く覆い、水際の在来植生を駆逐したり、水中の光量、溶存酸素量を低減させ、水生生物への影響が懸念されているため、平成21年度から水生生物センターと協働して駆除を実施している。

【外来種駆除活動の事例(猪名川河川事務所)】



駆除前



駆除後



猪名川の外来植物対策マニュアル

「河原および水陸移行帯の再生」の事業箇所において、地域住民が参画した外来植物対策を実施している。この活動により、外来植物の繁茂が抑制され、さらには本来あるべき猪名川の河原環境の維持に寄与している。

また、さらなる活動拡大のために、猪名川自然環境委員会の指導・助言を得ながら、活動指針となる「猪名川の外来植物対策マニュアル」を作成し、正しい知識を身につけた活動の拡大、および指導者の育成や学校活動としての参加を促すこととしている。

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【ヌートリア生息域の調査状況(淀川ダム統合管理事務所)】



【堤頂からの巡視状況】



【H24 減勢池で確認されたヌートリア】

- ・ 天ヶ瀬ダムでは、外来種駆除計画を作成し、対策すべき種や対策箇所を選定し、重点的に取り組みを実施している。
- ・ 特定外来種に指定されている「ヌートリア」は、これまでもダム下流の河川では生息が確認されていたが、現時点においては、ダム上流域での確認はない。
- ・ しかしながら、平成23年度の河川水辺の国勢調査(哺乳類)におけるアンケート等にて、ダムサイト付近のダム湖でも目撃情報があったことや、ダムの監査廊で糞が確認されたことから、ダムの減勢池から監査廊が侵入経路になり得るため、侵入防止のための柵などを設置した。
- ・ 天ヶ瀬ダムでは、ヌートリア活動状況の把握のため、ダムサイト付近の巡視を強化している。また、HPなどによりヌートリアの目撃情報を収集するとともに、ヌートリア生息域について、関係機関と情報共有を図っている。

<特定外来生物ヌートリア生息に関する情報提供に関するHP>

<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/nutria.html>

【自治体による駆除事例(木津川上流河川事務所)】

名張市アライグマ・ヌートリア防除実施計画

平成23年2月

別 添

アライグマ、ヌートリア防除に使用する捕獲装置

【例】

重量：4.0kg

農作物への被害心配

ヌートリア急増

宇陀川、名張川、ため池でも

市 防除計画策定、実施

宇陀市は、農作物への被害が心配されるヌートリアの急増に対応するため、市防除計画を策定し、実施している。宇陀市は、農作物への被害が心配されるヌートリアの急増に対応するため、市防除計画を策定し、実施している。

名張市では特定外来生物法に基づき、アライグマとヌートリアに関する防除実施計画 を制定しており、被害の低減及び生息頭数の減少を当面の目標としている。なお、被害を受ける者や地域が、狩猟免許がなくても、説明や届け出を名張市へ提出することで、直接捕獲に従事できるような施策を行っており、ヌートリアについては、平成18年度から平成24年度までに、165頭を捕獲している。

木津川上流河川事務所管内においても、名張川で平成18年度にヌートリアの目撃報告があり、その後木津川でも確認されている。河川巡視等でヌートリアが確認された際は、関係機関に情報提供する等、連携をはかっていく。

<名張市役所のヌートリアに関するHP>

<http://www.city.nabari.lg.jp/hp/menu000007100/hpg000007084.htm>

<p>点 検 項 目</p>	<p>多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承</p>																																													
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>																																													
<p>【観点】外来種対策の実施状況</p>																																														
<p>「指標」外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数〔全域〕</p>																																														
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>○琵琶湖河川事務所 滋賀県高島市において在来魚を増やす啓発を目的として、毎年、自然観察会を実施し、在来魚を保護するための取り組みなどに理解を深めている。平成19年度からの開催数、参加者数は以下のとおりである。 平成19年度は4回開催し、参加者は552名であった。 平成20年度は4回開催し、参加者は348名であった。 平成21年度は2回開催し、参加者は217名であった。 平成22年度は4回開催し、参加者は261名であった。 平成23年度は3回開催し、参加者は146名であった。</p> <div data-bbox="127 784 766 1097"> <p style="text-align: center;">自然観察会参加者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加者数(人)</th> <th>開催回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>512</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>552</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>348</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>217</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>261</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>146</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>約60</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>○猪名川河川事務所 河川環境の復元を目的に外来植物駆除啓発活動を平成21年度から実施している。平成21年度からの開催数、参加者数は以下のとおりである。 平成21年度は3回開催し、参加者は92名であった。 平成22年度は3回開催し、参加者は67名であった。 平成23年度は2回開催し、参加者は55名であった。</p> <div data-bbox="127 1411 766 1747"> <p style="text-align: center;">啓発活動参加者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加者数(人)</th> <th>開催回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>92</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>67</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>55</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>26</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>○淀川ダム統合管理事務所 天ヶ瀬ダム水源地域である滋賀県大津市大石地区において、平成23年度に地域と連携した取り組みを進めていくにあたっての課題を明らかにするため、瀬田川等に関係されているNPO等諸団体の方々(11名)に理解を深めていただくための自然観察勉強会を開催した。 平成23年度は4回開催し、参加者は11名であった。</p>		年度	参加者数(人)	開催回数(回)	平成18年度	512	5	平成19年度	552	4	平成20年度	348	4	平成21年度	217	2	平成22年度	261	4	平成23年度	146	3	平成24年度	約60	1	年度	参加者数(人)	開催回数(回)	平成19年度	0	0	平成20年度	0	0	平成21年度	92	3	平成22年度	67	3	平成23年度	55	2	平成24年度	26	2
年度	参加者数(人)	開催回数(回)																																												
平成18年度	512	5																																												
平成19年度	552	4																																												
平成20年度	348	4																																												
平成21年度	217	2																																												
平成22年度	261	4																																												
平成23年度	146	3																																												
平成24年度	約60	1																																												
年度	参加者数(人)	開催回数(回)																																												
平成19年度	0	0																																												
平成20年度	0	0																																												
平成21年度	92	3																																												
平成22年度	67	3																																												
平成23年度	55	2																																												
平成24年度	26	2																																												

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】外来種対策の実施状況	
「指標」外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数〔全域〕	
<p>(平成24年度の取組)</p> <p>○琵琶湖河川事務所 在来魚を増やす啓発を目的として自然観察会を開催し、参加者数は約60人であった。</p> <p>○猪名川河川事務所 河川環境の復元を目的に外来植物駆除を実施し、参加者数は26名であった。</p> <p>○木津川上流河川事務所 名張川における河川環境上の課題について学習するワークショップを8月26日に開催し、44名が参加した。</p> <p>○淀川ダム統合管理事務所 大津市大石地区において、NPO及び地元住民等との協働による取り組みとして、10月19日(金)に「植生調査体験会」を開催し、参加者9名が外来植物の広がりを見守り、その地域の植生がどう変化しているのか調査する知識の習得を体験した。</p>	<p>外来植物対策を通じて外来種問題への意識向上の啓発が進められている。</p> <p>今後も様々な機会を通じて積極的に外来種問題の対策・啓発活動を拡大していく。</p>

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【外来種問題の啓発活動の事例(琵琶湖河川事務所)】

■自然観察会(滋賀県高島市)



地元の協力を頂き、「琵琶湖とたんぼを結ぶ連絡協議会」の取組状況に対する魚類調査と、子どもたちに自然にふれてもらう機会を増やすことを目的として、自然観察会を開催しました。



参加者全員で記念撮影



【採取された生き物】
 ●フナ(種魚)
 ●カネヒラ
 ●ドジョウ
 ●スジマドジョウ
 ●モシホリ
 ●アメリカザリガニ
 ●ナゴヤダルマガエル
 ●他

調査場所
 高島市新旭町
 みずすまし水田(針江地区)
 たんぼ池(太田地区)

主催: 琵琶湖とたんぼを結ぶ連絡協議会
 協議会が下記の機関により運営されています。
 ・高島市環境対策課
 ・高島市環境教育推進協議会
 ・(滋賀県)高島市環境教育推進協議会
 ・針江地区環境教育推進協議会
 ・水田農事改良組合・湖沼漁業協同組合
 ・針江区、針江北水の環境委員会、今津中学校
 ・国土水産省琵琶湖湖沼水質環境総合管理官庁連絡協議会
 ・(協)水質環境琵琶湖湖沼水質環境総合管理官庁連絡協議会

昔は普通に見られた「うおじま」や、たんぼへの産卵の風景を復活させ、琵琶湖固有種であるニゴロブナ・ゲンゴロウブナやホンモロコを増やす事を目的として活動している各種団体で組織されている「琵琶湖とたんぼを結ぶ連絡協議会」において、モニタリングを兼ねた自然観察会を実施した。また、採取された生物の説明で外来種についても説明を行っている。

【外来種問題の啓発活動事例(猪名川河川事務所)】



北伊丹地区勉強会の状況

兵庫県伊丹市北伊丹地先において、地域住民を対象に猪名川の自然環境及び外来種対策について勉強会を実施した。(開催日:平成24年12月1日、参加者15名)

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【外来種問題の啓発活動の事例(木津川上流河川事務所)】



平成24年度は名張川を対象に木津川上流河川レンジャーとの協働により、名張川における河川環境上の課題(連続性の分断や外来種等)について学習するワークショップを開催し、44名が参加した。

【外来種問題の啓発活動の事例(淀川ダム統合管理事務所)】



自然観察会の開催状況

天ヶ瀬ダム水源地域である滋賀県大津市大石地区は、都市近郊にありながら今なお豊かな自然環境が残されている地域であるが、近年、多くの外来種の侵入が確認されており、将来に渡って大石地区の貴重な自然を守っていくためには、地域に住む住民の方が、その貴重な自然の存在と外来種の影響を理解し、住民自らが行動を起こすことが重要であると考えている。

地域と連携した取り組みを進めていくにあたっての課題を明らかにするため、平成24年度(参加者27名)より、瀬田川等に関係されているNPO等諸団体の方々にご協力をいただき、大石地区の貴重な自然や外来種の現状について、理解を深めていただくための自然観察会を開催している。

<大石地区における環境保全の取り組みに関するHP>

<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/oishi-kyoudou.html>

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】外来種対策の実施状況		
「指標」外来種の駆除効果についての科学的検証内容〔全域〕		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%; border-right: 1px dotted black; padding-right: 10px;"> <p>(これまでの取組内容)</p> <p>ボタンウキクサの駆除について、学識者から意見をいただき検討を加え、主な発生源の特定やワンドでの実証実験の実施などにより淀川における増殖メカニズムを一定解明した。また、小さな株の段階から駆除を実施する早期回収により、繁茂量をかなり抑えることができた。なお、淀川城北ワンド群では、イタセンパラの生息が確認できなくなった平成18年以降、イタセンパラが減少した主な原因である外来魚の駆除活動を行政機関、市民団体等が一体となって取り組んでいる。</p> <p>アレチウリの駆除について、地域住民が参画した外来植物対策を実施していく中で、活動指針となる「猪名川の外来植物対策マニュアル」を作成し、正しい知識を身につけた活動の拡大、および指導者の育成や学校活動としての参加を促すこととしている。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>駆除作業時にボタンウキクサが見られなかったことから、作業は行っていないが、外来魚駆除を継続したことから、タナゴ類が回復傾向となっている。</p> <p>天ヶ瀬ダムでは、水辺の国勢調査において、ダム湖内(ダムサイト、大峰橋上流、曾束川上流)、及び支川合流部(田原川、曾束川)に人口産卵床を設置し、駆除実験を実施し、ダム湖内での産卵を確認し、オオクチバスの駆除を行った。</p> </div> <div style="width: 48%; padding-left: 10px;"> <p>今後も、効果的な対策を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら科学的に検証を行い、効果的に外来種の駆除を行う。</p> </div> </div>		

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
5. 参考資料	

【ボタンウキクサ駆除の事例】



淀川では、ボタンウキクサの爆発的な増加により、水面を水草が覆い尽くして光や水中の酸素が不足し、水生生物の生息環境への悪影響が懸念された。このため、平成20年度から5月からの早期回収を実施し、平成21年度からは発生源にて対応を行った結果、繁茂が抑制され、駆除量が減少している。

平成24年度は冬季にワンド1箇所ですでに確認されたが、その後枯死したと考えられ、駆除作業時には確認されなかった。

<ボタンウキクサ駆除に関する淀川河川事務所内HP>

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/env_h18/pdf/32th-1.pdf

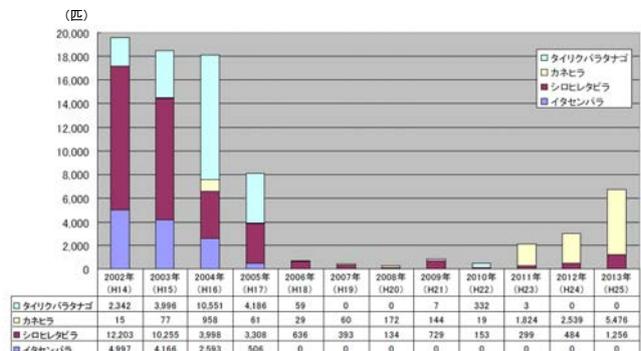
【天ヶ瀬ダム湖内の人口産卵床の事例】



天ヶ瀬ダム湖内に人口産卵床を設置し、オオクチバスの産卵状況を確認し、駆除を図った。

【外来種駆除の効果事例】

城北ワンドでは、各種団体による外来魚駆除が重点的に実施され、外来魚の比率が減少し、在来魚の比率が増加している。最近の調査では、カネヒラ、シロヒレタビラといったタナゴ類の数が過去数年に比べて顕著に増加しており、タナゴ類が生息する環境として適してきたことがわかった。さらに、今後も行政や市民をはじめとする多様な主体による保全活動も継続的に実施できる仕組みを構築している。



<淀川におけるイタセンパラ野生復帰の取り組み>

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/img_upload/news/632_1.pdf

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】琵琶湖・淀川水系の歴史・文化多様性の価値の保全状況		
「指標」瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容・整備延長〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>瀬田川では、水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境に調和した親水性のある水辺の散策路整備を継続して実施している。</p> <p>平成18年～平成23年度まで延べ完成延長:1.75km 左岸:大津市瀬田5丁目地先～大津市黒津1丁目地先 右岸:大津市石山寺1丁目地先～大津市南郷1丁目地先</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成26年度完成を目指し、残区間110mにおいて橋梁下部工を実施した。</p>	<p>これまでに約4.4kmの水辺の散策路を整備したことにより、市民がより瀬田川の水辺に親しむ機会が増加している。</p> <p>今後も引き続き景観に配慮し瀬田川散策路の整備を進める。</p>	

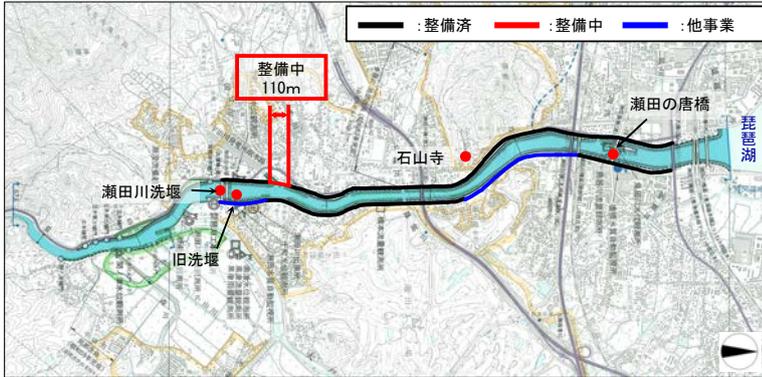
5. 参考資料



瀬田川散策路整備状況
(大津市稲津1丁目地先)

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
5. 参考資料	

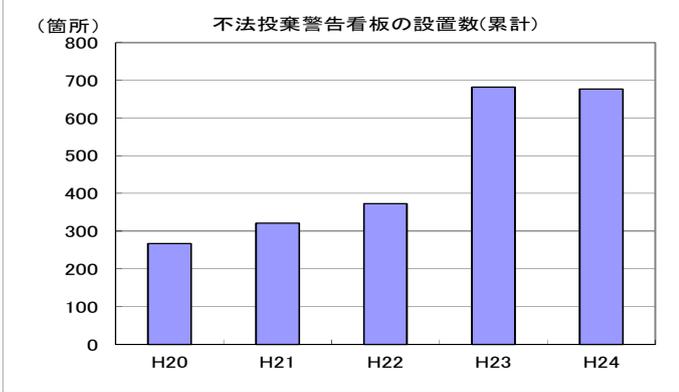
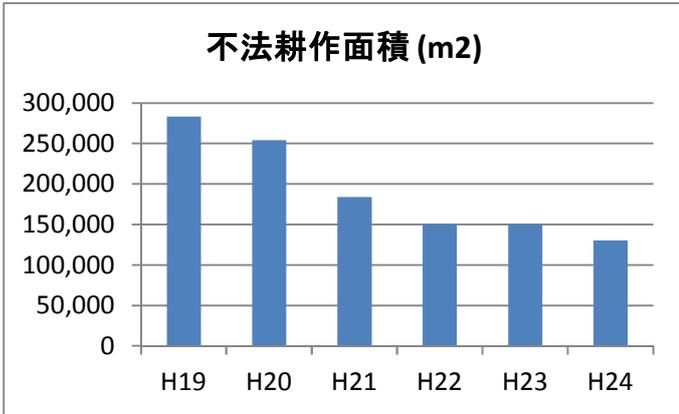
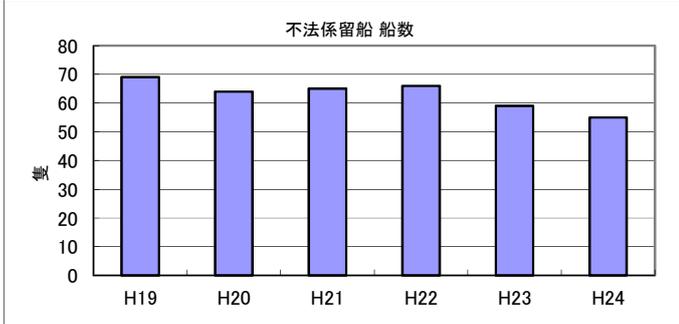
【水辺の管理用通路(散策路)の全体計画・進捗状況】

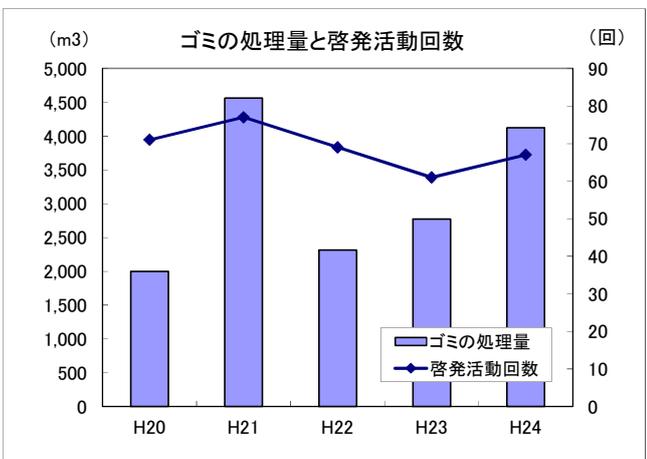
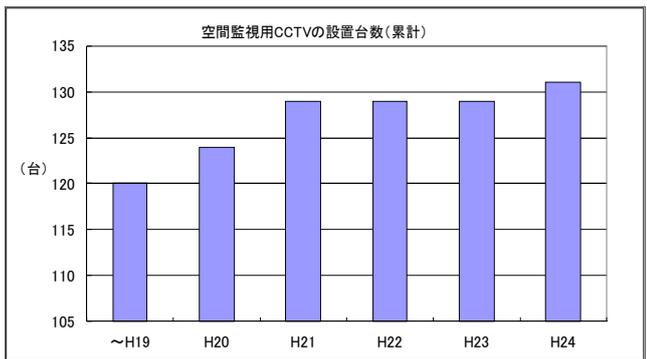


<完成イメージ>

水辺利用者が、瀬田川沿川の文化・交流施設や歴史・観光拠点間を安全・快適に周遊できるように瀬田唐橋から瀬田川洗堰間において、県道等と連携し、散策路としても利用してもらえる管理用通路整備を行っている。平成24年度は残区間(110m)である橋梁箇所下部工の工事を行った。

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止対策の実施状況	
「指標」河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止内容・対策箇所数〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>不法投棄対策として、不法投棄防止のための啓発看板について不法投棄多発箇所を中心に設置した。またゴミマップを公開し、啓発を実施した。</p> <p>不法投棄を警告するための看板設置箇所数(累計)(更新を含む)について以下に示す。</p> <p>平成19年度には138箇所を設置している。 平成20年度には267箇所を設置している。 平成21年度には321箇所を設置している。 平成22年度には373箇所を設置している。 平成23年度には682箇所を設置している。 平成23年度までの累計では、682箇所を設置している。</p> <p>不法耕作に対し是正看板設置や現地指導を行い、警告看板を設置した後に現地の整地を実施している。不法耕作面積は以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は約28万m²存在している。 平成20年度は約25万m²存在している。 平成21年度は約18万m²存在している。 平成22年度は約15万m²存在している。 平成23年度は約15万m²存在している。</p> <p>不法係留船及び投棄船の現地調査結果を関係機関へ情報提供し連携した取り組みを実施している。不法係留船数は以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は69隻存在している。 平成20年度は64隻存在している。 平成21年度は65隻存在している。 平成22年度は66隻存在している。 平成23年度は59隻存在している。</p> <p>河川管理行為として処理したゴミの量と地域への啓発活動(美化活動含む)の回数については、以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は62回実施し、1,667m³処理した。 平成20年度は71回実施し、2,001m³処理した。 平成21年度は77回実施し、4,562m³処理した。 平成22年度は69回実施し、2,315m³処理した。 平成23年度は61回実施し、2,771m³処理した。</p> <p>不法投棄の抑止効果にもつながる空間監視用CCTVの設置台数については、以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は6台設置し、累計で120台である。 平成20年度は4台設置し、累計で124台である。 平成21年度は5台設置し、累計で129台である。 平成22年度は設置がなく、累計で129台である。 平成23年度は設置がなく、累計で129台である。 平成23年度時点で、129台存在している。</p>	

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>(平成24年度の取組) 不法投棄警告看板について、9箇所で見板を設置し、10箇所の看板を撤去した。 延べ(H19～H24) 681箇所</p>  <p>日吉ダムにおいて貯水池周辺の不法投棄対策として、不法投棄が特に多い箇所に不法投棄防止ネット(約200m)を設置した。</p> <p>不法耕作面積は約130,000m²となり、減少傾向となっている。</p>  <p>点検項目「川らしい利用の促進」の[指標]違法行為の是正内容・不法耕作面積</p> <p>平成19年度に比べて14隻の不法係留船が減少した。</p>  <p>点検項目「川らしい利用の促進」の[指標]秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数と重複掲載</p>	<p>不法投棄物の処分や不法係留、不法耕作の防止看板の設置など、対策を着実に進めており、不法耕作面積は減少傾向となっている。</p> <p>今後、不法耕作及び工作物に対し継続した是正の取り組みを行っていく。</p>

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>ゴミ処理量は、は約4,130m³である。また、延べ(H19～H24) 約15,800m³である。</p>  <p>点検項目「河川区域等の管理」の[指標]ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量と重複掲載</p> <p>不法投棄の抑止効果にもつながる空間監視用CCTVを2台設置し、平成24年度現在で131台存在する。</p>  <p>点検項目「河川区域等の管理」の[指標]ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量と重複掲載</p>	<p>河川区域内へのゴミ投棄対策として、啓発活動、溪谷看板設置や空間監視用CCTVの増設を進めている。</p> <p>しかし、ゴミの処理量は明確な減少傾向にはないことから、今後も引き続き、ゴミの不法投棄対策を進めていくとともに、効果的な対策の検討を進めていく必要がある。</p>

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
---------	---------------------------

5. 参考資料

【不法耕作の是正事例】

【淀川河川事務所】



淀川河川事務所管内の河川敷には、許可を受けずに設置された不法工作物や民有地以外で許可を受けていない不法な耕作が数多く存在する。淀川河川事務所ではこのような河川敷で行われている不法な工作物設置・耕作等の行為は、違法行為是正実施計画を作成し計画的な是正に努めている。

【猪名川河川事務所】



市道を占用している自治体が主となって是正に至った。

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【不法占用の是正にむけた取り組みについて】

【淀川河川事務所】



淀川河川事務所管内の河川敷には、許可を受けずに設置された不法工作物や民有地以外で許可を受けていない不法な耕作が数多く存在する。

淀川河川事務所ではこのような河川敷で行われている不法な工作物設置・耕作等の行為は、違法行為是正実施計画を作成し計画的な是正に努めている。

【琵琶湖河川事務所】



<不法係留船(是正前)>

<不法係留船(是正後)>

琵琶湖河川事務所では、不法係留船に対する警告書を貼り付け、所有者への口頭指導、漁業組合等の関係機関と連携するなどして不法係留の是正活動を行っている。

【不法投棄の処分事例】

【淀川河川事務所】

平成24年は3823m³のゴミの処分を行っており、あわせて260箇所に警告看板を設置している。



守口市佐太 西町一丁目

枚方市樋之上町

少量の場合、巡視車で 持ち帰りゴミ処理の迅速化

点 検 項 目 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【不法投棄の処分事例】
【琵琶湖河川事務所】



知っていますか?
河川に捨てられるゴミの量!

全国的に問題となっている河川のゴミ投棄について、琵琶湖河川事務所が管理する瀬田川・野洲川での現在の状況をゴミマップで紹介します。

【琵琶湖河川事務所HP】
<http://www.biwakokasen.go.jp/others/gomimap/index.html>

平成24年度末時点で、瀬田川に5基、野洲川に43基の不法投棄是正看板を設置しており、不法投棄の是正に努めている。
また、琵琶湖河川事務所HPにてゴミ投棄状況が分かるゴミマップを掲載しており、ゴミの不法投棄の抑制のために啓発している。

【木津川上流河川事務所】



名張川クリーン大作戦
平成24年6月3日(日) 名張市内全域
名張市民4200人が参加。6000キロ以上のゴミを回収。
地元NPOや国交省、三重県などで作る実行委員会が主催。
名張川の河川敷を中心に市内全域で一斉清掃活動を実施した。

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【猪名川河川事務所】

(ゴミ不法投棄状況)



(猪名川河川事務所 園田出張所管内におけるゴミの不法投棄の対応)

ゴミの不法投棄の対応として、塵芥処理を右岸及び左岸維持作業にて、年間4回実施した。
(H24年度)

処理量として、

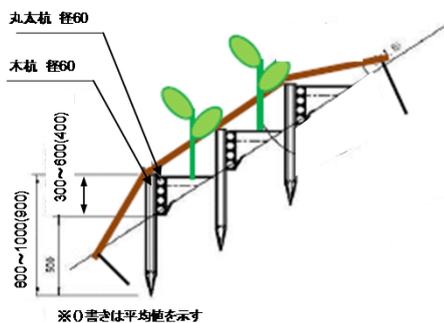
右岸維持作業・・・約40m³(4回合計) 左岸維持作業・・・約23m³(4回合計)

の塵芥処理を行った。

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施状況	
「指標」ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>天ヶ瀬ダムでは、ダム貯水池斜面における水位変動域の裸地対策として、平成20年度にダム貯水池内5箇所において、さし木や播種による緑化対策試験施工を実施し、平成21及び22年度は定着を確認するため1回/月の観測を実施し、経過を観察した。</p> <p>室生ダムでは、平成21年度に貯水池中流の曝気設備の上屋を周辺の木々や湖面といった景観との調和に配慮して新設した。平成22年度以降は、ダム周辺における構造物等の景観対策は実施していない。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>天ヶ瀬ダムでは、11月時のモニタリングより、1割程度の活着・生存を確認したため、引き続き経過観察を行うとともに、緑化資材の調達計画の策定、食害対策工の実証実験、並びにNPO及び地元住民等との協働による取り組みとして、苗木づくりの講習会を実施した。</p> <p>宝生ダムでは、平成22年度以降は景観対策は実施していない。</p>	<p>天ヶ瀬ダムでは、試験施工の状況や経過観測結果から、より確実な緑化工法を検討していく。</p> <p>今後も、近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会の助言に基づき適切なダム周辺の景観対策等を実施する必要がある。</p> <p>室生ダムでは、曝気設備上屋の景観対応を行うなど取り組みは着実に進められている。</p> <p>今後も引き続き取り組みを進めていく。</p>

5. 参考資料

【天ヶ瀬ダム裸地対策の状況】



天ヶ瀬ダムでは、貯水池斜面の水位変動域において緑化等による裸地対策を行うことで、良好な景観の確保及び創出することを目的として、裸地のうち、ダムサイトや対岸道路の人の視界に入る裸地の面積を減らすことを目標としている。

平成23年度からは有識者の指導を受け、景観形成機能や表土保全機能等の多面的な機能構成に優れる広葉樹を対象としたダム湖岸緑化を試行している。

平成24年度においては、丸太柵工の頂部を金網で被覆することにより、金網の浮き上がり高を確保し、二重に設置しシカの侵入による変形・破壊を防ぎ、植樹した樹木等の成長の食害阻害を防ぎ、緑地化を図っている。

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

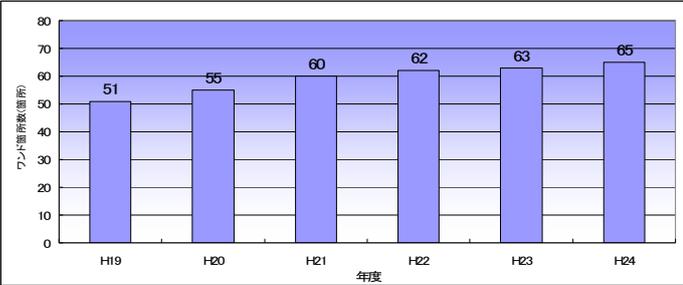
5. 参考資料



室生ダム曝気設備上屋(貯水池中流)

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 2. 河川環境 4. 2. 3. 河川の連続性の確保
点 検 項 目	河川の連続性の確保
1. 施策の概要	
<p>今後の河川整備は、「川が川をつくる」のを手伝うとの認識のもと、「多自然川づくり基本指針」(平成18年10月)に基づき、山から海までのつながり、流水・流砂や生物・生態系をつながり、川や湖と人の暮らしとのつながりを回復するため、河川の横断方向及び縦断方向の連続性、湖や河川と陸域との連続性を徹底して確保することを目指す。そのため、瀬と淵、砂州や狭窄部等の自然が創り出した河川形状はできるだけ保全する。</p>	
(1) 水辺や河原の保全・再生	
<p>水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯等の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げ、ワンドやたまりの整備を実施する。</p>	
<p>淀川下流においては、平成20年3月現在51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画等を進める。干潟については、昭和20年代に存在していた全ての地点において、検討の上、再生を図る。また、木津川の上野遊水地においては、遊水地内の生物の生息環境と河川との連続性の維持・回復を目指す。</p>	
<p>また、他の地点において河川工事を実施する場合にも水系内の類似の河川を参考にして横断方向の連続性を確保する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ①干陸化した河川敷の切り下げ等によりワンド群やワンド・たまりの保全・再生を実施する。 ②横断方向の河川形状の修復方法等について検討して実施する。 ③干潟を保全・再生する。 ④ヨシ原の保全・再生を図る。 ⑤河道内砂州の掘削等を行い、かつての砂河川の再生並びに現存する良好な砂州の保全を図る。 ⑥砂礫河原を再生する。 ⑦琵琶湖とつながる川のヨシ帯を再生する。 	
(2) 魚がのぼりやすい川への再生	
<p>魚類等の遡上・降下が可能にできるよう、既設の河川横断工作物(堰・落差工)について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討する。大阪湾から桂川嵐山地区まで、支川芥川の淀川本川合流点から塚脇橋地点までの区間においては、関係機関と連携・調整して概ね10年間で必要な対策を実施する。また、許可工作物については、施設管理者に対して指導・助言等を行う。なお、小規模な改良で改善が見込める箇所は早期に実施する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ①既設の堰・落差工の改良 ②既設ダムの改良 ③本川と支川合流部等との連続性の確保と修復 ④府県等が管理する区間の構造物の改良 	
(3) 水域と陸域との連続性の確保と修復	
<p>琵琶湖周辺の水田と湖辺のヨシ帯をつないでいる河川や内湖、水路が、湖岸堤により分断されていることから、湖辺で産卵・成育する魚類を保護するため、湖岸堤の内外に湖面水位が低下した場合でも水が流れる水路を整備する。実施にあたっては、住民団体(NPO等)、農業、漁業の関係者、滋賀県、水資源機構等の関係機関と連携・調整を図り、調査及び試験施工を実施する。なお、他河川等においても水田等の陸域との連続性について点検し改善計画を作成する。</p>	
<p>木津川の上野遊水地においては、住民と連携しながら遊水地内の生物の生息環境と河川との連続性の維持・回復を目指す。</p>	

点 検 項 目	河川の連続性の確保
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「河川の連続性の確保」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況 [指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数 〔下流域(湛水区間)、下流域(流水区間)、中流域木津川〕 [指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積 〔下流域(感潮区間)、下流域(流水区間)、中流域宇治川、上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕</p> <p>【観点】内湾-汽水域-河川の連続性の確保状況 [指標]既設の堰・落差工の改良内容(淀川大堰)〔下流域(湛水区間)〕</p> <p>【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況 [指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数〔全域〕</p> <p>【観点】琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性の確保状況 [指標]水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕</p>	

<p>点 検 項 目</p>	<p>河川の連続性の確保</p>
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>
<p>【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況</p>	
<p>「指標」ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数〔下流域(湛水区間)、下流域(流水区間)、中流域木津川〕</p>	
<p>(これまでの取組内容) 平成19年度にはワンドは51個存在した。 平成20年度にはワンドは55個存在した。 平成21年度にはワンドは60個存在した。 平成22年度にはワンドは62個存在した。 平成23年度にはワンドは63個存在した。 平成23年度において、ワンドは累計で63個存在する。</p> <p>(平成24年度取組) 2個のワンドを整備し、累計は65個である。また、現在あるワンド、たまりを保全するため周辺の樹木の伐採を実施した。</p> 	<p>淀川下流において平成20年3月現在51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画の達成に向けて実施している。</p> <p>今後は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、その効果を再確認した上で引き続きワンドの整備を実施する必要がある。</p>

5. 参考資料

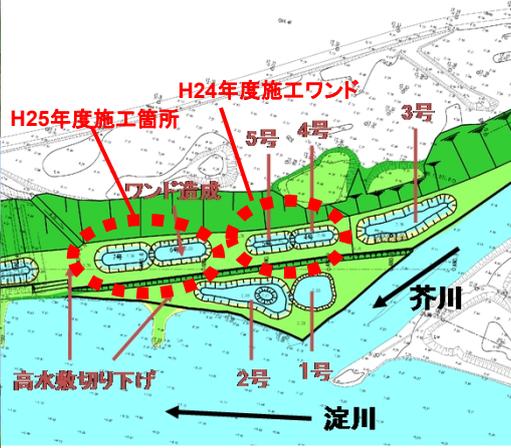
【唐崎地区におけるワンドの再生事例】

1・2号ワンド



3号ワンド





淀川では、イタセンバラを淀川中下流の環境再生の代表的な目標種とし、干陸化した河川敷の切り下げ等によりワンド群やワンド・たまりの保全・再生を実施しており、平成24年度は、唐崎地区において2個のワンドを整備した。

ワンドの整備に際しては、ワンドの背後地、冠水頻度の高い基盤(水陸移行帯)の創出を目的に、高水敷の切り下げを実施するとともに、生物(魚類や貝類など)の生息・生育・繁殖環境の創出のためにワンドの造成を行っている。なお、平成24年度春調査では、過年度に整備した1～3号ワンドにおいて魚類15種(在来種の割合は8割超)、二枚貝3種が確認されている。

点 検 項 目	河川の連続性の確保												
3. 進捗状況	4. 点検結果												
【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況													
「指標」干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積〔下流域(感潮区間)、下流域(流水区間)、中流域宇治川、上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕													
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>干潟特有の生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生のために平成16年からの5年間で汽水域の干潟を約10ha再生した。平成22年度以降は干潟再生を実施せずモニタリング調査を実施している。</p> <p>昭和26年度には、干潟は約180ha存在した。 昭和47年度には、干潟は約 70ha存在した。 平成10年度には、干潟は約 50ha存在した。 平成16年度には、干潟は約 50ha存在した。 平成21年度には、干潟は約 60ha存在した。</p> <div data-bbox="108 813 758 1182" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>干潟面積 (ha) 年度別</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>干潟面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S26</td> <td>約180</td> </tr> <tr> <td>S47</td> <td>約70</td> </tr> <tr> <td>H10</td> <td>約50</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>約50</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>約60</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※平成22年度以降は干潟再生未実施)</p> </div> <p>鵜殿地区においては干陸化しつつあるヨシ原の保全を図るために、高水敷の切り下げを実施。</p> <p>平成19年度の鵜殿地区の切り下げ面積は0.405haであり、累計4.609haである。 平成20年度の鵜殿地区の切り下げ面積は0.896haであり、累計5.505haである。 平成21年度の鵜殿地区の切り下げ面積は0.659haであり、累計6.164haである。 平成22年度の鵜殿地区の切り下げ面積は0.130haであり、累計6.294haである。 平成23年度の鵜殿地区の切り下げ面積は0.620haであり、累計6.913haである。</p> <p>野洲川河口部において、琵琶湖とつながる川のヨシ帯の再生を実施。 平成21～23年度までの実施面積:約1.4ha</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>生物生息への影響確認として、再生した干潟の経過観察を継続している。</p>	年度	干潟面積 (ha)	S26	約180	S47	約70	H10	約50	H16	約50	H21	約60	<p>干潟やヨシ原の再生及びモニタリング調査を着実に実施している。</p> <p>今後は、干潟やヨシ原の再生及びモニタリング調査を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討して実施する必要がある。</p>
年度	干潟面積 (ha)												
S26	約180												
S47	約70												
H10	約50												
H16	約50												
H21	約60												

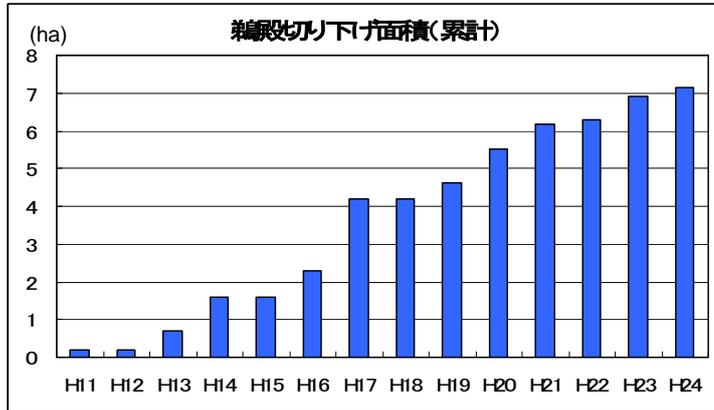
点 検 項 目	河川の連続性の確保
---------	-----------

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況

「指標」干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積〔下流域(感潮区間)、下流域(流水区間)、中流域宇治川、上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕

鵜殿地区では、干陸化しつつあるヨシ原の保全を図るために、約0.231ha高水敷の切り下げを実施した。



点 検 項 目	河川の連続性の確保												
<p>3. 進捗状況</p> <p>野洲川河口部では、琵琶湖とつながる川のヨシ帯の再生を約0.5ha実施した。</p> <p>再生したヨシ帯における仔稚魚の確認状況を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">仔稚魚(コイ・フナ類)確認状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>仔稚魚(コイ・フナ類)確認状況</caption> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>個体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月 H20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6月 H20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6月 H22</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>6月 H23</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>5月 H24</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table>	年月	個体数	5月 H20	1	6月 H20	1	6月 H22	187	6月 H23	86	5月 H24	107	<p>4. 点検結果</p> <p>ヨシ原の再生が着実に進められた。 今後も引き続きヨシ原の再生を野洲川河口部ヨシ帯再生協議会の指導・助言を得ながら検討・実施していく。</p>
年月	個体数												
5月 H20	1												
6月 H20	1												
6月 H22	187												
6月 H23	86												
5月 H24	107												

5. 参考資料

【ヨシ原の保全事例(淀川河川事務所)】

整備前	整備後
<p>陸生植物のカナムグラ等が優占 ヨシ原が衰退 干陸化 河床掘削等による水位低下 カナムグラが繁茂したヨシ</p>	<p>ヨシ原の復元 湿潤化 切り下げ 切り下げ後</p>
<p>・高水敷の干陸化によりカナムグラ等の陸生植物が繁殖し、ヨシ原が急激に減少</p>	<p>・ヨシ原の復元を図る。 ・オオヨシキリやツバメなどの生物の生息・生育・繁殖環境の創出</p>

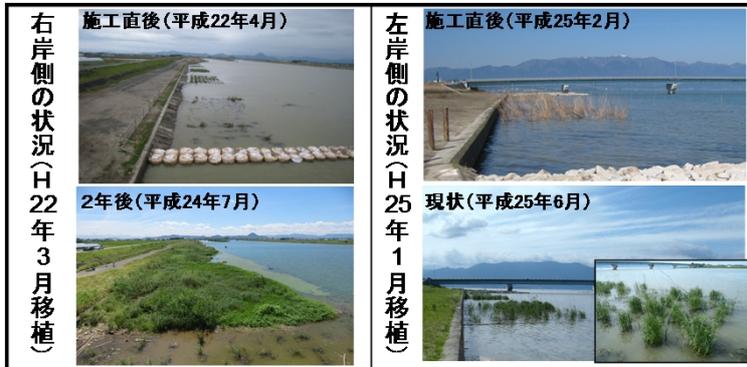
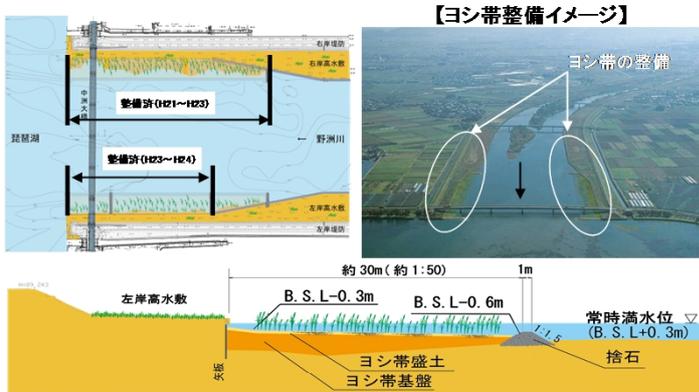
淀川の鶴殿地区においては、干陸化しつつあるヨシ原の保全を図るために、高水敷の切り下げを実施しており、高水敷の切り下げ高については「年間4.5回(70日水位)の冠水頻度」程度の高さとし、現地実験結果を経てOP+5.0mまで切り下げることとなった。また、切り下げを行った際には、ヨシ根茎の混じる掘削土表土を切り下げ地に覆土している。

点 検 項 目 河川の連続性の確保

5. 参考資料

【ヨシ帯の再生事例(琵琶湖河川事務所)】

■野洲川河口部



野洲川河口部では、野洲川放水路整備において矢板護岸が整備される以前は、ヨシ帯が形成されており、河岸と陸域の連続性が確保されていた。河川と陸域の連続性の再生を目的として、全体計画約2.1haに対して平成24年度までに約1.9haのヨシ帯を整備している。また、ヨシ帯再生箇所では、中学生とともに植生調査や魚類調査を行っている。

<p>点 検 項 目</p>	<p>河川の連続性の確保</p>									
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>									
<p>【観点】内湾-汽水域-河川の連続性の確保状況</p>										
<p>「指標」既設の堰・落差工の改良内容(淀川大堰)〔下流域(湛水区間)〕</p>										
<p>(これまでの取組内容) 魚類や底生生物の遡上・降下を容易にし、河川の連続性を確保するために淀川大堰の階段式魚道について、平成19年度から21年度に魚道内の改良を行い、流況の乱れや越流時の剥離流を解消した。 平成19年度から平成21年度まで淀川大堰の魚道改良工事のため片側交互の利用であった。 平成23年度は、左右岸で約85,000尾のアユの遡上が淀川大堰で確認されている。</p> <p>(平成24年度取組) 従来目視による調査とは異なり、淀川大堰の左右岸の魚道にカメラを設置して、連続録画した遡上の映像から遡上実数を計測することで遡上実態調査を行った結果、約163万尾のアユの遡上を確認した。</p> <div data-bbox="135 1003 738 1326" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>アユ遡上数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>遡上数 (尾)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>約90,000</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>約85,000</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>約95,000</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※H22は、目視により375時間計測 H23は、目視により225時間計測 H24は、機械計測であるが、目視時間と比較するため、補正</p> <p>淀川大堰の魚道改良により安定した遡上数を確認できている。 淀川大堰については、モニタリング調査等を進め、魚道改良の効果を把握していく必要がある。</p> <p>今後も他の横断構造物の改良を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら進め河川の縦断方向の連続性の確保を図っていく必要がある。なお、より正確な遡上数を推定できるため、今後もカメラによる調査を行っていく。</p>			年度	遡上数 (尾)	H22	約90,000	H23	約85,000	H24	約95,000
年度	遡上数 (尾)									
H22	約90,000									
H23	約85,000									
H24	約95,000									

点 検 項 目 河川の連続性の確保

5. 参考資料

【魚道改良工事及びモニタリング状況】



魚道改良前



魚道改良後



カメラによるモニタリング状況

平成24年度からビデオカメラで連続撮影した映像(5時～19時)を解析・計測している。

過年度との比較においては、目視計測(10分観測)に換算し、従来と同条件の遡上数を計上している。

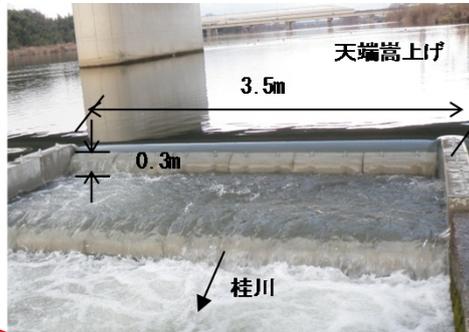
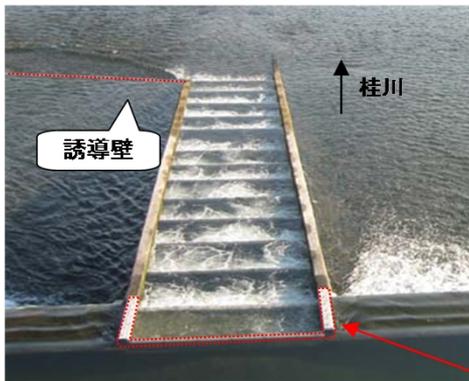
点 検 項 目	河川の連続性の確保	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況		
「指標」既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数〔全域〕		
(これまでの取組内容)		
<p>魚類や底生生物の遡上・降下を容易にし、河川の連続性を確保するために平成19～23年度にかけて堰・落差工の改良を9箇所実施した。</p>		
河川名	改良した堰・落差工名	供用年度
淀川	淀川大堰左岸 〃 右岸	平成19年度 平成21年度
桂川	1号井堰	平成23年度
芥川	1号井堰	平成22年度
野洲川	落差工 (7.2k)	平成20年度
宇陀川	ナルミ井堰 (簡易改良)	平成22年度
猪名川	大井井堰 (簡易魚道設置)	平成20年度
	三ヶ井井堰 (簡易魚道設置)	平成23年度
	高木井堰 (簡易魚道設置)	平成23年度
<p>淀川支川芥川の1号井堰では、平成22年度に上下流の分断が生じていた箇所に魚道を設置した。</p>		
<p>野洲川では、魚類等の遡上・降下が困難な横断工作物は、野洲川落差工(7.2k付近)1箇所である。平成20年度に野洲川落差工の魚道改良を実施した。</p>		
<p>木津川では、魚類等の遡上・降下ができるよう、既設の河川横断工作物について、効用や効果、その影響を点検し、魚道の改善など改良方策を検討している。</p>		
<p>名張川・宇陀川・青蓮寺川では、魚類等の遡上・降下ができるよう、既設の河川横断工作物について、効用や効果、その影響を点検し、魚道の改善など改良方策を検討している。</p>		
<p>猪名川では平成20年度に大井井堰の魚道改良を実施し、平成23年度は三ヶ井井堰及び高木井堰の魚道を改良した。</p>		

点 検 項 目	河川の連続性の確保																
<p>3. 進捗状況</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>桂川では、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら3号井堰の魚道の改良に向けた検討・設計を行った。</p> <p>木津川上流域では、木津川上流河川環境研究会の指導・助言を基に、相楽及び大河原取水堰下流において採捕したアユのDNA分析を行った結果、49検体の中で海産系のアユの特性を有する19個体が確認された。</p> <p>猪名川では、魚道のモニタリングを実施した。モニタリング結果を以下に示す。</p> <p>【アユ】 5月14日～7月3日(51日間)に三ヶ井井堰9個体、高木井堰6個体の遡上が確認された。</p> <p>【ウキゴリ】 5月14日～7月3日(51日間)に三ヶ井井堰196個体、高木井堰2個体の遡上が確認された。</p> <p>【モクズガニ】 5月14日～7月3日(51日間)に三ヶ井井堰25個体、高木井堰37個体の遡上が確認された。</p> <p>平成24年度末(平成25年3月末)時点における淀川水系の河川横断工作物(堰・落差工)の設置状況及び魚類等の遡上・降下対策実施状況を以下に示す。</p>	<p>4. 点検結果</p> <p>魚道の設置や構造物の改良により生物の遡上環境が着実に改善されている。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら取り組みを進めるとともに、改良された横断構造物ではモニタリング等を行い、効果を検証する必要がある。</p> <p>大河原取水堰下流まで海産系アユが遡上している(相楽取水堰の魚道が機能している)ことが判明した。</p> <p>今後も木津川上流河川環境研究会の指導・助言を得ながら継続的に遡上確認をし、横断工作物の改良方策の検討、また、許可工作物については、施設管理者に対して、指導・助言等を行っていく。</p> <p>三ヶ井井堰については、維持修繕作業の影響により、十分な通水が行われていなかった。構造改良等、猪名川環境委員会等の指導・助言を得ながら継続的にモニタリングしていく。</p>																
<table border="1" data-bbox="973 1523 1276 1635"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>魚道あり</th> <th>魚道なし</th> <th>総合評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堰・床固めなど</td> <td>II</td> <td>III</td> <td>青:○(遡上可能)</td> </tr> <tr> <td>ダム</td> <td>II</td> <td>III</td> <td>赤:×(遡上困難)</td> </tr> <tr> <td>砂防施設</td> <td>II</td> <td>III</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 直轄管理区間の直轄管理施設 ② 直轄管理区間のその他管理施設 ③ 指定区間の施設 — 遡上可能区間 — 大臣管理区間</p> <p>施設数 97基 遡上可能 33基 遡上不可能 64基</p> <p>平成 25 年 3 月 末 現 在</p> <p>※魚のぼりやすからみた河川横断施設概略点検マニュアル(案)(15年1月)を基に作成 ※指定区間はH14年調査結果を引用</p>		施設	魚道あり	魚道なし	総合評価	堰・床固めなど	II	III	青:○(遡上可能)	ダム	II	III	赤:×(遡上困難)	砂防施設	II	III	
施設	魚道あり	魚道なし	総合評価														
堰・床固めなど	II	III	青:○(遡上可能)														
ダム	II	III	赤:×(遡上困難)														
砂防施設	II	III															

点検項目 河川の連続性の確保

5. 参考資料

【魚道の整備事例と効果検証(淀川河川事務所)】



越流量を小さくする事で、魚道内の流量を調節し全体の泡立ちが抑えられた。

調査で確認したアユ



桂川の横断工作物の設置状況

淀川(桂川)の桂川1号井堰の既設魚道については、魚道内の流量が多いため、流速が早く、泡立ちや乱流が生じ、遡上の支障となっていたため、平成23年度に、既設魚道の流速を抑えるために越流部を30cm嵩上げし、魚の迷入を防ぐために下流端に誘導壁を設ける改良を実施した。

平成24年度の魚類の遡上調査(トラップ調査)では181匹(8時~17時)の遡上を確認しました。今後もモニタリングを続け、改良の効果について検証していく。

【魚道の整備事例と効果検証(木津川上流河川事務所)】

ナルミ井堰における魚道簡易改良

◆ナルミ井堰魚道簡易改良の実施前後比較



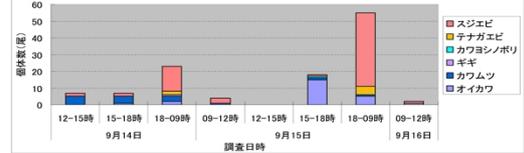
改良後モニタリング調査

◆魚類等の遡上状況モニタリング

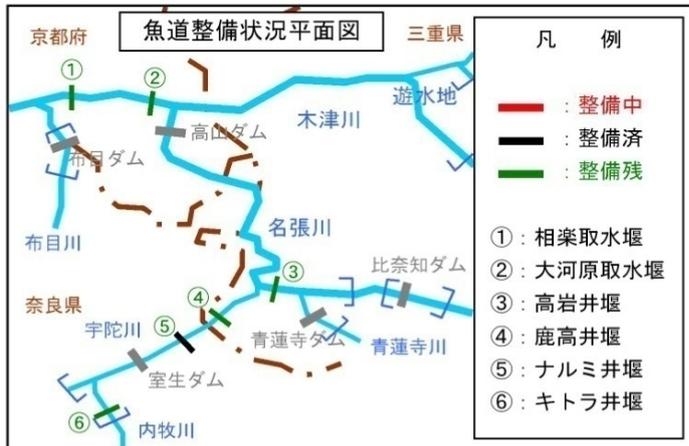
魚道簡易改良完了の6日後から3日間、平成24年9月14日・15日・16日に実施。

分類	種名	確認種	生活型	遊泳型	調査日時ごとの確認個体数								合計
					9月14日	9月15日		9月16日					
魚類	オイカワ	淡水	遊泳	12-15時	1	2	18-00時	0	12-15時	13	5	1	24
	カワムツ	淡水	遊泳	12-15時	5	4	3	1	13	1	1	1	15
	キギ	淡水	底生	12-15時	1	1	1	1	1	1	1	1	7
	カワヨシノボリ	淡水	底生	12-15時	1	1	1	1	1	1	1	1	7
甲殻類	テナガエビ	淡水	底生	12-15時	2	2	15	3	1	1	5	7	44
	スズヒビ	淡水	底生	12-15時	2	2	15	3	1	1	5	7	44

※効果指標種は、カシカ、キギ、アカザなどの産生魚のほか、この地域に特約的なムギツクやスゴロコ属。



魚道内 遡上魚類等採捕調査結果(魚道上流端 定置網採捕個体数)



木津川上流の横断工作物の設置状況(木津川上流河川事務所)

木津川上流域では堰等の河川横断工作物により魚類の遡上が困難な状況となっており、その中でナルミ井堰では魚道が設置されているものの老朽化等により、落差が大きくなったり流況が悪化して魚類の遡上が難しい状態となっていた。そこで、魚類環境の保全・復元をテーマに流域の方々と行政が一体となって考え、協働しながら実施する取り組みとして魚道の簡易改良を行った。

これまで魚類の遡上確認されていなかった魚道であったが、改良後に実施したモニタリング調査の結果、魚類4種甲殻類2種が確認され、遡上実験においてもアユが遡上できる事が確認されて、魚道機能の改善が図れた。

なお、今後のスケジュールは「木津川上流河川環境研究会」にて意見や助言を受けて検討する。

点 検 項 目 河川の連続性の確保

5. 参考資料

【魚道の整備事例と効果検証(琵琶湖河川事務所)



野洲川の横断工作物の設置状況

野洲川落差工においては、滞筋の変化等に伴い、左右岸2基の魚道(S57年度設置)の機能が十分に発揮されない状況となったため、落差工中央部に「アユ・ビワマス・ウツセミカジカ」を対象種とした新たな魚道(ハーフコーン型)を平成20年度に設置した。

落差工中央部に遡上できずにいた魚類等が遡上できるようになり、魚道設置前に比べ、「アユ」の遡上数は309匹(H20.7調査:8匹→H22.7調査:317匹)増加した。また、新たに「ハス」の遡上を確認され、遡上確認種数は26種となった。

点 検 項 目 河川の連続性の確保

5. 参考資料

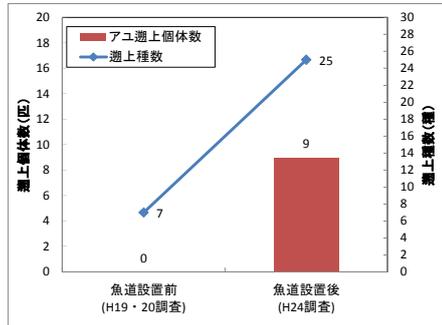
【魚道の整備事例と効果検証(猪名川河川事務所)】



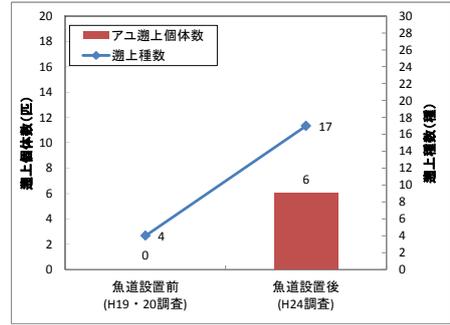
目視調査(高木井堰)



アユ遡上状況確認調査(高木井堰)

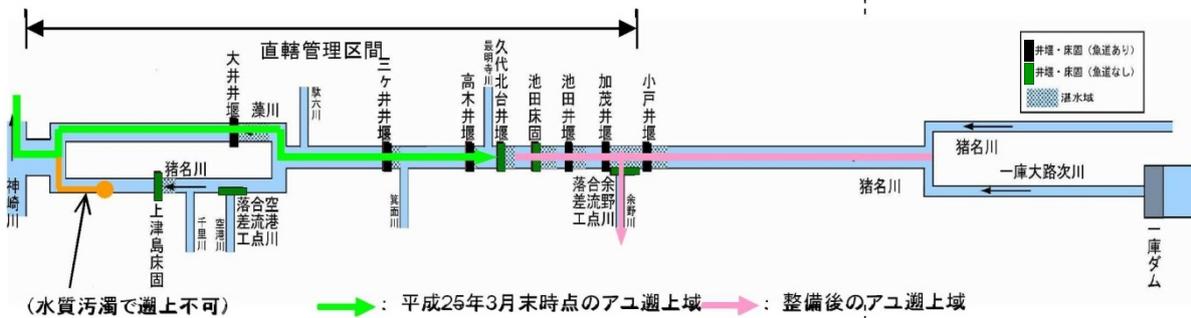


<三ヶ井堰>



<高木井堰>

魚道設置前後の魚類の遡上状況



(水質汚濁で遡上不可)

→ : 平成25年3月末時点のアユ遡上域 → : 整備後のアユ遡上域

猪名川の横断工作物の設置状況

猪名川高木井堰では、魚道が設置されておらず魚類等の遡上の阻害となっていたため、平成23年度に斜路区間(水叩き)の側部に隔壁を設置し、水深確保及び流速緩和を図った。
簡易魚道設置後は、捕獲調査、目視調査、アユ遡上状況確認調査等によるモニタリング調査を行っている。

<猪名川自然環境委員会に関するHP>

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/comit.html>

点 検 項 目	河川の連続性の確保	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性の確保状況		
「指標」水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度水陸移行帯ワーキングにて検討された。</p> <p>平成16年度より高島市において、うおじまプロジェクトを実施。高島市針江及び深溝において、琵琶湖と陸域との連続性の検討の資料を得るため試験施工を実施した。</p> <p>針江地区では、分断された湿地奥部と琵琶湖及び琵琶湖に流入する水路を繋ぎ、流入する水路を堰上げ導水し連続性を確保する試験施工を実施した。</p> <p>深溝地区では、分断された湿地奥部と琵琶湖及び琵琶湖に流入する水路を繋ぎ、流入する水路からポンプアップにより導水し連続性を確保する試験施工を実施した。</p> <p>平成16～19年度 延べ整備箇所数:2箇所(針江・深溝)</p> <p>平成22年度 水陸移行帯ワーキンググループで試験施工についての生物環境・連携・施工・維持管理等の問題点及び課題の整理を行い、琵琶湖湖岸の環境修復に関して高島市針江地区及び深溝地区で実施してきた試験施工を終了した。</p> <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成22年度までに試験施工実施済みのため、平成24年度の取り組みは特になし。</p> <p>点検項目「類型区分 【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)」の[指標]水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>高島市針江及び深溝で実施した試験施工では、琵琶湖と陸域との連続性を確保する機能を確認する事ができた。</p> <p>試験施工の結果を踏まえて、琵琶湖と陸域との連続性の確保に向けて検討を行う。</p>	

点 検 項 目 河川の連続性の確保

5. 参考資料

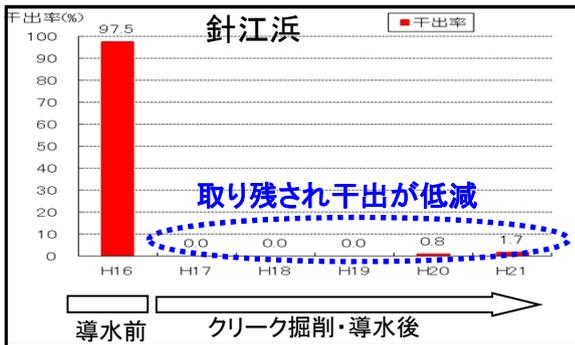
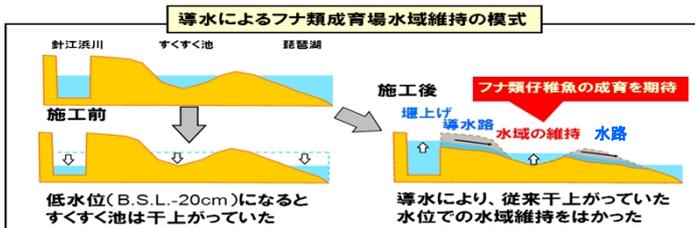
【高島市針江うおじまプロジェクトの概要】



<取り組み①> 仔稚魚が取り残され干出を防ぐため、すくすく池と琵琶湖の間に水路を掘削。(平成16年度)



<取り組み②③> 低水位時にもすくすく池の水域を維持し、仔稚魚が成長し、琵琶湖へ回帰できるように、導水施設(素掘り水路、堰など)を設置。(平成18年度)



高島市針江うおじまプロジェクトは、瀬田川洗堰の操作等による琵琶湖の水位低下により、フナ類の産卵・成育環境に影響を与えないようにするため、琵琶湖湖岸域の連続性の回復を試験的に行った。

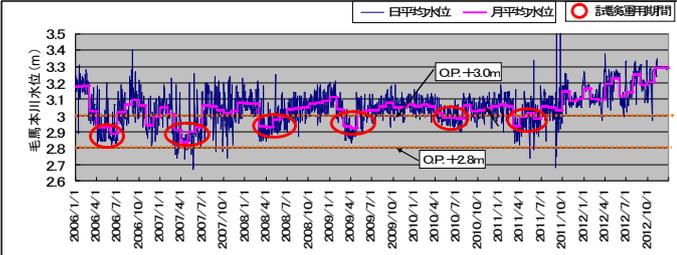
<水陸移行帯WGIに関するHP>

<http://www.biwakokasen.go.jp/others/specialistconference/index-6.html>

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 2. 河川環境 4. 2. 4. 川本来のダイナミズムの再生
点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
1. 施策の概要	
<p>河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、堰による水位操作の改善やダムとの運用の改善など必要な方策を関係機関と協議・調整をした上で実施する。</p> <p>(1) 水位変動リズムの回復</p> <p>治水への影響や水需要の抑制をふまえた治水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰等の試行操作を行い、自然の水位変動に近づける。</p> <p>一方、琵琶湖の水位低下の長期化による湖内環境の変化を予防することも必要であり、自然の水位変動も考慮した上で、できるだけ琵琶湖の水位は保持することとし、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を試行するとともに、新たな施設による容量確保を調査・検討する。</p> <p>堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育・繁殖環境の調査を実施し、問題点等実態を把握の上、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。</p> <p>1) 淀川大堰による水位操作の改善</p> <p>淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3.0mからOP+2.5mに概ね50cm低く維持した上で、自然の水位変動に近い水位操作を行い、概ね10年以内を目途に操作方法を確立する。</p> <p>また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。</p> <p>2) 瀬田川洗堰による水位操作の改善</p> <p>琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するために、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・治水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。</p> <p>3) 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討</p> <p>洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。</p> <p>①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制 ③琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保</p> <p>4) 既設ダムにおける弾力的運用等の検討</p> <p>流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。</p> <p>(2) 河川環境の保全・再生のための流量の確保</p> <p>水位変動や攪乱の増大を図り川のダイナミズムを再生させるために、治水、治水への影響を考慮した上で、できるだけ自然流況に近い流量が流れるようダム・堰等の運用を試行しモニタリング及び評価を行う。</p> <p>特に、淀川大堰下流や琵琶湖に流入する河川等において、流量が生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生にとって重要な要因となっていることから、各河川特性に応じ、周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討する。</p> <p>1) 流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保</p> <p>淀川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量(以下、「正常流量」という。)は、淀川本川の高浜地点における下流の水利に必要な流量と旧淀川等への維持流量から成り立っている。</p>	

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
1. 施策の概要	
<p data-bbox="153 271 416 300">2) 適切な水量の検討</p> <ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="229 304 1501 371">① 淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。<li data-bbox="229 376 1501 477">② 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、逃げ遅れによる魚類への死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。<li data-bbox="229 481 1501 582">③ 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討するとともに、確保可能な流量を把握するために必要な諸調査を実施する。淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川、寝屋川については継続して調査する。	

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「川本来のダイナミズムの再生」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況 [指標]淀川大堰による水位操作の改善内容〔下流域(湛水区間)〕 [指標]瀬田川洗堰による水位操作の改善内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕 [指標]琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕</p> <p>【観点】地形変化を促すための検討状況 [指標]既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数 〔上流域(山間部)木津川、上流域(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川、猪名川〕</p> <p>【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況 [指標]流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保内容・正常流量確保日数〔全域〕</p>	

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生																														
3. 進捗状況	4. 点検結果																														
【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況																															
「指標」淀川大堰による水位操作の改善内容〔下流域(湛水区間)〕																															
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>淀川大堰上流のワンドの浅場域を拡大させ、コイ・フナ類やタナゴ類などの繁殖・成育環境を改善するため、淀川大堰上流の水位O.P.+2.8mを目標に水位操作可能な範囲で、以下の期間について試験的に淀川大堰の運用を行った。</p> <p>城北ワンド群では水位がO.P.+3.0mからO.P.+2.8mになると浅場(50cm以下)面積が約1割(約1,000m²)拡大したと推定される。</p> <table border="1" data-bbox="236 689 635 967"> <thead> <tr> <th></th> <th>34号北ワンド</th> <th>35号北ワンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カネヒラ</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>シロヒレタビラ</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>タイリクバラタナゴ</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>コイ・フナ</td> <td>305</td> <td>500以上</td> </tr> <tr> <td>モツゴ</td> <td>58</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td>オオクチバス</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ブルーギル</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>カダヤシ</td> <td>17</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>カムルチー</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査日:H23.5.13)</p> <p>平成23年 城北地区実験ワンドにおける稚魚確認個体数</p>  <p>淀川大堰上流(毛馬水位観測所)水位変動図</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>土砂堆積により上流域の一部取水施設の取水に支障をきたすおそれがあったため、淀川大堰における水位操作の試験的な運用は実施していない。</p> <p>淀川大堰上流のワンド全体での効果や効果の継続性については十分把握出来ておらず、今後、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、淀川大堰による水位操作の改善について検討する必要がある。</p>			34号北ワンド	35号北ワンド	カネヒラ	0	1	シロヒレタビラ	0	0	タイリクバラタナゴ	0	0	コイ・フナ	305	500以上	モツゴ	58	308	オオクチバス	0	0	ブルーギル	0	0	カダヤシ	17	26	カムルチー	0	1
	34号北ワンド	35号北ワンド																													
カネヒラ	0	1																													
シロヒレタビラ	0	0																													
タイリクバラタナゴ	0	0																													
コイ・フナ	305	500以上																													
モツゴ	58	308																													
オオクチバス	0	0																													
ブルーギル	0	0																													
カダヤシ	17	26																													
カムルチー	0	1																													

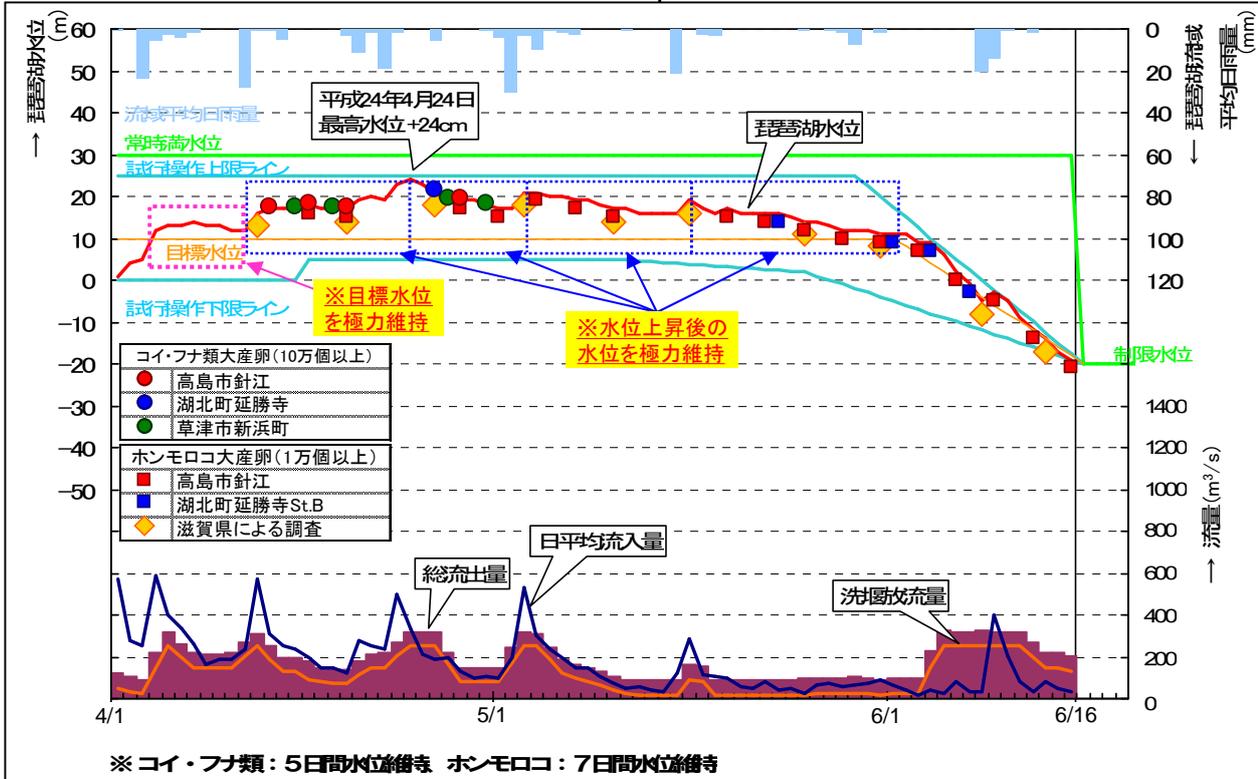
点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況	
「指標」瀬田川洗堰による水位操作の改善内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するために、洪水期前において、治水・利水に影響を与えない範囲で、平成15年度より、瀬田川洗堰の試行操作を行っている。</p> <p>平成23年度に実施した試行操作が実質1年目であり、以下の方針で実施したが、特に降水量が多く高水位となり、平年のデータがとれなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨による琵琶湖水位上昇後の急激な水位操作の改善。 <p>魚卵の干出を緩和するため、現地調査によりコイ・フナ類の産着卵が10万個以上、草津市新浜、高島市針江、湖北町延勝寺において確認された場合は、推定ふ化日数である5日間の水位維持を行う。あわせて、現地調査によりホンモロコの産着卵が1万個以上、高島市針江、湖北町延勝寺、湖北町海老江(県)、大津市小野(県)、伊庭内湖(県)において確認された場合は推定ふ化日数である7日間の水位維持を行うことを操作方針として、操作の改善に取り組んだ。</p> ・水位移行期の水位操作の改善。 <p>5月中旬頃から約1ヶ月の間に、洪水期に備え琵琶湖水位をB.S.L.+30cmからB.S.L.-20cmに約50cm低下させていた操作を、主な産卵期となる4月1日から6月1日までの間はB.S.L.10cm以上を目指した緩やかな水位低下となるよう操作の改善に取り組んだ。</p> ・産卵環境の改善 <p>平成23年度に引き続きB.S.L.10cm以上を極力目指し、瀬田川洗堰の操作を実施した。</p> <p>4月1日～6月1日 : B.S.L.+10cm</p> 	

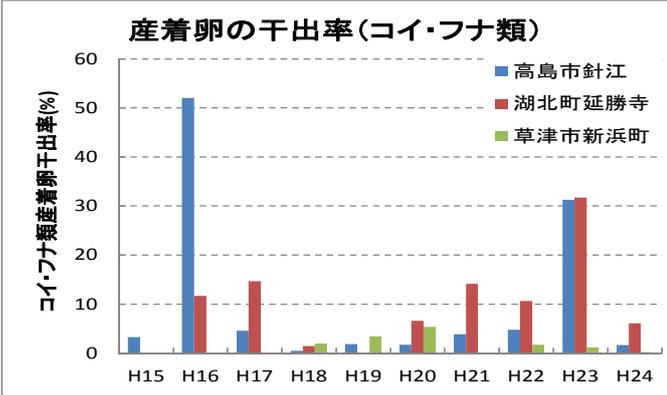
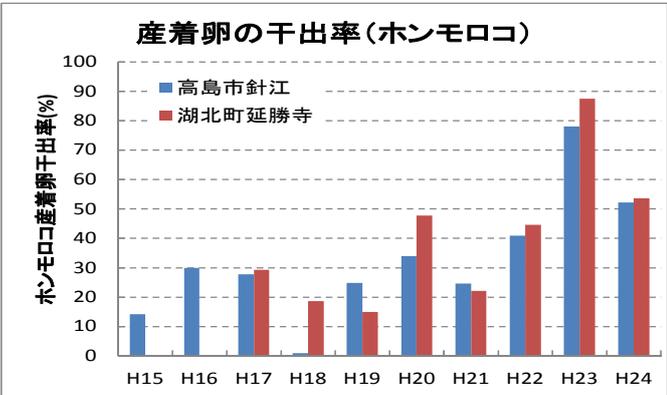
点検項目 川本来のダイナミズムの再生

3. 進捗状況 4. 点検結果

(平成24年度の取組)

平成24年度も引き続き平成23年度の方針を踏襲した
試行操作を行った。

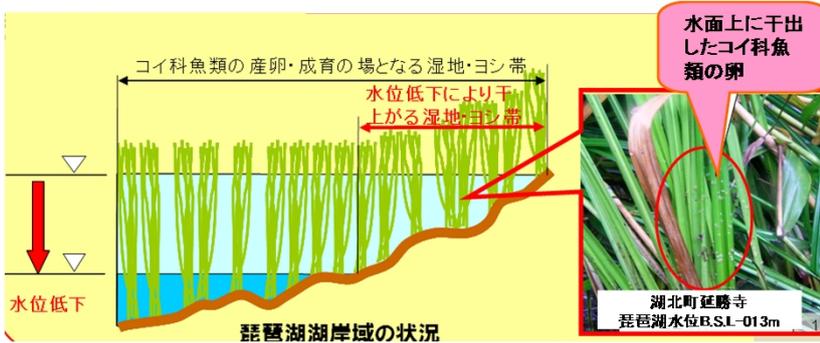


点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生																																																																													
3. 進捗状況	4. 点検結果																																																																													
<p>平成24年度は、現地産着卵調査の情報をもとに堰操作を行い、水位を維持したことにより魚卵の干出率は低い値を維持することができた。また、試行操作範囲内で目標水位BSL+10cm以上を概ね確保することができた。</p> <p>・コイ・フナ類 試行操作の結果、コイ・フナ類の産着卵の干出率は、調査地点である針江で約2%、延勝寺で約6%、新浜町で約0.3%、3地点合計で約2%と低い値を維持できた。</p>  <table border="1"> <caption>産着卵の干出率(コイ・フナ類)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>高島市針江 (%)</th> <th>湖北町延勝寺 (%)</th> <th>草津市新浜町 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H15</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H16</td><td>52</td><td>12</td><td>0</td></tr> <tr><td>H17</td><td>5</td><td>15</td><td>0</td></tr> <tr><td>H18</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>H19</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr><td>H20</td><td>2</td><td>6</td><td>5</td></tr> <tr><td>H21</td><td>4</td><td>14</td><td>0</td></tr> <tr><td>H22</td><td>5</td><td>11</td><td>2</td></tr> <tr><td>H23</td><td>31</td><td>32</td><td>1</td></tr> <tr><td>H24</td><td>2</td><td>6</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>・ホンモロコ 試行操作の結果、ホンモロコの産着卵の干出率は、調査地点である針江で約52%、延勝寺で約54%、2地点合計で約52%となった。</p>  <table border="1"> <caption>産着卵の干出率(ホンモロコ)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>高島市針江 (%)</th> <th>湖北町延勝寺 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H15</td><td>15</td><td>0</td></tr> <tr><td>H16</td><td>30</td><td>0</td></tr> <tr><td>H17</td><td>28</td><td>30</td></tr> <tr><td>H18</td><td>1</td><td>18</td></tr> <tr><td>H19</td><td>25</td><td>15</td></tr> <tr><td>H20</td><td>35</td><td>48</td></tr> <tr><td>H21</td><td>25</td><td>22</td></tr> <tr><td>H22</td><td>40</td><td>45</td></tr> <tr><td>H23</td><td>78</td><td>88</td></tr> <tr><td>H24</td><td>52</td><td>54</td></tr> </tbody> </table>	年次	高島市針江 (%)	湖北町延勝寺 (%)	草津市新浜町 (%)	H15	3	0	0	H16	52	12	0	H17	5	15	0	H18	1	2	2	H19	1	1	3	H20	2	6	5	H21	4	14	0	H22	5	11	2	H23	31	32	1	H24	2	6	0	年次	高島市針江 (%)	湖北町延勝寺 (%)	H15	15	0	H16	30	0	H17	28	30	H18	1	18	H19	25	15	H20	35	48	H21	25	22	H22	40	45	H23	78	88	H24	52	54	<p>琵琶湖水位を産卵期に低下させていた操作を4月1日から6月1日までの間は、B.S.L.+10cm以上を目指したことにより、コイ・フナ類の産卵を誘発することが出来た。</p> <p>ホンモロコは、産卵が水位変化と関係がみられないことから、水位による産卵誘発は困難。また、平成23年度は台風の影響によるまとまった降雨と堰全開操作による水位低下のため卵干出を十分に低減することはできなかった。さらに、産卵盛期が洪水期に近く制限水位に向けた水位低下のため、卵干出低減は困難である。</p> <p>平成25年度からは、引き続き目標水位はBSL+10cm以上とし、現地の産着卵数の確認結果によらず、降雨による水位上昇後、水位を維持する試行操作を実施していく。</p>
年次	高島市針江 (%)	湖北町延勝寺 (%)	草津市新浜町 (%)																																																																											
H15	3	0	0																																																																											
H16	52	12	0																																																																											
H17	5	15	0																																																																											
H18	1	2	2																																																																											
H19	1	1	3																																																																											
H20	2	6	5																																																																											
H21	4	14	0																																																																											
H22	5	11	2																																																																											
H23	31	32	1																																																																											
H24	2	6	0																																																																											
年次	高島市針江 (%)	湖北町延勝寺 (%)																																																																												
H15	15	0																																																																												
H16	30	0																																																																												
H17	28	30																																																																												
H18	1	18																																																																												
H19	25	15																																																																												
H20	35	48																																																																												
H21	25	22																																																																												
H22	40	45																																																																												
H23	78	88																																																																												
H24	52	54																																																																												

点 検 項 目 川本来のダイナミズムの再生

5. 参考資料

【瀬田川洗堰の試行操作の効果検証のための産卵調査状況】



コイ科魚類の産卵調査状況
高島市針江(H24. 4)

平成15年度から水陸移行帯WGでの審議・助言を経て、ニゴロブナなどのコイ科魚類の産卵・生育に配慮した水位を確保するため、瀬田川洗堰の試行操作を実施している。

平成24年度の試行操作では、主な産卵となる4月1日から6月1日までの間はB.S.L.10cm以上を目指した緩やかな水位低下となるような操作を行ったため、コイ・フナ類の産着卵の干出率が全体で約2%と低い値を維持できた。

<水陸移行帯WGに関するHP>

<http://www.biwakokasen.go.jp/others/specialistconference/index-6.html>

<p>点 検 項 目</p>	<p>川本来のダイナミズムの再生</p>	
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>	
<p>【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況</p>		
<p>「指標」琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕</p>		
<p>(これまでの取組内容) 日常管理においてダムと連携して琵琶湖の水位低下緩和に努めている。</p> <p>(平成24年度取組) 引き続き、琵琶湖の水位及び各ダムの残容量・河川の流況・下流での水利用を把握し、琵琶湖の水位低下を緩和するよう瀬田川洗堰から下流へ用水補給のためのきめ細かな操作を行った。</p>	<p>今後も引き続き、ダム群との統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作に努めていく。</p>	
<p>5. 参考資料</p>		
Empty space for reference materials		

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】地形変化を促すための検討状況	
「指標」既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数〔上流域(山間部)木津川、上流域(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川、猪名川〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>一庫ダムでは、猪名川本川合流点までの5km 区間の一部について減水区間が発生することがあったため、平成18年度から下流の流況改善を図り、かつダム貯水位低下速度の緩和による上流部での魚類の産卵床の形成を目的として弾力的運用試験を実施している。</p> <p>実験区におけるオイカワ個体数を示すと以下のとおりである。</p> <p>平成19年は、132匹確認された。 平成20年は、445匹確認された。 平成21年は、228匹確認された。 平成22年は、418匹確認された。 平成23年は、648匹確認された。</p> <p>各ダムにおいて下流河川環境改善のために洪水期への移行操作方法としてフラッシュ放流等を実施している。</p> <p>一庫ダムにおける、フラッシュ放流実施日と土砂投入量は以下のとおりである。</p> <p>平成19年は、5/10と6/7に実施し、合計約2,000m³の土砂を投入した。 平成20年は、5/28と6/11に実施し、合計約2,100m³の土砂を投入した。 平成21年は、5/27と6/10に実施し、合計約1,200m³の土砂を投入した。 平成22年は、5/27と6/10に実施し、合計約1,000m³の土砂を投入した。 平成23年は、5/24に実施し、合計約500m³の土砂を投入した。</p> <p>高山ダムでは、最大放流量40m³/sで、以下のとおりフラッシュ放流を行った。</p> <p>平成19年は、行わなかった。 平成20年は、行わなかった。 平成21年は、5/28と6/11に2回実施した。 平成22年は、6/10に1回実施した。 平成23年は、6/10に1回実施した。</p> <p>青蓮寺ダムでは、最大放流量30m³/sで、以下のとおりフラッシュ放流を行った。</p> <p>平成22年は、5月に50m³を置土し、5/17に50m³が流出した。 平成23年は、5月に20m³を置土し、5/17に20m³が流出した。</p>	

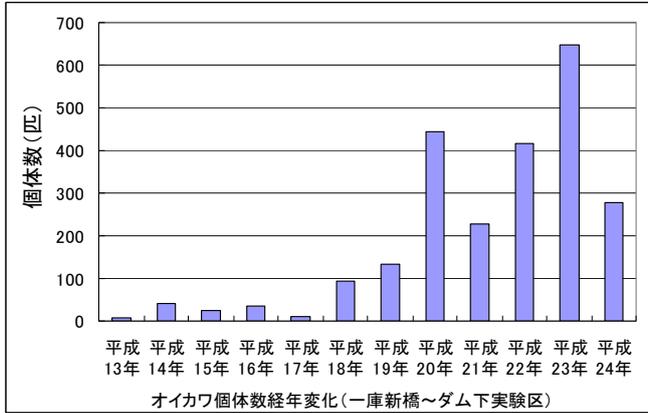
点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
<p>3. 進捗状況</p> <p>室生ダムでは、最大放流量13m³/sで、以下のとおりフラッシュ放流を行った。</p> <p>平成19年は、5/8～5/10に250m³を置土し、5/18に150m³、6/24に100m³、合わせて250m³が流出した。</p> <p>平成20年は、5/12～5/15に230m³を置土し、5/16に170m³、5/25に60m³、合わせて230m³が流出した。</p> <p>平成21年は、5/7～5/12に280m³を置土し、5/14に230m³、10/7～10/8に50m³、合わせて280m³が流出した。</p> <p>平成22年は、5/12～5/16に200m³を置土し、5/17に200m³が流出した。</p> <p>平成23年は、5/10に220m³を置土し、5/11に220m³が流出した。</p> <p>比奈知ダムでは、最大放流量30m³/sで、以下のとおりフラッシュ放流を行った。</p> <p>平成21年は、3月に30m³を置土し、5/8に30m³が流出した。</p> <p>平成22年は、5月に65m³を置土し、5/11と5/17に合わせて65m³が流出した。10月に100m³を置土し、翌23年3月にも100m³を置土した。</p> <p>平成23年は、置土しなかったが、3月～5月に30 m³が流出し、5/17に150m³が流出し、7/18～7/21に20m³が流出した。</p> <p>布目ダムでは、以下のとおりフラッシュ放流を行った。</p> <p>平成19年は、8/9に720m³を置土し、8/23、8/29に、前年度の残りの置土と合わせて810m³が流出した。</p> <p>平成20年は、6/27に100m³を置土し、7/8に、35m³が流出した。8/7に100m³を置土し、9/5と9/19に合わせて100m³が流出した。</p> <p>平成21年は、前年度の残りの置土が、8/2に500 m³が流出した。10/2に500m³を置土し、10/7～10/8に、500m³が流出した。</p> <p>平成22年は、8/4に500m³を置土し、8/10に、120m³が流出した。</p> <p>平成23年は、前年度の残りの置土が、9/3に100 m³が流出し、翌24年3/26に270m³が流出した。</p>	<p>4. 点検結果</p>

点 検 項 目 川本来のダイナミズムの再生

3. 進捗状況

(平成24年度の取組)

平成24年は、一庫ダム下流の実験区におけるオイカワ個体数は278匹となっている。
一庫ダム下流において環境改善の指標種としているオイカワについては、稚魚も含めて近年個体数が回復している傾向にある。



- 一庫ダム(平成14年度～フラッシュ放流・土砂の還元)
前年度同様、最大放流量(12.5m³/s)による土砂還元(約600m³)を2回にわたって実施した。
前述のように下流河川の環境改善として徐々にではあるが対策の効果が現れ始めている。
一庫ダムフラッシュ放流・土砂の還元の概要

年度	フラッシュ放流 (土砂還元) 実施日	土砂還元量	備考
H14年度	—	約200m ³	玉石を還元
H15年度	5月19日 5月27日 6月9日	約300m ³	
H16年度	—	約600m ³	土砂還元のみ
H17年度	5月7日 5月20日	約600m ³	
H18年度	5月23日	約1,000m ³	重機により土砂を流水へ投入
H19年度	5月10日 6月7日	約2,000m ³	〃
H20年度	5月28日 6月11日	約2,100m ³	〃
H21年度	5月27日 6月10日	約1,200m ³	〃
H22年度	5月27日 6月10日	約1,000m ³	〃
H23年度	5月24日	約500m ³	〃
H24年度	5月18日 6月12日	約600m ³	〃

4. 点検結果

各ダムでフラッシュ放流を行うなど地形変化を促す取り組みが進められている。
高山ダム、青蓮寺ダム、宝生ダム、比奈知ダムでのフラッシュ放流は、下流で河床の付着物質剥離が見られた。

今後も河川環境改善対策について継続実施していくとともに、併せてモニタリングを実施し、対策の効果について検証を行っていく。

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生																																															
3. 進捗状況	4. 点検結果																																															
<p data-bbox="92 271 831 371">・高山ダム(平成14年度～フラッシュ放流) 平成24年度は、最大放流量(40m³/s)によるフラッシュ放流を2回実施した。</p> <p data-bbox="272 412 671 443">高山ダム フラッシュ放流の概要</p> <table border="1" data-bbox="161 445 798 965"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H14年度</td><td>6月11日</td></tr> <tr><td>H15年度</td><td>6月10日</td></tr> <tr><td>H16年度</td><td>6月3日、6月10日</td></tr> <tr><td>H17年度</td><td>4月27日、6月8日</td></tr> <tr><td>H18年度</td><td>6月7日</td></tr> <tr><td>H19年度</td><td>-</td></tr> <tr><td>H20年度</td><td>-</td></tr> <tr><td>H21年度</td><td>5月28日、6月11日</td></tr> <tr><td>H22年度</td><td>6月10日</td></tr> <tr><td>H23年度</td><td>6月10日</td></tr> <tr><td>H24年度</td><td>5月31日、6月7日</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="92 1008 831 1075">・青蓮寺ダム(平成20年度～フラッシュ放流、平成21年度～土砂還元) 平成24年度は、前年度同様、最大放流量(30m³/s)による土砂還元(置土30m³)を実施した。置土の上下流において河床材料調査を行った結果、フラッシュ放流後は置土の下流で細流分が増加する傾向がみられた。</p> <p data-bbox="296 1252 647 1283">青蓮寺ダム土砂還元の概要</p> <table border="1" data-bbox="146 1294 842 1478"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>置土時期</th> <th>流出時期</th> <th>置土量</th> <th>流出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22年度</td><td>2010/5</td><td>2010/5/17</td><td>50m³</td><td>50m³</td></tr> <tr><td>H23年度</td><td>2011/5</td><td>2011/5/17</td><td>20m³</td><td>20m³</td></tr> <tr><td>H24年度</td><td>2012/5</td><td>2012/5/16</td><td>30m³</td><td>30m³</td></tr> </tbody> </table>					年度	実施日	H14年度	6月11日	H15年度	6月10日	H16年度	6月3日、6月10日	H17年度	4月27日、6月8日	H18年度	6月7日	H19年度	-	H20年度	-	H21年度	5月28日、6月11日	H22年度	6月10日	H23年度	6月10日	H24年度	5月31日、6月7日	年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量	H22年度	2010/5	2010/5/17	50m ³	50m ³	H23年度	2011/5	2011/5/17	20m ³	20m ³	H24年度	2012/5	2012/5/16	30m ³	30m ³
年度	実施日																																															
H14年度	6月11日																																															
H15年度	6月10日																																															
H16年度	6月3日、6月10日																																															
H17年度	4月27日、6月8日																																															
H18年度	6月7日																																															
H19年度	-																																															
H20年度	-																																															
H21年度	5月28日、6月11日																																															
H22年度	6月10日																																															
H23年度	6月10日																																															
H24年度	5月31日、6月7日																																															
年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量																																												
H22年度	2010/5	2010/5/17	50m ³	50m ³																																												
H23年度	2011/5	2011/5/17	20m ³	20m ³																																												
H24年度	2012/5	2012/5/16	30m ³	30m ³																																												

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生																																																																																																	
3. 進捗状況	4. 点検結果																																																																																																	
<p>・室生ダム(平成18年度～フラッシュ放流・土砂還元) 平成24年度は、前年度同様、最大放流量(13m³/s)による土砂の還元(置土220m³)を実施した。置土の上下流において河床材料調査を行った結果、フラッシュ放流後は置土の下流で細粒分が増加する傾向がみられた。</p> <p style="text-align: center;">室生ダム土砂還元の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>置土時期</th> <th>流出時期</th> <th>置土量</th> <th>流出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H19年度</td> <td>2007/5/8</td> <td>2007/5/18</td> <td rowspan="2">250m³</td> <td>150m³</td> </tr> <tr> <td>～ 2007/5/10</td> <td>2007/6/24</td> <td>100m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H20年度</td> <td>2008/5/12</td> <td>2008/5/16</td> <td rowspan="2">230m³</td> <td>170m³</td> </tr> <tr> <td>～ 2008/5/15</td> <td>2008/5/25</td> <td>60m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H21年度</td> <td>2009/5/7</td> <td>2009/5/14</td> <td rowspan="2">280m³</td> <td>230m³</td> </tr> <tr> <td>～ 2009/5/12</td> <td>2009/10/7,8</td> <td>50m³</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>2010/5/12</td> <td rowspan="2">2010/5/17</td> <td rowspan="2">200m³</td> <td rowspan="2">200m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～ 2010/5/16</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>2011/5/10</td> <td>2011/5/11</td> <td>220m³</td> <td>220m³</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>2012/5/10</td> <td>2012/5/16</td> <td>220m³</td> <td>210m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>・比奈知ダム(平成16年度～フラッシュ放流、平成20年度～土砂還元) 平成24年度は、前年度同様、最大放流量(30m³/s)による土砂還元(置土100m³)を実施した。置土の上下流において河床材料調査を行った結果、フラッシュ放流後は置土の下流で細粒分が増加する傾向がみられた。</p> <p style="text-align: center;">比奈知ダム土砂還元の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>置土時期</th> <th>流出時期</th> <th>置土量</th> <th>流出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H21年度</td> <td rowspan="2">2009/3</td> <td>2009/5/8</td> <td rowspan="2">30m³</td> <td>30m³</td> </tr> <tr> <td>2009/5/14</td> <td>0m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H22年度</td> <td rowspan="2">2010/5</td> <td>2010/5/11</td> <td rowspan="2">65m³</td> <td rowspan="2">65m³</td> </tr> <tr> <td>2010/5/17</td> </tr> <tr> <td>2010/10</td> <td>100m³</td> <td>0m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2011/3</td> <td></td> <td>100m³</td> <td>0m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H23年度</td> <td>-</td> <td>2011/3～5</td> <td>-</td> <td>30m³</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>2011/5/17</td> <td>-</td> <td>150m³</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>2011/7/18～21</td> <td>-</td> <td>20m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H24年度</td> <td rowspan="3">2012/4</td> <td>2012/5/2</td> <td rowspan="3">100m³</td> <td>20m³</td> </tr> <tr> <td>2012/5/9,16</td> <td>60m³</td> </tr> <tr> <td>2012/5/17～</td> <td>20m³</td> </tr> </tbody> </table>					年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量	H19年度	2007/5/8	2007/5/18	250m ³	150m ³	～ 2007/5/10	2007/6/24	100m ³	H20年度	2008/5/12	2008/5/16	230m ³	170m ³	～ 2008/5/15	2008/5/25	60m ³	H21年度	2009/5/7	2009/5/14	280m ³	230m ³	～ 2009/5/12	2009/10/7,8	50m ³	H22年度	2010/5/12	2010/5/17	200m ³	200m ³		～ 2010/5/16	H23年度	2011/5/10	2011/5/11	220m ³	220m ³	H24年度	2012/5/10	2012/5/16	220m ³	210m ³	年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量	H21年度	2009/3	2009/5/8	30m ³	30m ³	2009/5/14	0m ³	H22年度	2010/5	2010/5/11	65m ³	65m ³	2010/5/17	2010/10	100m ³	0m ³		2011/3		100m ³	0m ³	H23年度	-	2011/3～5	-	30m ³	-	2011/5/17	-	150m ³	-	2011/7/18～21	-	20m ³	H24年度	2012/4	2012/5/2	100m ³	20m ³	2012/5/9,16	60m ³	2012/5/17～	20m ³
年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量																																																																																														
H19年度	2007/5/8	2007/5/18	250m ³	150m ³																																																																																														
	～ 2007/5/10	2007/6/24		100m ³																																																																																														
H20年度	2008/5/12	2008/5/16	230m ³	170m ³																																																																																														
	～ 2008/5/15	2008/5/25		60m ³																																																																																														
H21年度	2009/5/7	2009/5/14	280m ³	230m ³																																																																																														
	～ 2009/5/12	2009/10/7,8		50m ³																																																																																														
H22年度	2010/5/12	2010/5/17	200m ³	200m ³																																																																																														
	～ 2010/5/16																																																																																																	
H23年度	2011/5/10	2011/5/11	220m ³	220m ³																																																																																														
H24年度	2012/5/10	2012/5/16	220m ³	210m ³																																																																																														
年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量																																																																																														
H21年度	2009/3	2009/5/8	30m ³	30m ³																																																																																														
		2009/5/14		0m ³																																																																																														
H22年度	2010/5	2010/5/11	65m ³	65m ³																																																																																														
		2010/5/17																																																																																																
	2010/10	100m ³	0m ³																																																																																															
	2011/3		100m ³	0m ³																																																																																														
H23年度	-	2011/3～5	-	30m ³																																																																																														
	-	2011/5/17	-	150m ³																																																																																														
	-	2011/7/18～21	-	20m ³																																																																																														
H24年度	2012/4	2012/5/2	100m ³	20m ³																																																																																														
		2012/5/9,16		60m ³																																																																																														
		2012/5/17～		20m ³																																																																																														

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
3. 進捗状況	4. 点検結果
<div data-bbox="118 282 775 772" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="228 784 639 862" data-label="Caption"> <p>置土状況 フラッシュ放流前 (H24.5.6撮影、比奈知ダム下流)</p> </div> <div data-bbox="118 893 775 1364" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="228 1379 639 1458" data-label="Caption"> <p>置土状況 フラッシュ放流中 (H24.5.9撮影、比奈知ダム下流)</p> </div>	

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生			
3. 進捗状況	4. 点検結果			
<p>・布目ダム(平成16年度～土砂還元) 平成24年度は、11月29日に約550m³の還元土砂を仮置き、平成25年3月13日の出水で約90m³流出土砂が流出した。</p>				
<p style="text-align: center;">布目ダム土砂還元の概要</p>				
年 度	置土時期	流出時期	置土量	流出量
H19年度	2007/8/9	2007/8/23 .29	720m ³	810m ³
H20年度	2008/6/27	2008/7/8	100m ³	35m ³
	2008/8/7	2008/9/5 2008/9/19	100m ³	100m ³
	2008/11/12		500m ³	0m ³
H21年度	-	2009/8/2	(500m ³)	500m ³
	2009/10/2	2009/10/7 .8	500m ³	500m ³
H22年度	2010/8/4	2010/8/10	500m ³	120m ³
H23年度	-	2011/9/3	(380m ³)	100m ³
	-	2012/3/26	(280m ³)	270m ³
H24年度	-	2012/6/17	(10m ³)	10m ³
	2012/11/29	2013/3/13	550m ³	90m ³
<p style="text-align: center;">※()は昨年度置土量の流出残</p>				
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">平成24年度</div>  </div> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">約90m³流出</p>				
<p style="text-align: center;">布目ダム出水後の土砂状況(整形後)</p>				

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況	
「指標」流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保内容・正常流量確保日数〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>淀川においては、平成15年から平成24年の10年間の高浜地点の日平均流量の約41%が正常流量を満している。</p> <p>なお、日常の管理においては、日々変動する取水量に応じて、琵琶湖及び上流ダム群から必要な水量を補給している。</p> <div data-bbox="89 629 778 1048"> <p>平成15～24年全体</p> <p>平成24年</p> <p>■正常流量180m³/s以上 (かんがい期) ■正常流量170m³/s以上 (非かんがい期) □平均濁水流量120m³/s以上 正常流量未滿 □平均濁水流量120m³/s未滿 ■欠測日</p> <p>高浜地点日流量の状況 H24は暫定値</p> </div> <p>猪名川においては、平成15年から平成24年の10年間の小戸地点の日平均流量は約70%が正常流量を満している。</p> <p>なお、期別の取水計画に基づいて、一庫ダムより必要な水量を補給している。</p> <div data-bbox="89 1279 778 1765"> <p>平成15～24年全体</p> <p>平成24年</p> <p>■正常流量以上 ■平均濁水流量1.04mg/s以上 正常流量未滿 □平均濁水流量1.04m³/s未滿 □欠測日</p> <p>小戸地点日流量の状況 H23, 24は暫定値</p> </div>	

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
<p>3. 進捗状況</p> <p>木津川上流域においては、平成15年から平成24年の10年間の岩倉地点の日平均流量は約92%が正常流量を満たしている。</p> <div data-bbox="89 389 772 831" data-label="Figure"> <p>平成14年～24年全体</p> <p>平成24年</p> <p>岩倉地点日流量の状況</p> <p>H24は暫定値</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 正常流量4.90m³以上(4/1～6/30) ■ 正常流量1.84m³以上(7/1～3/31) □ 平均濁水流量3.91m³以上正常流量未満 □ 平均濁水流量3.91m³未満 ■ 欠測日 </div> <p>(平成24年度の取組) 必要量に応じた補給を行った。</p>	<p>4. 点検結果</p> <p>必要量に応じた補給を行うことができた。</p>
<p>5. 参考資料</p>	

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 2. 河川環境 4. 2. 5. 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
1. 施策の概要	
<p>(1) 流域対策と連携した水質の保全</p> <p>これまでの流域における社会活動、河川の整備が淀川の水質に与えている影響を真摯に受け止め、河川やダム貯水池及び沿岸海域の水質及び底質の改善には、河川内での浄化対策に加えて、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等、流域全体での取り組みを強力に進めることにより、「琵琶湖・淀川流域圏の再生」や「大阪湾の再生」の実現を目指す。</p> <p>このため、現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)と連携して、河川へ総流入負荷量の管理を図る「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」を検討して設立する。</p> <p>また、河川、湖及びダム貯水池における水質環境基準の達成を目標とすることにとどまらず、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましいなど、平常時における河川水質の新たな目標(生物指標による目標を含む)を設定し、監視地点、測定頻度や監視項目を増加させる等、平常時における監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)が行う水質保全活動について支援を行い、流域をも対象としたデータの共有化を図る。</p> <p>油やその他の化学物質の流出事故などを早期に発見するため、即時的な水質監視体制の強化や住民・住民団体(NPO等)による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。また、重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質に関する水質及び底質モニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮した改善対策を実施する。</p> <p>琵琶湖、ダム貯水池、河川の水質及び底質の改善についても、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に進める。</p> <p>さらに、ダム貯水池の水質についても、下流への放流の影響を勘案して改善対策を検討して実施する。</p> <p>1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討</p> <p>現在の水質汚濁防止連絡協議会における主な取り組みは、①点源負荷の削減(工場排水規制、下水道事業及び農業集落排水事業等の推進)、②各関係機関における水質情報等の交換、③油やその他の化学物質の流出事故等における緊急時連絡体制の確立等である。</p> <p>流域全体として水循環をふまえた統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動・水質等に詳しい有識者が参加した「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」を設立することとし、「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会」の水環境に関する分科会の中で具体の枠組み等について引き続き検討を進める。</p> <p>「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」では、以下の項目について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の特성에応じた、わかりやすい水質目標の設定 ・関係機関等との情報共有の強化 ・住民連携強化のための一層の取り組み ・油やその他の化学物質の流出事故の防止・対処の取り組みの強化 ・具体的なアクションプログラムの作成とフォローアップ体制の確立 <p>この「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」に先立ち、河川管理者として実行可能な以下の施策について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水質管理体制の強化 ②淀川流域の水物質循環に係る調査 ③住民連携 <p>2) 琵琶湖の水質保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。 ②琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質の調査について関係機関と連携して取り組む。 	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
1. 施策の概要	
<p>③自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みや流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究について、滋賀県、水資源機構、住民団体と連携して取り組む。</p>	
3) 河川の水質保全対策	
<p>①大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川本川の流況を勘案しながら、淀川からの導水を継続して運用するとともに、さらなる改善に向けた検討を行う。</p> <p>②水を介して病原性微生物が体内に侵入し病気を引き起こす水系感染症の不安回避など安心して水が飲める暮らしを確保するため、河川水と都市排水の分離や植生等による自然浄化などを流水保全水路の活用を含め検討し、事業の効果、負担の考え方等を整理した上で水質保全対策を実施する。</p> <p>③河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施する他、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図る。</p> <p>④淀川の汽水域、淀川大堰の湛水域において底質モニタリングを実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。</p>	
4) ダム貯水池の水質保全対策	
<p>ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。</p>	
<p>ダム貯水池でのアオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するため、曝気設備の新增設や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。</p>	
<p>なお、曝気設備などの水質保全設備が導入されているダムにおいては、その効果を調査しながら、より効果的な運用改善を図る。</p>	
<p>①新たに深層曝気および浅層曝気設備等の設置を行い貯水池内の水質の改善を図る対策を実施する。</p> <p>②放流水質等が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。</p> <p>③底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム貯水池及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な対策について検討して実施する。</p> <p>④既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効果的な運用改善を図る。</p> <p>⑤既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。</p> <p>⑥既設の浅層曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。</p> <p>⑦水質保全等を目的とした既設の副ダムの機能を維持する。</p> <p>⑧ダム湖の水質調査や底質モニタリングを継続実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。</p>	
(2) 土砂移動の連続性の確保	
<p>川底、水辺や河原、河川敷などの河川空間は、上流部などから洪水の度に繰り返し運ばれる土砂が堆積・移動することによって形成されることから、洪水に含まれる土砂の粒径分布や、その堆積場所や堆積量が変化することは、流水中や水辺等に生息・生育・繁殖する生物にとっても環境変化を生じさせることになる。このため土砂移動を分断しているダム等の河川横断工作物について、土砂移動の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。</p>	
<p>特に土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。</p>	
<p>なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。</p>	
1) 既設ダム	
<p>ダムの堆砂の進行に伴う貯水容量の減少によるダム機能の低下、ダムに起因する土砂供給の遮断による下流河川の河床低下や粗粒化、および生物環境への影響が指摘されている。</p>	
<p>そのため、河床材料や形状等に関する調査及び河床変動等の土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果をふまえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について、関係機関と連携し検討して実施する。</p>	
2) 砂防施設	
<p>土砂災害防止を目的として設置される砂防施設については、土砂供給の遮断が下流河川の河床低下や粗粒化を招いていることから土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置について検討して実施する。</p>	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p>	
<p>【観点】水質総量規制の制度や対策の計画立案状況 【指標】水質総量規制の実施体制の検討内容〔全域〕</p>	
<p>【観点】流域視点による水質対策の実施状況 【指標】南湖の再生プロジェクト取り組み内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕 【指標】新たな水質浄化の取り組み状況、流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究内容〔全域〕</p>	
<p>【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況 【指標】琵琶湖の水質保全対策の取り組み内容・効果〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕 【指標】河川の水質保全対策の取り組み内容〔全域〕 【指標】ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数〔全域〕</p>	
<p>【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況 【指標】河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)〔全域〕 【指標】土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置数(砂防施設) 〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川〕</p>	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水質総量規制の制度や対策の計画立案状況	
「指標」水質総量規制の実施体制の検討内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)と連携して、河川への総流入負荷量の管理を図る「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」の設立に向けた検討を行っており、そのテストケースとして都市部の猪名川流域、上流部の木津川上流域それぞれで水質管理体制強化に向けた住民連携を図る取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テストケース1(都市部):猪名川における取り組み 平成17年度からNPOと共同調査・勉強会、行政機関との意見交換を実施しており、「猪名川流域水環境管理ワークショップ」を3回、「猪名川勉強会」を10回、「猪名川流域水質管理行政意見交換会」を7回、「猪名川流域水質管理検討会」を2回実施した。 また、平成21年度には、猪名川流域の水循環をふまえた統合的な流域水質管理システム構築をめざし、猪名川流域の河川管理者、自治体及び住民・住民団体等が連携し行動することを目的とし、行政関係者15団体、住民団体等7団体により猪名川分科会を設立し、これまでに5回開催した。 ・テストケース2(上流部):木津川上流における取り組み 平成17年度からW.S.や学習会等による検討を実施しており、「木津川上流域水環境管理ワークショップ」を4回、「水質学習会」を3回実施し、平成20年度にはNPOと行政機関関係者で「木津川上流域水質管理検討会」を2回実施した。 ・NPO、行政関係者らとの情報共有ツールとしてケース1、2ともに水質マップを作成した。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="159 1344 414 1377"> <p>・猪名川水環境マップ</p>  </div> <div data-bbox="558 1344 893 1377"> <p>・木津川上流域水質マップ</p>  </div> </div> <p>※ 水質の差動は平成24年度水質調査結果による</p>	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築			
<p>3. 進捗状況</p> <p>※水質総量規制制度 水質総量規制制度は、水質汚濁防止法等に基づき、人口、産業等の集中による汚濁の著しい広域的な閉鎖性海域(東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海)で水質改善を図るため、昭和54年以来7次にわたり、COD、窒素、リンを対象(窒素、リンは5次から)に実施され、現在まで汚濁負荷の削減が図られている。</p> <p>制度の体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>対象水域: 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海(大阪湾含む) 対象項目: COD、窒素、リン</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【総量削減基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象水域毎に環境大臣が策定 ・目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【総量削減計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総量削減基本方針に基づき都道府県毎に知事が策定 ・発生源別の削減目標量、削減の為の方策等 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>【事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備 ・尿処理施設の整備 等 </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>【総量削減基準による規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水量50m³/日以上 of 工場、事業所が対象 ・排水濃度×排水量の規制 </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>【削減指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業場 ・畜産、農業 ・一般家庭 等 </td> </tr> </table> <p>・現在、第7次水質総量規制について平成23年6月15日環境大臣により総量削減基本方針の策定がなされている。 ・これを受け、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県は平成24年2月に削減計画の公表を行っている。</p> <p>・平成26年度目標の計画削減量 府県名: COD; 窒素; リン(トン/日) 大阪府: 65; 61 ; 3.6 京都府: 18; 15 ; 1.2 兵庫県: 19; 18 ; 1.1(大阪湾に係る量) 奈良県他: 14; 9 ; 0.7 大阪湾計: 116; 103 ; 6.6</p> <p>※生活系、産業計、その他の合計値</p> <p>平成21年度を目標年度とする「第6次水質総量削減」、に引き続く「第7次水質総量削減」について、平成22年3月に中央環境審議会から、平成26年度を目標年度として実施することが適当との答申がなされた。</p> <p>これまでの経緯 基本方針策定 目標年度 指定項目 第1次 昭和54年6月 昭和59年度 COD 第2次 昭和62年1月 平成元年度 COD 第3次 平成3年1月 平成6年度 COD 第4次 平成8年4月 平成11年度 COD 第5次 平成13年12月 平成16年度 COD、窒素、りん 第6次 平成18年11月 平成21年度 COD、窒素、りん 第7次 平成23年6月 平成26年度 COD、窒素、りん</p> <p>・水系全体としての対応組織はなく、環境省の基本方針を受け、各府県が総量削減計画を策定し、実行することとなる。</p>	<p>【事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備 ・尿処理施設の整備 等 	<p>【総量削減基準による規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水量50m³/日以上 of 工場、事業所が対象 ・排水濃度×排水量の規制 	<p>【削減指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業場 ・畜産、農業 ・一般家庭 等 	<p>4. 点検結果</p>
<p>【事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備 ・尿処理施設の整備 等 	<p>【総量削減基準による規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水量50m³/日以上 of 工場、事業所が対象 ・排水濃度×排水量の規制 	<p>【削減指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業場 ・畜産、農業 ・一般家庭 等 		

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
<p>3. 進捗状況</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>猪名川では、NPOと共同調査・勉強会、行政機関との意見交換の場のうち、「猪名川勉強会」を1回開催した。</p> <p>また、猪名川流域の水循環をふまえた統合的な流域水質管理システム構築をめざし、猪名川流域の河川管理者、自治体及び住民・住民団体等が連携し行動することを目的として、行政関係者15団体、住民団体等7団体により設立された猪名川分科会を、平成24年度は2回開催した。</p> <p>木津川上流管内では平成20年度木津川上流域水質管理検討会での議論をふまえ、住民、NPO等との連携において、名張川で平成24年6月に名張クリーン大作戦を実施され、ゴミ拾いだけでなく、名張川に炭を投入し水質浄化装置も試み、参加者にも関心を持っていただいた。</p>	<p>4. 点検結果</p> <p>水質の課題・対策が異なると考えられる都市部の猪名川と上流部の木津川で、テストケースとして組織運営等の課題抽出や目標設定についてNPOや関係行政機関との情報の共有化による共通認識を図りつつ、協議会の設置に向けて取り組んでいる。</p> <p>総量規制制度による汚濁負荷抑制に習い、河川水質の現状を踏まえた、管理目標の設定等の取組をすべくテストケース毎の検討・分析を進め、流域全体の水質管理体制強化を目指す。</p> <p>引き続き、協議会設置に向けた取り組みを継続していく。</p>

点検項目 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

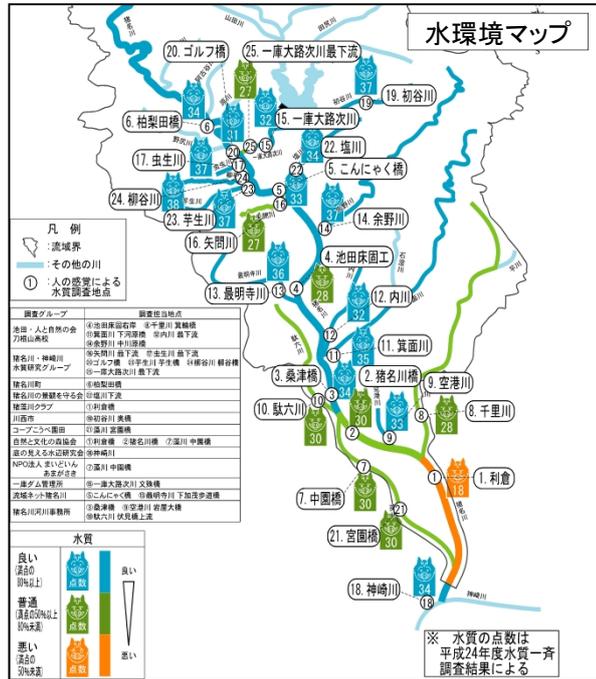
5. 参考資料

【水質総量規制の実施体制事例(猪名川河川事務所)】



第11回猪名川勉強会の開催状況

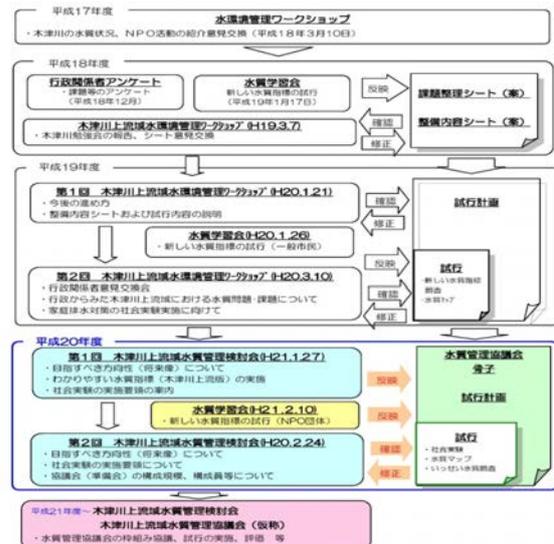
流域内の水環境に関連する活動を行なっている住民や団体等とともに、猪名川の水環境に関する情報や住民ができる取り組み等について、意見交換等をするを目的として、平成18年度より猪名川勉強会を開催した。これまでに「猪名川流域の水質管理の方向性と目標(素案)」や「水環境マップ」などを作成している。



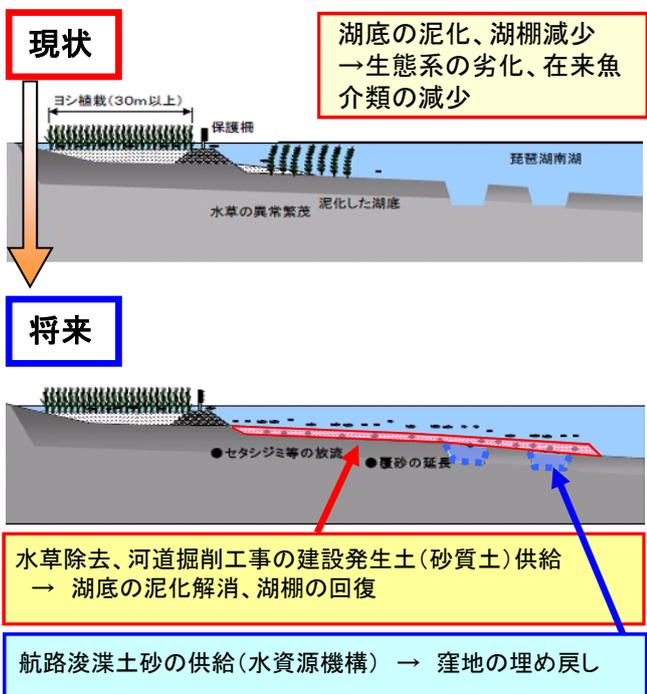
【水質総量規制の実施体制事例(木津川上流河川事務所)】



木津川上流域水質管理検討会の開催状況



木津川上流域では、平成17年度より「水環境管理ワークショップ」を1回開催し、流域内の一体的な水環境管理を、住民と行政が連携・協働して取り組む上での課題等について意見交換を重ねるとともに、平成18年～19年度には住民を対象とした「水質学習会」を3回開催するなど、より具体的な活動を進めてきたところである。これらの実績を踏まえ、平成20年度は「水質管理協議会(仮称)」の設立に向けた検討会を2回行った。引き続き協議会設置に向けた取組を継続していく。

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】流域視点による水質対策の実施状況		
「指標」南湖の再生プロジェクト取り組み内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成19～22年度に、湖底の耕耘や窪地の埋め戻しを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進めるため、南湖再生ワーキンググループでの調整に基づき、南湖砂地回復事業(水産庁)に治水事業による建設発生土(約2万m³)を供給した。</p> <p>平成22年度は建設発生土約1,300m³を供給した。</p> <p>平成23年度は、ワーキンググループを開催したが、砂質土の発生がないため供給していない。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>南湖再生ワーキンググループを開催し、各機関の事業について情報共有し、連携・調整を図った。</p>	<p>南湖湖底改善事業など水質対策が進められている。平成24年度は砂質土の発生がなかったため建設発生土を供給できなかったが、今後も引き続き関係機関との連携のもと、取り組みを進める。</p>	
5. 参考資料		
【南湖再生WGの南湖湖底改善事業の取り組み】		
 <p>現状</p> <p>湖底の泥化、湖棚減少 →生態系の劣化、在来魚介類の減少</p> <p>ヨシ植栽(30m以上) 保護柵</p> <p>琵琶湖南湖</p> <p>水草の異常繁茂 泥化した湖底</p> <p>将来</p> <p>水草除去、河道掘削工事の建設発生土(砂質土)供給 → 湖底の泥化解消、湖棚の回復</p> <p>航路浚渫土砂の供給(水資源機構) → 窪地の埋め戻し</p>	<p>①瀬田川河道掘削工事による建設発生土(砂質土) ＜大津市南郷地先＞</p>  <p>H22.11(琵琶湖河川事務所実施)</p> <p>②南湖砂地回復事業地の土砂仮置ヤードへ運搬 ＜草津市下笠地先＞</p>  <p>H22.11(滋賀県実施)</p> <p>③土砂ふるい分け状況 ＜草津市下笠地先＞</p>  <p>H23.12(滋賀県実施)</p> <p>③覆砂として土砂を湖底へ投入 ＜草津市下笠地先＞</p>  <p>H24.1(滋賀県実施)</p>	
<p>南湖再生WGでは、南湖が「湖底の泥化、窪地による湖棚減少」などにより、在来魚介類がすみにくい環境となっているため、国土交通省、水産庁、水資源機構、滋賀県等と連携して、「湖底の耕、ヨシ帯前面の覆砂、窪地の埋め戻し」など湖底環境の改善を順応的に実施し、セタジミ等の魚介類の生息環境の回復を進めている。</p> <p>琵琶湖河川事務所では、瀬田川河道掘削工事等で砂質土が発生した場合は、ヨシ帯前面の覆砂として「南湖砂地回復事業地(草津市下笠など)」へ供給している。</p>		

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】流域視点による水質対策の実施状況	
「指標」新たな水質浄化の取り組み状況、流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>国、滋賀県、水資源機構が琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センターにおいて水質浄化効果検証実験(平成18年度→9回、平成19年度→13回、平成20年度→7回、平成21年度→8回、平成22年度→6回)を行い、自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みに関する実験成果について国、滋賀県、水資源機構で共有化を図り、平成22年度で終了した。</p> <p>平成18～22年度延べ実施: 43回</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成22年で実験が終了したため、実施していない。</p>	<p>「自然の浄化能力を生かした新たな水質浄化」を主眼を置いて実験を行い、新たな知見を得ることができた。今後、必要に応じて実験で得られた知見を活用していく。</p>
5. 参考資料	
This area is intentionally left blank in the original image	

点 検 項 目 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

3. 進捗状況 4. 点検結果

【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況

「指標」琵琶湖の水質保全対策の取り組み内容・効果〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕

(これまでの取組内容)

琵琶湖における水質調査は滋賀県・水資源機構・国土交通省で連携して実施しており調査結果を共有している。

琵琶湖水質保全対策行動計画の一環として、流入河川対策事業のうち草津川放水路の浄化対策(COD等の削減)を平成9年度から平成19年度まで実施した。

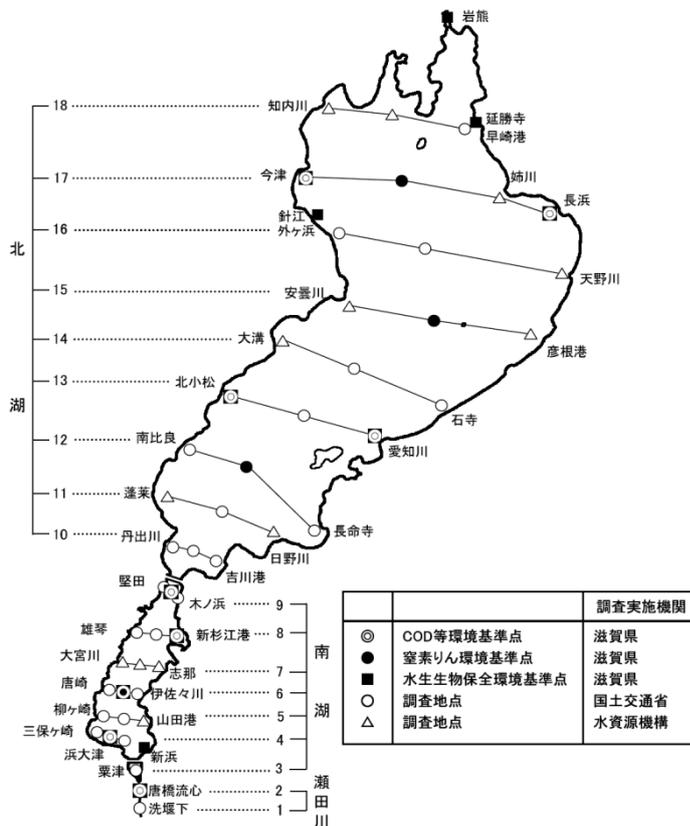
(平成24年度の取組)

引き続き、水質調査を連携して実施し、調査結果を共有した。

河川水質の調査は関係機関が連携し取り組み、関係機関による下水道整備の促進、排水水質監視等を行っている。一部の水質調査項目においては環境基準が未達成となっており、近年横ばいもしくは少し高くなっている項目もある。また、水質汚濁防止・対策連絡協議会において、流域的な水質管理方法及び汚濁対策について検討が進められている。

今後も引き続き関係機関が連携し河川の水質調査と水質保全対策を実施するとともに、流域的な水質管理方法及び汚濁対策について検討を進める必要がある。

5. 参考資料



琵琶湖における水質調査地点(位置図)

出典: 滋賀県環境審議会水・土壌・大気部会資料(平成25年7月)
(平成24年度公共用水域水質測定結果(琵琶湖・河川))

点 検 項 目

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

5. 参考資料

【琵琶湖の水質調査状況】



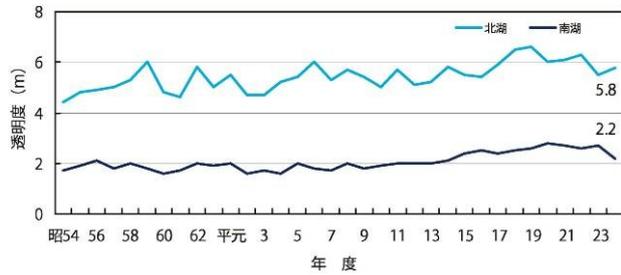
<水質調査船(国土交通省)>



<琵琶湖での採水状況>

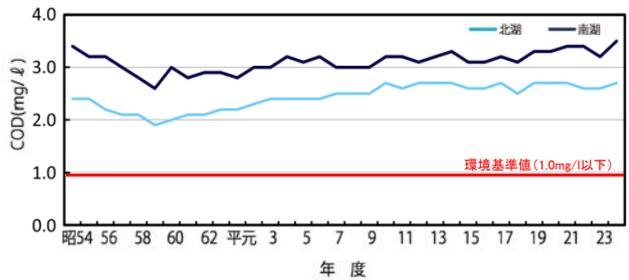
琵琶湖河川事務所では、月1回の頻度で滋賀県、水資源機構の3者で連携して水質調査を実施しており、滋賀県環境審議会(水・土壌・大気部会)、淀川水質汚濁防止連絡協議会にて水質調査結果等の情報共有を行っている。

○透明度は、北湖では5.8mと前年度および過年度並であった。南湖では2.2mと前年度より低く、過年度より少し低かった。



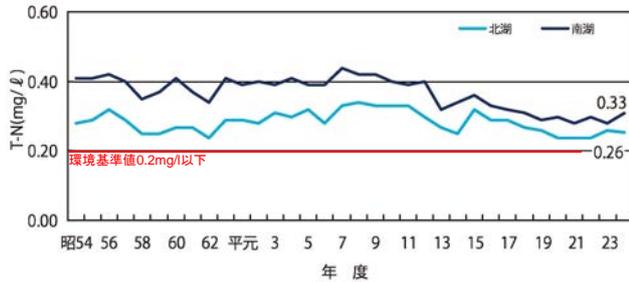
○北湖のCODは2.7mg/lと前年度および過年度より少し高かった。北湖のCODは、平成10年度以降、横ばい傾向にある。

南湖では、CODは3.5mg/lと前年度および過年度より高く、調査開始以降の最高値を示した。



○北湖のT-Nは0.26mg/lと前年度および過年度並であった。

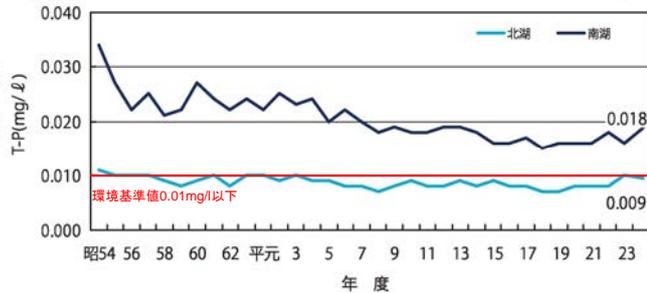
南湖のT-Nは0.33mg/lと前年度より少し高かった。



○北湖のT-Pは0.009mg/lと、前年度より少し低く、過年度より少し高かった。

南湖のT-Pは0.018mg/lと、前年度および過年度より高かった。

南湖のT-Pは、昭和54年度以降減少傾向にある。



※環境基準は参考として掲載

出典:滋賀県環境審議会水・土壌・大気部会資料(平成25年7月)
(平成24年度公共用水域水質測定結果(琵琶湖・河川))

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況	
「指標」河川の水質保全対策の取り組み内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川水質の監視地点・測定項目・測定方法 水質汚濁防止法の規定に基づいた各府県の水質測定計画及び水文観測業務計画により、府県内の公共用水域の水質を環境基準に照らし合わせて監視している。 淀川、木津川、桂川のBOD年平均值は、近年、2.0mg/l未満を維持している。猪名川のBOD年平均值は、近年、5.0mg/l未満を維持している。 ・重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質の測定 ダイオキシン類の測定(平成11年から平成24年) 環境ホルモン等の測定(平成10年から平成24年) ダイオキシン類等の有害物質について調査を行っているが、基準値を超過したデータは観測されていない。また、環境ホルモン等も異常値は観測されていない。 ・流水保全水路の活用 現在桂川から淀川上流域において10.4kmの水路が完成しており、下水処理水の一部が通水されている。 ・流域の関係機関と連携した施策の実施状況 「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」「寝屋川流域協議会」における議論を踏まえ平成17年度から平成19年度にかけて「淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会」により、試行(フラッシュ)放流のモニタリング調査ならびに神崎川、大川(旧淀川)・寝屋川、新淀川の維持流量について、検討を行っている。 淀川水系においては「淀川水質汚濁防止連絡協議会」「神崎川水質汚濁対策連絡協議会」が組織されており、関係自治体・関係機関・学識者と共に連携しながら、流域的な水質管理方法及び汚濁対策について検討し、水質に関する情報の収集・交換、相互の連絡調整を図っている。また、突発的な水質事故の情報・対策を河川・環境・水道の各部局が連携し、情報を交換するとともに、災害の拡大防止・低減にむけた緊急連絡体制を確立している。また、住民と連携したデータ収集も行われている。 猪名川の水質保全の取り組みとして、住民と行政が連携し水質改善の目標設定等に関して議論するため、平成21年度末に「神崎川水質汚濁対策連絡協議会猪名川分科会」を設立し、これまでに7回開催している。 ・水生生物調査 住民と連携しながら簡易的な水質測定を行っている。沿川の中学生等が水生生物を調査し、結果から水質階級(I～IV)を判定した。水生生物調査への参加者数は、以下のとおりである。 平成19年度は790人であった。 平成20年度は536人であった。 平成21年度は589人であった。 平成22年度は421人であった。 平成23年度は346人であった。 	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築																																																			
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>																																																			
<p>(平成24年度の取組)</p> <p>・流域の関係機関と連携した施策の実施状況</p> <p>平成24年度は、淀川水質汚濁防止連絡協議会では、琵琶湖の湖水調査並びに水質事故対応講習会など、水道水源としての淀川の水質を維持・管理していくための取組を関係機関と連携し進めた。</p> <p>また、神崎川水質汚濁対策連絡協議会では、猪名川の水質保全の取り組みとして、住民と行政が連携し水質改善の目標設定等に関して議論するため設立された「神崎川水質汚濁対策連絡協議会猪名川分科会」での決定内容を踏まえ、水生生物調査や「猪名川をよく知り、よく学び、身近にふれあう川とするために」をテーマの猪名川水環境シンポジウムを実施した。</p>	<p>「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」の設立に先立ち、河川管理者として実効可能な施策として、既存の水濁協活動の取組として水質管理体制の強化、水物質循環の係る調査、住民連携について取り組んでいる。</p> <p>引き続き、水質管理協議会設置に向け、既存水濁協の取組を継続していく。</p>																																																			
<p>・水生生物調査</p> <p>平成24年度は、淀川水系内の14箇所において、延べ467人の沿川の中学生等が水生生物の調査を行った。河川別の実施箇所及び参加人数は以下の表のとおりである。</p>	<p>引き続き参加者拡大を目指していく。</p>																																																			
<table border="1"> <caption>水生生物調査参加者数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>800</td></tr> <tr><td>H20</td><td>550</td></tr> <tr><td>H21</td><td>600</td></tr> <tr><td>H22</td><td>420</td></tr> <tr><td>H23</td><td>350</td></tr> <tr><td>H24</td><td>480</td></tr> </tbody> </table>	年度	参加人数(人)	H19	800	H20	550	H21	600	H22	420	H23	350	H24	480																																						
年度	参加人数(人)																																																			
H19	800																																																			
H20	550																																																			
H21	600																																																			
H22	420																																																			
H23	350																																																			
H24	480																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施年月日</th> <th>場 所</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淀川</td> <td>H24.8.3</td> <td>穂谷川合流点</td> <td>14 人</td> </tr> <tr> <td>桂川</td> <td>H24.7.27</td> <td>渡月橋</td> <td>22 人</td> </tr> <tr> <td>宇治川</td> <td>H24.8.7</td> <td>宇治橋</td> <td>20 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">木津川</td> <td>H24.7.29</td> <td>夏見</td> <td>34 人</td> </tr> <tr> <td>H24.7.31</td> <td>加茂恭仁大橋</td> <td>24 人</td> </tr> <tr> <td>H24.8.10</td> <td>新服部橋</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>H24.7.16</td> <td>稻広橋</td> <td>100 人</td> </tr> <tr> <td>H24.8.26</td> <td>新町橋</td> <td>44 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">瀬田川</td> <td>H24.7.22</td> <td>瀬田川・大石川合流点</td> <td>46 人</td> </tr> <tr> <td>H24.8.6</td> <td>信楽川・瀬田川合流点</td> <td>12 人</td> </tr> <tr> <td>野洲川</td> <td>H24.8.7</td> <td>落差工上流付近</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">猪名川</td> <td rowspan="3">H24.7.29</td> <td>こんにやく橋</td> <td>41 人</td> </tr> <tr> <td>池田床固下流</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td>桑津橋</td> <td>48 人</td> </tr> </tbody> </table>		実施年月日	場 所	参加人数	淀川	H24.8.3	穂谷川合流点	14 人	桂川	H24.7.27	渡月橋	22 人	宇治川	H24.8.7	宇治橋	20 人	木津川	H24.7.29	夏見	34 人	H24.7.31	加茂恭仁大橋	24 人	H24.8.10	新服部橋	6 人	H24.7.16	稻広橋	100 人	H24.8.26	新町橋	44 人	瀬田川	H24.7.22	瀬田川・大石川合流点	46 人	H24.8.6	信楽川・瀬田川合流点	12 人	野洲川	H24.8.7	落差工上流付近	16 人	猪名川	H24.7.29	こんにやく橋	41 人	池田床固下流	40 人	桑津橋	48 人	
	実施年月日	場 所	参加人数																																																	
淀川	H24.8.3	穂谷川合流点	14 人																																																	
桂川	H24.7.27	渡月橋	22 人																																																	
宇治川	H24.8.7	宇治橋	20 人																																																	
木津川	H24.7.29	夏見	34 人																																																	
	H24.7.31	加茂恭仁大橋	24 人																																																	
	H24.8.10	新服部橋	6 人																																																	
	H24.7.16	稻広橋	100 人																																																	
	H24.8.26	新町橋	44 人																																																	
瀬田川	H24.7.22	瀬田川・大石川合流点	46 人																																																	
	H24.8.6	信楽川・瀬田川合流点	12 人																																																	
野洲川	H24.8.7	落差工上流付近	16 人																																																	
猪名川	H24.7.29	こんにやく橋	41 人																																																	
		池田床固下流	40 人																																																	
		桑津橋	48 人																																																	

点 検 項 目

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

5. 参考資料

【神崎川水質汚濁対策連絡協議会 猪名川分科会】

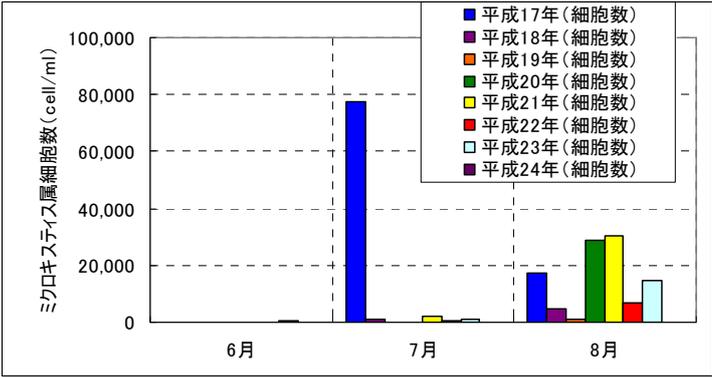


第7回猪名川分科会開催状況

猪名川分科会は、「淀川水質汚濁防止連絡協議会」及び「神崎川水質汚濁対策連絡協議会」を発展させ、琵琶湖・淀川流域全体の水質管理を体系的に進めていくための組織である「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」の構成組織の一つに位置づけられた組織であり、平成21年8月5日に開催された「神崎川水質汚濁対策連絡協議会」委員会において分科会の設立が承認され、平成22年2月に設置された。これまでに「猪名川水環境シンポジウム」や「水質一斉調査」などを行っている。

<猪名川分科会に関するHP>

http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/water_pollution/

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況	
「指標」ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁のメカニズムの調査検討を踏まえ、各ダムで下記の対策を継続的に実施してきた。</p> <p>高山ダム (曝気設備4基、分画フェンス、表層浄化設備2基) 青蓮寺ダム (分画フェンス) 日吉ダム (選択取水設備、浅層曝気設備1基、水没式複合型深層曝気設備2基) 布目ダム (副ダム、浅層曝気設備1基、水没式複合型曝気設備2基、選択取水設備) 比奈知ダム (選択取水設備、分画フェンス、深層曝気設備1基) 一庫ダム (選択取水設備、浅層曝気設備6基、深層曝気設備2基) 室生ダム (副ダム、浅層曝気設備2基、深層曝気設備1基)</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、高山ダムの水質保全対策として浅層曝気設備を4基追加した。また、布目ダムの水質保全対策として浅層曝気設備を3基追加した。一庫ダムの水質保全対策として浅層曝気設備(2基)に浅層循環併用装置を取り付ける改造を実施した。</p> <p>一庫ダム浅層曝気稼働前後のアオコの原因となるミクロキスティス細胞数の変化</p>  <p>※浅層曝気設備は平成18年6月より運用開始</p>	<p>各ダムにおいて貯水池への栄養塩の流入防止や曝気によるアオコ対策を行うなど、貯水池水質保全対策を実施している。</p> <p>一庫ダムでは、浅層曝気設備を平成18年6月より運用開始しており、近年アオコの原因となるミクロキスティスが減少傾向にある。</p> <p>今後も引き続き各ダムにおいて効果を検証しながら貯水池水質保全対策を実施していく。</p>

点 検 項 目

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

5. 参考資料

【ダム貯水池の水質保全対策実施内容】



高山ダム 曝気増設状況



布目ダム 曝気増設状況

高山ダムでは、平成16年より浅層循環設備4基の運用を開始し、アオコの発生は抑制されているが、平成24年度は、貯水池内の混合循環能力を増強することで循環効率を向上させ、使用電力量の削減を目的として、浅層循環設備を4基増設した。

布目ダムでは、管理開始より浅層循環設備1基、深層曝気設備1基の運用を開始したが、ほぼ毎年植物プランクトンによる水質障害が発生し十分な増殖抑制効果が得られなかったことから、貯水池内の混合循環能力の増強を目的として、平成23年度に深層曝気設備を水没式複合型曝気装置に改造し、平成24年度には浅層曝気設備を3基増設した。

設備の増強に伴って、平成24年度よりモニタリング調査を行っており、引き続き、効率的な浅層循環設備の運用方法を検討していく。

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況	
「指標」河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)[全域]	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>淀川水系全体の総合土砂管理方策について淀川水系全体の土砂収支を把握するための長期シミュレーション、土砂動態マップの検討など土砂管理方策について淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、既設ダムを管理する水資源機構と連携し検討を進めている。</p> <p>(平成24年度の実績)</p> <p>平成24年度は、土砂動態の実態把握のため、堆砂量、流入量、放流量、貯水位についてモニタリングを実施した。</p> <p>天ヶ瀬ダムの堆砂については、平成24年8月の京都府南部豪雨で約20万m³の流入土砂があり、平成24年度末で堆砂率が76%となった。ダム完成後10年程度で堆砂が大きく進んだものの、近年約20年間は比較的堆砂量の増加傾向が小さい。堆砂量については今後も監視を行い、ダム機能の維持のため排砂の検討を行っていく。</p> <p>点検項目「土砂対策」の[指標] 河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)と重複掲載</p>	<p>淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、水系内の土砂収支の実態把握に努めている。</p> <p>今後も、引き続きモニタリングを行い、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、総合土砂管理方策の検討を進める。</p>
5. 参考資料	
This area is currently empty in the provided image	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】土砂移動の制御の実施状況	
「指標」土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置数(砂防施設)	
<p>(これまでの取組内容) 瀬田川及び木津川上流域において砂防堰堤の設置を行ってきた。</p> <p>(平成24年度の取組) 平成24年度の設置箇所は以下のとおりである。 瀬田川:0箇所 木津川:2箇所</p> <p>点検項目「土砂対策」の[指標] 土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置数(砂防施設)と重複掲載</p>	<p>排砂及び砂防堰堤のスリット化については流域全体の土砂移動の連続性を考慮し、実施について検討していく。</p>
5. 参考資料	
<p>【砂防堰堤整備状況と計画】 【木津川上流河川事務所】</p> <p>木津川流域と下流淀川を災害から守るために、木津川、名張川、青蓮寺川、宇陀川の流域各所で砂防堰堤の整備を推進。平成25年3月現在で108基の整備を完了しており、そのうち、土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤として2基を設置、1基を整備している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="191 1209 566 1541"> <p>位置図</p> </div> <div data-bbox="574 1209 1396 1780"> </div> <div data-bbox="1045 1209 1396 1467"> <p>飯垣内第3堰堤</p> </div> <div data-bbox="646 1724 989 1982"> <p>板橋川第2堰堤(整備中)</p> <p>(イメージ図)</p> </div> <div data-bbox="1045 1724 1396 1982"> <p>板橋川第1堰堤</p> </div> </div>	

点 検 項 目

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

5. 参考資料

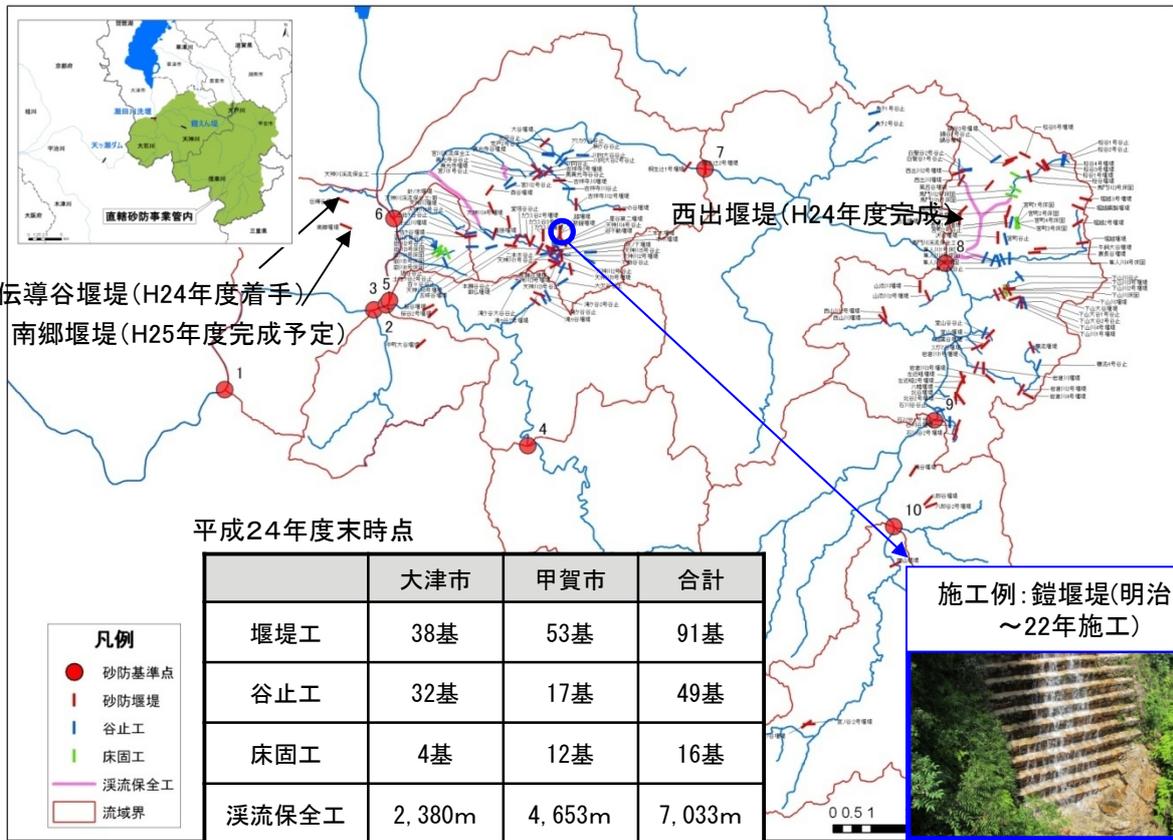
【琵琶湖河川事務所】

滋賀県甲賀市信楽町西出地先において、平成23年度より工事に着手し、平成24年度末に完成した。堰堤は、コンクリート構造で、高さ10m、長さ58m、整備土砂量は、約2,600m³である。



西出堰堤 (H24年度完成)

平成25年度末の伝導谷堰堤及び南郷堰堤の完成予定をもって、明治11年から事業してきた直轄砂防事業を完了する。これまで整備してきた砂防設備については、滋賀県に引き継ぐこととなっている。



河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 2. 河川環境 4. 2. 6. 流域管理に向けた継続的な施策展開
点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
1. 施策の概要	
<p>(1) モニタリングの実施・公表</p> <p>河川整備にあたって、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する評価を行い、数多くの知見を集積してより良い河川環境の創出につなげる。</p> <p>1)「多自然川づくり」の評価の実施</p> <p>河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う「多自然川づくり基本指針」(平成18年10月)に基づき、川づくりの評価を実施する。</p> <p>評価の実施にあたっては、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」等の専門家の助言を得る。</p> <p>2)河川環境のモニタリングの実施</p> <p>河川環境の保全と再生を図る取り組みや治水、利水のために行う河川整備について、河川環境の変化をできるだけ客観的に評価できるように努め、事業実施前後にモニタリングを実施するとともに、必要に応じ専門家の指導助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討する。</p> <p>また、モニタリングにあたっては、河川整備の内容の見直し、改善、及び新たな箇所の整備実施のための基礎資料とするため、5年、10年といった年限を区切って適宜・適切に河川と流域の状況を把握し、データの集積、整理・統合化を行い、実施箇所とその周辺環境の変化についての原因や現象を分析する。</p> <p>なお、調査にあたっては、住民・住民団体(NPO等)と協働した調査を実施するとともに、調査の実施方法、分析・評価結果を公表する。</p> <p>(2) 生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工</p> <p>河川環境の保全と再生、治水や利水のために行う河川工事の施工を行うにあたっては、個々の地区ごとに生物の生息・生育・繁殖環境を十分考慮して工事の実施時期や範囲を検討するとともに、従来の工法について検証を行う。</p> <p>特に、長期間にわたる水際部の大規模な工事を実施する場合は、形状変更による環境への影響が大きいことが考えられるため、事業の実施前後にモニタリングを実施することとし、専門家の指導や助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討した上で、急速に実施するのではなく工事による河道への影響を把握しながら順応的に進める。</p> <p>全ての工事において、原則として次の事項を考慮して実施することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①魚類等の遡上・降下時期や産卵・成育期、鳥類や昆虫等の繁殖期、植物の結実期等に配慮する。 ②仮締切、工事用道路等の仮設の計画、施工機械の選定、施工時期の設定などにあたっては、生物の生息場所や繁殖時期あるいは濁水の発生等に十分配慮して検討を行う。 ③必要最小限の道路幅、ルートとなる工事用道路を設置し、現況の植生に配慮する。 ④土砂仮置場の河川敷以外での確保、河川敷内の工事資材等の仮置き箇所・面積の縮小等を図るとともに、現況の植生に配慮する。 ⑤土砂の輸送手段として、船舶と緊急用河川敷道路を活用する。 ⑥工事中の振動や騒音等を最小限に抑える施工機械を使用する。 ⑦護岸工事等の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状、湖と河川や陸域との接続形状がなだらかに連続するよう施工し、特に河岸部については覆土等によりコンクリートが見えないようにする。 ⑧水衝部等で河岸の保持のため護岸を施工する場合には、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工法を採用する。 	

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
1. 施策の概要	
<p>(3) 関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生 河川環境や景観の保全・再生にあたっては、地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間培われてきた歴史的な経緯や文化的特性などに応じた方法で、それぞれの場所に相応しい取り組みを行う。また、外来種対策や水質保全対策などは、流域全体の視点に立ち、あらゆる関係者が、連携協働して取り組んでいく。 取り組みにあたっては、住民・住民団体(NPO等)との連携や、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」など専門家の助言を得るとともに、都市計画を始めとした住民と地域に密着した総合行政を担う自治体及び農林・水産など関連する国の行政機関など関係機関と情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、計画の検討段階から積極的に連携協働した取り組みを実施する。 また、河川管理施設等の新設または改築にあたっては、滋賀県「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」や三重県「景観づくり条例」、京都府「景観条例」、大阪府「景観条例」、兵庫県「景観の形成等に関する条例」など法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携し、河川景観や河川周辺の景観との調和を図る。</p> <p>(4) 河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ 河川管理者以外の者が管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。また、住民・住民団体(NPO等)と連携し、情報共有の場を設け、施設管理者に協力を依頼する。 また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備や河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、河川景観保全の観点からの助言を行う。</p> <p>(5) 河川環境の保全と再生のための人材育成 河川環境の保全と再生を適切に進めていくため、生物や生物の生息・生育・繁殖環境等に関する専門知識の習得に向け、職員研修の充実等を図る。</p> <p>(6) 流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進 4.2.1の河川環境の保全と再生の基本的な考え方で述べたように、データ不足等により、科学的にはまだ解明されていない現象があることや、流域の総合的な環境評価や目標設定を行うために必要な流域全体の視点に立った環境データや環境像の把握・整理が必要なことから、関係省庁、自治体、学識者と協力しながら、継続的な調査研究を推進する。</p>	

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「流域管理に向けた継続的な施策展開」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】モニタリングの実施状況 【指標】河川環境のモニタリングの実施内容〔全域〕</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数〔全域〕</p> <p>【観点】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施状況 【指標】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容〔全域〕</p> <p>【観点】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ状況 【指標】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容・河川保全利用委員会開催数〔全域〕</p> <p>【観点】河川環境の保全と再生のための人材育成状況 【指標】河川環境の保全と再生のための人材育成の実施内容・回数〔全域〕</p> <p>【観点】流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の実施状況 【指標】流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進の実施内容〔全域〕</p>	

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】モニタリングの実施状況	
「指標」河川環境のモニタリングの実施内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>事業の実施にあたっては「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」等の専門家の助言を得ながら行い、事業実施前後にモニタリングを実施している。</p> <p>淀川の中下流部では河川環境の整備と保全のため、必要な指導・助言を行う有識者による「淀川環境委員会」を設置し、河川環境の保全上影響が大きいと考えられる工事について、委員会の指導助言を受け、モニタリングを行いながら進めていくこととしており、重要性の判断と指導・助言の方向性についても委員会の中で決定している。環境委員会における案件提出数は以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は83件であった。 平成20年度は48件であった。 平成21年度は59件であった。 平成22年度は57件であった。 平成23年度は61件であった。</p> <p>猪名川では河川環境の整備と保全のため、必要な指導・助言を行う有識者による「猪名川自然環境委員会」を設置し、河川環境の保全上影響が大きいと考えられる工事について、委員会の指導助言を受けながら進めていくこととしており、重要性の判断と指導・助言の方向性についても委員会の中で決定している。「猪名川自然環境委員会」における案件提出数は以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は8件であった。 平成20年度は14件であった。 平成21年度は13件であった。 平成22年度は11件であった。 平成23年度は20件であった。</p> <p>各事業の実施や環境の保全・再生のために各河川で様々なモニタリングを実施している。例として以下に瀬田川洗堰試行操作のモニタリング結果を示す。</p> <p>瀬田川では平成15年度より、環境(コイ・フナ類の産卵)に配慮した瀬田川洗堰の試行操作を実施している。平成23年度に実施した試行操作が実施1年目であり、平成23年度は特に降水量が多く高水位となり、平年のデータがとれなかった。</p> <p>・産卵環境の改善 コイ・フナ類の産卵誘発のため、平成22年度までは5月末まで出来る限りB.S.L±0cmを目指していたが、平成23年度よりB.S.L.10cm以上を極力目指し、瀬田川洗堰の操作を実施した。 4月1日～6月1日 :B.S.L.+10cm</p>	

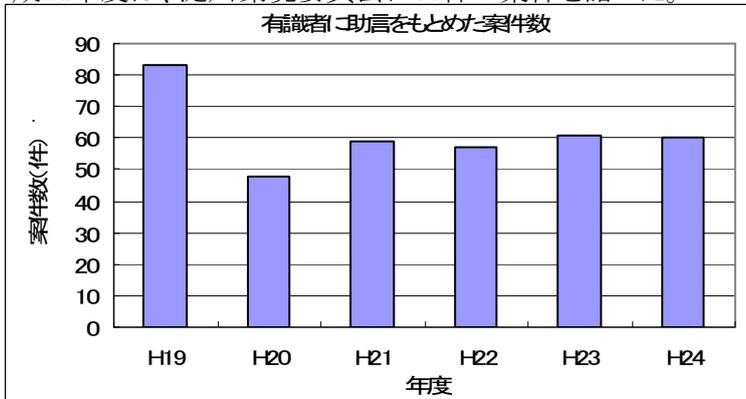
点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】モニタリングの実施状況	
「指標」河川環境のモニタリングの実施内容〔全域〕	
<p>・降雨による琵琶湖水位上昇後の急激な水位操作の改善。</p> <p>魚卵の干出を緩和するため、現地調査によりコイ・フナ類の産着卵が10万個以上、草津市新浜、高島市針江、湖北町延勝寺において確認された場合は、推定ふ化日数である5日間の水位維持を行う。あわせて、現地調査によりホンモロコの産着卵が1万個以上、高島市針江、湖北町延勝寺、湖北町海老江(県)、大津市小野(県)、伊庭内湖(県)において確認された場合は推定ふ化日数である7日間の水位維持を行うことを操作方針として、操作の改善に取り組んだ。</p> <p>・水位移行期の水位操作の改善。</p> <p>5月中旬頃から約1ヶ月の間に、洪水期に備え琵琶湖水位をB.S.L+30cmからB.S.L-20cmに約50cm低下させていた操作を、主な産卵期となる4月1日から6月1日までの間はB.S.L.10cm以上を目指した緩やかな水位低下となるよう操作の改善に取り組んだ。</p>	

点検項目 流域管理に向けた継続的な施策展開

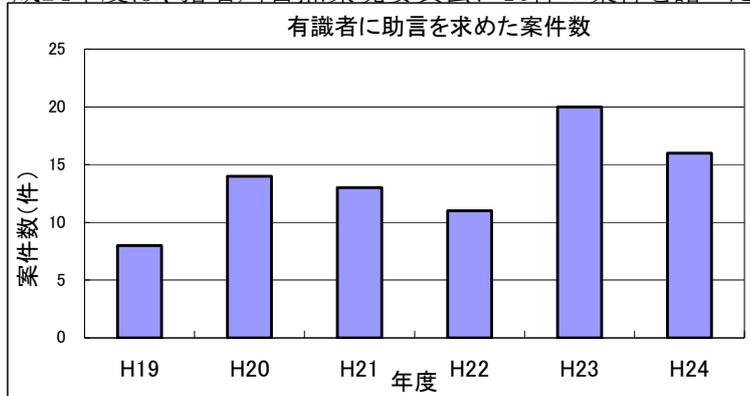
3. 進捗状況

(平成24年度の取組)

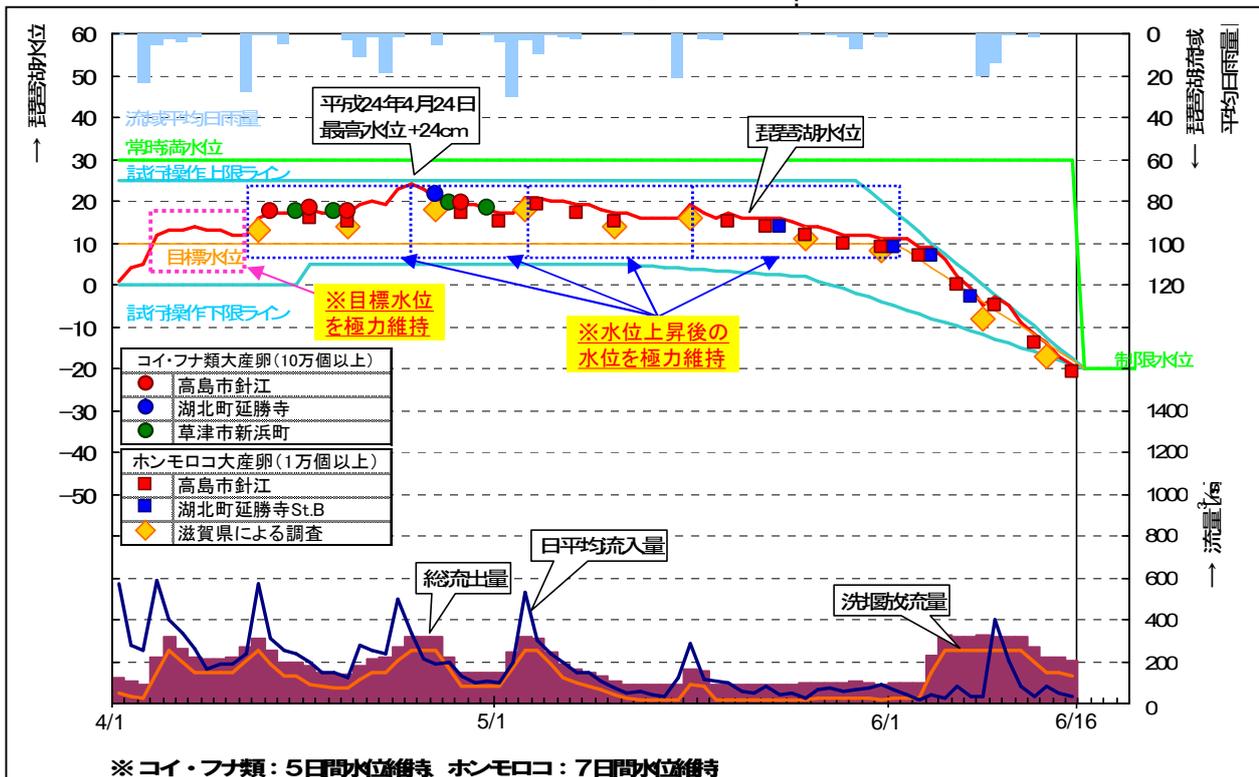
平成24年度は、淀川環境委員会に60件の案件を諮った。



平成24年度は、猪名川自然環境委員会に16件の案件を諮った。



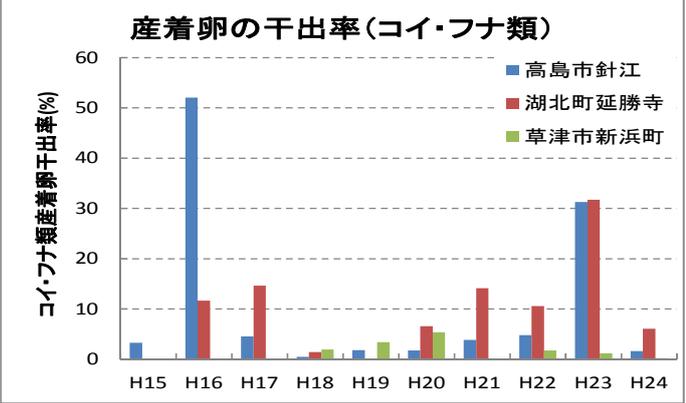
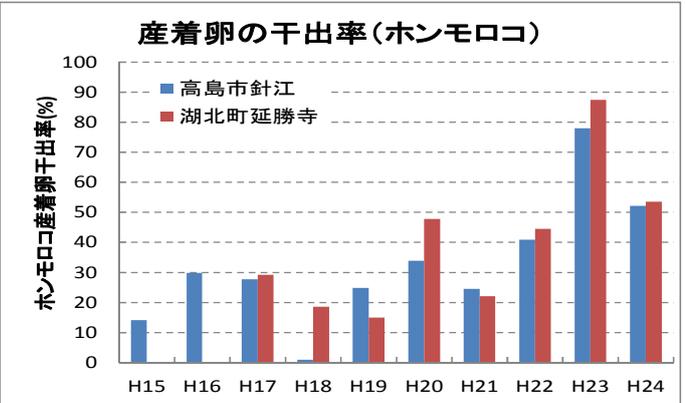
瀬田川洗堰では、平成24年度も引き続き平成23年度の方針を踏襲した試行操作を実施し、産着卵の干出の確認を行った。



4. 点検結果

各事業の実施にあたっては事業実施前に河川環境の保全上影響が大きいと考えられる事業について、専門家の指導助言を受けながら、工事を進めている。

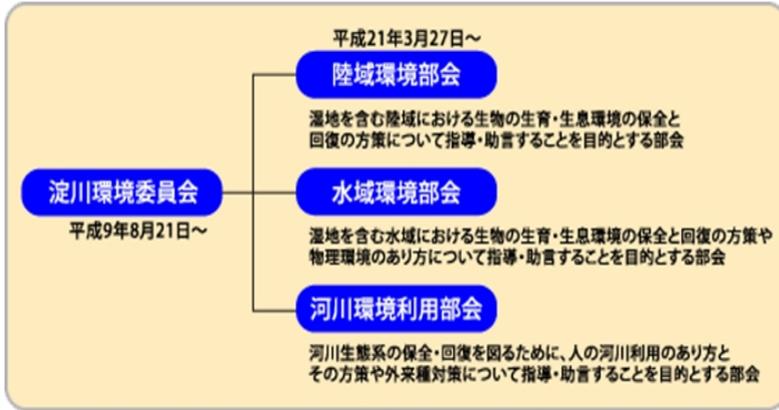
今後も専門家からの指導助言を得ながらモニタリング・評価を適切に実施する必要がある。

点検項目	流域管理に向けた継続的な施策展開
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>現地産着卵調査の情報をもとに堰操作を行い、水位を維持したことにより魚卵の干出率は低い値を維持することができた。また、試行操作範囲内で目標水位BSL+10cm以上を概ね確保することができた。</p> <p>・コイ・フナ類 試行操作の結果、コイ・フナ類の産着卵の干出率は、調査地点である針江で約2%、延勝寺で約6%、新浜町で約0.3%、3地点合計で約2%と低い値を維持できた</p>  <p>・ホンモロコ 試行操作の結果、ホンモロコの産着卵の干出率は、調査地点である針江で約52%、延勝寺で約54%、2地点合計で約52%となった。</p>  <p>点検項目「川本来のダイナミズムの再生」の[指標]瀬田川洗堰による水位操作の改善内容と重複掲載</p>	<p>琵琶湖水位を産卵期に低下させていた操作を4月1日から6月1日までの間は、B.S.L.+10cm以上を目指したことにより、コイ・フナ類の産卵を誘発することが出来た。</p> <p>ホンモロコは、産卵が水位変化と関係がみられないことから、水位による産卵誘発は困難。さらに、産卵盛期が洪水期に近く制限水位に向けた水位低下のため、卵干出低減は困難である。</p> <p>平成25年度からは、引き続き目標水位はBSL+10cm以上とし、現地の産着卵数の確認結果によらず、降雨による水位上昇後、水位を維持する試行操作を実施していく。</p>

点検項目 流域管理に向けた継続的な施策展開

5. 参考資料

【河川環境のモニタリング事例(淀川河川事務所)】



淀川環境委員会の構成



H24.4.19環境委員による現地立会(鶴殿)



H25.3.11第32回淀川環境委員会

淀川河川事務所では、平成9年8月に、『淀川河川事務所が管理する直轄管理区間における「河川環境」(水質、景観、生態系等)の整備と保全に対して、望ましい河川環境を創造するため、必要な指導・助言を得る』ことを目的に、学識経験者や各分野の有識者からなる淀川環境委員会を発足した。

淀川環境委員会では、平成14年3月に「自然豊かな淀川をめざして」を提言しており、淀川河川事務所の具体事業や、淀川整備計画にもその提言は活かされている。委員会からは、淀川の自然保全・回復のあり方や河川工事の影響緩和や工事後の環境回復についての指導・助言を得ている。

<淀川環境委員会HP>

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/env_h18/about-env_h20.html

【河川環境のモニタリング事例(猪名川河川事務所)】



現地視察状況



委員会開催状況



猪名川自然環境委員会規約
 (名 称)
 第1条 本会は、「猪名川自然環境委員会」(以下「委員会」という。)とす。
 (目 的)
 第2条 委員会は、猪名川の流域における自然環境の整備と保全について、河川管理科に対して、必要な指導・助言を行うことを目的とする。
 (設 置)
 第3条 委員会は、近畿地方整備局猪名川(河川事務所長(以下「事務所長」という。))が設置する。
 (委員)

<猪名川自然環境委員会に関するホームページ>

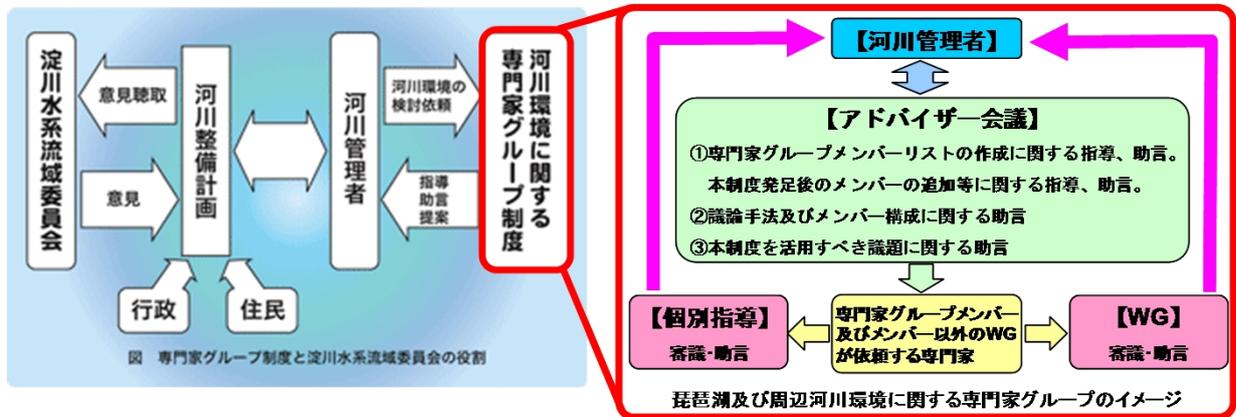
<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/bu/si/information/comit.html>

猪名川では河川環境の整備と保全のため、必要な指導・助言を行う有識者による「猪名川自然環境委員会」を設置し、河川環境の保全上影響が大きいと考えられる工事について、委員会の指導助言を受けながら進めていくこととしており、重要性の判断と指導・助言の方向性についても委員会の中で決定している。平成24年度は自然環境委員会に16件の案件を諮った。

点 検 項 目 流域管理に向けた継続的な施策展開

5. 参考資料

【琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度(琵琶湖河川事務所)】



専門家グループ制度は、河川管理者が「淀川水系河川整備計画」に係わる調査や事業を実施・検討する際に学識経験者の指導・助言を得るべく作られた河川管理者の相談役(知恵袋)制度である。この制度に基づき、これまでに「水陸移行帯WG」「姉川・高時川河川環境WG」「瀬田川及び天ヶ瀬ダム再開発環境WG」を設置している。

また、河川環境の整備と保全について幅広く人材を集めるために、生態学・水理学・水環境学・農学・社会学の学識者によるアドバイザー会議を設置し、専門家グループメンバー構成のための提案、助言等を受けている。



第17回水陸移行帯WG開催状況 (H25.2.11)

<琵琶湖周辺及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度に関するHP>
http://www.biwakokasen.go.jp/others/index_env.html

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況	
「指標」生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事における使用機械については、全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し、工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・野洲川での伐木における野鳥への配慮 野洲川での樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期(4月頃～8月頃)を避けるとともに、伐木基準を設けて野鳥の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には野鳥に関する専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・淀川、宇治川、桂川、木津川での伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど、生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・木津川上流域での伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、野鳥や植物などへの影響に関して専門家や木津川上流河川環境研究会の指導・助言を受けてから施工するとともに、必要以上に生物の生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・淀川において、大宮地盤改良工事、中宮地区堤防整備工事においては、ヨシ群落などの早期回復・保全のために、既存の良好なヨシ群落を出来るだけ避け、施工範囲内のヨシについては刈り方を工夫し、植生の早期回復に配慮した。 ・宇治川において、塔の島地区の河道掘削工事ではナカセコカワニナの繁殖環境の再生・保全に配慮して施工しており、塔の島上流における掘削工事、および塔の島下流における工事用道路工事にあたり、ナカセコカワニナの移殖を実施した。 ・桂川下流部の河道掘削工事では、ヨドゼゼラの生息・生育・繁殖環境の再生・保全に配慮し、水際部がワンド形状となるような掘削形状や既存ワンドの保全を考慮した施工方法や手順を検討し、掘削を実施している。 ・木津川下流で堤防強化対策(浸透対策)を実施する際には、堤防上に生育する貴重植物などの移殖や復元を実施するとともに、工事実施後のモニタリングにより生育状況を確認している。 移殖(復元)状況 平成20年度 イヌスズナ(京都府RDB:準絶滅危惧種) 平成21年度 オオバクサフジ(京都府RDB:絶滅寸前種)、アマナ 平成22年度 レンリウ(京都府RDB:絶滅寸前種) 平成23年度 移殖(復元)の必要な工事箇所は無かった。 	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・上野遊水地周辺の護岸工事では、擬石植生ブロックの採用や表面はぎ土を覆土として利用することで、施工前の植生が回復するように配慮し、護岸工事を実施した。 ・瀬田川での河道内工事におけるセタシジミ等への保全措置として、工事の施工区間内においては施工前に生物調査を実施し影響区間にセタシジミ等を見つけた場合には、影響区間外へ移殖を実施している。 セタシジミの移殖状況(移殖実施工事件数) 平成18～23年度 延べ12件 ・猪名川での自然環境への配慮椎堂地区はヨシ・オギ群落が存在し、重要種(大阪RDB)のカヤネズミをはじめ様々な生物が生息していることから、当初計画していた全断面河道掘削を自然環境に配慮し、現地で採取したヨシ・オギの根茎混土を用いて埋め戻す段階施工を実施している。 <p>(平成24年度の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬田川において、工事前にモニタリングを実施し、工事範囲内にセタシジミを確認できなかったことから、移植を実施していない。 ・野洲川での伐木における野鳥への配慮 野洲川での樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期(4月頃～8月頃)を避けるとともに、伐木基準を設けて野鳥の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には野鳥に関する専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮した。(他 1件) ・淀川、宇治川、桂川、木津川での伐木における自然環境への配慮樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど、生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮した。 (他 淀川 2件、木津川 1件) ・木津川下流で堤防強化対策(浸透対策)を実施する際には、堤防上に生育する貴重植物などの移植や復元を実施するとともに、工事実施後のモニタリングにより生育状況を確認している。(他 5件) ・木津川上流域での伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、野鳥や植物などへの影響に関して専門家や木津川上流河川環境研究会の指導・助言を受けてから施工するとともに、必要以上に生物の生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。(他 1件) 	<p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を実施している。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>

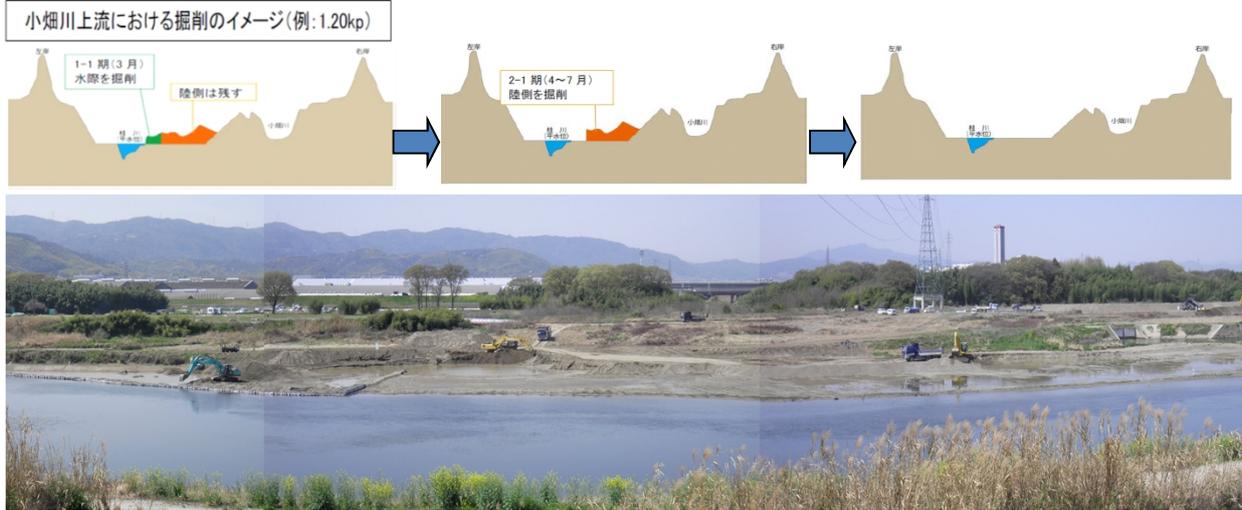
点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>・猪名川での河道掘削工事における自然環境への配慮 河道掘削工事を行う際には、生物の生息・生育・繁殖に配慮し、猪名川自然環境委員会の指導・助言を受け、掘削高(60日冠水)・河床断面形状の工夫(傾斜を付け凹凸のある形状)を行うなど、環境に配慮した工事を実施している。 (利倉河道掘削工事の他 4件)</p>	

点 検 項 目

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

5. 参考資料

【生物環境に配慮した工事事例(淀川河川事務所)】



桂川下流部の河道掘削工事では、ヨドゼゼラの生息・生育・繁殖環境の再生・保全に配慮し、水際部がワンド形状となるような掘削形状や既存ワンド保全のための施工方法や手順を検討し、掘削している。
平成24年度には、既存のワンドにおける生態系に配慮して、ヨドゼゼラの繁殖期には水際部の工事を実施せず、高水敷の掘削を進める、水際部の既存ワンドは掘り残した上で捨て石を施工し、ワンドを保全する、といった工夫を行いながら工事を進めている。

<第32回淀川環境委員会HP>

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/env_h18/32th-env.html

【生物環境に配慮した工事事例(木津川上流河川事務所)】



(施工前)



(施工中)



(施工中)



(完了後)



(完了後の植生状況 イメージ)

上野遊水地においては、高水護岸工を擬石緑化ブロックで施工し、表面はぎ土を被覆することで、植生の回復を行った。

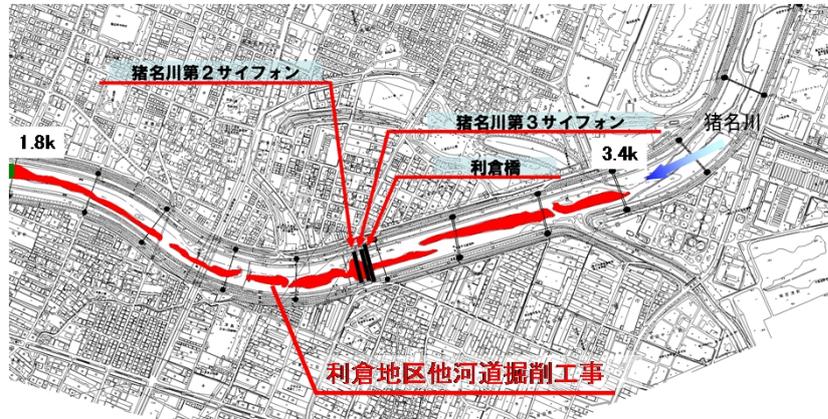
点 検 項 目

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

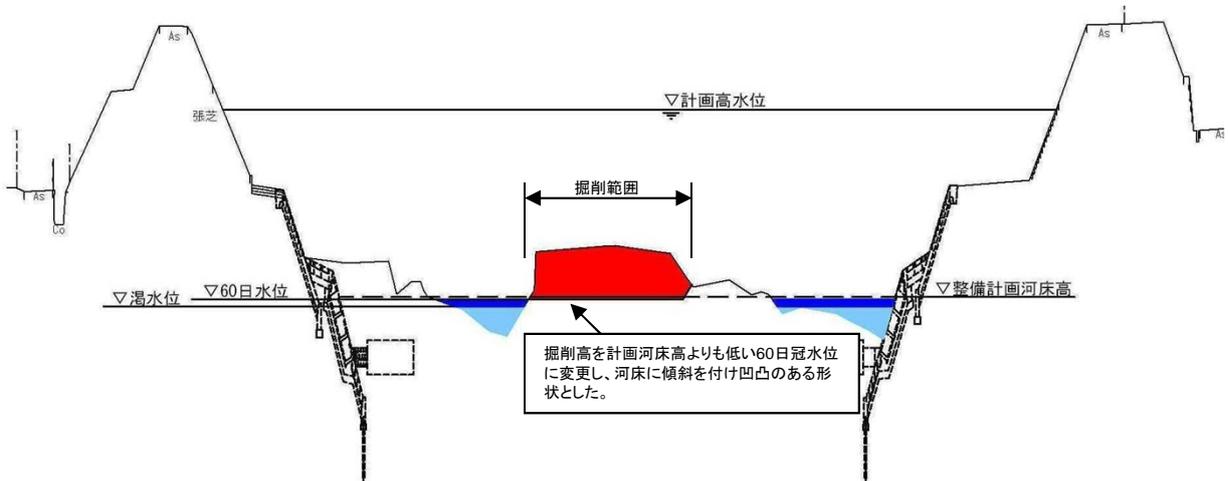
5. 参考資料

【生物環境に配慮した工事事例(猪名川河川事務所)】

平面図



標準断面図



猪名川自然環境委員会の指導・助言を受け、猪名川下流部の利倉河道掘削工事においては、様々なバリエーションの冠水が生じるよう掘削高を60日冠水位とし、河床を水平で平らにするのではなく、傾斜を付け凹凸のある形状(敷均しをしない)とするなど、環境に配慮した工事を実施している。

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施状況	
「指標」関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>塔の島地区の改修については、塔の島付近の景観や自然環境に十分配慮するとともに、防災や新たな景観創出も含め、地域社会に貢献できる整備案の検討を目的として、学識経験者や地元関係者による塔の島地区河川整備に関する検討委員会を設立し、平成17年度以降、報告会も含め7回開催している。</p> <p>平成21年度にはこれまで検討された事業計画を踏まえ構造やデザインに関する詳細について検討することを目的とした塔の島地区景観構造検討会を設立し、平成23年度までに6回開催している。</p> <p>また、天ヶ瀬ダム再開発事業において、景観への配慮すべき主要な構造物を景観に係る自然環境を含め、どのような施設にすれば、新しい構造物が景観になじむか、また新しい景観を創出できるかについて審議することを目的として、学識経験者や地元関係者による天ヶ瀬ダム再開発事業景観検討委員会を設立し、平成8年以降19回開催している。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>塔の島地区景観構造検討会を1回開催している。</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発事業景観検討委員会を4回開催している。</p> <p>嵐山地区の河川整備については、治水・環境・景観・観光等に関する助言等を行い、観光産業への影響を含め、嵐山地区の景観や利用に配慮した河川整備の計画について検討を行うことを目的に、桂川嵐山地区河川整備検討委員会(以下、検討委員会)を平成24年7月に設立し、平成24年度中に3回開催している。</p> <p>また、地元関係団体へ河川管理者が委員会内容について説明し意見を頂く為、桂川嵐山地区河川整備地元連絡会も併せて開催し、検討委員会同様、平成24年度に3回開催している。</p>	<p>地元観光協会、学識経験者、地元自治体と連携し、河川環境や景観に配慮し、地域社会に貢献できる整備案について検討を進めている。</p> <p>引き続き連携して検討する必要がある。</p>

点 検 項 目

流域管理に向けた継続的な施策展開

5. 参考資料

【景観に配慮した工事事例(淀川河川事務所)】

・スケジュール

- 第1回 平成21年6月11日
・趣旨説明、規約確認、座長の選出、現地視察
- 第2回 平成21年7月30日
・設計案の検討①(護岸、中の島橋)、試験施工の方法
- 第3回 平成21年9月14日
・設計案の検討②(護岸構造、中の島橋、島の陸上施設など)
- 第4回 平成22年5月30日
・試験施工に対する評価
- 第5回 平成23年10月14日
・設計案の確認(護岸構造、島の上面整備など)、住民意見聴取の方法
- ◇平成23年11月7日～18日 現地見学会等による住民意見聴取
(11月12日(土)現地見学会を実施)
- 第6回 平成24年2月1日
・住民意見聴取結果、選定護岸の留意点、中の島橋の景観、上面整備など
- 第7回 平成24年11月16日
・護岸の試験施工結果、導流堤構造など



H25.1撮影



H25.4撮影

学識者や宇治観光協会等で構成される「塔の島計画構造委員会」では、塔の島地区の河川整備の計画について、塔の島付近の景観や自然環境に配慮した河川構造物設計の検討を行うことを目的として設立し、景観に配慮した護岸の形状・島の上面整備などにについて審議している。

<塔の島景観構造委員会HP>

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/tou_kentou/index.html

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
---------	------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

【観点】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ状況

「指標」河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容・河川保全利用委員会開催数〔全域〕

(これまでの取組内容)

河川保全利用委員会の審議を踏まえ、秩序ある淀川利用に向けての誘導又は規制などを検討している。

河川保全利用委員会の開催状況は以下のとおりである

平成20年度：淀川河川事務所6回、琵琶湖河川事務所5回、猪名川河川事務所0回

平成21年度：淀川河川事務所5回、琵琶湖河川事務所3回、猪名川河川事務所2回

平成22年度：淀川河川事務所6回、琵琶湖河川事務所3回、猪名川河川事務所3回

平成23年度：淀川河川事務所5回、琵琶湖河川事務所6回、猪名川河川事務所3回

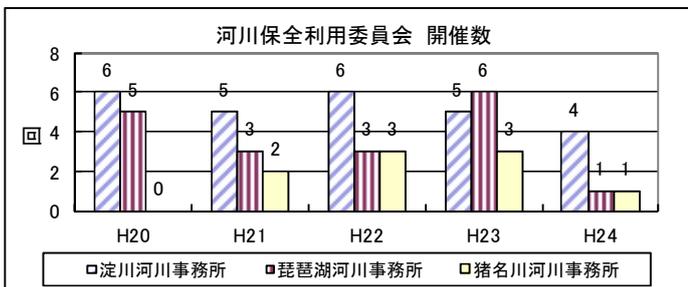
(平成24年度の取組)

平成24年度は、河川保全利用委員会を計6回開催した。公園等施設の更新において、以下のような意見をいただいた。

占用者・利用者・河川管理者・市民の4者が望ましい川について話し合うことなど、情報共有を図ること。

川らしい河川敷利用に向け、河川保全利用委員会の意見を踏まえた取り組みが進んでいる。

今後も周辺環境・地域特性を考慮しつつ、川らしい河川敷利用に向けて取り組んでいくものとする。



平成24年度は、河川保全利用委員会を淀川河川事務所では4回、琵琶湖河川事務所では1回、猪名川河川事務所では1回開催している。

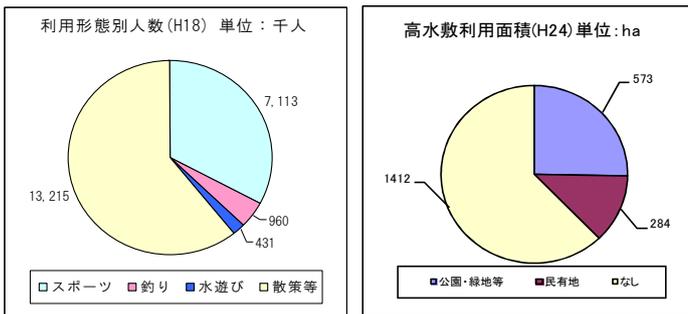
点検項目「川らしい利用の促進」の[指標]河川保全利用委員会の取り組み内容・回数と重複掲載

点 検 項 目

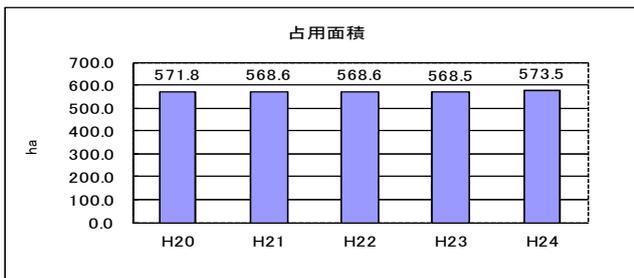
流域管理に向けた継続的な施策展開

5. 参考資料

※その他河川利用の実態を参考までに以下に示す。
 ・平成24年時点の国営公園の整備済面積は、238.8haで整備率は19.6%である。
 ・淀川は大都市圏を貫流する河川であり、広い高水敷にはスポーツ施設、広場等が整備され年間を通じて21,719千人(平成18年度)の利用者があり、利用形態では散策等が最も多く続いてスポーツ、釣りとなっている。
 ・高水敷の形態は平成18年-平成24年では大きく変化していない。平成24年時点の利用状況と占用面積の経年変化を以下に示す。



出典: 河川環境データベース



(参考資料)

河川区域内の占用面積については、以下のとおりである。
 平成20年は 571.8haであった。
 平成21年は 568.6haであった。
 平成22年は 568.6haであった。
 平成23年は 568.5haであった。
 平成24年は 573.5haであった。

点 検 項 目

流域管理に向けた継続的な施策展開

5. 参考資料

【河川保全利用委員会の開催状況】

【淀川河川事務所】



現地視察状況



利用状況

淀川河川事務所管内では、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占用のあるべき姿について検討を行い、占用施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的として、平成16年度から委員会による議論を実施している。

平成24年度審議対象における代表的な意見

- ・適正な利用への改善が進められてきているが、ネットなどの設置物が出水時に流出しないような対策を引き続き検討していただきたい。
- ・テニスコートの舗装は、補修するのではなく撤去についても検討いただきたい。

桂川保全利用委員会

<http://hozen-riyou.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/katsurarv/katsurarv.html>

【琵琶湖河川事務所】

琵琶湖河川事務所では、「川でなければできない利用・川に活かされた利用」の観点から、占用のあるべき姿について検討を行い、占用施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的として、平成16年度から河川保全利用委員会にて議論を実施している。

※琵琶湖河川事務所において、H24は審議対象はなし。

※野洲川の直轄管理以外の利用状況把握を目的に、県管理区間の現地視察を実施した。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/index.html>

【猪名川河川事務所】

「猪名川・藻川河川保全利用委員会」は、淀川水系猪名川及び藻川の猪名川河川事務所直轄区間において、周辺環境及び地域特性を考慮しつつ川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、公園等の占用施設の新設及び更新許可にあたって意見を述べることを目的として、平成21年度から委員会による議論を実施している。

平成24年度審議対象における代表的な意見

- ・低水護岸などについて、物理的な横断方向の連続性を、管理者・占用者等、協力して少しでも回復するよう取り組んで頂きたい。
- ・グラウンド周りの草刈りについては、草は袋詰めにして処理する等、自然にやさしい処理方法を進めて頂きたい。

猪名川管内河川保全利用委員会

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/maintenance.html>

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】河川環境の保全と再生のための人材育成状況		
「指標」河川環境の保全と再生のための人材育成の実施内容・回数〔全域〕		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>近畿地方整備局の組織並びに個々の職員の技術力の保持・伝承・向上を図ることを目的とする技術スペシャリスト会議 河川環境技術研究会(平成19年度→2回、平成20年度→1回、平成21年度→3回、平成22年度→3回、平成23年度→1回)、多自然川づくり近畿ブロック担当者会議(毎年1回)、水質事故対応講習会等(毎年6回)を実施している。</p> <p>琵琶湖のことをよく知るため、琵琶湖河川事務所職員を対象(平成19、20は一般に開放)に外部より講師を招き琵琶湖講座を開催した。 平成18～23年度 延べ開催数: 27回</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、技術スペシャリスト会議 河川環境技術研究会、多自然川づくり近畿ブロック担当者会議、水質事故対応講習会をそれぞれ1回開催した。 平成24年度は、琵琶湖講座は実施していない。</p>	<p>河川環境の保全と再生のため、技術力の保持・伝承・向上を図る取り組みを実施している。</p> <p>引き続き人材育成に努める。</p>	
5. 参考資料		

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の実施状況	
「指標」流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進の実施内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川管理者、生態学と河川工学の研究者がこれまで知見の少なかった変動する環境下での生物の生活と集水域を含めた河川生態系の機能と構造が河川環境に及ぼす影響を明らかにしつつ、河川の本質の理解を深めることが重要であるという認識のもと、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探ることを目的とした研究会を立ち上げ、木津川をフィールドとして研究を進めてきた。</p> <p>・河川生態学術研究会木津川研究グループ 生態学的な観点より河川を理解するための研究活動を実施し、川のあるべき姿を探ることを目的とした「生態学術研究会」が木津川を研究フィールドとして木津川に特有な河川特性を把握するため活動を行い、平成21年までに一定の成果を得たところであり、平成22年度以降は調査検討を実施していない。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成21年までに一定の成果を得たところであり、平成22年度以降は調査検討を実施していない。</p>	<p>環境情報に関する調査研究の推進が木津川を研究フィールドとして進められ、平成21年度までに砂河川である木津川の樹林化のメカニズムなど一定の成果を得た。</p> <p>今後も引き続き木津川特有の河川特性の把握を行っていく必要がある。</p>

点 検 項 目

流域管理に向けた継続的な施策展開

5.参考資料

【生態学術研究会 木津川研究グループによる調査研究】

・研究の目的

生態学的な視点を踏まえた河川管理のあり方を検討するため、平成15年度より下記項目について研究した。

- ①河川の歴史的な変化に対する河川の応答の理解
- ②ハビタットの形成・維持機構、生態的機能の把握
- ③生物現存量、種構成、多様性、物質循環等の把握
- ④河川的环境容量の推定
- ⑤河川が本来持つ攪乱などの自然のインパクトの影響把握
- ⑥河川環境の保全・復元手法の導入とその効果の把握・評価の実施

【研究の目的からみた達成状況】

木津川下流において、約20個の砂州を対象に平成21年度まで研究を実施し、

1. 経年的な河床低下、植生の繁茂状況、砂州形状の歴史的変遷の整理
 2. 時空間的スケールに基づいた景観分類を行い、構造と類型景観の形成過程、維持機構についての明確化
 3. インパクトによる物理基盤・生態系の変遷と生態系機能の時空間的変化の把握
- 以上の整理を行ってきた。

しかし、この他未解明な分野も多いため、今後の課題として、砂河川の河川生態系の解明や水系・流域視点での生態系の研究等を含め、河川管理にどうかしていくか検討をしていく必要があると、とりまとめられている。

S23航空写真(木津川18.5k~23k)



S23年(1948年) 18.5-23K
 漆筋は単列蛇行。砂州に植生はみられない。

H2航空写真(木津川18.5k~23k)



H2年(1990年) 18.5-23K
 砂州上の植生が発達してきている。

H21航空写真(木津川18.5k~23k)



H21年(2009年) 18.5-23K
 砂州上の植生がさらに発達している

<淀川河川事務所 木津川生態学術研究会HP>

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/know/nature/hope/shoukai/shou_01.html

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (1)危機管理体制の構築
点検項目	危機管理体制の構築
1. 施策の概要	
<p>いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係者の連携のもと、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備) 2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用) 3)地域で守る(まちづくり、地域整備) <p>の観点から、危機管理施策を検討して実施する。</p> <p>1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)</p> <p>①防災意識の啓発 過去の災害の状況を体験者から直接聴き、その生の声を記録に残し、広く伝えるとともに、地域で傳承された洪水に対する心がけや知恵、工夫等を聴き、災害時の行動に活かしていく。</p> <p>②洪水情報等の収集及び提供</p> <p>③情報伝達に関する基盤整備 自治体、水防団並びにマスメディア等と情報の共有化を進めるため、情報伝達の迅速化や大容量化に対応可能な光ファイバー網の整備を行う。</p> <p>④避難誘導等体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水実績・浸水想定を表示、ハザードマップの作成・支援 日常生活の中で洪水の恐ろしさを実感として理解していただくため、近年に発生した洪水等について、浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路、避難場所等を看板等によりわかりやすく表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。 浸水想定区域に対する予測精度の向上を図るとともに「浸水想定区域図」が未公表の河川については、速やかに浸水想定区域を指定・公表する。これに応じて、避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成支援・周知を進め、平成21年度末までに浸水想定区域内全自治体の作成完了を目指す。なお、ハザードマップの作成にあたっては、市町村界付近の住民がより近い避難所に向かえるよう、「水害に強い地域づくり協議会」において関係自治体間の連携、調整を行う。 ○避難訓練等の実施 ○災害時要援護者への対応 自律移動が困難な災害時要援護者も迅速な避難行動ができるよう、自治体が行う避難勧告・指示の発令基準の明確化や周知体制の整備について支援する。 <p>⑤地下空間における浸水被害への対応 地下空間の利用者及び管理者に対して洪水に関する情報が特に迅速かつ確実に伝達されるよう体制の整備を図るとともに、地域防災計画に地下空間管理者への情報伝達が定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。</p>	

点 検 項 目 危機管理体制の構築

1. 施策の概要

2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)

①水防活動、水防訓練への支援

水防団員の高齢化等の課題をふまえた支援方を検討する。

②防災ステーション、水防拠点の整備

水防活動や物資輸送等の拠点となるヘリポート、予備発電設備、情報発信端末を備えた防災ステーションの整備を、猪名川出在家地区、草津川放水路において継続して実施する。他の地区についても自治体と連携して防災ステーションの整備について検討する。

なお、整備にあたっては、基盤整備を河川管理者が実施し、水防活動を実施するための水防センター等の施設は自治体等が整備する。また、水防拠点を18箇所を整備し、水防活動に利用する土砂等を備蓄する。

なお、淀川本川においては、整備済の点野地区を含めた8地区について、高規格堤防整備とあわせて整備する。

③緊急復旧体制の整備

④非常用資機材の備蓄

⑤排水ポンプ場の運用の検討



3) 地域で守る(まちづくり、地域整備)

①公共施設等の耐水化

水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化(建物の高床化、遮水構造等、浸水に耐える施設とする)の促進については、自治体や各管理者に対して各地域の浸水被害に対する危険度を示すなど洪水に関する情報提供等を行い、市町村による建築物の耐水化に関する条例の制定等を促す。

②水害に強いまちづくり

浸水想定区域の開発抑制等適正な土地利用への誘導、ピロティ方式住居の推奨、地下空間の建設規制や建設する場合の水害に強い構造への誘導等を推進するため、関係機関や自治体等に対して技術的支援を行うとともに、道路等の盛土構造物等を二線堤として活用する方策等についても検討する。

③流域内における保水機能・貯留機能の保全・強化

森林等が有する保水機能、貯留機能の保全及び新規・既開発地の保水機能・貯留機能の保全・強化について、自治体等の検討を支援する。

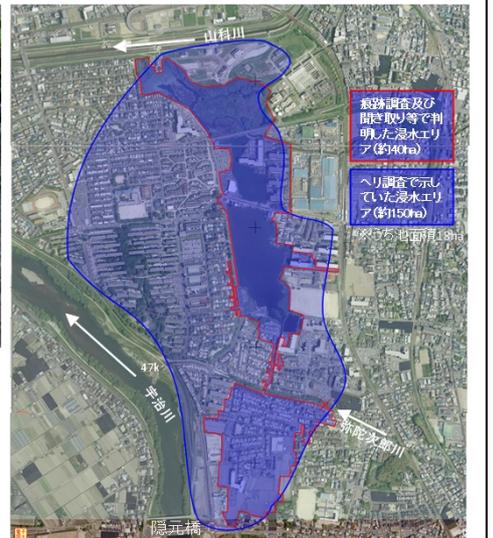
- ・ 新規・既開発地における調整池等の設置
- ・ 公共施設における地下貯留施設の設置
- ・ 家庭における雨水マスの設置
- ・ 民間施設における貯留施設の設置 等

<耐水型都市のイメージ>



点 検 項 目	危機管理体制の構築
1. 施策の概要	
4) 災害対応プログラム	
<p>施設能力を超える大洪水の発生や地震、高潮等との同時生起による甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関、企業、ライフライン管理者、住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って、相互に連携の取れた具体的な行動計画(アクションプラン)を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる等、危機管理体制の構築、強化を図る。</p>	

点 検 項 目	危機管理体制の構築
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「危機管理体制の構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p>	
<p>【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況</p> <p>[指標] 災害体験者からの災害状況の聞き取り及びその情報発信内容</p> <p>[指標] 自治体、水防団、マスメディア等との情報共有のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数</p> <p>[指標] ハザードマップの作成内容・作成済み市町村数</p> <p>[指標] まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数</p> <p>[指標] 災害要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容</p> <p>[指標] 地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備内容</p> <p>[指標] 水防団の高齢化に対する支援の内容・講演、出前講座実施回数</p> <p>[指標] 水防拠点整備の内容・箇所数</p> <p>[指標] 公共施設の耐水化の内容</p> <p>[指標] 災害対応プログラムの作成内容</p> <p>[指標] 水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数</p>	
<p>【観点】河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制／分散対策の実施状況</p> <p>[指標] 流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量</p> <p>[指標] 洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の内容</p> <p>[指標] 河川整備計画と都市計画との調整の内容</p>	

点 検 項 目	危機管理体制の構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況		
「指標」災害体験者からの災害状況の聞き取り及びその情報発信内容		
<p>(これまでの取組内容) 災害体験者からの災害状況の聞き取りは、淀川水系における過去の水害被害地域を対象に、地域の水害体験者を発掘し、直接聞き取り調査を実施してきた。</p> <p>(平成24年度の取組) 淀川河川事務所では、平成24年度の京都府南部豪雨により浸水した宇治市内の沿川地域において各自治会や住民へ浸水範囲に関わる聞き取り調査を実施し、浸水被害の検証を実施した。</p>	<p>平成24年度は災害状況の聞き取りにより当時の浸水状況及び自治会としての対応を確認し、自治会や住民の防災意識の向上を確認した。聞き取り調査を踏まえた浸水被害の検証結果については自治体等と情報共有を行った。</p> <p>今後も引き続き聞き取りの記録を活用するため聞き取り結果をわかりやすく表現し、地域と連携して啓発活動を進めていく必要がある。</p>	
5. 参考資料		
【淀川河川事務所】		
<p>淀川河川事務所では、8月の京都府南部豪雨により浸水した宇治市内において、痕跡調査と自治会への聞き取り調査を実施し、浸水範囲を確認すると共に、浸水被害の検証を実施した。</p>		
 <p>浸水深の聞き取り</p>	 <p>痕跡調査</p>	
<p>聞き取りにより浸水範囲を確定</p>		

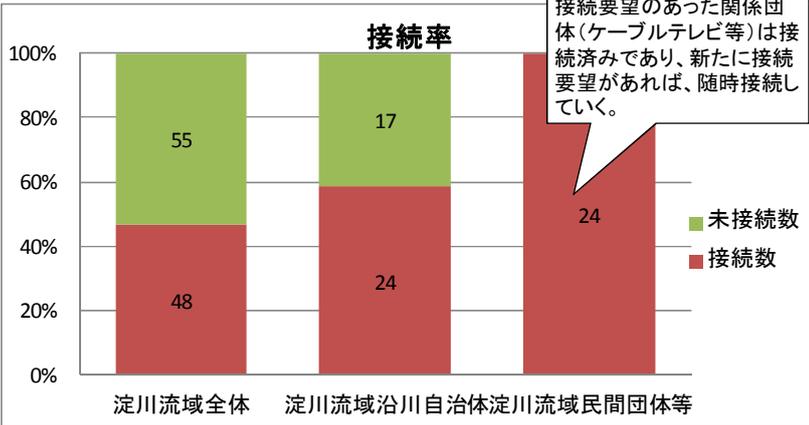
点 検 項 目	危機管理体制の構築														
3. 進捗状況	4. 点検結果														
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況															
「指標」自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数															
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>情報提供している団体数の存在状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、4団体に情報提供を始め、累計34団体存在する。 ・平成20年度は、9団体に情報提供を始め、累計43団体存在する。 ・平成21年度は、1団体に情報提供を始め、累計44団体存在する。 ・平成22年度は、1団体に情報提供を始め、累計45団体存在する。 ・平成23年度は、2団体に情報提供を始め、累計47団体存在する。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、流域全体で新規に1団体へ情報提供を始めた。 平成24年度までの累計では、48団体と増加している。</p> <div data-bbox="188 1059 692 1435"> <table border="1"> <caption>情報提供団体数(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>団体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H19</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>また、平常時から危機管理能力の向上を図るため、堤防の決壊を想定したシミュレーション訓練、総合防災演習及び陸間の操作訓練を自治体や水防団と連携して実施した。</p> <p>自治体や水防団と水防連絡会を開催し、沿川の危険箇所や災害時の連絡体制等について情報交換を行った。</p> <p>点検項目「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」の[指標]自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数と重複掲載</p>	年度	団体数	~H19	34	H20	43	H21	44	H22	45	H23	47	H24	48	<p>関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供でき、情報提供している団体数も増加している。</p> <p>また、訓練や連絡会を通じて、関係機関との連携が図られている。</p> <p>今後も関係自治体等と連携してさらに避難体制の基盤整備の支援や情報共有の促進及び関係機関との連携に取り組んでいく。</p>
年度	団体数														
~H19	34														
H20	43														
H21	44														
H22	45														
H23	47														
H24	48														

点検項目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【情報伝達体制状況】
【水系全体】

淀川・琵琶湖・猪名川・木津川上流の4事務所では光ファイバ等により直接の情報提供を48団体と行っている。また、主要な雨量・水位情報やライブ映像はインターネットによる提供も行っている。
有事の際、各自治体等への確実な情報伝達体制確立のため、光ファイバー等の接続による直接の情報伝達について、水害に強い地域づくり協議会等で呼びかけている。



NHK情報提供画面(各河川水位データ表示)

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所と自治体等の関係機関との間に独自に光ファイバを敷設し、河川情報、画像情報を提供している。
またインターネットにおいても水位情報を提供し、自治体だけでなく、沿川住民の方々も活用できるサイトをホームページ上にも設置している。

淀川河川事務所ホームページ
<http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/live/index.php>



H25.3 現在

点検項目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【琵琶湖河川事務所】

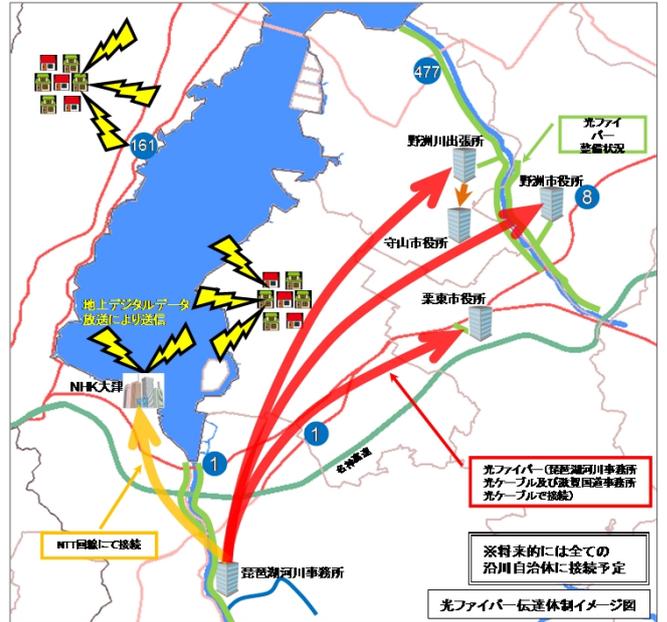
関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供できるようにしており、琵琶湖河川事務所では、自治体(野洲市・守山市・栗東市)及びNHKと情報共有に関する協定を結んでいる。



NHK情報提供画面(各河川水位データ表示)



野洲川市役所 CCTV画像提供画面



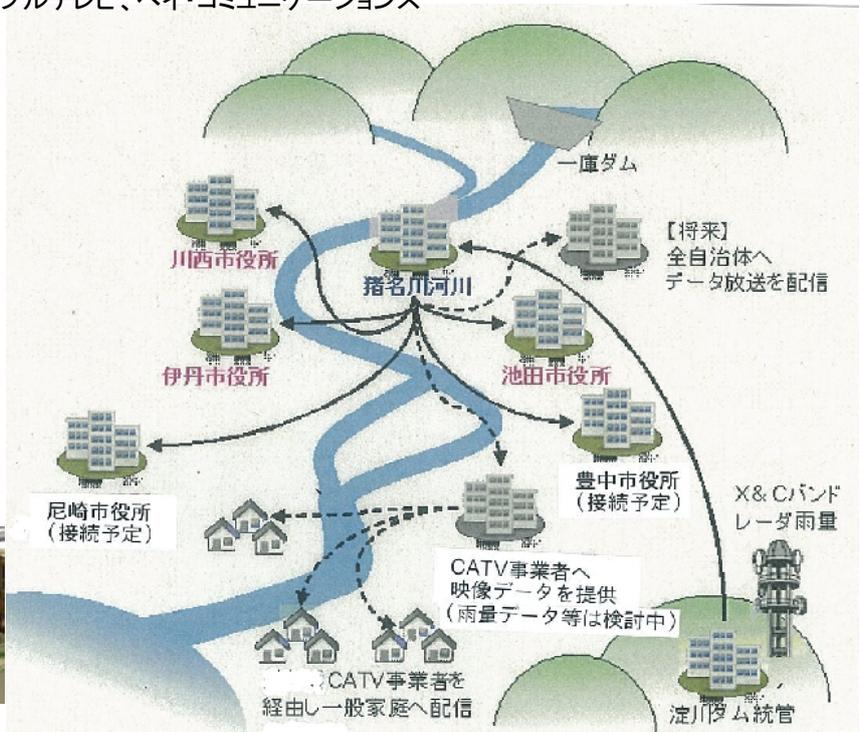
【猪名川河川事務所】

猪名川流域の市町村及びCATV事業者との情報共有化のための情報伝達体制を構築する予定で、当面、下流域の5市役所との接続・伝送及びCATV事業者へ映像データの提供を計画している。

接続・伝送済機関: 池田市役所、川西市役所、伊丹市役所、豊中・池田ケーブルテレビ、ベイ・コミュニケーションズ



CATV事業者の活用状況



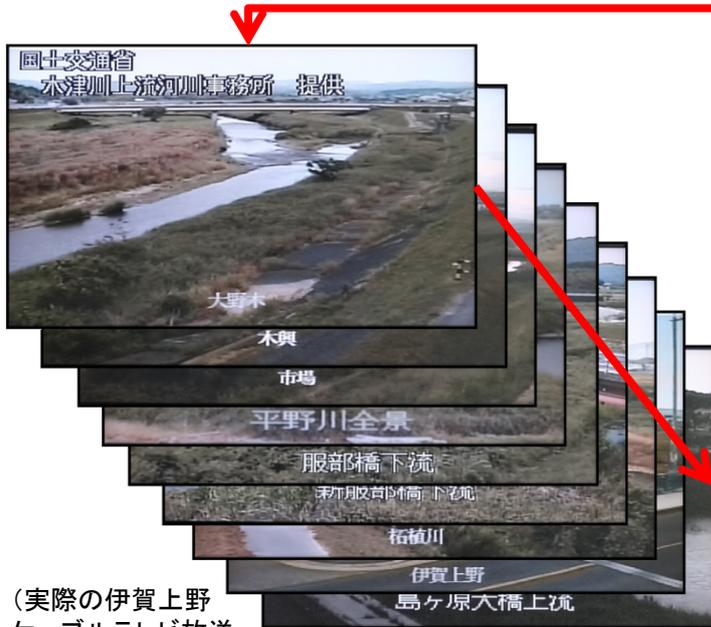
点 検 項 目	危機管理体制の構築
---------	-----------

5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】

木津川上流河川事務所では、地域住民、自治体、水防団等に分かりやすい河川情報の伝達手段として、地元ケーブルテレビ局を介して、より多くの人にリアルタイムな情報を伝えるために、河川の動画像の配信を行っている。

平成24年7月1日より伊賀上野ケーブルテレビ(株)のサービスエリア内に配信を行い、水防活動等においても役立てていただいている。

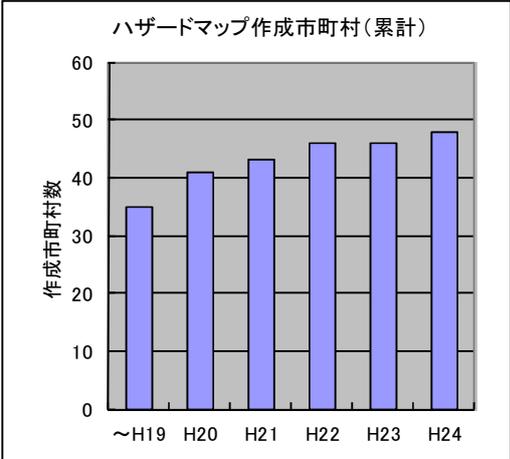


(実際の伊賀上野ケーブルテレビ放送映像)⇒

平成23年10月23日に伊賀上野ケーブルテレビ(株)(伊賀市)と協定を締結し、木津川上流河川事務所にて整備を行った河川監視用CC TVカメラより9つの映像を抽出し、平成24年7月1日より動画像の配信をスタートした。

抽出した左記の9画像(大野木・木興・市場・平野川全景・島ヶ原大橋全景(いずれも木津川)・服部橋下流・新服部橋下流・伊賀上野(いずれも服部川)・柘植川(柘植川))をスクロール表示によりケーブルテレビの専門チャンネル(名称:河川情報チャンネル)にて、24時間365日提供をしている。

同様のサービスを(株)アドバンスコープ(名張市)においても平成20年5月1日より、また、平成18年10月4日より(独)水資源機構木津川ダム統合管理所とも行っている。

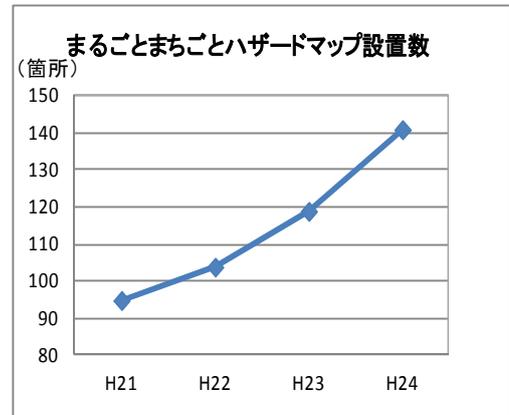
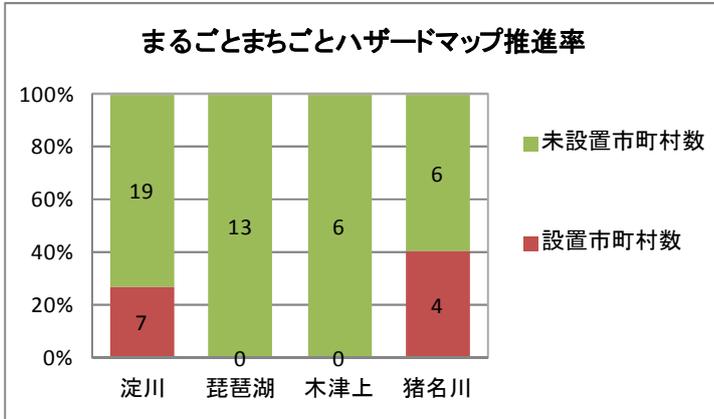
点 検 項 目	危機管理体制の構築															
3. 進捗状況	4. 点検結果															
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況																
「指標」ハザードマップの作成内容・作成済み市町村数																
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成23年度までのハザードマップの作成市町村数の状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度までに、累計35市町村で作成済みである。 平成20年度は、6市町村で作成し、累計41市町村で作成済みである。 平成21年度は、2市町村で作成し、累計43市町村で作成済みである。 平成22年度は、3市町村で作成し、累計46市町村で作成済みである。 平成23年度は、作成市町村はなく、累計46市町村で作成済みである。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度には名張市(2河川)においてハザードマップを作成し、直轄管理区間に関連するハザードマップは48市町村中48市町村において、作成済みである。</p>  <table border="1" data-bbox="209 1061 719 1520"> <caption>ハザードマップ作成市町村(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>作成市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H19</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>	年度	作成市町村数	~H19	35	H20	41	H21	43	H22	46	H23	46	H24	48	<p>平成24年度には名張市においてハザードマップを作成し、作成済み市町村数はのべ48となり、ソフト対策が着実に実施されている。</p> <p>今後も関係自治体と連携してさらにハザードマップの作成を進めていく必要がある。</p>	
年度	作成市町村数															
~H19	35															
H20	41															
H21	43															
H22	46															
H23	46															
H24	48															
5.参考資料																

点 検 項 目	危機管理体制の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況	
「指標」まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>これまでのまるごとまちごとハザードマップの設置状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度までに、累計91箇所設置している。 ・平成21年度は、4箇所設置し、累計 95箇所である。 ・平成22年度は、9箇所設置し、累計104箇所である。 ・平成23年度は、15箇所設置し、累計118箇所である。 <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成24年度は、宇治市で12箇所、久御山町で9箇所、摂津市で2箇所のまるごとまちごとハザードマップを設置した。平成24年度末時点の整備箇所は以下のとおりである。</p> <p>浸水想定区域表示看板(26箇所) (大阪市、京都市、草津市(試行)等)</p> <p>まるごとまちごとハザードマップ(141箇所) (八幡市(4)、宇治市(70)、大山崎町(4)、長岡京市(6)、向日市(9)、久御山町(9)、摂津市(2)、尼崎市(9)、伊丹市(5)、池田市(4)、川西市(19))</p> <p>点検項目「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」の[指標]まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数と重複掲載</p>	<p>万一の堤防決壊に備え、避難誘導と危機意識の醸成に資するため、まるごとまちごとハザードマップ及び浸水実績表示看板等の設置が進んでいる。</p> <p>今後も関係自治体と連携してさらにまるごとまちごとハザードマップ及び浸水実績表示看板等の設置を進めていく必要がある。</p>

点 検 項 目	危機管理体制の構築
---------	-----------

5. 参考資料

【まるごとまちごとハザードマップ推進事例】
【淀川河川事務所】



近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進しており、沿川自治体では設置数が増加傾向にあるが、各事務所管内における設置市町村数も半数に満たないため、今後、水害に強い地域づくり協議会を通じて、設置数を増加するよう取り組んでいく。

【京都府向日市内コミュニティセンター設置事例】

【猪名川河川事務所】

浸水実績標示板設置位置図



浸水実績標示板設置数

尼崎市	9
伊丹市	5
川西市	19
宝塚市	0
猪名川町	0
豊中市	0
箕面市	0
池田市	4
豊能町	0
能勢町	0
計	37



点 検 項 目	危機管理体制の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況	
「指標」災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>自治体が作成する避難勧告・指示の発令基準等の整備を府県とも連携し支援を行った事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所においては、平成23年度に「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成」の解説(案)を作成した。 ・滋賀県湖南流域水害協議会において、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成の検討を行っている。 <p>(平成24年度取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所においては、平成24年度には洪水時に住民自らが考えて適切な避難行動をとり、避難途中で潜んでいる危険を回避して安全の確保を図るため、居住地区の地域特性や河川の洪水特性に応じた避難の判断規準・方法を確立することを目的とし、久御山町と京田辺市で住民参加型の防災マップ(マイ防災マップ)の作成に取り組んだ。(平成24年度 水害協) ・滋賀県湖南流域水害協議会において、平成24年度には大津市をケーススタディ地区として避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)を作成し、支援を進めている。 	<p>水害に強い地域づくり協議会において、マニュアル作成に向けた検討を進めている。</p> <p>今後も関係自治体等と連携して、検討を進めていく。</p>

点 検 項 目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【マイ防災マップ等防災マップ作成マニュアルの作成状況】
【淀川河川事務所】

平成24年度の水害に強い地域づくり協議会において、久御山町西部西林自治会及び京田辺市河原区をケーススタディ地区として「マイ防災マップ」を作成するとともに、その作成過程の結果を踏まえ、他の自治体で実施する「研修会」「勉強会」で活動できるような手順書を作成した。

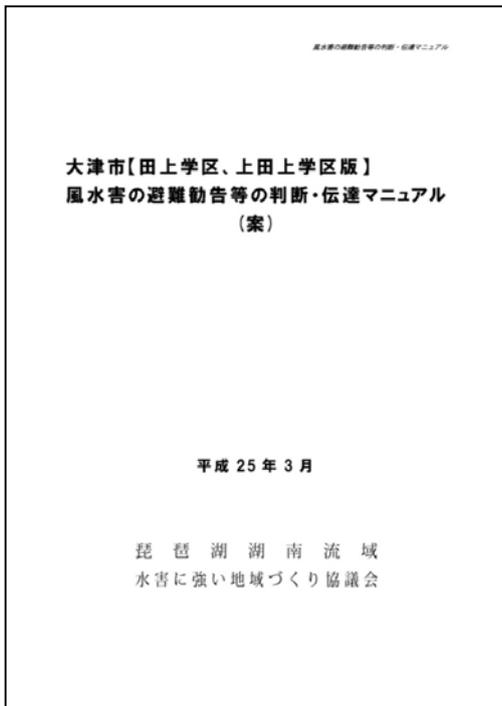


マイ防災マップ作成事例：久御山町西部西林自治会

地域住民が参加した「マイ防災マップ」作成風景

淀川 水害に強い地域づくり協議会 <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/kyogikai/index.html>

【琵琶湖河川事務所】



第10回協議会の様子



平成24年度は、琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会の担当者会議を2回実施し、大津市(田上及び上田上学区)モデルとして実践的な避難勧告等の発令判断・伝達マニュアル(案)の作成を行った。

大津市【田上学区、上田上学区版】風水害の避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)は、避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの検討項目を網羅および避難勧告等の発令から解除に至るまでの一連の行動順序を考慮した章構成、避難に要する時間を検討し、内外水の氾濫特性を考慮した避難勧告等の発令基準(雨量・水位)を設定等を行った。

琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会

<http://www.biwakokasen.go.jp/others/stnccl/index.html>

点 検 項 目	危機管理体制の構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況		
「指標」地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備内容		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>地下空間利用者及び管理者が避難・情報伝達体制の整備を行うにあたり、支援を実施した事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市では、平成18年度に地下街等の施設と情報伝達経路を地域防災計画に記載。また、施設管理者において、避難確保計画を作成済み。平成19年度には、地下空間にある民間等施設について、避難確保計画を作成する旨指導を実施した。 ・大阪地下街を管理する大阪地下街株式会社は、淀川堤防決壊による外水氾濫、集中豪雨による内水浸水に対して避難の確保をはじめ止水対策等に資するため、平成18年12月に梅田地下空間避難確保計画を策定した。 ・平成21年度には、淀川河川事務所が作成した浸水想定区域図を基に京都市交通局において、六地藏駅での「地下鉄駅浸水時避難確保計画書」を策定した。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度の取組は特になし。</p>	<p>自治体や地下空間管理者と連携して情報伝達体制整備が進められており、地下空間管理者による避難確保計画の策定が進められている。</p> <p>今後も水害に強い地域づくり協議会を通じて関係自治体等と連携して、検討を進めていく。</p>	
5.参考資料		

<p>点 検 項 目</p>	<p>危機管理体制の構築</p>													
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>													
<p>【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況</p>														
<p>「指標」水防団の高齢化に対する支援の内容・講演、出前講座実施回数</p>														
<p>(これまでの取組内容) これまでの水防活動に対する意識啓発を目的とした、水防団活動及び水防工法に関する講演や出前講座の実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、22回実施した。 ・平成20年度は、31回実施した。 ・平成21年度は、24回実施した。 ・平成22年度は、62回実施した。 ・平成23年度は、60回実施した。 <p>(平成24年度取組) 平成24年度は、流域全体で水防団活動や水防工法に関する講演や出前講座を38回行った。</p>	<p>水防団活動及び水防技術に関する講演や出前講座、レンジャー活動により、水防活動に対する意識啓発が進められている。</p> <p>水防団員の高齢化等への対策の観点からも、さらなる普及に努めていく。</p>													
<p>水防に関する講演・出前講座の実施回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>		年度	実施回数(回)	H19	22	H20	31	H21	24	H22	62	H23	60	H24
年度	実施回数(回)													
H19	22													
H20	31													
H21	24													
H22	62													
H23	60													
H24	38													

点 検 項 目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【水防に関する出前講座事例】

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所管内では、平成24年度に大阪府立消防大学校における水防工法の指導や小学校における水防工法の指導等、職員や河川レンジャーによる水防に関する出前講座を34回開催している。

<大阪府立消防大学校>
土嚢作成や月の輪工の実技指導を実施した。



<精華町立川西小学校>
河川レンジャーと共に土嚢作成・積み土嚢工の実技指導を実施した。



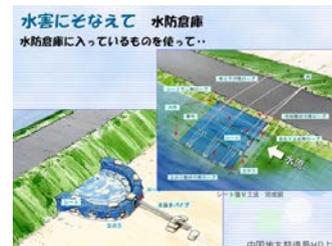
【琵琶湖河川事務所】

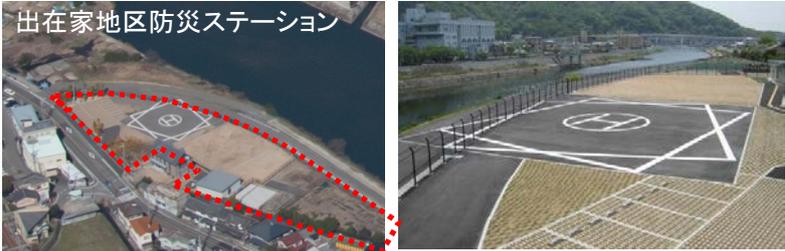
小学生へのお出前講座の状況



琵琶湖河川事務所では、小学生を対象に「新しい野洲川について」と題して、野洲川放水路の工事や水害の備えとして「水防倉庫」の資材を用いた水防工法の説明を行った。

出前講座を受けた小学生に対して、水害に備えた水防に関する理解を深めることができた。



点 検 項 目	危機管理体制の構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況		
「指標」水防拠点整備の内容・箇所数		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成23年度末時点の河川防災ステーション、水防拠点の整備箇所を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川防災ステーション <ul style="list-style-type: none"> 完 成:名張川、出在家(猪名川) 整備中:草津川(現在草津市及び栗東市において建物の検討中。H24.4に滋賀県へ移管済み) ・水防拠点 <ul style="list-style-type: none"> 完成:点野(淀川)、北河原(木津川)、 <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成24年度に新たに整備した箇所は無い。</p>	<p>水防上の拠点については、河川防災ステーション全3箇所のうち、完成が2箇所、整備中が1箇所、また水防拠点全19箇所のうち、完成が2箇所となっている。</p> <p>今後もさらなる整備に向けて地元調整等を図る。</p>	
5. 参考資料		
【水防拠点の整備状況】		
【猪名川河川事務所】		
<p>猪名川河川事務所では、平成23年度に兵庫県川西市に出在家防災ステーションを整備し、緊急資材の備蓄等を行っている。</p>		
【木津川上流河川事務所】		
		
<p>名張川河川防災ステーションには、洪水や地震等により、周辺地域が被害にあった場合にも、市街地中枢の安全ゾーンとして、住民の避難などをスムーズに行う為に情報を発信したり、災害復旧活動を迅速に実施できる水防用資材を備蓄しており、洪水時に河川が氾濫した時でも、この場所では、対策本部を設置し、住民の生命や財産を守るため、また、堤防の決壊を防ぐための水防用土砂や備蓄資材置き場等の防災機能を備えている。</p>		

点 検 項 目	危機管理体制の構築
---------	-----------

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況

「指標」公共施設の耐水化の内容

<p>(これまでの取組内容) 建築物の耐水化に関する取り組み事例としては、平成18年度に草津市で施行された「建築物の浸水対策に関する条例」がある。</p> <p>(平成24年度の取組) 平成24年度までに草津市では条例に基づき、14件の公共施設の耐水化を行っている。</p>	<p>公共施設の耐水化については、地域としての取り組みが行われているが、さらなる取り組みの拡大が望まれるところである。</p> <p>今後は事例を踏まえながら水害に強い地域づくり協議会の活動を通じ、自治体の意向把握等を踏まえ取り組みの支援を進めていく。</p>
---	--

5. 参考資料

【公共施設の耐水化事例（琵琶湖河川事務所）】



「草津市大路市民センター」は、草津川の浸水想定区域(浸水深0.5m~1.0m)に位置し、草津市建築物浸水対策に関する条例に基づき、洪水時避難場所としての機能を維持するため、受水槽および配電盤を浸水想定水位以上の高さに設置しています。

点 検 項 目	危機管理体制の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況	
「指標」災害対応プログラムの作成内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所においては、平成23年度に「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成」の解説(案)を作成した。 ・滋賀県湖南流域水害協議会において、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成の検討を行った。 <p>(平成24年度の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所においては、平成24年度には洪水時に住民自らが考えて適切な避難行動をとり、避難途中で潜んでいる危険を回避して安全の確保を図るため、居住地区の地域特性や河川の洪水特性に応じた避難の判断規準・方法を確立することを目的とし、久御山町と京田辺市で住民参加型の防災マップ(マイ防災マップ)の作成に取り組んだ。(平成24年度 水害協) ・滋賀県湖南流域水害協議会においては、平成24年度には大津市をケーススタディ地区として避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)を作成し、支援を進めている。 	<p>各事務所管内において、水害に強い地域づくり協議会の設立が進んでおり、淀川河川事務所では、各自治体職員の研修会を実施するなど関係機関との連携が進められている。</p> <p>今後も、定期的に各協議会を開催することにより、関係自治体との連携を強化していく。</p> <p>なお、協議会が未設置の地域では、早期設置を図る。</p>

点 検 項 目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【マイ防災マップ等防災マップ作成マニュアルの作成状況】
【淀川河川事務所】

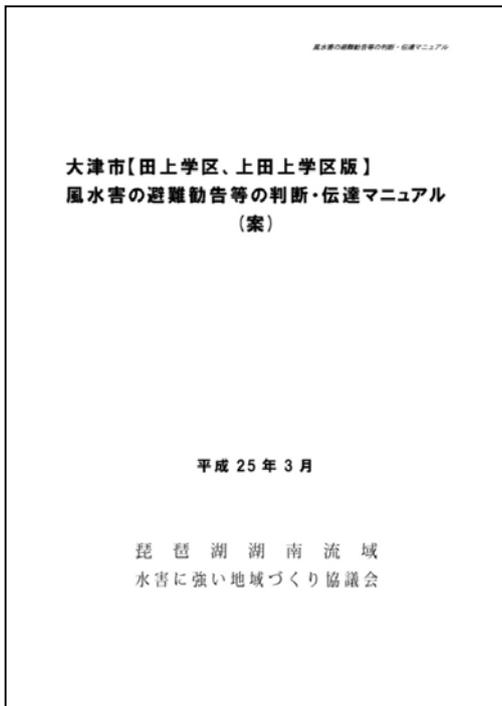
平成24年度の水害に強い地域づくり協議会において、久御山町西部西林自治会及び京田辺市河原区をケーススタディ地区として「マイ防災マップ」を作成するとともに、その作成過程の結果を踏まえ、他の自治体で実施する「研修会」「勉強会」で活動できるような手順書を作成した。



マイ防災マップ作成事例：久御山町西部西林自治会
淀川 水害に強い地域づくり協議会 <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/kyogikai/index.html>

地域住民が参加した「マイ防災マップ」作成風景

【琵琶湖河川事務所】



第10回協議会の様子



平成24年度は、琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会の担当者会議を2回実施し、大津市(田上及び上田上学区)モデルとして実践的な避難勧告等の発令判断・伝達マニュアル(案)の作成を行った。

大津市【田上学区、上田上学区版】風水害の避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)は、避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの検討項目を網羅および避難勧告等の発令から解除に至るまでの一連の行動順序を考慮した章構成、避難に要する時間を検討し、内外水の氾濫特性を考慮した避難勧告等の発令基準(雨量・水位)を設定等を行った。

琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会
<http://www.biwakokasen.go.jp/others/stncl/index.html>

点 検 項 目	危機管理体制の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況	
「指標」水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所管内においては、全26市町が参画し、毎年延べ10回程度協議会及びワーキングを開催している。 ・琵琶湖河川事務所管内においては、滋賀県下において琵琶湖湖南流域、湖北圏域、東近江圏域、甲賀圏域の4ブロック全19市町のうち13市町で協議会を年に1～2回開催している。 ・猪名川河川事務所管内においては、全10市町が参画し、毎年ワーキンググループ(年1～3回)、専門部会(年1回)を開催している。 ・木津川上流河川事務所管内においては平成18年度に2度、準備会として実施した。 <p>(平成24年度取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所管内においては、平成24年度には、首長会議2回、ワーキンググループ6回を開催し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成等を検討するとともに、地域住民(各自治体職員を含む)の防災意識の向上を目的とした研修会を大阪・京都併せて、16回実施し水害に対する情報共有を図った。 ・琵琶湖河川事務所管内においては、平成24年度は東近江圏域で協議会を1回、湖南流域で担当者会議を2回開催した。 ・猪名川河川事務所管内においては、平成24年度は専門部会1回開催した。 ・木津川上流河川事務所管内においては、平成24年度も引き続き、正式の協議会発足に向けて調整を行っており、今後早急に設立すべく準備中である。 <p>点検項目「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」の[指標]協議会等の設置状況と重複掲載</p>	<p>各事務所管内において、水害に強い地域づくり協議会の設立が進んでおり関係機関との連携が進められている。</p> <p>今後も、定期的に各協議会を開催することにより、関係自治体との連携を強化していく。</p> <p>なお、協議会が未設置の地域では、早期設置を図る。</p>

点 検 項 目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【協議会の開催状況】

【淀川河川事務所】

平成24年度における淀川河川事務所管内の水害に強い地域づくり協議会では“避難勧告等に実効性を持たせる”をメインテーマとして、「住民参加型の防災マップ」の作成、「水害協情報提供サイト」の構築等の様々な活動を実施している。



○第1回行政WG会議 議題
・平成24年度活動方針



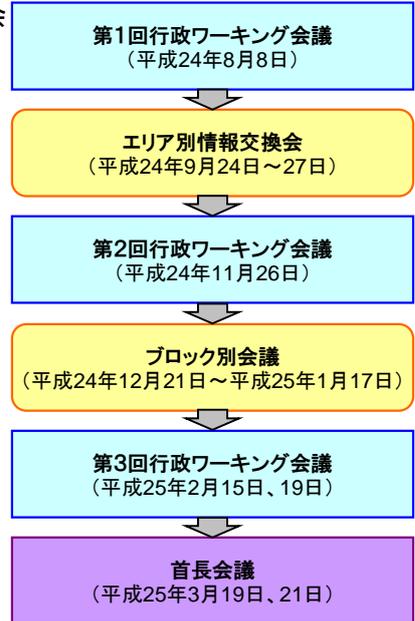
○第3回行政WG会議 議題
・ブロック別会議の報告
・首長会議に向けた平成24年度の活動内容の整理



○第2回行政WG会議 議題
・エリア別情報交換会の報告
・水位予測を中心とした情報共有のあり方
・住民の適切な避難行動の実現に向けて



○首長会議 議題
・「人的被害ゼロを目指した市町間の連携のあり方」について



※大阪府域・京都府域共、上記日付で開催

淀川 水害に強い地域づくり協議会 <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/kyogikai/index.html>

【琵琶湖河川事務所】

平成24年度は、琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会の担当者会議を2回実施し、大津市(田上及び上田上学区)モデルとして実践的な避難勧告等の発令判断・伝達マニュアル(案)の作成を行った。

平成25年度は、作成した避難勧告等の発令判断伝達マニュアル(案)の検証および災害時要支援者を踏まえた検討を実施していく。

【第10回協議会(H24.2.6)】

- ・協議会活動の経過、取組について
- ・各市における防災・減災の取組について
- ・水害時避難支援に関する検討について

【水害時避難支援WG(H24.3.13)】

- ・水害時避難支援に関する検討(地区別の判断基準について)

【担当者会議(H24.3.26,H25.2.28,H25.3.22)】

- ・水害時避難支援に関する検討
- ・災害時要支援者支援の取組状況について
- ・洪水ハザードマップの改訂について(草津市、守山市)

H25.3 大津市(田上学区、上田上学区版)
風水害の避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)作成

琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会
<http://www.biwakokasen.go.jp/others/stncccl/index.html>



第10回協議会の開催状況

点 検 項 目

危機管理体制の構築

5. 参考資料

【猪名川河川事務所】

・猪名川流域総合治水対策協議会

平成24年11月30日に担当国会議を開催し、各関係機関の担当者と昨年度の決算報告及び今年度の事業計画、予算案について意見交換を行った。

平成25年1月11日に猪名川流域総合治水対策協議会・幹事会を開催し、担当国会議で検討した昨年度の決算報告及び今年度の事業計画、予算案について承認された。

・専門部会

平成25年3月6日に情報伝達や避難体制の構築に係る専門部会を開催し、「情報伝達や避難体制の構築に係る整備内容シート」の進捗状況について検討を行った。



猪名川流域総合治水対策協議会

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/flood-about.html>

点 検 項 目	危機管理体制の構築		
3. 進捗状況	4. 点検結果		
【観点】河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策の実施状況			
「指標」流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量			
<p>(これまでの取組内容) 淀川水系では猪名川において洪水エネルギーを河川及び流域で配分する総合治水対策を進めている。</p> <p>(平成24年度取組) 平成24年度末時点の状況は次のとおりである。 大阪府(豊中市、池田市、箕面市)、兵庫県(尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町)等で構成される猪名川流域総合治水対策協議会において、公園・校庭・各戸等の貯留施設を整備している。流域の市街化は、昭和55年時点14.2%(小戸上流域)、想定25.0%に対して、平成25年3月時点で17.2%となっている。猪名川流域総合治水対策として、流域分担の進捗は平成24年度は59.9%と増加している。 猪名川流域総合治水対策における流域整備計画の進捗状況を以下に示す。</p>		<p>猪名川流域では、総合治水対策により、流域における保水・貯留機能の確保や都市計画との調整を行い、市街化の進捗を上回る流域対策を実施しているなど、洪水エネルギーの抑制・分散対策が進められている。 また、猪名川流域においては、今後の整備目標について猪名川流域総合治水対策協議会において議論が進められるなど関係機関との連携が進められている。</p> <p>今後も引き続き関係機関と調整を図り、進捗に努める。</p>	
H 2 5 . 3 末 現 在			
市 町 名	合 計		
	流域整備計画 における 対策容量 (m3)	実 施 状 況 S 5 6 . 1 ~ H 2 5 . 3 対策容量 進捗率	
池田市	15,000	27,650	184.3%
箕面市	264,000	0	0.0%
豊能町	64,100	39,158	61.1%
大阪府 計	343,100	66,808	19.5%
川西市	270,700	355,961	131.5%
猪名川町	415,300	177,370	42.7%
宝塚市		16,433	
兵庫県 計	686,000	549,764	80.1%
合 計	1,029,100	616,572	59.9%
<p>なお、平成24年度は、川西市において調整池等の保水・貯留機能を確保する施設が整備された。</p>			

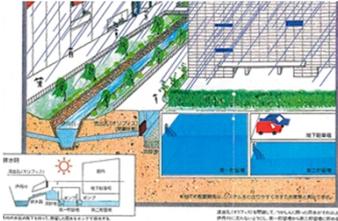
点 検 項 目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【総合治水対策の事例(猪名川河川事務所)】



総合治水対策では、河川改修を進めると共に、雨が降った流域で、雨水を一時的にためる施設をつくるなどして洪水を防ぐこととし、建物のピロティ化や都市部の調整池等を行っており、猪名川河川事務所の地下には雨水貯留槽を設け、河川への流出を抑制する対策を行っている。



太陽猪名川自動車学校のピロティ



東ときわ台No.1調整

点 検 項 目	危機管理体制の構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策の実施状況		
「指標」洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の内容		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>滋賀県では、平成24年3月に滋賀県流域治水基本方針を策定し、洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の具体化に向けて、県・市等と協議を進めている。</p> <p>猪名川の銀橋上流付近は、遊水地域として、自然遊水機能(10ha)を保持し、また、上流支川においても地形等により遊水機能のある区域(98ha)を確保・保持することとしている。</p> <p>具体的な対策を以下に示す。</p> <p>①市街化調整区域の保持： 遊水地域については、市街化調整区域を保持する。</p> <p>②盛土の抑制： 公共残土の処分については、遊水地域に処分しないものとし、公共事業の発注に際し、残土処分の条件を付けるものとしている。</p> <p>なお、民間残土等の処分についても許可行為を伴う工事については、許可申請時に指導を行う。</p> <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成24年度取組は特になし。</p>		
5. 参考資料		

点 検 項 目	危機管理体制の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策の実施状況	
「指標」河川整備計画と都市計画との調整の内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>大阪府(豊中市、池田市、箕面市)、兵庫県(尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町)等で構成される猪名川流域総合治水対策協議会において、都市計画法による計画時の市街化調整区域を極力保持していくものとしている。</p> <p>なお、やむを得ず新たに市街化区域の線引きの計画変更を行う場合は、軽微な変更を除き、有効な保水機能保全対策の確保について、本協議会において調整を図ることとしている。</p> <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成24年度は、調整が必要な都市計画の変更手続きはなかった。</p>	
5. 参考資料	

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (2)堤防強化の実施
点 検 項 目	堤防強化の実施

1. 施策の概要

堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造としなければならない。しかし、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされているとは限らない土砂を用いて、逐次築造されてきた歴史上の産物であること等から、計画高水位に達しない洪水であっても、浸透や侵食により決壊するおそれがある箇所が多く存在する。

このため、これまでに実施した堤防の詳細点検の結果や背後地の状況等をふまえ、堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。

また、あわせて対策効果等のモニタリングを実施する。

詳細点検の結果、堤防強化を今後実施する必要がある区間は以下のとおりである。

<各河川における堤防強化の進め方>

堤防強化区間一覧

●堤防強化対策区間一覧 (単位:km)

区間概要	堤防強化の実施済区間	堤防強化を実施する区間	①優先整備区間	②人口稠密区間	③高水位継続区間	④その他の区間	それ以外の区間
			安全性が特に低かつ被災履歴のある区間	背後地に人口資産が稠密に集積している区間	琵琶湖後期放流時、長時間高水位が継続する区間	①～③以外で、戦後最大洪水で破堤の可能性がある区間、現堤が高い区間・人家密集区間等(緊急区間)	
整備目標	実施済	概ね30年	2～3ヶ年 (平成21年度目途)	5ヶ年を目途	10ヶ年を目途	10ヶ年を目途	計画的に順次実施
淀川本川	14.8	17.0		17.0			
宇治川	1.1	3.5	0.6		2.9		
桂川	1.4	5.1					5.1
木津川下流	6.2	42.0	2.5			9.5	30.0
木津川上流	1.3	1.4					1.4
猪名川	8.9	0.3					0.3
瀬田川	1.6	0.0					
野洲川	1.7	7.7					7.7
計	37.0	77.0	3.1	17.0	2.9	9.5	44.5

※H21.3時点

点検項目	堤防強化の実施
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「堤防強化の実施」に関する進捗状況の点検については、以下に示す、【観点】を取り上げ、【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】堤防の強化対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none">[指標]HWL以下、浸透、侵食対策実施内容・延長[指標]堤防天端以下、侵食対策実施内容・延長[指標]堤防天端舗装実施内容・延長[指標]側帯整備実施内容・延長	

点検項目	堤防強化の実施
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】堤防の強化対策の実施状況

「指標」HWL以下、浸透、侵食対策実施内容・延長

(これまでの取組内容)

HWL以下の浸透、侵食対策としては詳細点検結果による必要延長114km(内優先整備区間3.1km、緊急整備区間9.5km)の内、

- ・平成19年度は、7.9kmを整備した。
- ・平成20年度は、9.8kmを整備した。
- ・平成21年度は、1.8kmを整備した。
- ・平成22年度は、6.1kmを整備した。
- ・平成23年度は、7.0kmを整備した。

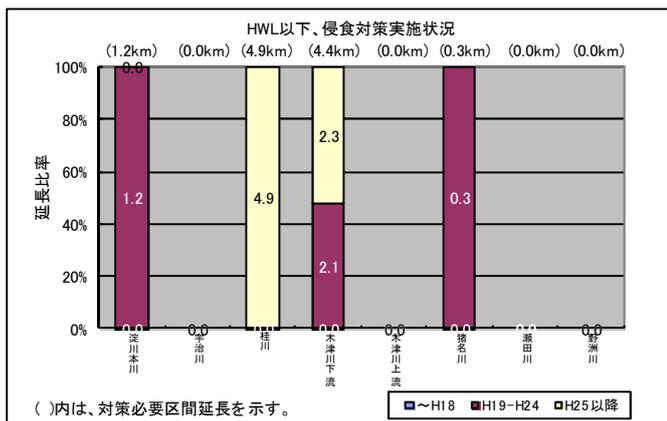
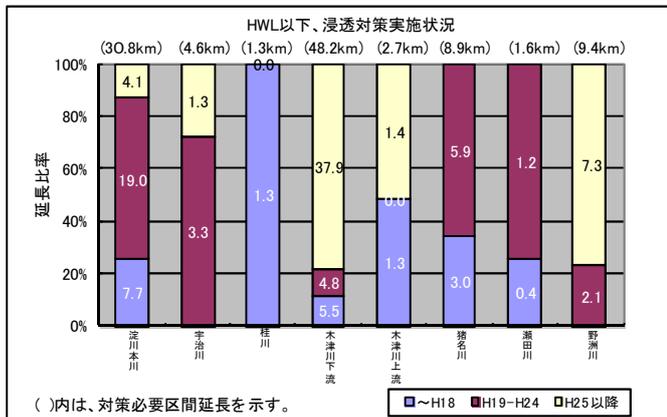
平成23年度まで51.9kmが対策済みである。

(平成24年度の取組)

平成24年度は5.0kmの整備を実施した。

優先整備区間の整備が94%完了するなど堤防の強化対策を着実に実施している。

整備計画では緊急整備区間については10年以内で実施し、それ以外の区間は計画的に実施することとしているが、平成24年9月に公表した堤防の緊急点検結果を踏まえ、整備計画の緊急整備区間外も早期に完成できるよう進捗を図り、堤防強化を推進していく。



点 検 項 目 | 堤防強化の実施

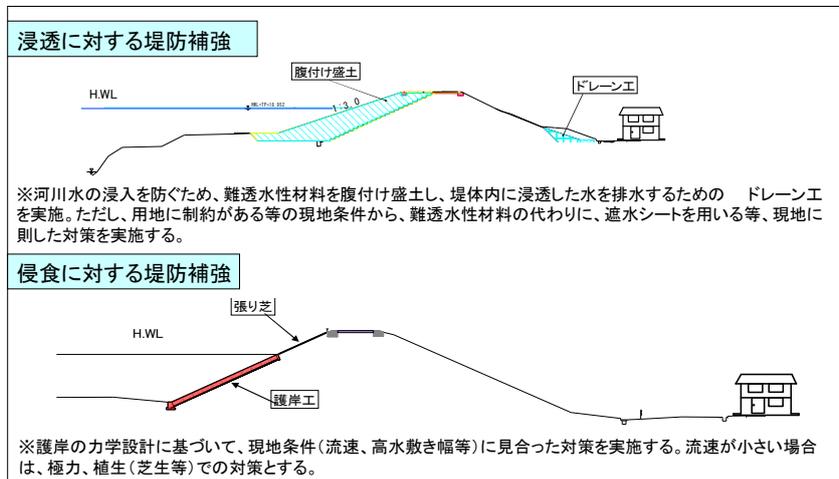
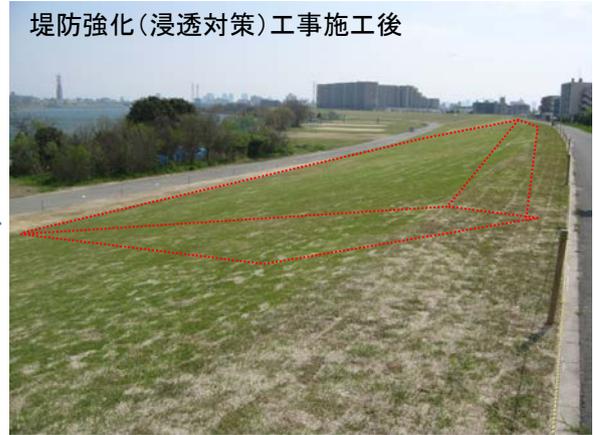
5. 参考資料

【堤防強化工事の事例】
【淀川河川事務所】

淀川本川大道地区(右岸15k付近)
堤防強化工事施工前



堤防強化(浸透対策)工事施工後



木津川下流では木津川の典型的な植生であるチガヤ群落を保全することとしており、平成24年度の堤防強化工事では、工事範囲内にチガヤ型草地在確認されていたため、淀川環境委員会に諮り、「木津川堤防強化工事における植生に配慮した覆土・移植および除草に関する当面の手引き(H22.3)」に基づきチガヤ型草地在を保全するため、工事着手時に移設し、工事完了後に元の場所に移植する工事を実施した。



点 検 項 目	堤防強化の実施
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】堤防の強化対策の実施状況

「指標」堤防天端以下、侵食対策実施内容・延長

(これまでの取組内容)

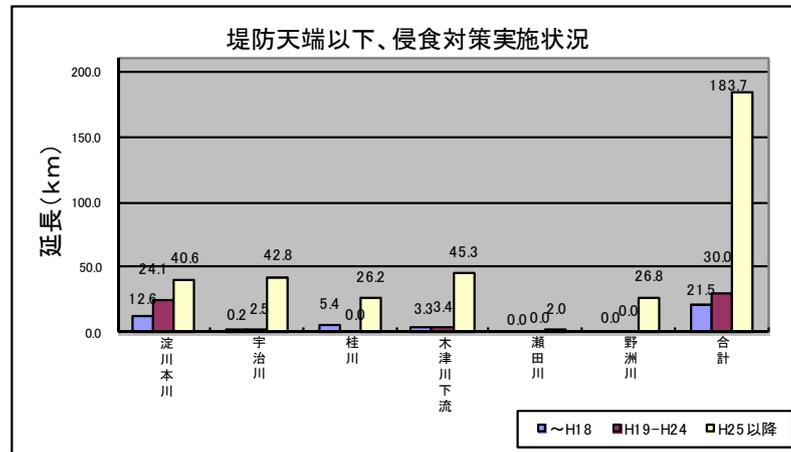
堤防天端以下の侵食対策としては、堤防の総延長235kmの内、

- ・平成19年度は、9.8kmを整備した。
- ・平成20年度は、3.2kmを整備した。
- ・平成21年度は、1.3kmを整備した。
- ・平成22年度は、5.9kmを整備した。
- ・平成23年度は、5.9kmを整備した。

平成23年度までに47.6kmについて整備を実施している。

(平成24年度の取組)

平成24年度は4.3kmの整備を実施した。



堤防天端以下の侵食対策については、着実に実施している。

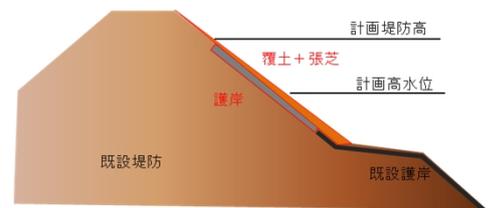
今後も引き続き、堤防強化の一貫として整備の促進に努める。

5. 参考資料

【淀川河川事務所】

淀川(芥川)南庄所地区(芥川左岸2k付近)
堤防強化工事施工後

侵食対策(護岸)整備状況



堤防天端まで侵食対策として計画堤防高まで護岸(ブロックマット)を整備

点 検 項 目	堤防強化の実施																																								
3. 進捗状況	4. 点検結果																																								
【観点】堤防の強化対策の実施状況																																									
「指標」堤防天端舗装実施内容・延長																																									
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>堤防天端舗装については、堤防の総延長295kmの内、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、3.1kmを整備した。 ・平成20年度は、4.9kmを整備した。 ・平成21年度は、33.15kmを整備した。 ・平成22年度は、7.37kmを整備した。 ・平成23年度は、0.2kmを整備した。 <p>平成23年度までに250.3kmについて整備を実施している。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度には1.3kmの整備を実施した。</p> <div data-bbox="97 801 906 1281"> <p style="text-align: center;">堤防天端舗装実施状況</p> <table border="1"> <caption>堤防天端舗装実施状況 (単位: km)</caption> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>～H18</th> <th>H19-H24</th> <th>H25以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淀川本川</td> <td>51.8</td> <td>0.9</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>宇治川</td> <td>27.8</td> <td>10.4</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>桂川</td> <td>24.7</td> <td>5.3</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>木津川下流</td> <td>37.3</td> <td>12.4</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>木津川上流</td> <td>17.9</td> <td>2.0</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>27.8</td> <td>5.8</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>瀬田川</td> <td>1.7</td> <td>0.0</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>野洲川</td> <td>12.6</td> <td>12.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>201.6</td> <td>49.3</td> <td>44.0</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区間	～H18	H19-H24	H25以降	淀川本川	51.8	0.9	24.6	宇治川	27.8	10.4	7.3	桂川	24.7	5.3	1.6	木津川下流	37.3	12.4	2.3	木津川上流	17.9	2.0	2.1	猪名川	27.8	5.8	4.1	瀬田川	1.7	0.0	0.3	野洲川	12.6	12.5	1.7	合計	201.6	49.3	44.0	<p>堤防天端舗装の実施について、各区間毎の安全性や緊急性をふまえて着実に進捗している。</p> <p>今後も、地元と調整を図りながら計画に沿った整備を進める。</p>
区間	～H18	H19-H24	H25以降																																						
淀川本川	51.8	0.9	24.6																																						
宇治川	27.8	10.4	7.3																																						
桂川	24.7	5.3	1.6																																						
木津川下流	37.3	12.4	2.3																																						
木津川上流	17.9	2.0	2.1																																						
猪名川	27.8	5.8	4.1																																						
瀬田川	1.7	0.0	0.3																																						
野洲川	12.6	12.5	1.7																																						
合計	201.6	49.3	44.0																																						
5. 参考資料																																									

点 検 項 目	堤防強化の実施
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】堤防の強化対策の実施状況	
「指標」側帯整備実施内容・延長	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>第2種側帯の整備延長は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、0.04km整備した。 ・平成20年度は、3.84km整備した。 ・平成21年度は、0.15km整備した。 ・平成22年度は、整備を実施していない。 ・平成23年度は、整備を実施していない。 <p>平成23年度までの整備延長の累計は6.1kmである。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は整備を実施していないが、平成24年度までに各河川に整備された2種側帯の延長を以下に示す。</p> <p>側帯については、堤防の安全性向上を図るとともに、非常用の土砂等を備蓄することを目的に整備を行っている。</p> <p>淀川:1.2km 宇治川:0.4km 桂川:0.3km 木津川:1.8km 草津川:0.2km 木津川上流:1.5km 猪名川:0.7km 合計:6.1km</p>	<p>側帯整備の実施について、平成24年度は整備実績が無かった。</p> <p>今後も、地元と調整を図りながら整備を進める。</p>
5. 参考資料	

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (3)川の中で洪水を安全に流下させるための対策</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>川の中で洪水を安全に流下させるための対策</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>1) 淀川本川 戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水に対応する河川整備を、桂川、宇治川・瀬田川、木津川で先行して完了させた場合、計画規模の降雨が発生すると、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、上下流バランスを考慮し、淀川本川における流下能力の向上対策及び上流からの流量低減対策を実施する必要がある。淀川本川の淀川大堰下流には洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。それらのうち、事業中の阪神電鉄なんば線橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に完成させる。また、橋梁周辺は家屋等が密集しており、橋梁の改築には関係機関等との調整に多大な時間を要することから、伝法大橋、淀川大橋、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても、関係機関と順次調整を図り検討する。</p> <p>2) 宇治川 山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、1,500m³/sの流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。これにより、宇治川においては、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率で概ね1/150の洪水に対応できることとなる。なお、塔の島地区については、優れた景観が形成されていることに鑑み、学識経験者の助言を得て景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した整備を実施する。</p> <p>3) 桂川 現況の桂川は、三川のうち最も治水安全度が低く、地元から河川改修を強く要望されている大下津地区において継続して引堤を実施するほか、大下津地区並びにその上流区間において、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目指して河道掘削を実施する。具体的な掘削箇所及び方法については、洪水調節施設の整備状況とその効果を検証しつつ、淀川本川の治水安全度を低下させず、段階的かつ早急を実施する。嵐山地区についても、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水への対応を目指した整備を実施する。整備にあたっては、嵐山地区の優れた景観及び伝統的な行事等に配慮するため、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する。亀岡地区については、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目標に、関係自治体と調整する。保津峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p> <p>4) 木津川 木津川では、狭窄部下流の河川整備が進捗しておらず、また、その整備には長期間を要する。このため、狭窄部上流上野地区の浸水対策として、下流の流量増加を生じる河川改修のみで対処することは困難であることから、現在実施中の上野遊水地と川上ダムを完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削等の河川改修を併せて実施する。これらの対策を併せて実施することによって、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を狭窄部上流の上野地区において安全に流下させることができる。また、あわせて戦後最大の洪水を狭窄部下流の木津川において安全に流下させることができるとともに、河川整備基本方針で対象としている規模の洪水においても狭窄部下流への流量をほぼ自然状態における流量まで抑えることが可能となる。なお、上野遊水地については、関係自治体等と調整しながら管理方法を検討することとし、川上ダムについては、これまで治水、利水、発電を目的とした多目的ダムとして事業を行ってきたが、利水の一部縮小・撤退、発電の撤退をふまえ、治水及び利水目的の多目的ダムとして早期に実施することとする。また、木津川島ヶ原地区では、一部堤防が完成していない箇所において道路整備と一体的に築堤を実施し一連区間を完成させる。名張川において昭和28年台風13号洪水を安全に流下させるために引堤及び河道掘削を実施する。岩倉峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p>	

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
1. 施策の概要	
5) 瀬田川	
<p>瀬田川では、琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において1,500m³/sの流下能力を確保する。このため、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。優れた景観を形成している鹿跳溪谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備について検討して実施する。</p>	
<p>さらに、瀬田川洗堰については、琵琶湖の高水位時における放流操作の信頼性をより高めるために瀬田川洗堰の改築、バイパス水路の活用等について関係機関と検討し、必要な施設改良等を実施する。</p>	
6) 琵琶湖及び琵琶湖流入河川	
<p>琵琶湖周辺においては、甚大な被害を生じさせた実績洪水である明治29年9月洪水を念頭に置き、今後同程度の規模の洪水が発生した場合においても人命を失うような深刻な被害を生じさせないよう、下流への被害を増大させない範囲でハード・ソフト両面にわたる対策を関係機関等と連携して検討した上で、適切な役割分担のもと必要な対策を実施する。具体的には、水害に強い地域づくり協議会等を活用し、琵琶湖の管理者である滋賀県をはじめ、関係市町、住民と連携し、住民自らが被害を軽減する方策、土地利用の規制方策、避難経路の確保策等の検討を引き続き行う。</p>	
<p>一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害のおそれがある場合など、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、川沿いの内水排除の規制などについて検討し、流域が一体となった的確な対策を講じる。</p>	
<p>このため、今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえ、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分への対応方法について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。</p>	
<p>さらに、大津市の中心部を流下する8河川の流域における浸水被害の軽減を目的にトンネル放水路として瀬田川から盛越川まで整備されている大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について実施時期を検討する。</p>	
7) 神崎川、猪名川	
<p>猪名川では、総合治水対策特定河川事業として川西・池田地区における築堤・護岸及び河道掘削を継続して実施するとともに、戦後最大洪水である昭和35年台風16号洪水を安全に流下させる河道掘削を国が管理する区間において実施する。実施にあたっては、府県管理区間である神崎川において、3,400m³/sの流下能力を確保できるよう河道掘削を実施する計画となっていることから、河道掘削の実施時期や方法について整合を図る。</p>	
<p>銀橋周辺の狭窄部上流については、既設の一庫ダム以外の洪水調節施設を整備する適地がないため、下流の治水安全度を現況よりも低下させない範囲で、狭窄部の開削を実施する。あわせて一庫ダムの操作方法を見直すことにより、狭窄部上流においても昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることが可能となる。なお、狭窄部の開削については、狭窄部上流が浸水常襲地帯となっていることに鑑み、川西・池田地区の築堤・護岸及び河道掘削が完了次第、これに応じた部分開削を実施するとともに、その後の更なる開削については、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて、その段階的な実施(実施時期、方法)について関係機関と調整する。</p>	
<p>なお、猪名川における戦後最大洪水に対応した治水対策は、引き続き流域協議会など総合治水対策の枠組みの活用により実施することとし、流域からの流出抑制等を図ることとする。</p>	

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「川の中で洪水を安全に流下させるための対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】上下流バランスの状況 [指標]実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化内容</p> <p>【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況 [指標]実績降雨、計画規模降雨における越水及びHWL超過内容・超過延長 [指標]新設ダムの効果内容・洪水位低下量</p>	

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
---------	----------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

【観点】上下流バランスの状況

「指標」実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化内容

<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桂川の太下津地区等において流量増加による下流への影響を確認しながら桂川の河道掘削を実施し、順次、河積拡大に向けて掘削を実施。 ・宇治川の塔の島地区において平成21年度から河道掘削に着手し、順次、河積拡大に向けて掘削を実施。 ・瀬田川については、下流の改修状況を踏まえつつ、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削を実施。 ・上野遊水地については、全ての遊水地において越流堤が完成。 <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成24年度は、計画規模降雨における上下流水位の変化を確認しながら、治水安全度の低い中上流部において、以下の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桂川、宇治川については、引き続き順次、河積拡大に向けて掘削を実施。 ・瀬田川については、引き続き河床掘削を実施。 	<p>上下流バランスを考慮し、安全度の低い中上流部の治水対策を段階的に進めている。</p> <p>今後も上下流の水位変化を確認しながら河積拡大等の整備を実施する。</p>
--	---

5. 参考資料

【河床掘削事例 宇治川 淀川河川事務所】

宇治川塔の島地区では、河道掘削により1,500m³/s河道を確保するため、平成21年度から宇治橋下流の掘削を実施し、平成24年度からは塔の島周辺の工事に着手しており、洪水を安全に流下させる河川整備を継続している。

凡 例	
H23まで実施	黒
H24実施	赤
H25以降実施	緑

【河床掘削事例 瀬田川 琵琶湖河川事務所】

琵琶湖から流出する河川は瀬田川1本であり、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるため、瀬田川下流部の河道掘削を行っており、平成24年度までで瀬田川洗堰より下流の瀬田川左岸における掘削が完了した。引き続き、下流の改修状況を踏まえつつ河道掘削を実施し、浸水被害の軽減を図る。

凡 例	
H23まで実施	黒
H24実施	赤
H25以降実施	緑

点検項目 川の中で洪水を安全に流下させるための対策

5. 参考資料

【上下流バランスの考え方】

【淀川本川】

整備のいかなる段階においても、計画規模以下の洪水に対しては計画高水位以下の水位で安全に流下させる。

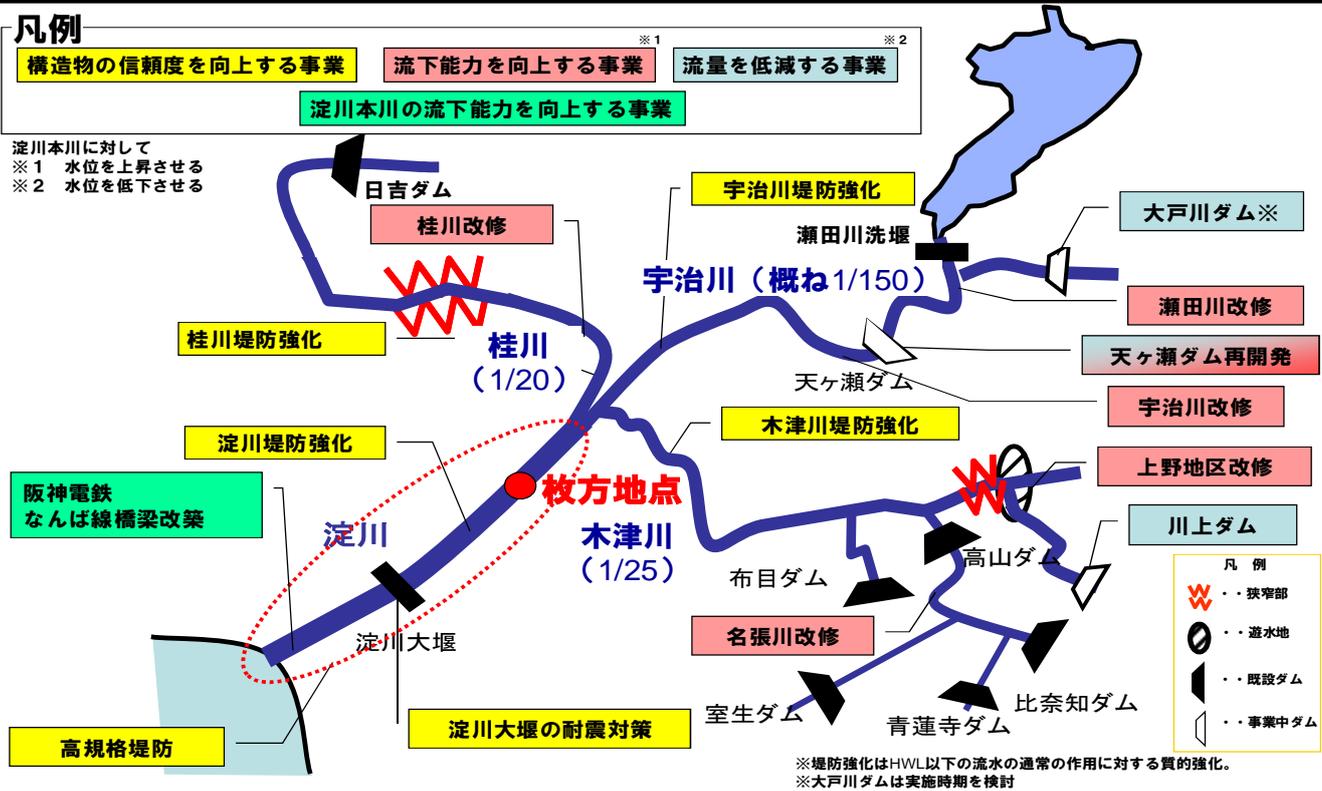
【桂川・宇治川・木津川】

戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を計画高水位以下の水位で安全に流下させる。

凡例

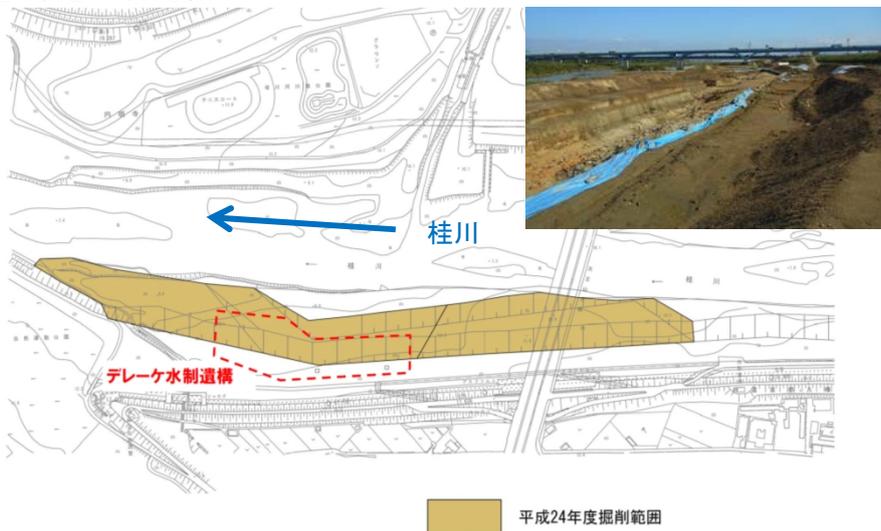
- 構造物の信頼度を向上する事業
- 流下能力を向上する事業 ※1
- 流量を低減する事業 ※2
- 淀川本川の流下能力を向上する事業

淀川本川に対して
※1 水位を上昇させる
※2 水位を低下させる



【デレーケ水制の遺構の保存事例 淀川河川事務所】

桂川では、宇治川、木津川に比べ安全度が低いため、整備計画に基づき河道改修工事を鋭意進めているが、平成24年度に下流部の掘削時の事前調査において明治時代の淀川修築工事(明治8年~)の際に設置した水制工と思われる石積みが発出した。施工時期からもデレーケが設計した水制と想定され、埋蔵文化財調査では、「十分に記録を取り保存に努めてほしい。」とのことで、河道掘削範囲にも支障がなかったため、記録を取った後、埋め戻されている。



点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況	
「指標」実績降雨、計画規模降雨における越水及びHWL超過内容・超過延長	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>計画規模降雨におけるHWL超過延長を低減させるため、治水安全度の低い中上流部において、以下の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桂川では下流への影響を確認しながら桂川の河道掘削を実施しており、順次、河積拡大に向けて掘削を継続することとしている。 ・宇治川の塔の島地区において平成21年度から河道掘削に着手し、順次、河積拡大に向けて掘削を継続することとしている。 ・瀬田川については、下流の改修状況を踏まえつつ、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施している。 ・上野遊水地については、全ての遊水地において越流堤が完成した。 <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成24年度も上記と同様に整備を行った。</p>	<p>洪水位の低減のための整備を着実に進めている。</p> <p>今後も上下流の水位変化を確認しながら河積拡大等の整備を実施する</p>
5. 参考資料	

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況	
「指標」新設ダムの効果内容・洪水位低下量	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>大戸川ダムは、ダム検証の対象事業のため、これまで進捗してきた県道大津信楽線の付替工事について、交通機能を確保できる必要最小限のルート及び道路幅員に見直し、コスト縮減した上で実施。</p> <p>川上ダムは、ダム検証の対象事業(「転流工工事」の段階)のため、付替県道工事等を実施。</p> <p>丹生ダムは、ダム検証の対象事業(「生活再建工事」の段階)のため、既存資料等の整理を行うとともに、施設等の維持管理を実施。</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発は、工事用道路の整備を実施。</p> <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成24年度の状況を以下に示す。</p> <p>大戸川ダムは、平成23年度に引き続き、付替県道工事等を実施した。</p> <p>川上ダムは、平成23年度に引き続き、付替県道工事等を実施した。</p> <p>丹生ダムは、平成23年度に引き続き、既存資料等の整理を行うとともに、施設等の維持管理を実施した。</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発は、平成24年度は、トンネル式放流設備の建設工事と橋梁架替工事に着手した。また、平成23年度に引き続き、工事用道路の整備を継続実施した。</p>	<p>大戸川ダム、川上ダム、丹生ダムについては、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」より平成22年9月27日に示された「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」に沿って、鋭意ダム事業の検証を実施している。</p> <p>3ダムとも「関係地方公共団体からなる検討の場」を平成23年1月17日に設置し、平成24年度は下記の幹事会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川上ダム <ul style="list-style-type: none"> 平成24年10月 1日(第3回) 平成24年12月13日(第4回) 平成25年 3月 1日(第5回) ・丹生ダム <ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月28日(第2回) 平成25年3月26日(第3回)
5. 参考資料	

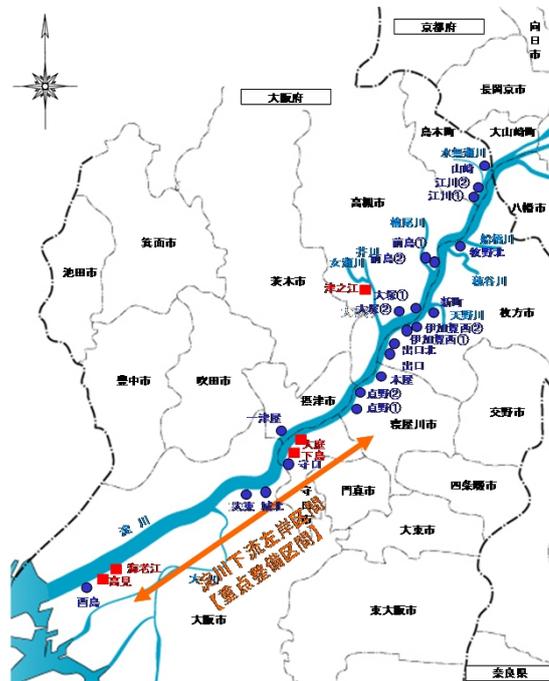
河川整備計画の該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (4)高規格堤防(スーパー堤防)の整備
-------------	---

点検項目	高規格堤防(スーパー堤防)の整備
------	------------------

1. 施策の概要

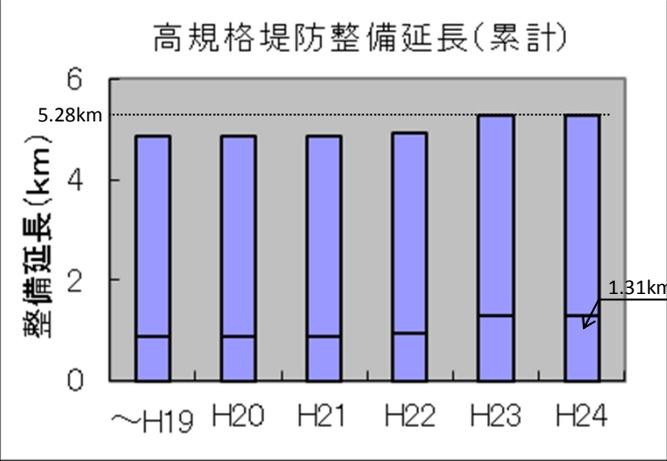
背後に人口、資産等が高密度に集積した淀川の下流部において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。あわせて、耐震性の向上を図るとともに、眺望の優れた快適なまちづくりを推進する。

整備にあたっては、淀川と大和川に挟まれた大阪の中核部を防御する堤防の区間を重点整備区間とし、積極的に調整を進め事業を実施する。また、重点整備区間以外の区間においても、まちづくりとの一体的整備など合意の得られた地区から事業を実施する。



凡例	
●	暫定完成
■	継続地区、まちづくり調整中又は調整済地区

点 検 項 目	高規格堤防(スーパー堤防)の整備
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「高規格堤防(スーパー堤防)の整備」に関する進捗状況の点検については、以下に示す、【観点】を取り上げ、[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】ハードによる超過洪水対策の実施状況 [指標]高規格堤防の整備内容・延長</p>	

点 検 項 目	高規格堤防(スーパー堤防)の整備	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】ハードによる超過洪水対策の実施状況		
「指標」高規格堤防の整備内容・延長		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>高規格堤防の整備状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、0.12km整備し、累計4.85km整備している。 ・平成20年度は、整備区間はなく、累計4.85km整備している。 ・平成21年度は、整備区間はなく、累計4.85km整備している。 ・平成22年度は、0.08km整備し、累計4.93km整備している。 ・平成23年度は、0.35km整備し、累計5.28km整備している。 <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成24年度までに23地区で整備した高規格堤防の整備延長の累計を以下に示す。</p>  <p>平成24年度は、整備中の2地区において、早期の完成を目指し、以下の取り組みを行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大庭地区: 大阪広域水道企業団による庭窪浄水場の建て替え事業と併せ、平成15年度から着手しており、高規格堤防盛土を実施。 2) 大宮地区: 常翔学園の施設建設と併せ、平成22年度から着手しており、地盤改良及び高規格堤防盛土を実施。 <p>平成24年度まで完成区間及び暫定完成区間を含み整備延長は5.28km(整備の区間:1.31km)となっており、整備率は5.9%(整備の区間:5.9%)である。</p> <p>点検項目「日常からの人と川のつながりの構築」の[指標]高規格堤防の整備内容・延長と重複掲載</p>	<p>高規格堤防の整備により、超過洪水対策が着実に進められている。</p> <p>整備の区間のうち、地元から強い要望があり、また、まちづくりとの連携がスムーズにでき、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところ等を優先的に整備していく。</p>	

点 検 項 目 高規格堤防(スーパー堤防)の整備

5.参考資料

高規格堤防整備の抜本の見直し(平成23年12月)

高規格堤防については、平成22年10月の行政刷新会議の事業仕分けを受け、有識者からなる「高規格堤防の見直しに関する検討会」を開催し、いったん白紙にしてゼロベースで検討を行った。

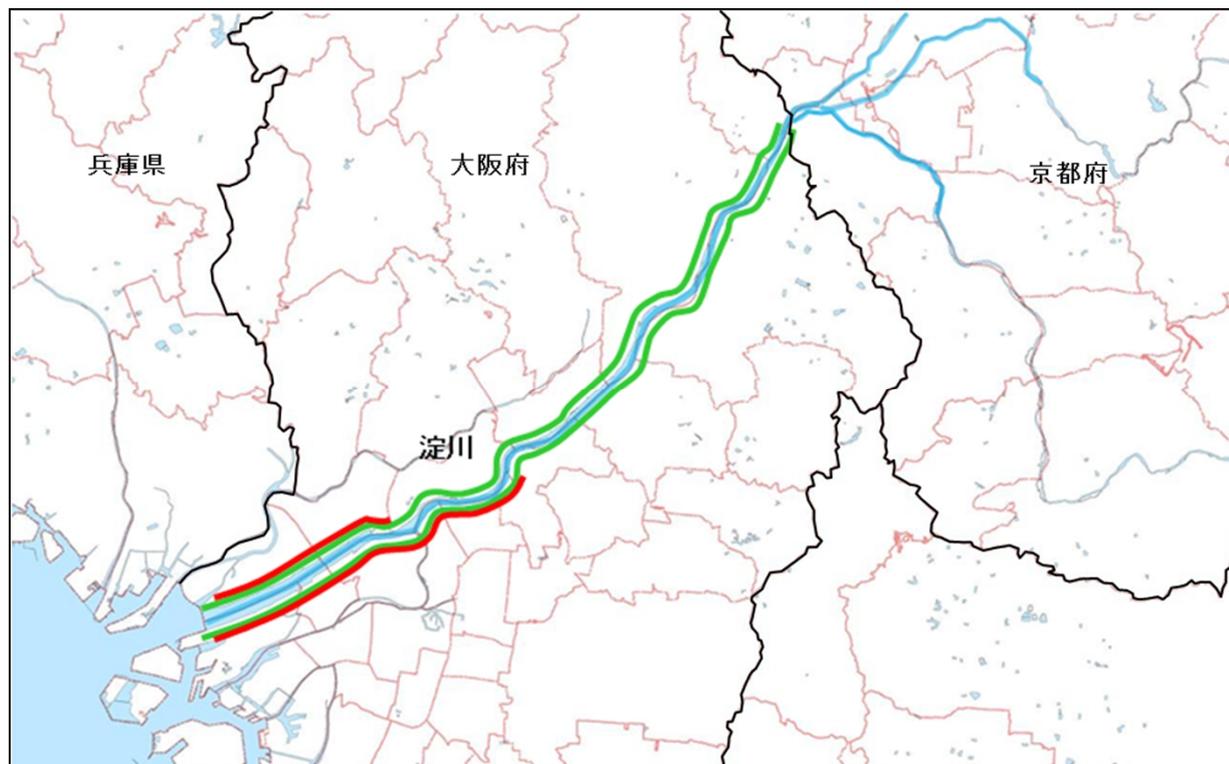
その結果、平成23年12月に「人命を守る」ということを最重視し、従来の約873kmの区間から「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」であるゼロメートル地帯等の約120kmの区間とすることとした。

具体の区間設定の考え方は、

- ・堤防が決壊すれば十分な避難時間もなく海面下の土地が浸水する区間
- ・堤防が決壊すれば建物密集地の建築物が2階まで浸水する区間
- ・堤防が決壊すれば破壊力のある氾濫水により沿川の建物密集地に被害が生じる区間

上記の考えに従い、淀川においては、下記のとおり、高規格堤防の整備区間を設定した。

河川名		下流	上流
淀川	右岸	大阪市西淀川区百島地先 (大阪市西淀川区)	JR東海道本線橋梁付近 (大阪市淀川区・東淀川区)
	左岸	大阪市此花区酉島地先 (大阪市此花区)	下島公園付近 (守口市)



緑: 従来の区間
赤: 整備の区間

高規格堤防の見直しに関する検討会

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koukikakuteibou/index.html

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (5)土砂対策
点 検 項 目	土砂対策

1. 施策の概要

洪水の流下を阻害する河床上昇防止やダム貯水池に流入する土砂の抑制、かつ集中豪雨に起因して発生する土石流等の直接的な土砂災害から地域を保全するため、砂防堰堤および山腹工の整備を継続して実施する。また、森林の保全・整備について地域の森林組合等の関係機関との連携を図る。また、流域の土砂収支のバランスを図るため、土砂移動のモニタリングを実施し、その結果をふまえた対策を行う。

- 1) 瀬田川 砂防堰堤および山腹工の整備
- 2) 木津川 砂防堰堤および山腹工の整備

点 検 項 目	土砂対策
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p data-bbox="119 293 1460 327">「土砂対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げて【指標】を設定し実施した。</p> <p data-bbox="92 365 536 398">【観点】土砂移動の制御の実施状況</p> <p data-bbox="132 398 932 432">[指標]土砂移動抑制策(砂防堰堤, 山腹工)の実施内容・箇所数</p> <p data-bbox="132 432 1114 465">[指標]土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置内容・設置数(砂防施設)</p> <p data-bbox="92 504 740 537">【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況</p> <p data-bbox="132 537 1238 571">[指標]河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)</p>	

点 検 項 目	土砂対策
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】土砂移動の制御の実施状況	
「指標」土砂移動抑制策(砂防堰堤, 山腹工)の実施内容・箇所数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模禿しゃ地対策:瀬田川における山腹工の実施 <p>瀬田川では、平成19年度に山腹工 約1,963haを完成 木津川では、平成18年度に山腹工 約2,549haを完成</p> <p>(平成24年度取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水系的指標:下流及びダムへの堆砂抑制 <p>平成24年度は、瀬田川では、砂防堰堤1基を完成させ、新たに1基工事着手した。 木津川では、砂防堰堤2基を完成させ、新たに1基工事着手した。</p>	<p>山腹工の整備を完成させるなど土砂移動抑制策を着実に進めている。</p> <p>引き続き砂防堰堤の整備等を進める。</p> <p>瀬田川における下流及びダムへの堆砂抑制を目的とした直轄砂防事業については、平成22年度に検証を実施したところ、昭和57年以降土砂災害が発生していないこと、下流の河床が長期にわたり安定していること等、上下流がバランスよく安全性が向上しているという結果が得られたことから、現在着手している伝導谷堰堤及び南郷堰堤の完成をもって、一定計画が終了したものと判断し、平成25年度末に完了する予定としている。</p> <p>なお、地先の人命及び財産などを保全するために実施する土石流危険渓流対策については、滋賀県が引き続き必要に応じて実施する。</p>
5. 参考資料	

点 検 項 目	土砂対策
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】土砂移動の制御の実施状況	
「指標」土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置内容・設置数(砂防施設)	
<p>(これまでの取組内容) 瀬田川及び木津川上流域において砂防堰堤の設置を行ってきた。</p> <p>(平成24年度の取組) 平成24年度の設置箇所は以下のとおりである。 瀬田川:0箇所 木津川:2箇所</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標] 土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置内容・設置数(砂防施設)と複掲載</p>	<p>排砂及び砂防堰堤のスリット化については流域全体の土砂移動の連続性を考慮し、実施について検討していく。</p>

5. 参考資料

【砂防堰堤整備状況と計画】

【木津川上流河川事務所】

木津川流域と下流淀川を災害から守るために、木津川、名張川、青蓮寺川、宇陀川の流域各所で砂防堰堤の整備を推進。平成25年3月現在で108基の整備を完了しており、そのうち、土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤として2基を設置、1基を整備している。



点 検 項 目	土砂対策
---------	------

5.参考資料

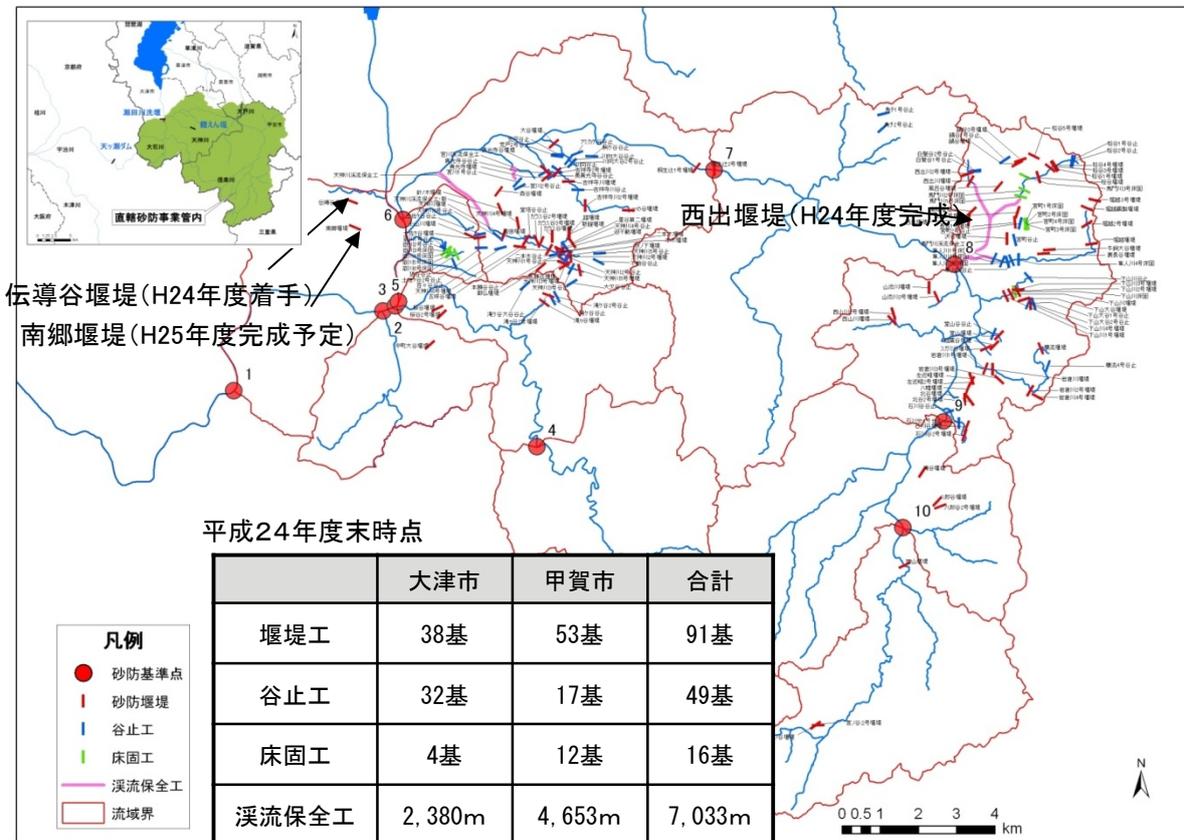
【琵琶湖河川事務所】

滋賀県甲賀市信楽町西出地先において、平成23年度より工事に着手し、平成24年度末に完成した。堰堤は、コンクリート構造で、高さ10m、長さ58m、整備土砂量は、約2,600m³である。



西出堰堤 (H24年度完成)

平成25年度末の伝導谷堰堤及び南郷堰堤の完成予定をもって、明治11年から事業してきた直轄砂防事業を完了する。これまで整備してきた砂防設備については、滋賀県に引き継ぐこととなっている。



点 検 項 目	土砂対策																																																																																																																																																																																																																																																												
3. 進捗状況	4. 点検結果																																																																																																																																																																																																																																																												
【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況【環境待ち】																																																																																																																																																																																																																																																													
「指標」河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)																																																																																																																																																																																																																																																													
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>淀川水系全体の総合土砂管理方策について淀川水系全体の土砂収支を把握するための長期シミュレーション、土砂動態マップの検討など土砂管理方策について淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、既設ダムを管理する水資源機構と連携し検討を進めている。</p> <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成24年度は、土砂動態の実態把握のためのモニタリングを継続した。</p> <p>天ヶ瀬ダムの堆砂については、平成24年度末で堆砂率が約76%となっており、平成24年度は8月の「京都府南部豪雨」の影響もあり、前年度から約4%増となった。</p> <p>しかし、ダム完成後10年程度で堆砂が大きく進んだものの、近年約20年間は比較的堆砂量の増加傾向が小さい。</p> <p>堆砂については、今後も監視を行い、ダム機能の維持の排砂の検討を行っていく。</p> <div data-bbox="113 1025 831 1491"> <table border="1"> <caption>天ヶ瀬ダム 堆砂量と目安堆砂量 (千m³)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>堆砂量 (千m³)</th> <th>目安堆砂量 (千m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和42年度</td><td>500</td><td>200</td></tr> <tr><td>昭和43年度</td><td>1800</td><td>300</td></tr> <tr><td>昭和44年度</td><td>2500</td><td>400</td></tr> <tr><td>昭和45年度</td><td>1800</td><td>500</td></tr> <tr><td>昭和46年度</td><td>3300</td><td>600</td></tr> <tr><td>昭和47年度</td><td>3200</td><td>700</td></tr> <tr><td>昭和48年度</td><td>2800</td><td>800</td></tr> <tr><td>昭和49年度</td><td>3800</td><td>900</td></tr> <tr><td>昭和50年度</td><td>3200</td><td>1000</td></tr> <tr><td>昭和51年度</td><td>2800</td><td>1100</td></tr> <tr><td>昭和52年度</td><td>3000</td><td>1200</td></tr> <tr><td>昭和53年度</td><td>2800</td><td>1300</td></tr> <tr><td>昭和54年度</td><td>3000</td><td>1400</td></tr> <tr><td>昭和55年度</td><td>3200</td><td>1500</td></tr> <tr><td>昭和56年度</td><td>3400</td><td>1600</td></tr> <tr><td>昭和57年度</td><td>3600</td><td>1700</td></tr> <tr><td>昭和58年度</td><td>3800</td><td>1800</td></tr> <tr><td>昭和59年度</td><td>3900</td><td>1900</td></tr> <tr><td>昭和60年度</td><td>3800</td><td>2000</td></tr> <tr><td>昭和61年度</td><td>3900</td><td>2100</td></tr> <tr><td>昭和62年度</td><td>3800</td><td>2200</td></tr> <tr><td>昭和63年度</td><td>3900</td><td>2300</td></tr> <tr><td>昭和64年度</td><td>4000</td><td>2400</td></tr> <tr><td>昭和65年度</td><td>4100</td><td>2500</td></tr> <tr><td>昭和66年度</td><td>4000</td><td>2600</td></tr> <tr><td>昭和67年度</td><td>4100</td><td>2700</td></tr> <tr><td>昭和68年度</td><td>4200</td><td>2800</td></tr> <tr><td>昭和69年度</td><td>4100</td><td>2900</td></tr> <tr><td>昭和70年度</td><td>4200</td><td>3000</td></tr> <tr><td>昭和71年度</td><td>4300</td><td>3100</td></tr> <tr><td>昭和72年度</td><td>4200</td><td>3200</td></tr> <tr><td>昭和73年度</td><td>4300</td><td>3300</td></tr> <tr><td>昭和74年度</td><td>4400</td><td>3400</td></tr> <tr><td>昭和75年度</td><td>4300</td><td>3500</td></tr> <tr><td>昭和76年度</td><td>4400</td><td>3600</td></tr> <tr><td>昭和77年度</td><td>4300</td><td>3700</td></tr> <tr><td>昭和78年度</td><td>4400</td><td>3800</td></tr> <tr><td>昭和79年度</td><td>4500</td><td>3900</td></tr> <tr><td>昭和80年度</td><td>4400</td><td>4000</td></tr> <tr><td>昭和81年度</td><td>4500</td><td>4100</td></tr> <tr><td>昭和82年度</td><td>4400</td><td>4200</td></tr> <tr><td>昭和83年度</td><td>4500</td><td>4300</td></tr> <tr><td>昭和84年度</td><td>4400</td><td>4400</td></tr> <tr><td>昭和85年度</td><td>4500</td><td>4500</td></tr> <tr><td>昭和86年度</td><td>4400</td><td>4600</td></tr> <tr><td>昭和87年度</td><td>4500</td><td>4700</td></tr> <tr><td>昭和88年度</td><td>4400</td><td>4800</td></tr> <tr><td>昭和89年度</td><td>4500</td><td>4900</td></tr> <tr><td>昭和90年度</td><td>4400</td><td>5000</td></tr> <tr><td>昭和91年度</td><td>4500</td><td>5100</td></tr> <tr><td>昭和92年度</td><td>4400</td><td>5200</td></tr> <tr><td>昭和93年度</td><td>4500</td><td>5300</td></tr> <tr><td>昭和94年度</td><td>4400</td><td>5400</td></tr> <tr><td>昭和95年度</td><td>4500</td><td>5500</td></tr> <tr><td>昭和96年度</td><td>4400</td><td>5600</td></tr> <tr><td>昭和97年度</td><td>4500</td><td>5700</td></tr> <tr><td>昭和98年度</td><td>4400</td><td>5800</td></tr> <tr><td>昭和99年度</td><td>4500</td><td>5900</td></tr> <tr><td>平成00年度</td><td>4400</td><td>6000</td></tr> <tr><td>平成01年度</td><td>4500</td><td>6100</td></tr> <tr><td>平成02年度</td><td>4400</td><td>6200</td></tr> <tr><td>平成03年度</td><td>4500</td><td>6300</td></tr> <tr><td>平成04年度</td><td>4400</td><td>6400</td></tr> <tr><td>平成05年度</td><td>4500</td><td>6500</td></tr> <tr><td>平成06年度</td><td>4400</td><td>6600</td></tr> <tr><td>平成07年度</td><td>4500</td><td>6700</td></tr> <tr><td>平成08年度</td><td>4400</td><td>6800</td></tr> <tr><td>平成09年度</td><td>4500</td><td>6900</td></tr> <tr><td>平成10年度</td><td>4400</td><td>7000</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td>4500</td><td>7100</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td>4400</td><td>7200</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>4500</td><td>7300</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>4400</td><td>7400</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>4500</td><td>7500</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>4400</td><td>7600</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>4500</td><td>7700</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>4400</td><td>7800</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>4500</td><td>7900</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>4400</td><td>8000</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>4500</td><td>8100</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>4400</td><td>8200</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>4500</td><td>8300</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>4400</td><td>8400</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標] 河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)と重複掲載</p>	年度	堆砂量 (千m³)	目安堆砂量 (千m³)	昭和42年度	500	200	昭和43年度	1800	300	昭和44年度	2500	400	昭和45年度	1800	500	昭和46年度	3300	600	昭和47年度	3200	700	昭和48年度	2800	800	昭和49年度	3800	900	昭和50年度	3200	1000	昭和51年度	2800	1100	昭和52年度	3000	1200	昭和53年度	2800	1300	昭和54年度	3000	1400	昭和55年度	3200	1500	昭和56年度	3400	1600	昭和57年度	3600	1700	昭和58年度	3800	1800	昭和59年度	3900	1900	昭和60年度	3800	2000	昭和61年度	3900	2100	昭和62年度	3800	2200	昭和63年度	3900	2300	昭和64年度	4000	2400	昭和65年度	4100	2500	昭和66年度	4000	2600	昭和67年度	4100	2700	昭和68年度	4200	2800	昭和69年度	4100	2900	昭和70年度	4200	3000	昭和71年度	4300	3100	昭和72年度	4200	3200	昭和73年度	4300	3300	昭和74年度	4400	3400	昭和75年度	4300	3500	昭和76年度	4400	3600	昭和77年度	4300	3700	昭和78年度	4400	3800	昭和79年度	4500	3900	昭和80年度	4400	4000	昭和81年度	4500	4100	昭和82年度	4400	4200	昭和83年度	4500	4300	昭和84年度	4400	4400	昭和85年度	4500	4500	昭和86年度	4400	4600	昭和87年度	4500	4700	昭和88年度	4400	4800	昭和89年度	4500	4900	昭和90年度	4400	5000	昭和91年度	4500	5100	昭和92年度	4400	5200	昭和93年度	4500	5300	昭和94年度	4400	5400	昭和95年度	4500	5500	昭和96年度	4400	5600	昭和97年度	4500	5700	昭和98年度	4400	5800	昭和99年度	4500	5900	平成00年度	4400	6000	平成01年度	4500	6100	平成02年度	4400	6200	平成03年度	4500	6300	平成04年度	4400	6400	平成05年度	4500	6500	平成06年度	4400	6600	平成07年度	4500	6700	平成08年度	4400	6800	平成09年度	4500	6900	平成10年度	4400	7000	平成11年度	4500	7100	平成12年度	4400	7200	平成13年度	4500	7300	平成14年度	4400	7400	平成15年度	4500	7500	平成16年度	4400	7600	平成17年度	4500	7700	平成18年度	4400	7800	平成19年度	4500	7900	平成20年度	4400	8000	平成21年度	4500	8100	平成22年度	4400	8200	平成23年度	4500	8300	平成24年度	4400	8400	<p>淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、水系内の実態把握に努めている。</p> <p>今後も、引き続きモニタリングを行い、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、総合土砂管理方策の検討を進める</p>
年度	堆砂量 (千m³)	目安堆砂量 (千m³)																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和42年度	500	200																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和43年度	1800	300																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和44年度	2500	400																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和45年度	1800	500																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和46年度	3300	600																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和47年度	3200	700																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和48年度	2800	800																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和49年度	3800	900																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和50年度	3200	1000																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和51年度	2800	1100																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和52年度	3000	1200																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和53年度	2800	1300																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和54年度	3000	1400																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和55年度	3200	1500																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和56年度	3400	1600																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和57年度	3600	1700																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和58年度	3800	1800																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和59年度	3900	1900																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和60年度	3800	2000																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和61年度	3900	2100																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和62年度	3800	2200																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和63年度	3900	2300																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和64年度	4000	2400																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和65年度	4100	2500																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和66年度	4000	2600																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和67年度	4100	2700																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和68年度	4200	2800																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和69年度	4100	2900																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和70年度	4200	3000																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和71年度	4300	3100																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和72年度	4200	3200																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和73年度	4300	3300																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和74年度	4400	3400																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和75年度	4300	3500																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和76年度	4400	3600																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和77年度	4300	3700																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和78年度	4400	3800																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和79年度	4500	3900																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和80年度	4400	4000																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和81年度	4500	4100																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和82年度	4400	4200																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和83年度	4500	4300																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和84年度	4400	4400																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和85年度	4500	4500																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和86年度	4400	4600																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和87年度	4500	4700																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和88年度	4400	4800																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和89年度	4500	4900																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和90年度	4400	5000																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和91年度	4500	5100																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和92年度	4400	5200																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和93年度	4500	5300																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和94年度	4400	5400																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和95年度	4500	5500																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和96年度	4400	5600																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和97年度	4500	5700																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和98年度	4400	5800																																																																																																																																																																																																																																																											
昭和99年度	4500	5900																																																																																																																																																																																																																																																											
平成00年度	4400	6000																																																																																																																																																																																																																																																											
平成01年度	4500	6100																																																																																																																																																																																																																																																											
平成02年度	4400	6200																																																																																																																																																																																																																																																											
平成03年度	4500	6300																																																																																																																																																																																																																																																											
平成04年度	4400	6400																																																																																																																																																																																																																																																											
平成05年度	4500	6500																																																																																																																																																																																																																																																											
平成06年度	4400	6600																																																																																																																																																																																																																																																											
平成07年度	4500	6700																																																																																																																																																																																																																																																											
平成08年度	4400	6800																																																																																																																																																																																																																																																											
平成09年度	4500	6900																																																																																																																																																																																																																																																											
平成10年度	4400	7000																																																																																																																																																																																																																																																											
平成11年度	4500	7100																																																																																																																																																																																																																																																											
平成12年度	4400	7200																																																																																																																																																																																																																																																											
平成13年度	4500	7300																																																																																																																																																																																																																																																											
平成14年度	4400	7400																																																																																																																																																																																																																																																											
平成15年度	4500	7500																																																																																																																																																																																																																																																											
平成16年度	4400	7600																																																																																																																																																																																																																																																											
平成17年度	4500	7700																																																																																																																																																																																																																																																											
平成18年度	4400	7800																																																																																																																																																																																																																																																											
平成19年度	4500	7900																																																																																																																																																																																																																																																											
平成20年度	4400	8000																																																																																																																																																																																																																																																											
平成21年度	4500	8100																																																																																																																																																																																																																																																											
平成22年度	4400	8200																																																																																																																																																																																																																																																											
平成23年度	4500	8300																																																																																																																																																																																																																																																											
平成24年度	4400	8400																																																																																																																																																																																																																																																											
5. 参考資料																																																																																																																																																																																																																																																													

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (6)既設ダム等の運用検討
点 検 項 目	既設ダム等の運用の検討
1. 施策の概要	
<p>既設ダムの容量を最大限に活用するため、既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強等による治水・利水機能向上について検討する。</p> <p>瀬田川洗堰、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>	

点 検 項 目	既設ダム等の運用の検討
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「既設ダム等の運用の検討」に関する進捗状況の点検については、以下に示す、【観点】を取り上げ、[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況 [指標]既設ダムの効果内容・洪水位低下量</p>	

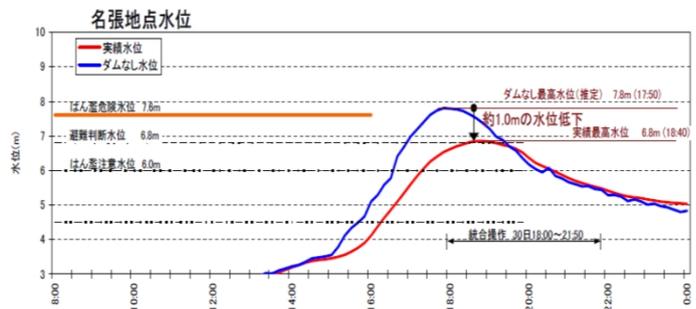
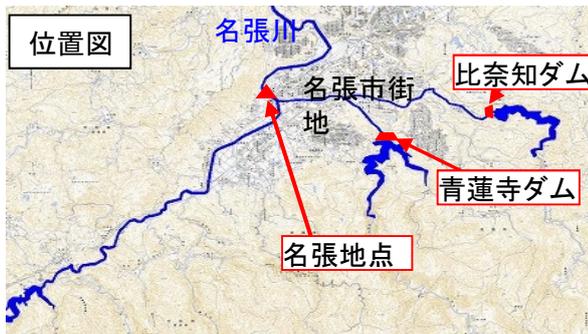
点 検 項 目	既設ダム等の運用の検討
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況	
「指標」既設ダムの効果内容・洪水位低下量	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成18年度～平成23年度において、高山ダム・青蓮寺ダム・室生ダム・布目ダム・比奈知ダム・一庫ダム・日吉ダムの7ダムで計26回の洪水調節を行った。</p> <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成24年度は、淀川水系のダム群において、合計7回の洪水調節を行った。</p> <p>8月には、京都府南部豪雨が発生し、天ヶ瀬ダムより下流の降雨により宇治市内において大きな被害が発生した。この時、天ヶ瀬ダムでは、最大流入量約990m³/sであったが約830m³/sの調節を行った。槇尾山地点での水位低減効果は約2.1mであった。</p> <p>9月の台風17号では名張川の青蓮寺ダム、比奈知ダムにおいて、下流の名張市街地において、氾濫の恐れがあったため、ダムからの放流量をさらに抑えるダムの統合操作を実施した。操作に当たっては降雨予測、ダムへの流入量予測及び名張川の水位変動予測を行ったうえで、ダムの空き容量を考慮し、この洪水においては、2ダムの洪水調節容量をさらに活用することが可能である状況であったため、実施したものである。この操作による効果として、河川水位を推定で上名張地点で1.6m、名張地点で1.0m低下させ、計画高水位及び氾濫危険水位を上回ることを回避した。高山ダムにおいても、通常操作では、下流の有市地点において国道163号線の冠水の恐れがあったため、降雨予測、ダムへの流入量予測及び木津川の水位変動予測を行ったうえで、ダムの空き容量を考慮し、この洪水においては、ダムの洪水調節容量をさらに活用することが可能である状況であったため、統合操作を実施したものである。その結果、有市地点での水位を推定で0.8m低減させ、国道冠水の危険を回避した。布目ダムにおいても、下流の邑地地点において氾濫の恐れがあったため、同様の予測等に基づき、この洪水においては、ダムの洪水調節容量をさらに活用することが可能である状況であったため、統合操作を実施したものである。その結果、興ヶ原地点での水位を推定で1.1m低減させ、氾濫の危険を回避した。桂川の日吉ダムにおいても洪水調節を行い、亀岡地点で水位を推定で14cm低減させた。</p>	<p>平成24年は洪水調節により、下流河川の水位低減に大きく寄与した。</p> <p>今後、引き続き既設ダムの容量を最大限に活用するよう、弾力的な運用に努める。</p>

点 検 項 目 既設ダム等の運用の検討

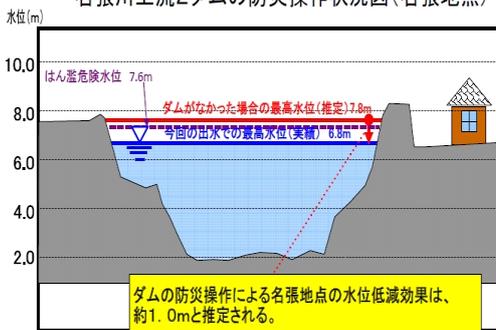
5.参考資料

年 月 日	洪水原因	ダム名	最大流入量 (m ³ /s)	最大流入時放流量(m ³ /s)
平成24年 6月22日	台風5号	天ヶ瀬ダム	990	840
平成24年 8月14日	京都府南部豪雨	天ヶ瀬ダム	990	160
平成24年 9月30日	台風17号	青蓮寺ダム	570	370
平成24年 9月30日	台風17号	比奈知ダム	400	250
平成24年 9月30日	台風17号	高山ダム	1360	740
平成24年 9月30日	台風17号	布目ダム	190	80
平成24年 9月30日	台風17号	日吉ダム	160	50

【ダム統合操作の状況】
【淀川ダム統合管理事務所】



名張川上流2ダムの防災操作状況図(名張地点)



※名張大橋下流

平成24年台風17号による出水の際に比奈知ダム・青蓮寺ダムでは、通常の防災操作(洪水調節)を実施したが、水位予測から、このままでは名張地点で、はん濫危険水位(7.6m)に達する恐れがあったため、ダムの統合操作を行い、名張地点では氾濫危険水位を超えることなく、ダムなしの場合と比べて、約1.0mの水位低減効果を発揮した。

平成24年9月記者発表

<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/pdf/kisya-hapyou/2012100201.pdf>

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 3 . 高潮対策
点 検 項 目	高潮対策
1. 施策の概要	
<p>①橋梁対策 事業中の阪神電鉄なんば線橋梁の改築事業について、関係機関と調整を図りながら完成させる。引き続き、高潮対策のため陸閘が設置されている淀川大橋、伝法大橋の改築について、関係機関と調整を図りながら検討する。</p> <p>②陸閘操作・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 高潮に関する予測精度を向上させるなど、その他の陸閘(伝法陸閘(伝法大橋)、阪神陸閘(阪神電鉄なんば線橋梁))も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。 イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p> <p>③ソフト対策 大阪湾高潮対策協議会の検討をふまえ、不測の事態における被害軽減に向けた減災対策のための具体的なシナリオとして、「計画規模以上の高潮の発生」、「施設機能の低下・消失」等による浸水被害を想定し、減災上の課題を抽出した上で、関係機関と連携し被害最小化に向けた取り組みを検討する。</p>	

点 検 項 目	高潮対策
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p data-bbox="119 293 1452 327">「高潮対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、[指標]を設定し実施した。</p> <p data-bbox="92 360 536 394">【観点】高潮被害軽減策の実施状況</p> <p data-bbox="132 398 560 432">[指標]橋梁の嵩上げ内容・箇所数</p> <p data-bbox="132 436 588 470">[指標]陸閘操作の改善内容・箇所数</p>	

点 検 項 目	高潮対策
---------	------

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

【観点】高潮被害軽減策の実施状況

「指標」橋梁の嵩上げ内容・箇所数

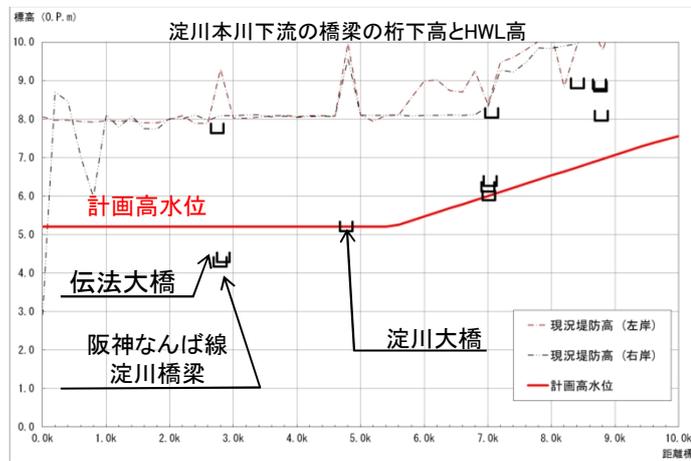
(これまでの取組内容)

平成19年度に、高潮対策の堤防が未施工であった西島地区の築堤0.3kmを実施し、全川において高潮堤防の設置が完了しているが、一部橋梁(阪神なんば線、伝法大橋、新伝法大橋、淀川大橋、阪急神戸線、阪急宝塚線、阪急京都線)において必要な桁下高を満足していない。

(平成24年度の取組)

平成24年度は、最も阻害率が大きく、桁下高が不足している阪神なんば線橋梁の架け替えに向け調査検討を行い、継続して関係機関と調整を実施した。

最も桁下高が不足している阪神なんば線橋梁の架け替えについて調査検討及び関係機関との調整が進んでいる。



今後とも、阪神なんば線を始め、高潮に対して脆弱な橋梁の架け替えに向けて調整を図っていく。

また、一部橋梁で陸閘となっている箇所について、引き続き適切な管理に努める。

さらに、計画規模を越える高潮に対しても被害を最小に押さえるため、大阪湾高潮対策協議会(平成19年度設立)が関係府県と共同して策定した「大阪湾高潮対策危機管理行動計画ガイドライン」(平成22年3月)を踏まえて関係機関が取り組むべき危機管理方策を検討していく。

5. 参考資料

【淀川感潮区間における桁下高の低い橋梁】

【淀川河川事務所】

淀川本川の感潮区間には3橋の橋梁が計画高水位以下となっており、高潮による浸水被害を防ぐため、陸閘が設置されている。

陸閘については、毎年操作訓練を実施しているが、高潮に対して脆弱な区間となっているため、橋梁の架け替えに向けて調整を図っていくこととしている。

なお、最も桁下高が不足している阪神なんば線橋梁については、架け替えに向け調査検討を行い、継続して関係機関と調整を進めている。



点 検 項 目	高潮対策
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】高潮被害軽減策の実施状況	
「指標」陸閘操作の改善内容・箇所数	
<p>(これまでの取組内容) 昭和52年度から毎年、淀川・神崎川・左門殿川筋にかかる防潮扉の開閉操作訓練を関係機関の参加のもと実施している。 また、平成16年度に淀川陸閘の機械設備の改造(油圧ポンプ能力を向上)により操作時間を従来の30分から約20分に短縮した。</p> <p>(平成24年度の取組) 平成24年度も、関係機関の参加のもと防潮扉の開閉操作訓練を実施した。</p> <p>点検項目「地震・津波対策」の[指標]陸閘操作の改善内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>関係機関参加のもと、毎年訓練を実施しており、引き続き適切な管理に努めていく。</p>
5. 参考資料	
<p>【陸閘操作訓練の事例】 【淀川河川事務所】</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>陸閘訓練実施状況</p> <p>淀川陸閘(国道2号)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>伝法陸閘(国道48号)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>阪神陸閘(阪神なんば線)</p> </div> </div>	
<p>昭和52年度から毎年、淀川・神崎川・左門殿川筋にかかる防潮扉の開閉操作訓練を関係機関の参加のもと実施している。 陸閘のある3橋のうち最も桁下高が不足している阪神なんば線橋梁については、架け替えに向け調査検討を行い、継続して関係機関と調整を進めている。</p>	
<p>記者発表資料 http://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/oshirase/img/h240618.pdf</p>	

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 4. 地震・津波対策
点 検 項 目	地震・津波対策
1. 施策の概要	
<p>(1) 地震対策</p> <p>①河川管理施設の耐震対策 淀川大堰は、レベル1地震動(供用期間中に1～2度発生する地震動)及びレベル2地震動(現在から将来にわたって考えられる最大級の地震動)に対する耐震対策を継続して実施する。 上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討して実施する。 また、許可工作物についても耐震点検及び対策を実施するよう施設管理者に対して助言を行う。</p> <p>②地震等総合的防災対策</p> <p>ア)緊急用河川敷道路 左岸は淀川大橋(国道2号)から木津川大橋(国道1号)までの区間、右岸は淀川大橋(国道2号)から大山崎(国道171号)までの区間を連続的に通行できるよう継続して実施する。なお、通常時においては歩行者等の一般に開放するが、看板の設置等により緊急用・管理用であることの周知を行う。</p> <p>イ)船着場・停泊地 整備が完了した船着場・停泊地について、日常的な保守・管理の方策及び利用について、具体策を検討する。また、枚方及び大塚船着場から上流については、航路確保等の必要な整備の進捗状況を見つつ、新たな船着場の設置について検討する。</p> <p>ウ)地域防災拠点 舟運のための船着場・停泊地、緊急用河川敷道路及び広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションについて、関係機関の地域防災計画において防災機能として位置付けられるよう各機関と調整する。</p> <p>③淀川大堰閘門 地震による陸上輸送の遮断に対応する代替ルートとして船舶が淀川大堰の上下流を行き来できるよう淀川大堰に閘門を設置する。設置にあたっては、右岸河川敷に設置する案について環境影響への調査検討を実施する。</p> <p>④防災拠点 広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションの整備促進を図る。</p> <p>(2) 津波対策</p> <p>①ソフト対策 津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成を支援するとともに、住民への広報・啓発を実施する。また、津波情報が発表された場合における河川利用者への呼びかけのための施設整備を完成させる。</p> <p>②淀川大堰の津波対応 予備ゲートの転倒防止対策を実施する。</p> <p>③陸閘・水門操作の迅速化</p> <p>ア)陸閘操作 これまで淀川陸閘(淀川大橋)においては機械設備の改造により操作時間の短縮化を図ってきたが、その他の陸閘(伝法陸閘(伝法大橋)、阪神陸閘(阪神電鉄なんば線橋梁))も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。</p> <p>イ)水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p>	

点 検 項 目	地震・津波対策
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「地震・津波対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】地震対策事業の実施状況 [指標]河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数 [指標]緊急用河川敷道路の整備内容・延長</p> <p>【観点】津波対策事業の実施状況 [指標]津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数 [指標]津波情報提供設備の設置内容・設置数 [指標]陸閘操作の改善内容・箇所数</p>	

点 検 項 目	地震・津波対策
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】地震対策事業の実施状況	
「指標」河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成23年度時点の各河川についての河川管理施設の耐震対策の実施状況は以下のとおりである。</p> <p>レベル1(河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動)対応については実施済み。</p> <p>レベル2(対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さをもつ地震動)対応の点検マニュアルが平成19年に策定されたことを受け、順次点検を実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰: 要点検箇所2箇所のうち、点検済み箇所2箇所 点検済み箇所のうち、要対策箇所2箇所 要対策箇所2箇所のうち、対策完了1箇所、対策実施中1箇所 ・水門・樋門 : 要耐震点検8箇所のうち、点検済み箇所2箇所 点検済み箇所のうち、要対策箇所2箇所 要対策箇所2箇所のうち、対策未実施2箇所 ・堤防 : 要耐震点検19.4kmのうち、点検済み箇所19.0km 点検済み箇所19.0kmのうち、要対策箇所0.3km 要対策箇所0.3kmのうち、対策未実施0.3km <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度には要対策箇所であった水門2箇所の耐震対策を実施した。</p> <p>平成24年度時点の各河川についての河川管理施設の耐震対策の実施状況は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰: 要点検箇所2箇所のうち、点検済み箇所2箇所 点検済み箇所のうち、要対策箇所2箇所 要対策箇所2箇所のうち、対策完了2箇所※ ※平成23年度の耐震設計見直しに伴い、継続して対策を実施中 ・水門・樋門 : 要耐震点検8箇所のうち、点検済み箇所2箇所 点検済み箇所のうち、要対策箇所2箇所 要対策箇所2箇所のうち、対策完了2箇所 ・堤防 : 要耐震点検19.4kmのうち、点検済み箇所19.4km 点検済み箇所19.4mのうち、要対策箇所0.3km 要対策箇所0.3kmのうち、対策未実施0.3km 	<p>耐震対策については、レベル1対応については実施済みであり、レベル2対応についても堰等の重要構造物を優先し必要な対策を着実に進めている。淀川大堰、瀬田川洗堰については、耐震設計の見直しに伴い、新しい基準に沿った耐震補強を継続して検討していく。</p> <p>今後、残る水門・樋門のレベル2対応の点検を早急に完了させ、対策必要箇所を把握し、必要な対策を順次進めていく。</p>

点 検 項 目	地震・津波対策
---------	---------

5.参考資料

【河川管理施設の耐震化事例】

【淀川河川事務所】

淀川大堰は設置から30年が経過し、老朽化の初期的性状であるコンクリートの中酸化及び表面クラックが生じていたため、平成17年より老朽化対策と併せて耐震対策を実施し、平成22年度に完了した。

※耐震設計の見直しに伴い、新しい基準に沿った耐震補強を継続していく。



3号堰扉操作室の鉄筋腐食状況

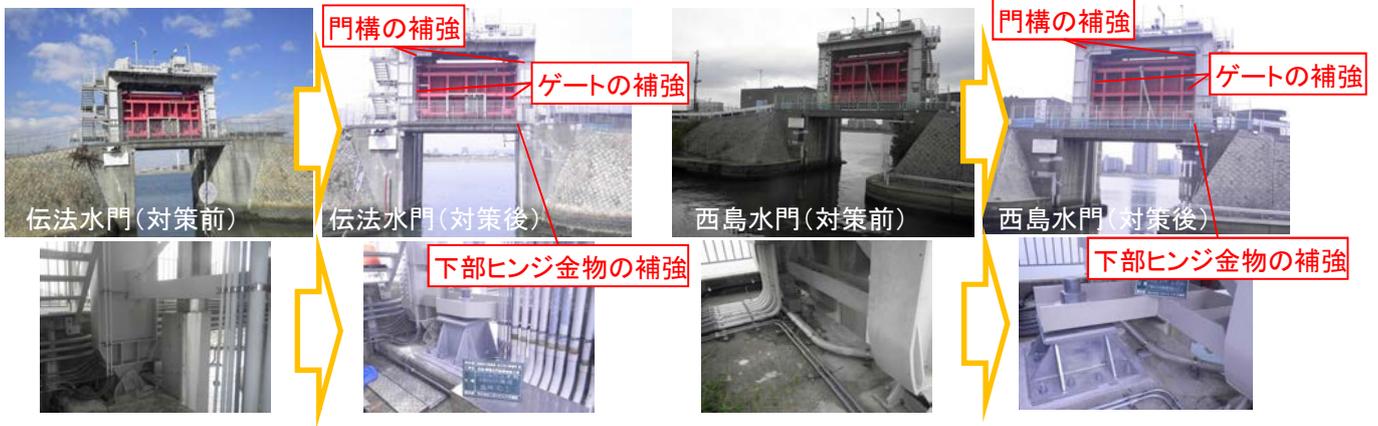


門柱部のコンクリートの剥離



淀川大堰補修状況

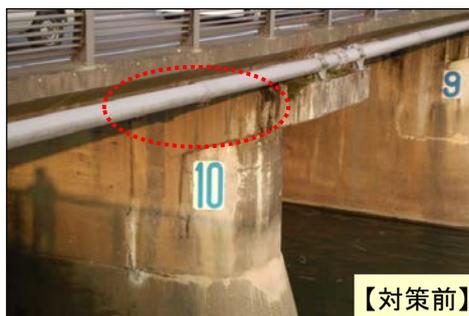
大規模地震によって伝法・西島水門が被災してゲートが閉まらなかった場合、津波浸水被害が発生するため、両水門で耐震対策工事を平成24年度に実施した。



【琵琶湖河川事務所】

瀬田川洗堰は、耐震照査結果に基づき耐震化工事を行い、平成21年度に管理橋の桁かかり長の拡幅工事をを行い、平成22年3月に耐震化工事を完了した。

※耐震設計の見直しに伴い、新しい基準に沿った耐震補強を継続していく。



【対策前】



【対策後】

点 検 項 目	地震・津波対策																											
3. 進捗状況	4. 点検結果																											
【観点】地震対策事業の実施状況																												
「指標」緊急用河川敷道路の整備内容・延長																												
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>緊急用河川敷道路については、災害時に公共交通機関の代替えとして人・物の輸送を緊急的に行うことを目的として整備を進めている。</p> <p>整備延長については、全体計画73.1kmに対して、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、0.7km整備し、累計57.0km整備している。 ・平成20年度は、整備はなく、累計57.0km整備している。 ・平成21年度は、2.5km整備し、累計59.5km整備している。 ・平成22年度は、0.7km整備し、累計60.2km整備している。 ・平成23年度は、0.3km整備し、累計60.5km整備している。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、4.2kmの整備を実施しており、緊急用河川敷道路の全体計画69.1kmのうち、平成24年度までで64.7kmを整備済みである。</p> <div data-bbox="159 1030 774 1400"> <table border="1"> <caption>緊急用河川敷道路の整備率</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備延長 (km)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H19</td> <td>57.0</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>0.0</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>2.5</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>0.7</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>0.3</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>4.2</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>H25以降</td> <td>4.4</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>将来計画</td> <td>4.4</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	整備延長 (km)	割合 (%)	～H19	57.0	78%	H20	0.0	0%	H21	2.5	3%	H22	0.7	1%	H23	0.3	0%	H24	4.2	6%	H25以降	4.4	6%	将来計画	4.4	6%	<p>緊急用河川敷道路については、着実に実施している。今後は主要一般道とのアクセスを含め残る整備を進めていく。</p>
年度	整備延長 (km)	割合 (%)																										
～H19	57.0	78%																										
H20	0.0	0%																										
H21	2.5	3%																										
H22	0.7	1%																										
H23	0.3	0%																										
H24	4.2	6%																										
H25以降	4.4	6%																										
将来計画	4.4	6%																										

点 検 項 目 地震・津波対策

5.参考資料

【緊急用河川敷道路の整備事例】
 【淀川河川事務所】

緊急用河川敷道路は、地震等による市街地道路の交通混乱時に災害復旧車両の代替輸送路として復旧・救援に要する人員・物資の輸送を目的とした道路である。また、平常時には河川巡視や河川工事などに使用している。



緊急道整備状況 (H25.6月時点) 単位:km

	全体延長	整備済延長	残延長
			整備計画の対象
左岸	35.3	30.9	4.4
右岸	33.8	33.8	0

※平成24年度の整備区間については、一連区間としての整備では無く、接続部分の整備等を踏まえた延長を計上している。



点 検 項 目	地震・津波対策
----------------	----------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
----------------	----------------

【観点】津波対策事業の実施状況

「指標」津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数

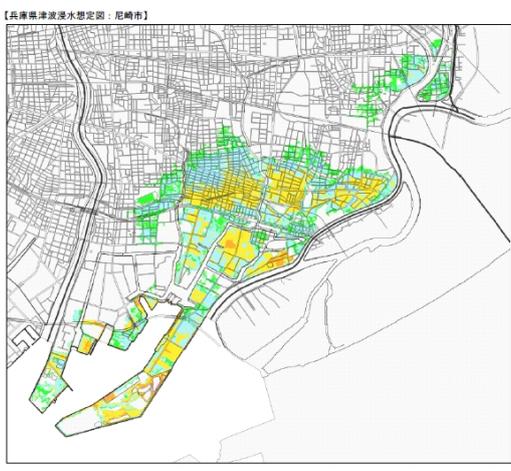
<p>(これまでの取組内容) 淀川沿川で、津波ハザードマップの作成が必要となる自治体は、大阪市、尼崎市であり、両市とも作成済みである。</p> <p>(平成24年度の取組) 平成24年度に新たな取組はないが、今後、大阪府において実施される最大クラスの津波を想定した津波浸水シミュレーションをもとに、津波浸水想定図の作成が行われる予定である。</p>	<p>最大クラスの津波を対象としたハザードマップ作成等、自治体に協力していく。</p>
--	---

5. 参考資料

平成25年8月に大阪府から最大クラスの津波を想定したシミュレーション結果が公表された。
平成25年12月に兵庫県からも最大クラスの津波を想定したシミュレーション結果が公表された。

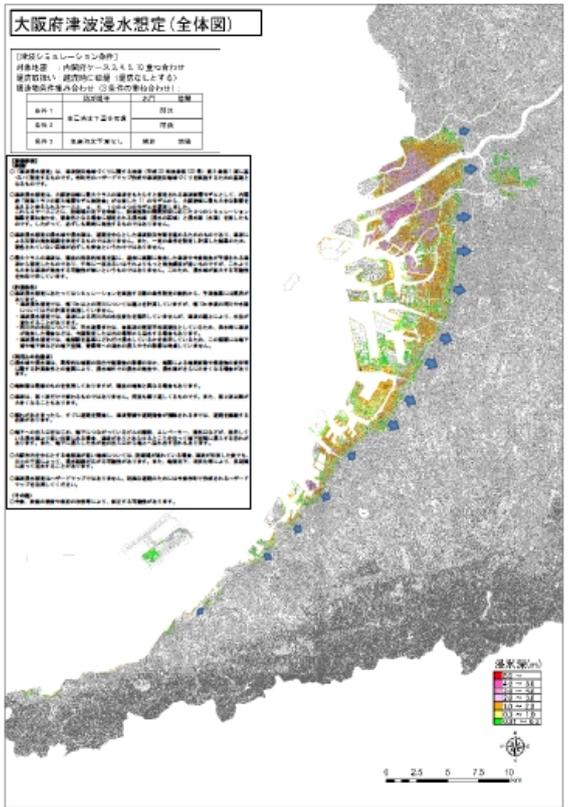
大阪府 津波浸水想定の設定について
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/tsunamishinsuisoutei/index.html>

兵庫県 南海トラフ巨大地震津波浸水想定図
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk38/nankaitorahukyodaizisintunamisinsuisouteizu.html>



浸水深度	色
1.0m以上	赤
0.5m以上	オレンジ
0.2m以上	黄
0.1m以上	緑
0.05m以上	青
0.02m以上	水色
0.01m以上	白

【留意事項】
 ① 浸水深度は、津波到達による浸水であり、河川氾濫は含まれません。
 ② 浸水深度は、津波到達による浸水であり、河川氾濫は含まれません。
 ③ 浸水深度は、津波到達による浸水であり、河川氾濫は含まれません。
 ④ 浸水深度は、津波到達による浸水であり、河川氾濫は含まれません。



点 検 項 目	地震・津波対策
---------	---------

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

【観点】津波対策事業の実施状況

「指標」津波情報提供設備の設置内容・設置数

(これまでの取組内容)

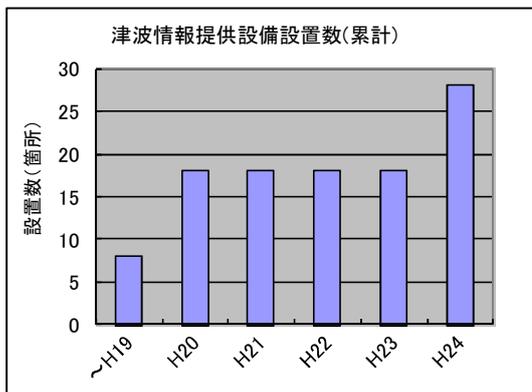
これまでに淀川において整備したスピーカー、情報表示板等の津波情報提供設備の設置数を下記に示す。

- ・平成19年度は、10箇所整備し、累計18箇所整備している。
- ・平成20年度は、整備箇所はなく、累計18箇所整備している。
- ・平成21年度は、整備箇所はなく、累計18箇所整備している。
- ・平成22年度は、整備箇所はなく、累計18箇所整備している。
- ・平成23年度は、整備箇所はなく、累計18箇所整備している。

(平成24年度の取組)

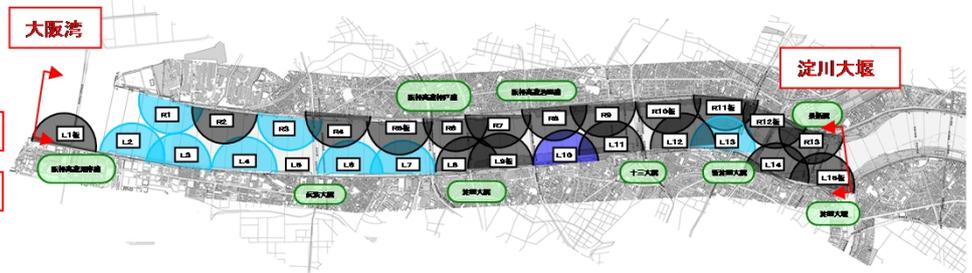
淀川河川事務所では平成24年度に津波情報提供設備を10機整備し、淀川下流域で整備予定であった28機すべて完成した。

津波発生時における、河川利用者への避難誘導、情報提供を目的としたスピーカー、情報掲示板等の設置により、津波に関する情報提供を実施できる体制が整っている。



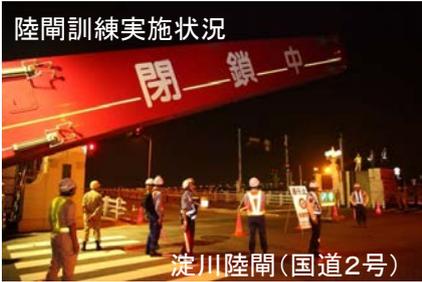
5. 参考資料

**【津波情報提供設備の設置事例】
【淀川河川事務所】**

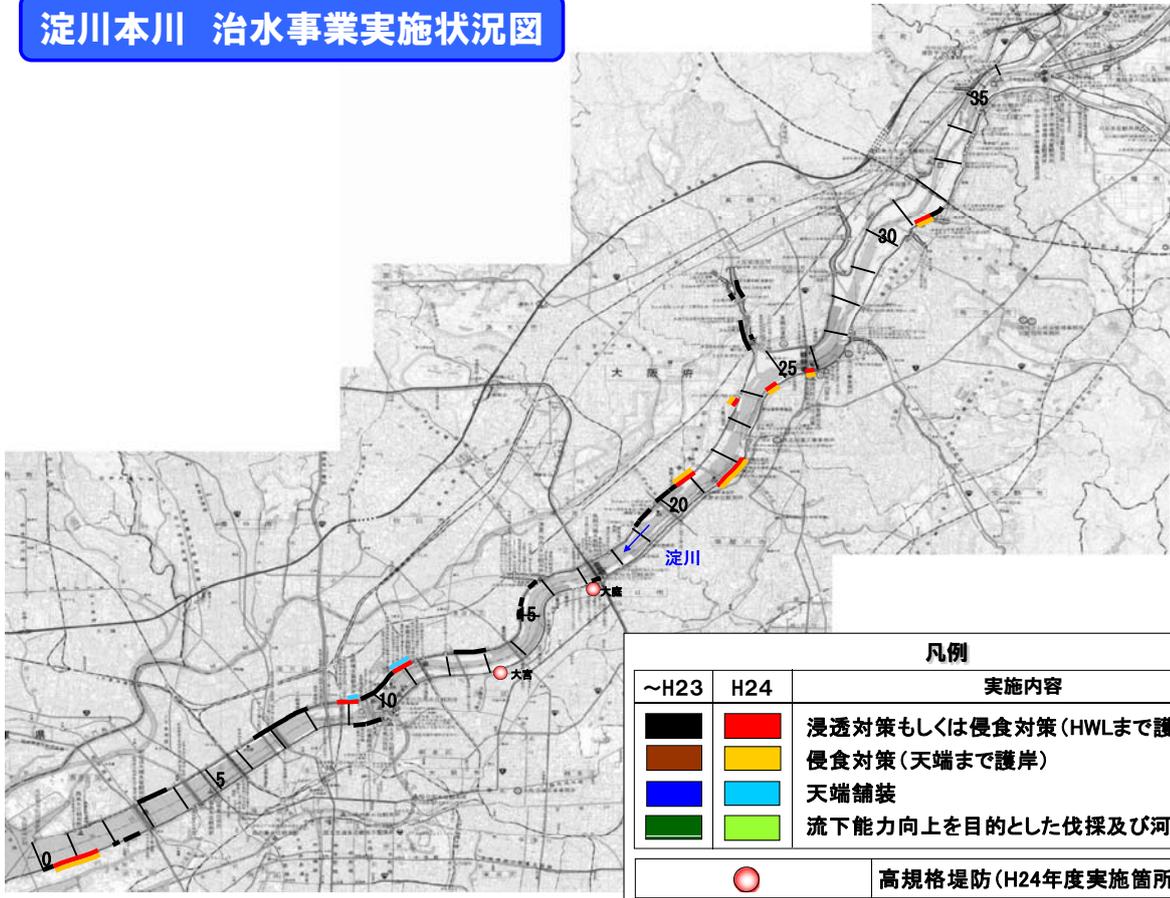


L1板 : 表示板あり **L1** : 表示板無し : H24年度整備箇所

南海地震による津波は、約2時間で淀川河口に到達し、淀川大堰で減衰するものの、淀川大堰を乗り越えて遡上することが推定されている。淀川河川事務所では、このエリアの河川利用者に対して、迅速かつ的確に津波情報を提供するため、津波情報提供設備の設置を進めてきており、平成24年度には新たに10箇所を設置し、設置対象となる河口より淀川大堰までの区間で全28箇所の設置を完了した。

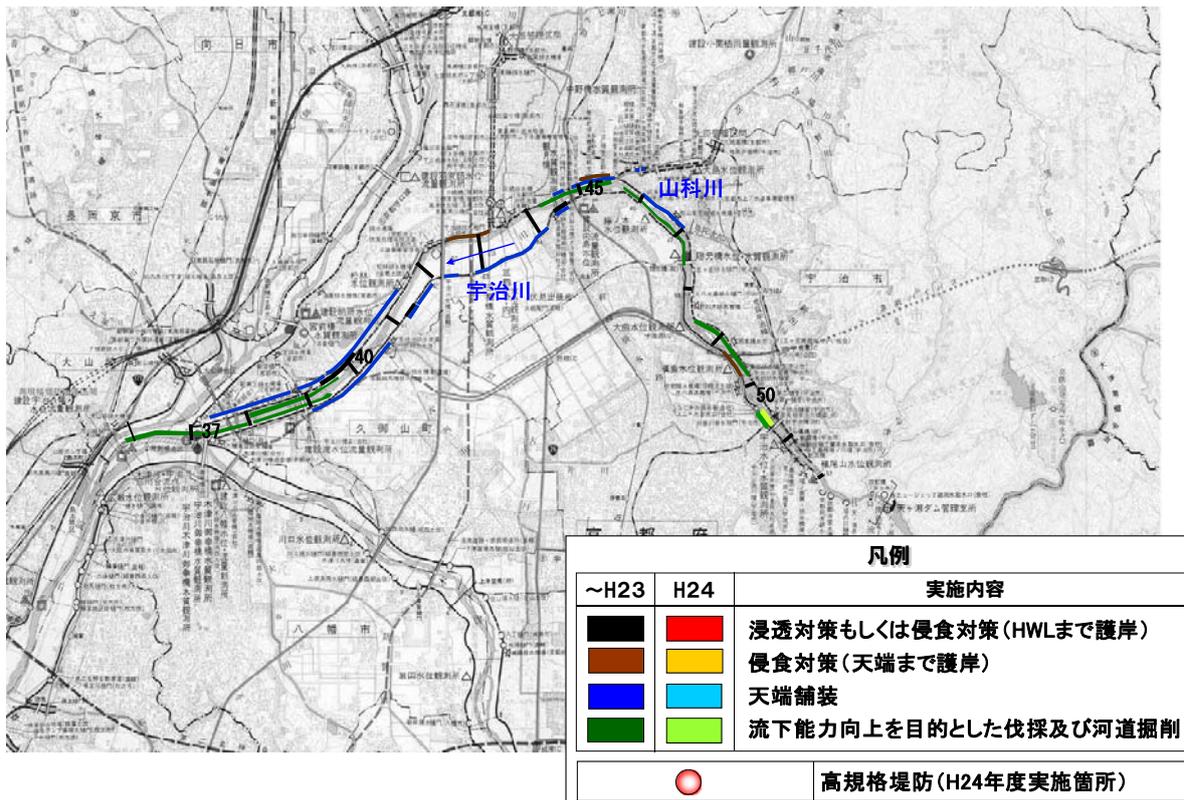
点 検 項 目	地震・津波対策	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】津波対策事業の実施状況		
「指標」陸閘操作の改善内容・箇所数		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>昭和52年度から毎年、淀川・神崎川・左門殿川筋にかかる防潮扉の開閉操作訓練を関係機関の参加のもと実施している。</p> <p>また、平成16年度に淀川陸閘の機械設備の改造(油圧ポンプ能力を向上)により操作時間を従来の30分から約20分に短縮した。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、関係機関の参加のもと防潮扉の開閉操作訓練を実施した。</p> <p>点検項目「高潮対策」の[指標]陸閘操作の改善内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>関係機関参加のもと、毎年訓練を実施しており、引き続き適切な管理に努めていく。</p>	
5.参考資料		
<p>【陸閘操作訓練の事例】 【淀川河川事務所】</p>		
<p>陸閘訓練実施状況</p>  <p>淀川陸閘(国道2号)</p>	 <p>伝法陸閘(国道43号)</p>	 <p>阪神陸閘(阪神なんば線)</p>
<p>昭和52年度から毎年、淀川・神崎川・左門殿川筋にかかる防潮扉の開閉操作訓練を関係機関の参加のもと実施している。</p> <p>陸閘のある3橋のうち最も桁下高が不足している阪神なんば線橋梁については、架け替えに向け調査検討を行い、継続して関係機関と調整を進めている。</p>		
<p>記者発表資料 http://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/oshirase/img/h240618.pdf</p>		

淀川本川 治水事業実施状況図



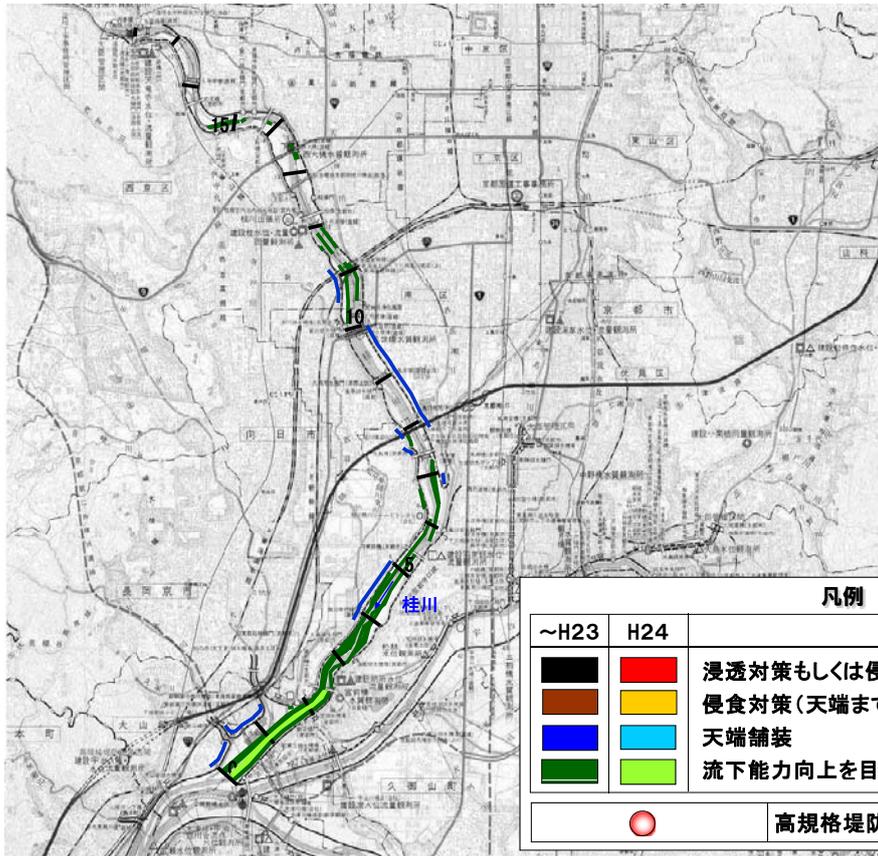
※平成25年3月末時点

宇治川 治水事業実施状況図



※平成25年3月末時点

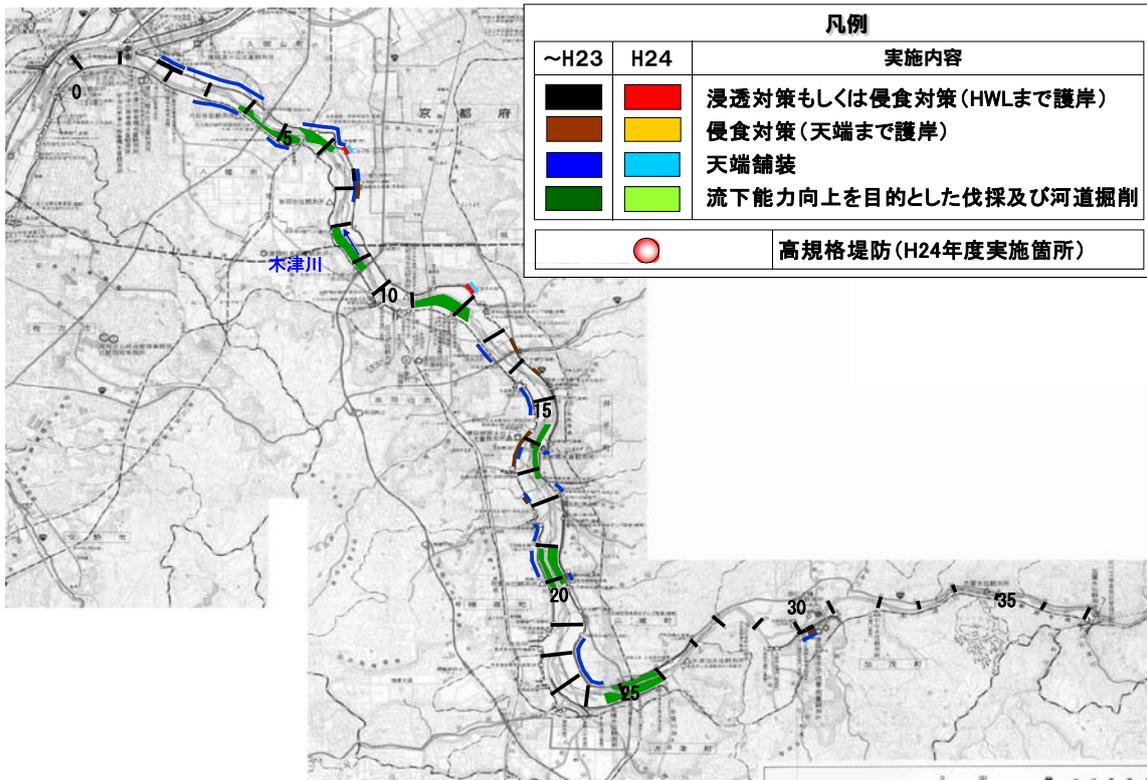
桂川 治水事業実施状況図



凡例		実施内容
~H23	H24	
■	■	浸透対策もしくは侵食対策 (HWLまで護岸)
■	■	侵食対策 (天端まで護岸)
■	■	天端舗装
■	■	流下能力向上を目的とした伐採及び河道掘削
		● 高規格堤防 (H24年度実施箇所)

※平成25年3月末時点

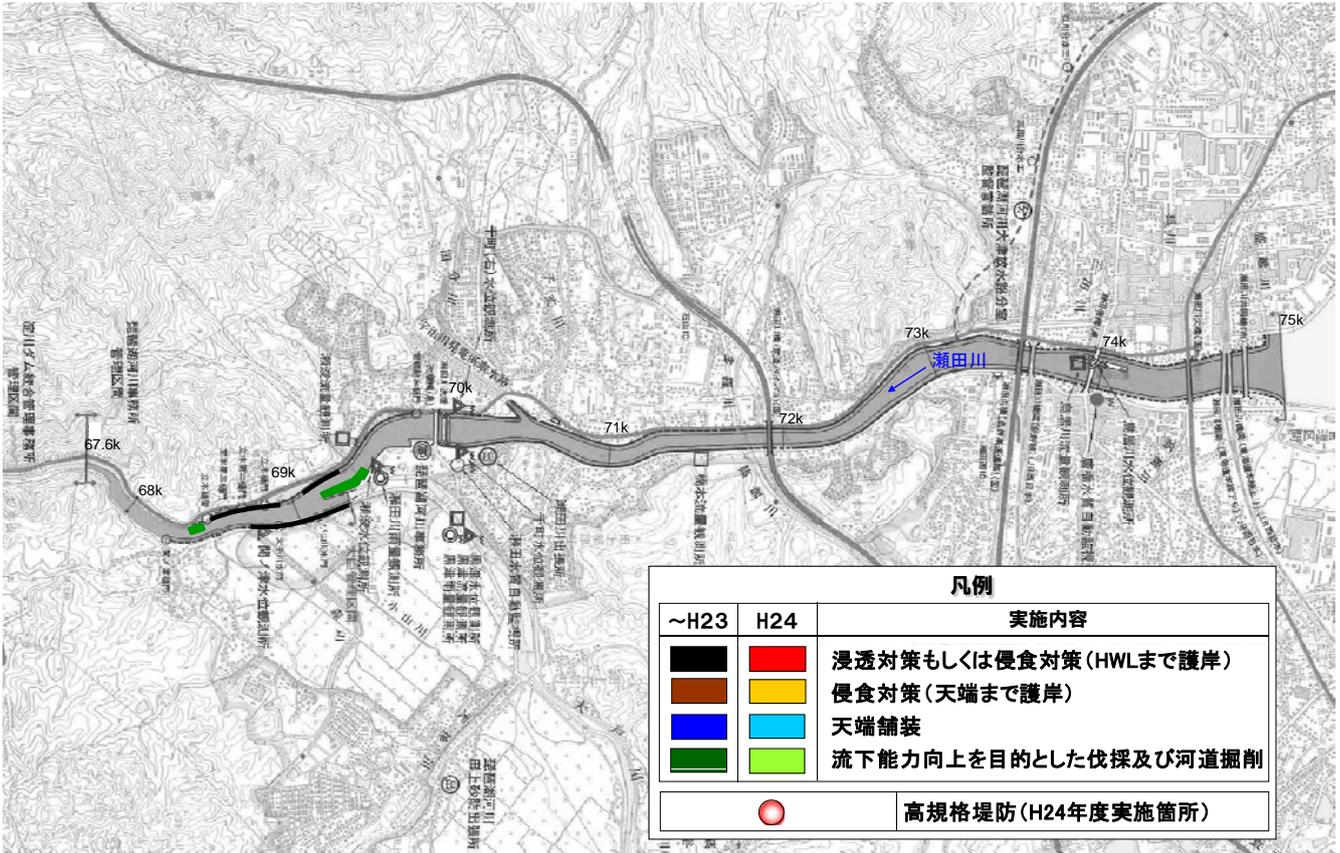
木津川下流 治水事業実施状況図



凡例		実施内容
~H23	H24	
■	■	浸透対策もしくは侵食対策 (HWLまで護岸)
■	■	侵食対策 (天端まで護岸)
■	■	天端舗装
■	■	流下能力向上を目的とした伐採及び河道掘削
		● 高規格堤防 (H24年度実施箇所)

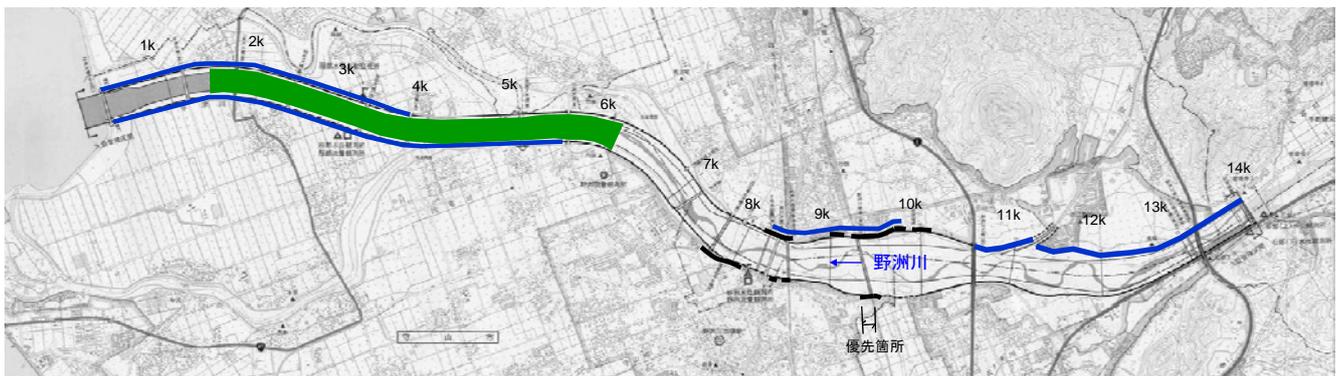
※平成25年3月末時点

瀬田川 治水事業実施状況図



※平成25年3月末時点

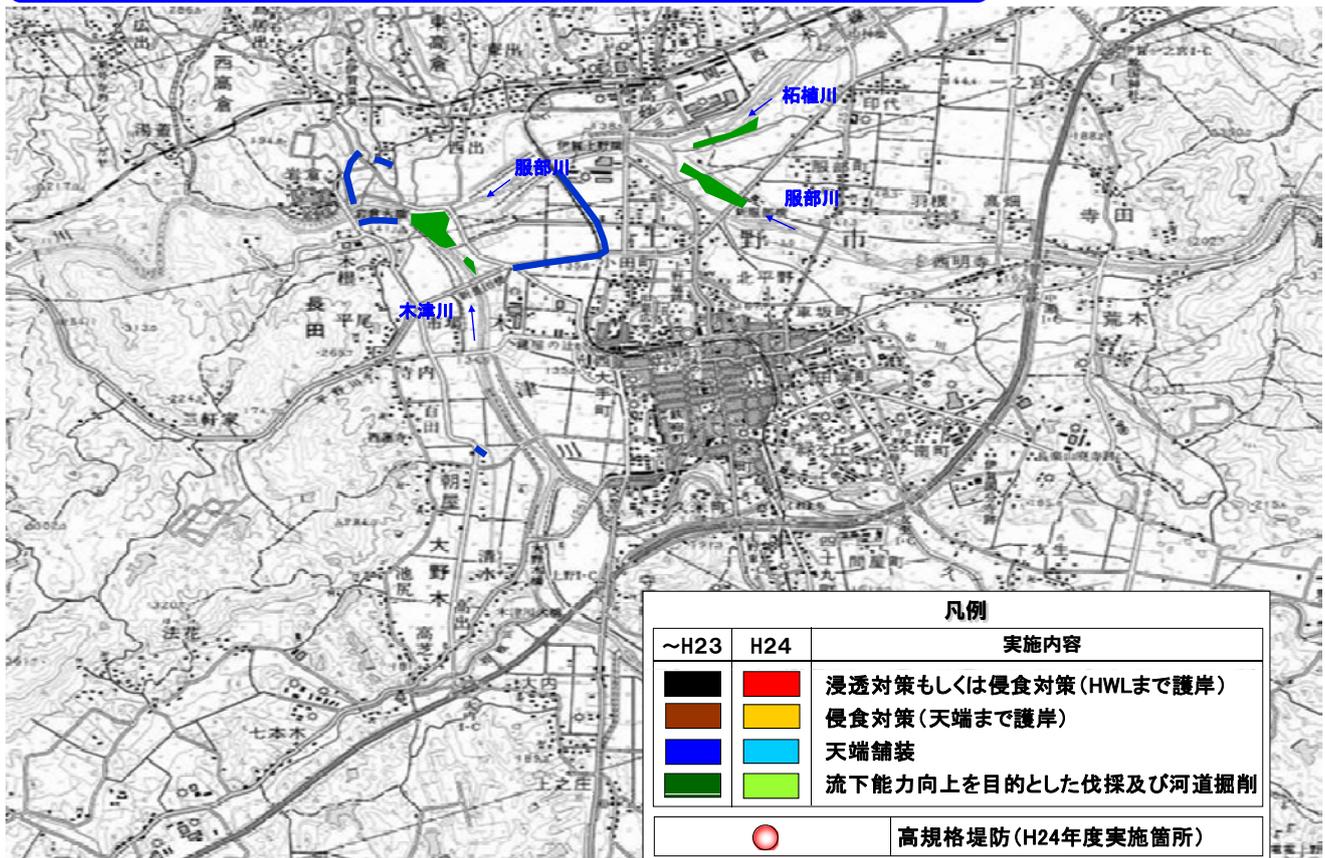
野洲川 治水事業実施状況図



凡例		実施内容
~H23	H24	
■	■	浸透対策もしくは侵食対策 (HWLまで護岸)
■	■	侵食対策 (天端まで護岸)
■	■	天端舗装
■	■	流下能力向上を目的とした伐採及び河道掘削
●		高規格堤防 (H24年度実施箇所)

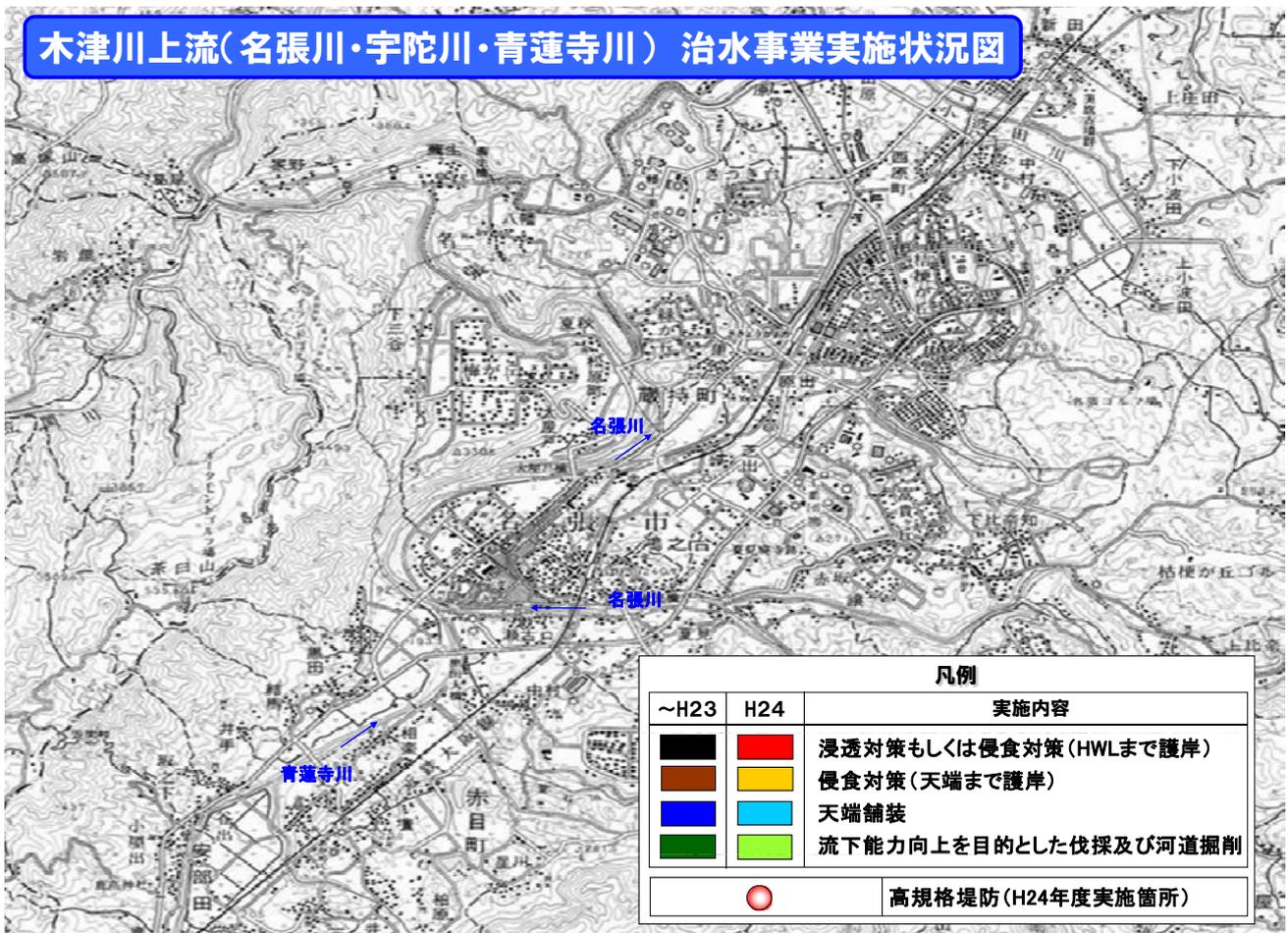
※平成25年3月末時点

木津川上流(木津川・服部川・柘植川) 治水事業実施状況図



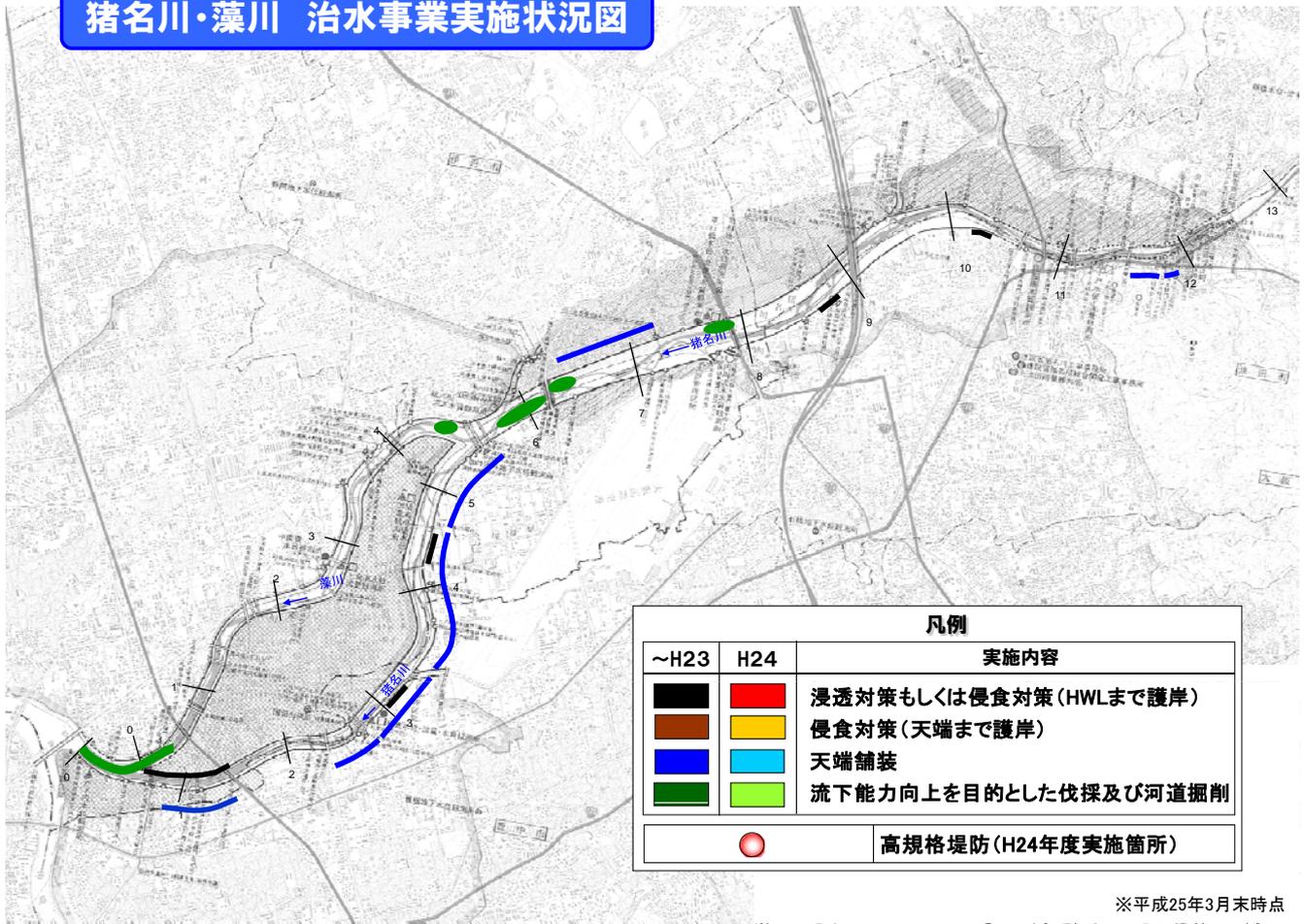
※平成25年3月末時点

木津川上流(名張川・宇陀川・青蓮寺川) 治水事業実施状況図



※平成25年3月末時点

猪名川・藻川 治水事業実施状況図



※平成25年3月末時点

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.4.利水 4.4.2.環境に配慮した効率的な水利用の促進
点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
1. 施策の概要	
<p>環境に配慮した効率的な水利用の促進</p> <p>(1) 水需要の精査と水利権の見直し</p> <p>現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について適切な機会を捉まえて精査確認し、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する。</p> <p>農業用水の慣行水利権についても、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらえ、慣行水利権者の理解と協力を得ながら許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境の維持・改善機能等に配慮するとともに、事業者に対して農業用排水路施設と河川との落差の解消など連続性の確保を促す。</p> <p>(2) 水需要の抑制</p> <p>長期的な気候変動等の不安定要因をふまえ、琵琶湖の水利用による水位低下を緩和し、河川の豊かな流れを回復するため、節水の啓発、水利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努める。水需要の抑制にあたっては、従来、渇水時に取水制限等の渇水調整を行うために開催されてきた渇水対策会議を関係者間で調整し利水者会議として常設化し、平常時からの効率的な水利用が図られるよう検討・調整を行うことにより、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化し、節水意識の向上、再利用や雨水利用を含めた限られた水資源の有効活用など、取水量の低減につながる具体的な方策の推進を図る。</p> <p>なお、現状の水利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、さらなる節水型の社会の実現は、必然的に市民のライフスタイルの変化を伴うことから、水需要の抑制は時間をかけて継続的に取り組む。</p> <p>(3) 既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的運用</p> <p>1) 施設の運用</p> <p>取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえ、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しによる、より効率的な活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設ダム群等のより効果的な用水補給を図るため、統合操作・運用の見直しを検討して実施する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム 既設ダム等の再編、ダム間の連携による、より効率的な用水補給について検討する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム 渇水が頻発しているダムにおいては、下流の取水実態に応じた効率的な渇水対策を検討するとともに、日吉ダムにおいては試行を継続して実施する。 室生ダム、日吉ダム、一庫ダム <p>2) 川のダイナミズムの再生</p> <p>河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺地等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、ダム、堰の管理については、利水の効率性だけを求めるのではなく、自然流況を意識した運用に努めるものとし、治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等について検討し、試験操作による効果を確認しつつ、ダム・堰を適正に運用する。</p> <p>3) 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討</p> <p>洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制 ③琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保 	

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
1. 施策の概要	
<p data-bbox="92 259 702 295">(4) 水利権が見直された場合の既存水源の活用</p> <p data-bbox="108 300 1493 439">水利権が見直された場合の既存水資源開発施設等の水源については、水源を保有する利水者における将来の需要量や利水安全度を考慮した判断をふまえた上で、少雨化傾向を考慮した水系全体の利水安全度の確保、琵琶湖の水位低下の緩和や河川の豊かな流れ・ダイナミズムの再生、利水者間の転用など、将来の水系を見据えた水利用への活用に努める。</p> <p data-bbox="92 470 686 506">(5) 安定した水利用ができていない地域の対策</p> <p data-bbox="108 510 1474 613">水需給が逼迫するなど安定した水利用ができていない地域に対して、既存の利水者の水利権を見直すことによって利用可能となる水源の転用に努めるが、そのような転用がただちに行えない場合には、新たな水資源開発施設による新規水源の確保を行い、水利用の安定化を図る。</p> <p data-bbox="108 618 1468 685">伊賀地域では、宅地開発・工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫しているため、川上ダムにより新規水源を確保する。</p> <p data-bbox="108 689 1484 757">京都府南部地域では、人口増加に対応した水道施設の整備を進めてきており、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町を対象とした水道用水を安定的に供給するため、天ヶ瀬ダム再開発により、新規水源を確保する。</p>	

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「環境に配慮した効率的な水利用の促進」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p>	
<p>【観点】水利権の見直し、転用の実施状況 [指標]見直しと転用のためのルール作りの内容・件数</p>	
<p>【観点】慣行水利権の許可水利権化の実施状況 [指標]慣行水利権の許可水利権化の内容・件数</p>	
<p>【観点】水需要抑制の実施状況 [指標]渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容・ヒアリング回数 [指標]住民・事業所等に対する啓発内容・回数</p>	
<p>【観点】既存水資源開発施設の再編と運用の見直し実施状況 [指標]見直しによって効果をあげうる事案の調査検討内容</p>	
<p>【観点】安定した水利用ができていない地域の対策状況 [指標]新規水源の確保内容</p>	

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】水利権の見直し、転用の実施状況		
「指標」見直しと転用のためのルール作りの内容・件数		
<p>(これまでの取組内容) 水利権見直しにあたっての前提条件として、活用可能な水量を確定させるための1項目である湧水調整方法の検討を行った。</p> <p>(平成24年度取組) 24年度においても、引き続き湧水調整方法の検討を実施。</p>	<p>湧水調整方法の検討を実施しているところであり、水利権の見直し、転用のためのルール作りまでは至らなかった。</p> <p>今後、湧水調整方法について利水者の意向を確認しながら検討を進めるとともに、水利権の更新の機会を通じて水需要の精査確認を行い、また転用の要請等の機会には関係機関調整を行いながら、水利用の合理化に向けた調整を図る。</p>	
5. 参考資料		
This area is intentionally left blank in the original image		

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】慣行水利権の許可水利権化の実施状況

「指標」慣行水利権の許可水利権化の内容・件数

(これまでの取組内容)

平成11年度以降の許可水利権化件数は、7件あった。

(平成24年度の取組)

平成25年3月現在の水利権許可の件数は、農業用水109件(内、慣行42件)、水道用水43件、工業用水27件、発電用水38件、その他用水10件である。

平成24年度における慣行水利権の更新件数は1件であったが、許可水利権化は無かった。

前年度の2件に引き続き、今年度1件の用途廃止を実施している。

目的		取水件数	最大取水量(m ³ /s)
農業用水	許可	67	165.957
	慣行	42	35.433
	小計	109	201.390
水道用水		43	120.347
工業用水		27	27.850
その他用水		10	0.506
発電用水		38	688.441
計		227	1,038.534

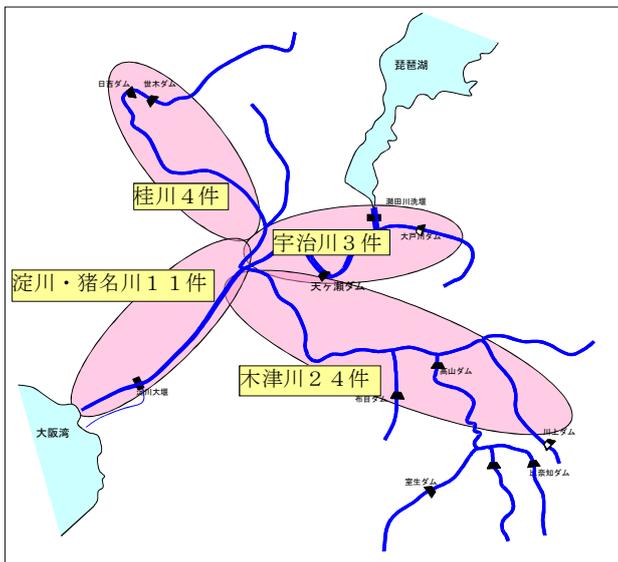
【水利権許可件数(平成25年3月現在)】

取水施設の点検や占用許可更新時の協議、施設改築の機会を通じて、許可水利権化の働きかけを行っているが、平成24年度は許可水利権化を行った案件はなかった。

今後も、河川管理者としては法定化に向けて資料作成やデータ提供等のサポート可能な協力を行い、引き続き占用許可更新時の協議等を通じて許可水利権化の働きかけを行っていく。

5. 参考資料

◆淀川水系における慣行水利取水状況 (H25.3時点)



<慣行水利権の用途廃止指導事例>

水系河川名： 淀川水系木津川（右岸）
 水利使用名： 八丁用水
 水利使用者： 上津屋自治会長
 水利権放棄及び用途廃止年月日： 平成24年1月4日

概要：

存置された遊休施設に対して、河川管理者から申請者に対して用途廃止の必要な手続きを継続的に指導した結果、用途廃止が実現した事例



八丁樋門

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】水需要抑制の実施状況		
「指標」渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容・ヒアリング回数		
<p>(これまでの取組内容) 渇水対策会議の機能拡大及び利水者会議の常設化に向けて関係省庁、関係自治体、主な利水者にヒアリングを実施し、意向を確認した。 また、淀川水系全体の渇水調整方法の検討を実施した。</p> <p>(平成24年度の取組) 平成24年度は、渇水対策会議の機能拡大及び利水者会議の常設化に向け、課題である淀川水系全体の渇水調整方法の検討を引き続き行った。 なお、主な利水者に対しては個別でヒアリングを実施。</p>	<p>平成20年度に実施したヒアリングにおいて、会議内容や運営方法等に対する利水者それぞれの立場及び意見の相違があり、現時点においても利水者会議の設立は難航している。</p> <p>当面は、課題の検討整理を行い、理解が得られるよう引き続き、調整を続けていく。</p>	
5. 参考資料		
This area is intentionally left blank in the original document		

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水需要抑制の実施状況	
「指標」住民・事業所等に対する啓発内容・回数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成20、21年度の断水生活体験(社会実験)を通じて、時間断水を伴う大規模な渇水時には、広報・啓発、予想および準備の観点において河川管理者・水道事業者・住民がとるべき行動をとりまとめた。</p> <p>また、とりまとめ結果については公表し住民への啓発を行った。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>ダムの貯水率をホームページで公表することにより、節水への意識向上を図っている。</p>	<p>今後、水道事業者と連携し、節水協力等の広報・啓発を実施することにより意識向上を図る。</p>

5. 参考資料

◆断水社会実験例



断水社会実験 モニター募集について

○京都府の水は琵琶湖を水源としています。

○琵琶湖・淀川流域の水は、近畿地方の約1,700万人が利用していますが、琵琶湖は約日本一大きな湖もあり、私たちが日頃水不足を心配することはありません。

○しかし、近年、全国的に渇水がたびたび発生しており、日本の降水量は長期的に減少傾向があり、年ごとに変動も過激に比べて大きくなっています。

○今後、この琵琶湖・淀川流域においても、異常気象による大規模な渇水(異常渇水)が発生する可能性が否定できない状況になってきていると考えられます。

○この断水社会実験は、国土交通省近畿地方整備局が実施し、京都市も協力します。

○京都府の水道を使われている皆様からモニターを募集し、仮想の断水体験を社会実験として実施して頂きます。

○その結果をもとに、異常渇水によって断水が回避できないような事態になった場合に、行政や個々の住民がとるべき行動や事前に備えるべき対策について考えていくことができます。

○また、この結果を広く知らせることによって、異常渇水時に発生する断水でのような困難な状況、どのような対応していくのがよいか、を理解していただく良い機会になると考えています。

「社会実験」ってなに？

これまで行われていた断水について、その効果を実際に検証する前に、事前にその効果や影響を推定する、場所や期間を設定して試行・検証を行うことです。ここでは、異常渇水が起きた際に断水が起き、どのような対応が必要か、どのような準備が必要かを検証する目的で、対象者を限定して断水体験を行うことを考えています。

お申し込み・お問い合わせ先:断水社会実験事務局

〒531-0074 大阪市北区本庄東二丁目3番20号
株式会社 ニュージック 都市地域整備グループ内 断水社会実験事務局
電話 0120-032-771または06-6374-4860 (9時~18時) FAX 06-6374-5147
担当者 [] (※土日祝日の窓口対応は行っていません。)

実験の主体:近畿地方整備局淀川水系総合調査事務所
〒640-8500 大阪府中津市南1-5-44 TEL.06-6946-8176
協力:京都市上下水道局水道部企画調整課
〒600-8004 京都市南区九条区東山五丁目2 TEL.075-672-7743

淀川において大渇水が発生し、断水が回避できないような事態になった場合に、行政機関や市民の方がどのような行動をとるべきか、どのような準備を事前に備えるべきかについて考えていくため、市民の方から募集したモニターにご参加いただいて、仮想の断水を『社会実験』として、H21年度に京都市において実施。

■断水社会実験の結果

○異常渇水時に行政や住民がとるべき最も有効な行動(対策)及

び連携のあり方として、

- ・ 「広報・啓発の必要性」
断水に対する住民の「不安感・ストレス」を軽減するため、給水可能時間帯の水の使い方や節水方法などの情報提供が必要である。
- ・ 「予想の必要性」
必要な水量を削減するための断水などの施策の実施方法と、それによって住民の生活に及ぼす影響を推定する必要がある。
- ・ 「準備の必要性」
時間断水が生活に及ぼす影響を把握し、時間断水を余儀なくされた時に水道事業者がとらなくてはならない広報活動の内容や

公募用チラシ

点検項目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】既存水資源開発施設の再編と運用の見直し実施状況

「指標」見直しによって効果をあげうる事案の調査検討内容

(これまでの取組内容)

桂川の日吉ダムについては、慢性的な渇水状況のため、例年、貯水位の低下に伴い、渇水調整会議の場において利水者間でダム放流量の削減や取水制限等の合意を得て、ダムの水を温存する運用を実施している。

渇水対策の経過

	放流制限	取水制限		貯水率
	新町下確保量※1	上水道	かんがい	
平成20年				
8月18日	4.0m ³ /s	自主節水		51.5%
9月10日	3.0m ³ /s	20%	20%	30.5%
9月17日	2.0m ³ /s※2	30%	30%	20.9%
9月29日	2.0m ³ /s※2	20%	30%	51.6%
平成21年				
9月16日	4.0m ³ /s	自主節水		50.5%
9月28日	2.0m ³ /s	20%	30%	29.9%

※1 新町下地点確保量 5.0m³/s(通年)

※2 ただし、前年のダム平均流入量+1.0m³/sを上限

毎年取水制限等を行っている実態を受けて、平成21年度より、貯水量を温存するための検討・調整を実施し、平成22年度より運用を開始した。

(平成24年度の取組)

平成24年度においても桂川の日吉ダムにおいて、新町下地点の確保流量を通年4.0m³/sで運用を行った。

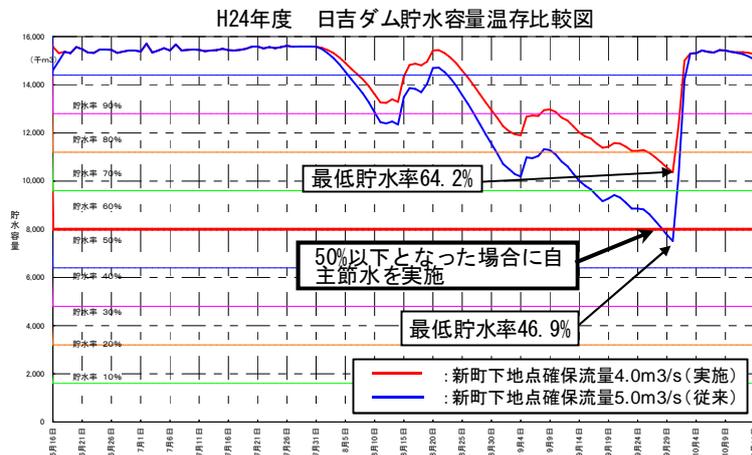
従前通り新町下地点確保流量を5.0m³/sとしていた場合は、貯水率が50%を下回り、利水者による自主節水を実施していたと想定される。

日吉ダムにおいて、慢性的な渇水状況の改善のため貯水量を温存するための検討・調整を行うなど、既存施設の運用の見直しが進められている。

今後も、利水者等の協力を得ながら、状況に応じ適切な既存水資源開発施設の運用に努める。

5. 参考資料

H24年度 日吉ダム貯水容量温存比較図



(検討事例)

新町下地点確保量の縮減 (従来)通年:5.0m³/s → (実施)通年:4.0m³/s

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】安定した水利用ができていない地域の対策状況	
「指標」新規水源の確保内容	
<p>(これまでの取組内容) 安定した水利用が確保できていない伊賀地域や京都府南部地域では、新規水源を確保するため、川上ダム及び天ヶ瀬ダム再開発の事業が実施されている。</p> <p>(平成24年度の取組) 平成24年度は、川上ダムでは、県道青山美杉線の付替工事を実施し、天ヶ瀬再開発事業では、平成24年度は、トンネル式放流設備の建設工事と橋梁架替工事に着手した。また、平成23年度に引き続き、工事用道路の整備を継続実施した。</p>	<p>安定した水利用を確保するため、川上ダムや天ヶ瀬再開発事業を実施しているところである。</p> <p>今後も、安定した水利用を確保するため、必要な整備を進める。</p> <p>なお、川上ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところである。</p>

5. 参考資料



◆川上ダム建設事業進捗率（平成25年3月末時点）

用地取得 115ha	99%	1%
水没家屋移転 40戸	100%	0%
工事用道路 6.1km	39%	61%
付替道路 8.8km	93%	7%

■ H24年度まで ■ H25年度以降

◆天ヶ瀬ダム再開発事業進捗率（平成25年3月末時点）

トンネル式放流設備 617m	9%	91%
工事用道路 1.7km	91%	9%
工事用道路 0.1km (新白虹橋)	44%	56%

■ H24年度まで ■ H25年度以降

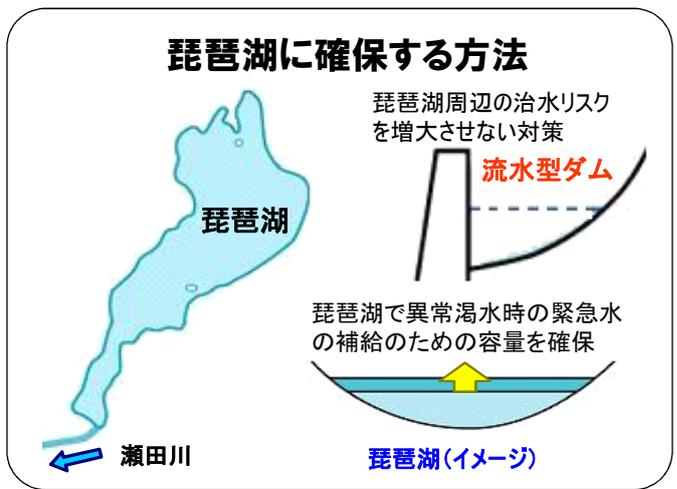
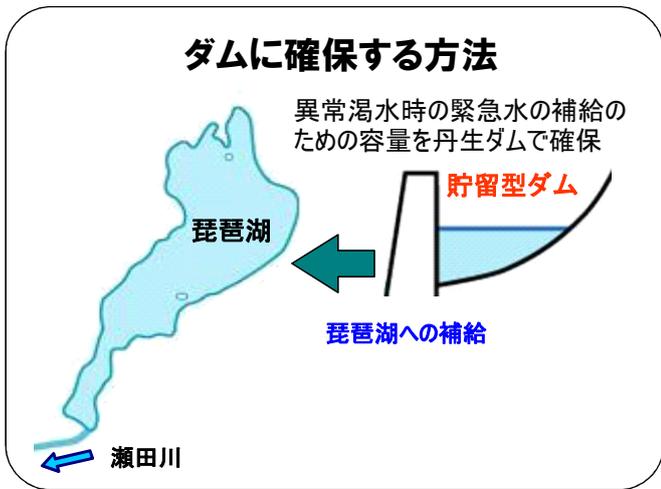
河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.4.利水 4.4.3.渇水への備えの強化
点 検 項 目	渇水への備えの強化
1. 施策の概要	
<p>(1) 渇水調整の円滑化</p> <p>近年の少雨傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、利水者会議における平常時からの情報交換などにより、渇水時における渇水調整の円滑化を図る。</p> <p>また、渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。</p> <p>(2) 渇水対策容量の確保</p> <p>計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、渇水対策容量の確保が必要である。</p> <p>丹生ダム建設事業において渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。</p>	

点 検 項 目	渇水への備えの強化
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「渇水への備えの強化」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】水需要抑制の実施状況 【指標】渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容・ヒアリング回数</p> <p>【観点】渇水対策容量の必要性和確保手法の検討状況 【指標】渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容</p>	

<p>点 検 項 目</p>	<p>渇水への備えの強化</p>	
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>	
<p>【観点】水需要抑制の実施状況</p>		
<p>「指標」渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容・ヒアリング回数</p>		
<p>(これまでの取組内容) 渇水対策会議の機能拡大及び利水者会議の常設化に向けて関係省庁、関係自治体、主な利水者にヒアリングを実施し、意向を確認した。 また、淀川水系全体の渇水調整方法の検討を実施した。</p> <p>(平成24年度の取組) 平成24年度は、渇水対策会議の機能拡大及び利水者会議の常設化に向け、課題である淀川水系全体の渇水調整方法の検討を引き続き行った。 なお、主な利水者に対しては個別でヒアリングを実施。</p>	<p>平成20年度に実施したヒアリングにおいて、会議内容や運営方法等に対する利水者それぞれの立場及び意見の相違があり、現時点においても利水者会議の設立は難航している。</p> <p>当面は、課題の検討整理を行い、理解が得られるよう引き続き、調整を続けていく。</p>	
<p>5. 参考資料</p>		
Empty space for reference materials		

点 検 項 目	渇水への備えの強化	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】渇水対策容量の必要性と確保手法の検討状況		
「指標」渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、取水制限の強化や琵琶湖湖岸周辺の生態環境への影響等、必要性の検証のための想定被害減少効果について検討を実施している。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度においては、引き続き、渇水対策容量を丹生ダムで確保する方法と、琵琶湖で確保する方法について、両案を総合的に評価して確定するための調査・検討を実施し、丹生ダム建設事業に伴う自然環境への影響についてのとりまとめを公表した。</p>	<p>丹生ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところである。</p>	

5. 参考資料

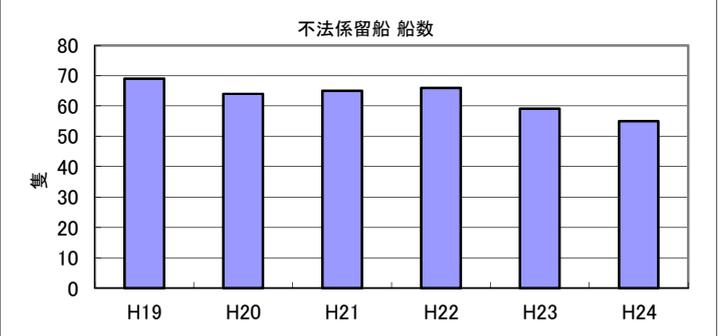


異常渇水時の緊急水の補給のための容量を確保する方法

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.4.利用 4.5.2.川らしい利用の促進
点 検 項 目	川らしい利用の促進
1. 施策の概要	
<p>(1) 舟運 淀川本川・宇治川において、河口から伏見までが航行可能となるよう、航路確保等必要な整備や検討を行う。また、川沿いの自治体や民間との舟運復活に向けた意見交換を実施する。</p> <p>(2) 水面利用の促進 水面利用をより活発にするため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備を実施するとともに、航行の支障となっている堰等の横断工作物の改善を検討して実施する。</p> <p>(3) 水面利用の適正化 水上バイクやプレジャーボート等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用を図る。また、滋賀県域においては、条例に基づき滋賀県と連携して不法係留対策を行う。</p> <p>(4) 安全利用のための対策 川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や、安全な利用の仕方の啓発を、関係機関、住民・住民団体（NPO等）の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会（仮称）」を設置し、河川利用者の代表者とともに、対策方法について検討する。</p> <p>(5) 環境学習の推進 河川に係わる人材育成の支援や、住民・住民団体（NPO等）と連携した環境学習を推進する。</p> <p>(6) 川らしい河川敷の利用 河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。</p> <p>(7) 違法行為の是正 河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画に基づき是正に努める。</p> <p>(8) 水産資源の保護・回復 水産資源の保護・回復を図る観点から、淀川水系における生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図ることは重要である。このため、「4.2河川環境」に記載する各施策を積極的に実施する。</p>	

点 検 項 目	川らしい利用の促進
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「川らしい利用の促進」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】<u>水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(水面利用)</u> [指標]舟運の取り組み内容・水制工整備数 [指標]秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数</p> <p>【観点】<u>川の安全利用施策の実施状況</u> [指標]水難事故防止に向けた取り組み内容・実施数</p> <p>【観点】<u>「川に活かされた利用」の実施状況</u> [指標]環境学習などの実施内容・回数</p> <p>【観点】<u>陸域・水域移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(川らしい河川敷利用)</u> [指標]河川保全利用委員会の取り組み内容・回数 [指標]違法行為の是正内容・不法耕作面積</p>	

点 検 項 目	川らしい利用の促進	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(水面利用)		
「指標」舟運の取り組み内容・水制工整備数		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>沿川自治体とも協働しながらイベントを通じた社会実験等の取り組みを行っており、アンケート調査により、舟運に対する需要の把握を行っている。</p> <p>琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会においては、平成20年度に舟運を活用した社会実験「蘇れ！！淀川の舟運」の内容や効果・課題等を取りまとめ公表した。</p> <p>平成21年度は、「淀川舟運整備推進協議会」において、沿川自治体の首長と舟運復活に向けた意見交換を実施した。</p> <p>水制工については、枚方地点上流の航路確保や河川環境の保全に資する水制工の整備を試験的に実施している。</p> <p>平成18年度から平成22年度にかけて計7基の水制工を整備した。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は枚方～伏見間の航行の可能性に関する実証実験や大山崎～橋本間で地域活性化や地域連携を促進していくための「渡し」の実証実験を実施し、参加者、沿川市町、舟運事業者等へのヒアリング及び意見交換を行い事業化に向けた課題を抽出した。また、災害時の取組としても、淀川地震対応訓練において船舶を用いた防災訓練を行い、実現の可能性について検証を行った。</p> <p>平成24年度は、淀川本川に水制工を2基整備するとともに、河川の堆砂状況についてモニタリング調査を実施した。</p>	<p>舟運を活用した地域の活性化に向け、イベントを通じた社会実験等の取り組みが継続されている。また、平成24年度の不法係留船数はH19年度以降最も少ない船数となっている。</p> <p>今後も、水面の利用としてより好ましい舟運について引き続き検討していくとともに、関係機関と協力し不法係留船の解消に向け取り組みを実施していく。</p>	
5. 参考資料		
【舟運の取り組み事例(淀川河川事務所)】		
<p>平成24年度には、自治体職員24名を対象に伏見～八軒家浜まで体験乗船や、大山崎町～八幡市間で新たな資源として地域活性化や地域連携を促進していくため、半世紀途絶えていた「橋本の渡し」の実証実験、地震対応訓練における水上訓練を実施しました。</p>	<p>≪水上訓練≫</p> 	
<p>≪自治体職員体験乗船≫</p> 	<p>＜参加者の主な意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●毛馬水門から下流は川幅も狭く、見どころが多いが、毛馬から上流は景色がよく見えない。 ●八軒家浜～伏見間を観光舟運として復活させる場合は、それぞれ、下流、中流、上流と3区分して、それぞれの区間での演出方法を考える必要有り。 ●鉄道など、他の交通機関との連携も必要。 	
<p>≪橋本の渡し実証実験≫</p> 	<p>＜参加者の主な意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試行的に左右岸の交流イベントの実施や川の中からの景色を楽しむ行事等が考えられる。 ●災害時にも渡しを活用することも考える。船着場の整備も必要である。 ●採算が取れて家族連れをターゲットにする必要がある。船に乗るだけでは飽きるため、自転車や自動車等との連携が考えられる。 	

点 検 項 目	川らしい利用の促進	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(水面利用)		
「指標」秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>水上バイクの利用は、全川の迷惑行為として禁止している。なお、摂津市一津屋地先では自主ルールに基づく利用の適正化を実施している。</p> <p>不法係留船及び投棄船の現地調査結果を関係機関へ情報提供し連携した取り組みを実施している。不法係留船数は以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は69隻存在している。 平成20年度は64隻存在している。 平成21年度は65隻存在している。 平成22年度は66隻存在している。 平成23年度は59隻存在している。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、55隻存在しており、平成19年度に比べて14隻の不法係留船が減少した。</p> <p>不法係留船数の推移を以下に示す。</p>  <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の [指標]河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載</p>	<p>不法係留船及び投棄船の現地調査結果を関係機関へ情報提供し連携した取り組みを実施しており、不法係留船は減少傾向となっている。</p> <p>今後、継続して関係機関と連携した取り組みを行っていく。</p>	
5. 参考資料		
<p>【不法占用の是正にむけた取り組み事例】 【琵琶湖河川事務所】</p>  <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> <不法係留船(是正前)> <不法係留船(是正後)> </p> <p>琵琶湖河川事務所では、不法係留船に対する警告書を貼り付け、所有者への口頭指導、漁業組合等の関係機関と連携するなどして不法係留の是正活動を行っている。</p>		

点 検 項 目	川らしい利用の促進	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】川の安全利用施策の実施状況		
「指標」水難事故防止に向けた取り組み内容・実施数		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>安全利用のための対策として平成18年～24年度に実技講習等が55件実施されている。</p> <p>平成21年度より、「河川水難事故防止週間(7月1日～7日)」が設けられている。</p> <p>水難事故防止に向けた取り組みの実施数は以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は、9件実施した。</p> <p>平成20年度は、11件実施した。</p> <p>平成21年度は、7件実施した。</p> <p>平成22年度は、4件実施した。</p> <p>平成23年度は、7件実施した。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は9件実施し、内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川防災スクール:淀川で河川レンジャーと連携し、中学生を対象に体験学習・応急手当に関する知識・技術習得のための講習、災害(水害)発生時の避難行動啓発紙芝居づくり・発表などを行った。(参加者795名) ・川で遊ぼう魚をとろう:淀川で河川レンジャーと連携し、夏休み期間の休日、親子を対象に河川の体験学習会・親水体験と共にライフジャケット装着指導や水辺の安全講義を行った。(参加者166名) ・よどがわ河川敷フェスティバル:河川レンジャーと連携し、大阪市淀川区の市民イベントに「水中歩行」「水没ドア開閉」の水害体験施設を設置し、水害発生時の避難について啓発を行った。(参加者206名) ・野洲川、木津川等において、水難事故防止のパンフレットを配布し、注意喚起を行っていた。 	<p>実技講習や川の利用者への防災情報の提供等を通じて、水難事故防止のための活動が着実に進められている。</p> <p>今後も引き続いてそれらの取り組みを進めていく必要がある。</p>	
5. 参考資料		
【水難事故防止の取り組み事例】(広報媒体の事例)		
 <p>The image shows three safety-related materials: 1. A brochure titled '知って。遊ぼう。' (Know. Play.) with QR codes and text about river safety. 2. A 'CHECK' checklist with two sections: 'CHECK 1' for river safety and 'CHECK 2' for emergency preparedness. 3. A large red sign that says 'ストップ! 河川水難事故' (STOP! River Water Accident) and '急な増水に備えて' (Prepare for sudden water level rise).</p>		

点 検 項 目	川らしい利用の促進
---------	-----------

5.参考資料

【水難事故防止の取り組み事例】

【淀川河川事務所】



河川レンジャー活動にあわせて小学生を中心に川での注意点や流されたときの対処法など実際の川やプールで体験させながら安全指導を行っている。また、ライフジャケットの重要性やスローロープによる救助法も行っている。

【琵琶湖河川事務所】



<看板設置による注意喚起>

<河川巡視員による注意喚起状況>

野洲川河口から7.2km付近に、落差工がありその周辺での家族連れや子供たちの水遊びが多いことから、注意看板を設置するとともに、保護者の方や子供たちに危険な箇所へは行かないように注意を呼びかけている。

点 検 項 目	川らしい利用の促進																
3. 進捗状況	4. 点検結果																
【観点】「川に活かされた利用」の実施状況																	
「指標」環境学習などの実施内容・回数																	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>クリーン作戦等を実施している。クリーン作戦への参加者数は以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は、約2,900名が参加した。 平成20年度は、約8,900名が参加した。 平成21年度は、約10,400名が参加した。 平成22年度は、約9,200名が参加した。 平成23年度は、約8,900名が参加した。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>①住民・住民団体(NPO等)や河川レンジャー等と連携した環境学習を行っている。平成24年度に実施した主な事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猪名川河川事務所管内では合同調査会として河川レンジャーやNPOと連携し、猪名川外来植物対策リーダーの人材育成を目的に外来植物対策の必要性及び対策実施後の目標植生に関する知識を身につけてもらう合同調査会を実施した。(11月、12月) ・淀川ダム統合管理事務所管内では平成24年度より、都市近郊にありながら今なお豊かな自然環境が残されている大石地区において、将来に亘って貴重な自然を守っていくため、地元・学校(P・TA)・NPO等と連携して環境学習を実施している。平成24年度は、自然地区観察会を5月、水生生物調査を7月、植生調査体験会を10月に協働で実施した。 ・淀川河川事務所管内では、河川レンジャーの活動を通じて、地域住民等を対象とした淀川流域の自然観察や防災学習や流域の小学校、中学校に対し出前講座を実施した。講座では、淀川流域の河川の特徴や歴史、ゴミ問題など環境について説明した。 ・木津川河川事務所管内では、上野生涯学習会議と連携し稲広橋と新服部橋で水生生物調査を実施した。また、河川レンジャー活動において、新町橋、夏見で水生生物調査を実施した。 <p>②水辺の川らしい利用の啓発に関する主な事例としてクリーン作戦が実施されている。以下に参加者の経年変化を示す。</p>	<p>河川レンジャー等と連携した環境学習やクリーン作戦が継続的に行われている。</p> <p>今後も河川に係わる人材育成の支援や、NPO等と連携した環境学習の場を提供していくなど、取り組みを進めていく必要がある。</p>																
<table border="1"> <caption>クリーン作戦参加者</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>約2,900</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>約8,900</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>約10,400</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>約9,200</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>約8,900</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>約10,100</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>10,100以上</td> </tr> </tbody> </table>		年度	参加人数(人)	H18	約2,900	H19	約8,900	H20	約10,400	H21	約9,200	H22	約8,900	H23	約10,100	H24	10,100以上
年度	参加人数(人)																
H18	約2,900																
H19	約8,900																
H20	約10,400																
H21	約9,200																
H22	約8,900																
H23	約10,100																
H24	10,100以上																
<p>平成24年度は、10,100人以上の方々参加了。</p>																	

点 検 項 目	川らしい利用の促進
---------	-----------

5.参考資料

【環境学習の事例】

【淀川河川事務所】



淀川河川事務所管内では「河川を通じた人づくり・地域ネットワークづくり」を活動のテーマとして地域の子供達を対象にジュニア河川レンジャーとして河川や郷土の歴史を勉強・体験する場を設け、地域ぐるみの水辺活動の継続・広がりと共に作り、守り、育てる「水辺づくり」を目指し、未来の河川レンジャーを育てています。

平成24年度 河川レンジャー活動経過報告

<http://www.river-ranger.jp/report/report.php>

【淀川ダム統合管理事務所】

「楽しい水辺利用」のため、「瀬田川をきれいに」を目的に「瀬田川クリーン作戦」を平成19年度から実施しており、平成24年度には第6回目となる活動を10月28日(日)に実施した。JRの琵琶湖線から大石地区までの瀬田川河岸を12のブロックに分け、周辺の自治連合会、漁協、NPOや学校、滋賀県、大津市の協力の下、清掃を実施した。

瀬田川クリーン作戦公表ページアドレス

http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/vision/mailmagazine/magazine_vol14.htm

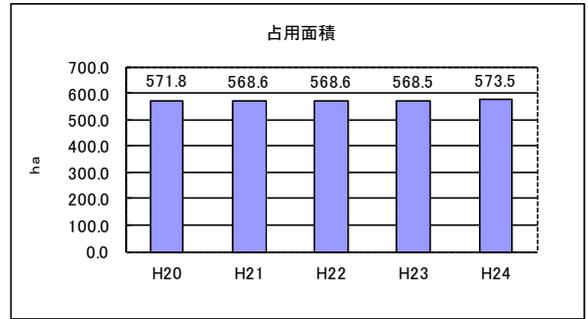
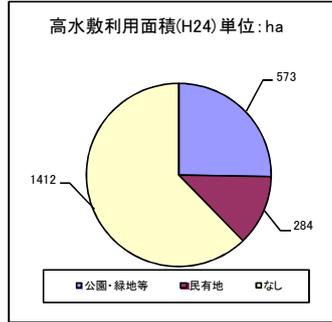
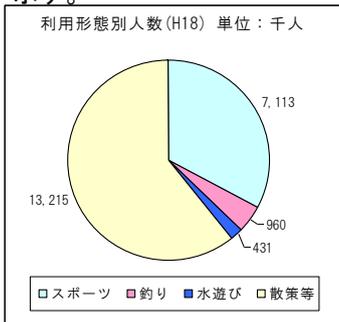
点 検 項 目	川らしい利用の促進																								
3. 進捗状況	4. 点検結果																								
【観点】陸域・水域移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(川らしい河川敷利用)																									
「指標」河川保全利用委員会の取り組み内容・回数																									
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川保全利用委員会の審議を踏まえ、秩序ある淀川利用に向けての誘導又は規制などを検討している。</p> <p>河川保全利用委員会の開催状況は以下のとおりである</p> <p>平成20年度：淀川河川事務所6回、琵琶湖河川事務所5回、猪名川河川事務所0回</p> <p>平成21年度：淀川河川事務所6回、琵琶湖河川事務所3回、猪名川河川事務所2回</p> <p>平成22年度：淀川河川事務所6回、琵琶湖河川事務所3回、猪名川河川事務所3回</p> <p>平成23年度：淀川河川事務所5回、琵琶湖河川事務所6回、猪名川河川事務所3回</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、河川保全利用委員会を淀川河川事務所では4回、琵琶湖河川事務所では1回、猪名川河川事務所では1回の計6回開催しており、公園等施設の更新において、以下のような意見をいただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占有者・利用者・河川管理者・市民の4者が望ましい川について話し合うことなど、情報共有を図ること。 	<p>川らしい河川敷利用に向け、河川保全利用委員会の意見を踏まえた取り組みが進んでいる。</p> <p>今後も周辺環境・地域特性を考慮しつつ、川らしい河川敷利用に向けて取り組んでいくものとする。</p>																								
<p style="text-align: center;">河川保全利用委員会 開催数</p> <table border="1"> <caption>河川保全利用委員会 開催数 (回)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>淀川河川事務所</th> <th>琵琶湖河川事務所</th> <th>猪名川河川事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		年度	淀川河川事務所	琵琶湖河川事務所	猪名川河川事務所	H20	6	5	0	H21	5	3	2	H22	6	3	3	H23	5	6	3	H24	4	1	1
年度	淀川河川事務所	琵琶湖河川事務所	猪名川河川事務所																						
H20	6	5	0																						
H21	5	3	2																						
H22	6	3	3																						
H23	5	6	3																						
H24	4	1	1																						
<p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容・河川保全利用委員会開催数と重複掲載</p>																									

点 検 項 目 川らしい利用の促進

5.参考資料

【河川利用の実態について】

- ・平成24年時点の国営公園の整備済面積は、238.8haで整備率は19.6%である。
- ・淀川は大都市圏を貫流する河川であり、広い高水敷にはスポーツ施設、広場等が整備され年間を通じて21,719千人(平成18年度)の利用者があり、利用形態では散策等が最も多く、続いてスポーツ、釣りとなっている。
- ・高水敷の形態は平成18年から平成24年では大きく変化していない。平成24年時点の利用状況と占用面積の経年変化を以下に示す。



(参考資料)

河川区域内の占用面積については、以下のとおりである。

- 平成20年は 571.8haであった。
- 平成21年は 568.6haであった。
- 平成22年は 568.6haであった。
- 平成23年は 568.5haであった。
- 平成24年は 573.5haであった。

出典：河川環境データベース

【河川保全利用委員会の開催状況】

【淀川河川事務所】



淀川河川事務所管内では、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占有のあるべき姿について検討を行い、占有施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的として、平成16年度から委員会による議論を実施している。

平成24年度審議対象における代表的な意見

- ・適正な利用への改善が進められてきているが、ネットなどの設置物が出水時に流出しないような対策を引き続き検討していただきたい。
- ・テニスコートの舗装は、補修するのではなく撤去についても検討いただきたい。

桂川保全利用委員会

<http://hozen-riyou.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/katsurarv/katsurarv.html>

【琵琶湖河川事務所】

琵琶湖河川事務所では、「川でなければできない利用・川に活かされた利用」の観点から、占有のあるべき姿について検討を行い、占有施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的として、平成16年度から河川保全利用委員会にて議論を実施している。

※琵琶湖河川事務所において、H24は審議対象はなし。

※野洲川の直轄管理以外の利用状況把握を目的に、県管理区間の現地視察を実施した。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/index.html>

【猪名川河川事務所】

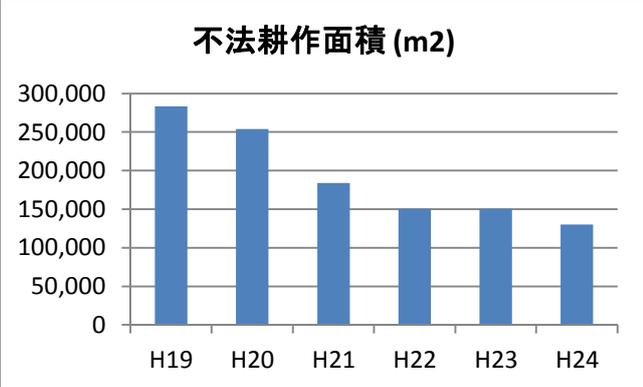
「猪名川・藻川河川保全利用委員会」は、淀川水系猪名川及び藻川の猪名川河川事務所直轄区間において、周辺環境及び地域特性を考慮しつつ川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、公園等の占有施設の新設及び更新許可にあたって意見を述べることを目的として、平成21年度から委員会による議論を実施している。

平成24年度審議対象における代表的な意見

- ・低水護岸などについて、物理的な横断方向の連続性を、管理者・占有者等、協力して少しでも回復するよう取り組んでほしい。
- ・グラウンド周りの草刈りについては、草は袋詰めにして処理する等、自然にやさしい処理方法を進めてほしい。

猪名川管内河川保全利用委員会

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/maintenance.html>

点 検 項 目	川らしい利用の促進	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】陸域・水域移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(川らしい河川敷利用)		
「指標」違法行為の是正内容・不法耕作面積		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>不法耕作に対し是正看板設置や現地指導を行い、警告看板を設置した後に現地の整地を実施している。不法耕作面積は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は約28万m²存在している。 ・平成20年度は約25万m²存在している。 ・平成21年度は約18万m²存在している。 ・平成22年度は約15万m²存在している。 ・平成23年度は約15万m²存在している。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度の不法耕作面積は約13万m²となり、減少傾向となっている。</p>  <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]河川景観を損ねている不法耕作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載</p>	<p>不法耕作に対する現地指導等により、不法耕作面積は着実に減少している。</p> <p>今後も不法耕作、及び不法工作物に対し継続した是正の取り組みを行っていく。</p>	

点 検 項 目 川らしい利用の促進

5.参考資料

【不法耕作の是正事例】

【淀川河川事務所】



淀川河川事務所管内の河川敷には、許可を受けずに設置された不法工作物や民有地以外で許可を受けていない不法な耕作が数多く存在する。淀川河川事務所ではこのような河川敷で行われている不法な工作物設置・耕作等の行為は、違法行為是正実施計画を作成し計画的な是正に努めている。

【猪名川河川事務所】



市道を占用している自治体が主となって是正に至った。

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.3.憩い、安らげる河川の整備
点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備
1. 施策の概要	
<p>(1) 憩い、安らげる河川の整備</p> <p>憩い、安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。さらには、地元自治体と連携して、最低限必要な施設の整備を行うとともに、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。</p> <p>河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。</p> <p>(2) 水辺の整備</p> <p>淀川、木津川、桂川、猪名川において、人が水辺に親しめ近づくことができる環境づくりを行うため、地元の住民団体、河川レンジャー等の意見を聴きながら、自治体とも協力して、その地域に応じた自然環境や水辺の風景と調和した水辺の整備を行う。</p> <p>(3) 河口域における憩い空間の形成(干潟公園等)</p> <p>汽水域の生物の生息・生育・繁殖場として貴重な場である河口部において、干潟の再生を行うことにより、都市域の住民が生き物とのふれあいや観察などに利用できる憩いの空間を整備し、都市域におけるコミュニティの拠点とする。</p> <p>(4) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備</p> <p>歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づくよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>また、変化する水辺の風景を楽しむことや、川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。</p> <p>(5) 迷惑行為の是正</p> <p>他の利用者や周辺の民家等に迷惑となる行為については、啓発活動実施計画に基づき迷惑行為防止に努める。</p> <p>迷惑ゴルフについては、関係機関と連携し、法的措置も視野に入れ、その是正に努める。バイク走行については、関係機関と連携し法的措置も含めてその規制に努める。</p> <p>(6) ホームレスへの対応</p> <p>ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。</p>	

点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「憩い、安らげる河川の整備」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】憩い、安らげる河川の整備状況</p> <ul style="list-style-type: none">[指標]バリアフリー化の内容・実施箇所数[指標]水辺の整備内容[指標]小径(散策路)の整備内容・延長[指標]迷惑行為の是正内容・対策箇所数[指標]ホームレス対応内容・確認数	

<p>点 検 項 目</p>	<p>憩い、安らげる河川の整備</p>																																										
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>																																										
<p>【観点】憩い、安らげる河川の整備状況</p>																																											
<p>「指標」バリアフリー化の内容・実施箇所数</p>																																											
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>憩い、安らげる河川の整備を示す指標として、平成23年度までに整備を実施してきたトイレ及びスロープの設置数の累計を以下に示す。</p> <p>平成22年度以降は、古いトイレの更新を実施しており、トイレの存置数は前年度と同数となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、92箇所が存在している。 ・平成20年度は、97箇所が存在している。 ・平成21年度は、92箇所が存在している。 ・平成22年度は、92箇所が存在し、1箇所更新を行った。 ・平成23年度は、92箇所が存在している。 <p>スロープの設置状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、3箇所整備し、累計13箇所である。 ・平成20年度は、2箇所整備し、累計15箇所である。 ・平成21年度は、整備箇所はなく、累計15箇所である。 ・平成22年度は、整備箇所はなく、累計15箇所である。 ・平成23年度は、整備箇所はなく、累計15箇所である。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成22年度以降は、古いトイレの更新を実施しており、平成24年度には5箇所の更新を行い、トイレの存置数は前年度と同数となっている。スロープについては3箇所の新規設置を行った。</p> <div data-bbox="199 1227 718 1624"> <table border="1"> <caption>トイレの設置数(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数</th> <th>更新数</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H19</td> <td>92</td> <td>0</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>97</td> <td>0</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>92</td> <td>0</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>92</td> <td>1</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>92</td> <td>0</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>92</td> <td>0</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="199 1630 718 1993"> <table border="1"> <caption>スロープの設置数(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H19</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	設置数	更新数	累計	~H19	92	0	92	H20	97	0	97	H21	92	0	92	H22	92	1	92	H23	92	0	92	H24	92	0	92	年度	設置数(箇所)	~H19	13	H20	15	H21	15	H22	15	H23	15	H24	18	<p>河川内で子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人が気軽に集うことができる場となるよう、トイレを92箇所、スロープを15箇所設置しているが、利用者からトイレについては「臭い、汚い」との意見が多いため、平成22年度以降は昭和56年度以降に設置されたスチール製トイレを簡易水洗式のFRP製トイレに更新している。</p> <p>スロープについては河川公園へのアクセス向上や地元ニーズを踏まえて設置を進めており、平成24年度に3箇所設置を行った。</p> <p>今後も安心して、気軽に利用できる場として整備を進めるとともに、施設整備にあたってはバリアフリー化を進める。</p>
年度	設置数	更新数	累計																																								
~H19	92	0	92																																								
H20	97	0	97																																								
H21	92	0	92																																								
H22	92	1	92																																								
H23	92	0	92																																								
H24	92	0	92																																								
年度	設置数(箇所)																																										
~H19	13																																										
H20	15																																										
H21	15																																										
H22	15																																										
H23	15																																										
H24	18																																										
<p>点検項目「日常からの川と人のつながりの構築」の〔指標〕バリアフリー化の内容・実施箇所数と重複掲載</p>																																											

点 検 項 目 憩い、安らげる河川の整備

5.参考資料

【トイレの整備事例】

【淀川河川事務所】（平成24年度大山崎地区での更新前後のトイレ）

淀川河川事務所管内では、淀川河川公園の利便性の向上のため、公園管理者として移動式のトイレを設置している。トイレの設置数については、各河川公園の年間利用者数と利用状況から必要なトイレの数を算定しており、現在淀川本川の河川公園では92箇所のトイレを設置している。ゴールデンウィーク等の繁忙期では臨時で追加設置を行っている。現在は利用者からは新規設置数についての要望よりも「臭い、汚い」などの意見が多いため、古いトイレから順に更新作業を行っているところで、平成24年度は、大山崎地区他 4地区で計5基の更新した。



淀川河川公園ホームページ <http://www2.kasen.or.jp/>

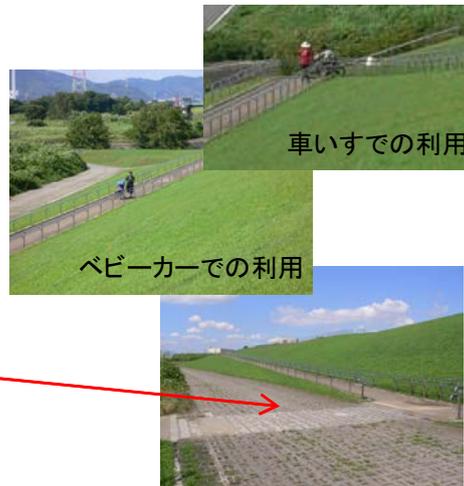
【バリアフリー化の実施事例】

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所管内では、淀川河川公園へのアクセス性等の向上のため、地元からのニーズによって河川管理者・公園管理者がスロープを設置している。設置については、予算や設置に伴う洪水への影響を踏まえ、地元からのニーズと公園利用状況から設置を検討している。淀川左岸26.8km付近に設置したスロープでは堤内に関西医科大学付属枚方病院があり車いすでの利用やリハビリテーションとして活用されている。



淀川左岸26.8km付近のスロープ



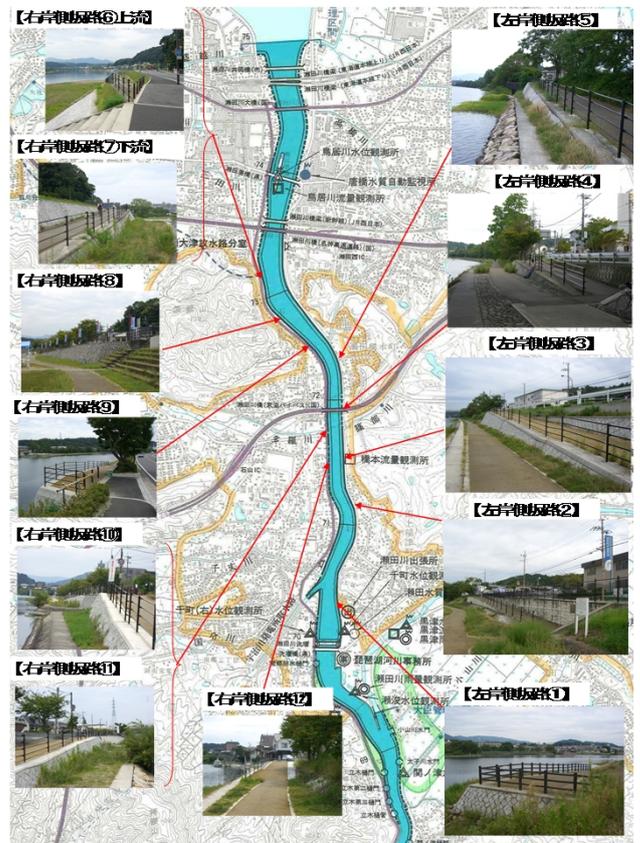
点 検 項 目 憩い、安らげる河川の整備

5.参考資料

【バリアフリー化の実施事例】

【琵琶湖河川事務所】

水辺利用者が、瀬田川沿川の文化・交流施設や歴史・観光拠点間を安全・快適に周遊できるように瀬田唐橋から瀬田川洗堰間において、県道等と連携し、管理用通路整備(全体約4.6km)と併せて水辺の散策路整備を行っている。県道等からのアクセス路にはバリアフリー化のためにスロープを11箇所設置している。



点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】憩い、安らげる河川の整備状況		
「指標」水辺の整備内容		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>地域住民が水辺に親しみ、学習等に活用できる「水辺の楽校」整備を、自治体、住民、住民団体(NPO等)と連携して実施している。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>笠置町・教育関係者・市民団体・木津川上流河川事務所等で連携し、水辺の楽校を遊びの場、自然体験の場、環境学習の場として利用することとしており、整備された笠置地区ではカヌー教室等で利用された。</p>	<p>人々が水辺に親しみ近づくことのできる環境整備が進められている。</p> <p>今後も、引き続き地域の方々や河川レンジャー等の意見を聴きながら、その地域に応じた水辺の整備を進めていく。</p>	

5. 参考資料

【過去の水辺の楽校整備事業における整備内容事例】



木津川の恵まれた自然と道の駅に隣接する立地条件を活かし、子供の安全な環境学習や川遊びの場を提供するとともに、散策路を設け、道の駅に訪れる観光客や周辺住民の憩いの場として三本松地区水辺の楽校を整備した。

また、自然の状態を出来るだけ保全、あるいは再現しながら、子ども達が自然と出会うより安全な水辺をつくり、環境学習の場、自然体験の場、地域の水辺を遊びの場などとして活用していくこととして笠置地区水辺の楽校を整備した。

子どもの水辺サポートセンター

三本松水辺の楽校: <http://www.mizube-support-center.org/cgi-bin/database/database.cgi?cmd=dp&num=256>

笠置水辺の楽校: <http://www.mizube-support-center.org/cgi-bin/database/database.cgi?cmd=dp&num=268>

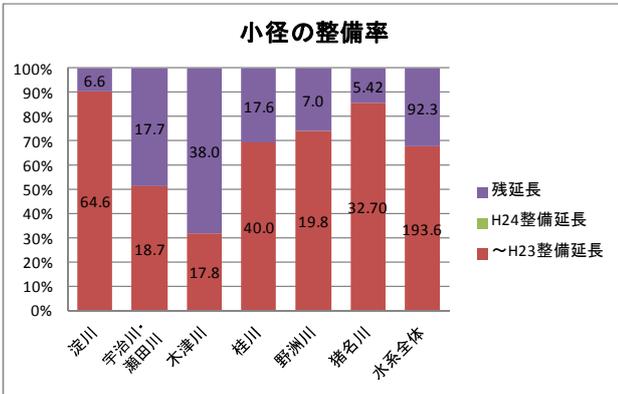
<p>点 検 項 目</p>	<p>憩い、安らげる河川の整備</p>														
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>														
<p>【観点】憩い、安らげる河川の整備状況</p>															
<p>「指標」小径(散策路)の整備内容・延長</p>															
<p>(これまでの取組内容) 小径は、水辺の風景や川沿いの文化財をめぐる散策路のネットワークによる、川とまちをつなぐ連続性の確保を目的に整備している。 小径(散策路)の整備状況は、以下のとおりである。 ・平成19年度までに、約188kmを整備した。 ・平成20年度は、2.8 km整備した。 ・平成21年度は、2.05km整備した。 ・平成22年度は、0.7 km整備した。 ・平成23年度は、0.05km整備した。 ・平成23年度までに、193.6kmが整備済みである。</p> <p>(平成24年度取組) 平成24年度に小径(散策路)について、全体計画の見直しを実施し、小径(散策路)の整備は、全体計画285.9kmのうち、平成24年度末までに193.6km(整備率68%)が整備済みであり、残区間が92.3kmとなった。</p> <div data-bbox="167 996 670 1384"> <table border="1"> <caption>小径(散策路)の整備延長(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H19</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>190.8</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>192.85</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>193.55</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>193.6</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>193.65</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>点検項目「日常からの川と人のつながりの構築」の[指標]小径(散策路)の整備内容・延長と重複掲載</p> <p>また、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において整備が進められている「みずべプロムナード」ネットワークは、自治体の整備延長分を含め約609km(H24現在)が整備されている。</p>	年度	整備延長 (km)	～H19	188	H20	190.8	H21	192.85	H22	193.55	H23	193.6	H24	193.65	<p>今後も、各整備箇所の特徴を考慮した整備内容を検討し、推進を図り、川とまち・地域間の水辺のネットワークの形成に努めるとともに、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、関係機関と広域的な水辺の散策路ネットワークについても調整を図り、利用者の視点に立った活用促進方策について検討していく。</p>
年度	整備延長 (km)														
～H19	188														
H20	190.8														
H21	192.85														
H22	193.55														
H23	193.6														
H24	193.65														

点 検 項 目 憩い、安らげる河川の整備

5.参考資料

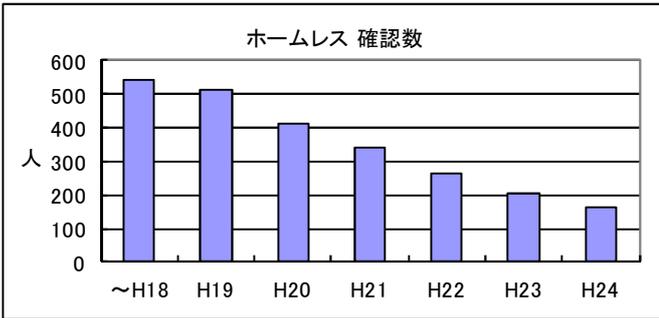
【小径の全体計画について】

小径については、歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づける施設として、「河川区域内で歩車分離され、舗装済みで円滑に通行できるもの」と定義し、緊急用河川敷道路や河川管理用通路を小径として位置づけており、平成24年度までの水系全体の整備率は68%となり、残区間が92.3kmとなっている。



点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】憩い、安らげる河川の整備状況		
「指標」迷惑行為の是正内容・対策箇所数		
<p>(これまでの取組内容) 淀川本川では平成18年7月、河川法施行令第16条の4第1項第3号イに基づくバイク等車両の乗り入れ規制を行う(淀川左右岸約38km区間)など迷惑行為の是正の取組みを実施している。</p> <p>(平成24年度取組) 平成24年度は、バイクの乗り入れを規制する車止めを1箇所設置した。</p>	<p>バイク走行に対する規制及び車止め設置等の取組みが実施され河川利用者、あるいは近隣住民の安全性が向上している。</p> <p>今後も迷惑行為の是正に向け、関係機関と連携し規制やマナーの向上等に取り組んでいく。</p>	
5. 参考資料		
<p>【バイク乗り入れ規制事例】</p> <p>【琵琶湖河川事務所】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>瀬田川の河川管理用通路(散策路)を河川利用者の安全に利用できるようにするため、瀬田川散策路へのバイク乗り入れ規制対策として、車いすが通行可能なバイクの進入が出来ない車止めを設置している。</p>		

点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備		
3. 進捗状況	4. 点検結果		
【観点】憩い、安らげる河川の整備状況			
「指標」ホームレス対応内容・確認数			
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>治水・環境・利用等の面で河川管理を適切に行う観点から、河川敷等に起居しているホームレスの実態を把握するとともに不法に設置されている小屋や放置された荷物などを撤去するよう指導を行っている。併せて、自立支援に向けた情報交換を関係自治体で行うとともに、洪水等の危険性について、河川巡回時に周知している。</p> <p>河川敷におけるホームレスの確認数は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、約510人であった。 ・平成20年度は、約410人であった。 ・平成21年度は、約340人であった。 ・平成22年度は、約270人であった。 ・平成23年度は、約200人であった。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、約165人のホームレスが河川敷に起居していることを確認した。</p>		<p>自治体福祉部局との連携によりホームレスの起居数は減少している。</p> <p>今後も引き続き、自治体福祉部局等関係機関と連携していく。</p>	



点 検 項 目 憩い、安らげる河川の整備

5.参考資料

【ホームレス実態調査】

【淀川河川事務所】

ホームレスの正確な状況 把握・指導による是正事例



自治体福祉部局との連携

淀川河川事務所ホームレス件数・人数の推移

出張所	平成20年3月末		平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末		平成24年3月末		平成25年3月末	
	件数	人数										
福島出張所	172	160	128	136	109	114	83	86	64	66	47	49
毛馬出張所	134	116	107	108	88	88	68	68	60	60	57	57
秋方出張所	82	71	47	48	38	39	22	22	17	17	16	16
高槻出張所	45	40	30	32	31	33	25	26	19	19	14	14
山崎出張所	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府下計	434	388	312	324	266	274	198	202	160	162	134	136
山崎出張所	3	3	5	5	5	5	3	3	2	2	3	3
桂川出張所	26	25	23	25	17	19	19	20	8	8	5	5
伏見出張所	28	23	22	22	21	21	20	20	14	14	10	10
木津川出張所	2	1	6	6	5	5	3	3	2	2	1	1
京都府下計	59	52	56	48	50	45	46	26	26	19	19	19
合 計	493	440	368	382	314	324	243	248	188	188	153	155

淀川河川事務所では広大な河川敷に居住するホームレスに対応するため、通常の河川巡視とは別に「ホームレス対応班」を設置し、定期的な巡回による正確な居住指導実態の把握・指導等を行いホームレスに対する取り組みを強化し、自治体福祉部局との連携を図っている。

【猪名川河川事務所】



猪名川河川事務所管理区間では、

- 平成19年度末 39人
- 平成20年度末 26人
- 平成21年度末 14人
- 平成22年度末 17人
- 平成23年度末 15人
- 平成24年度末 10人

となっている。定期的に職員が巡回して指導等を行い、自治体福祉部局との連携を図っている。

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.4. まちづくり・地域づくりとの連携
点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携

1. 施策の概要

(1) 三川合流部の整備

桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。

(2) まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備

1) 歴史文化と調和した地域の観光に資する河川整備

宇治川、桂川など、歴史的文化的な地域を流れる河川においては、地域の歴史文化に調和し、観光等の地域活性化に資するよう自治体等と連携して河川整備を行う。

2) 良好な水辺まちづくり

淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備に併せ水辺に良好な都市空間を形成していく。

3) 堤防(占用)道路の移設

淀川において、堤防上の占用道路による人と川、まちと川のつながりの分断を是正するため、高規格堤防の整備やまちづくりにあわせて、堤防道路の移設について、関係機関と調整する。

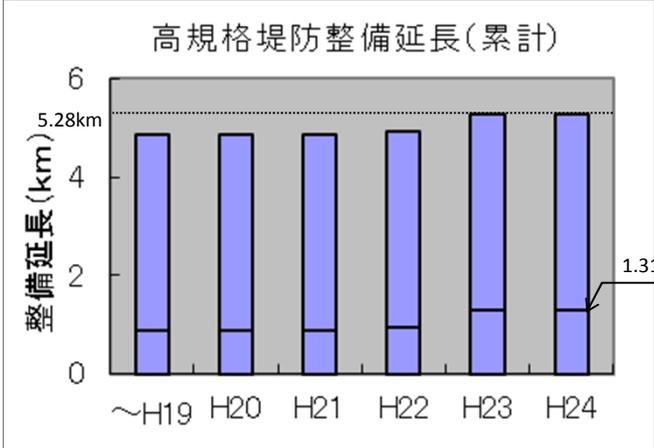
4) 水と緑のネットワークによる地域拠点の整備

淀川とまちをつなぐ観点から大阪中心部にせせらぎを設ける「水の路」への導水について、関係機関と連携して検討する。

点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「まちづくり・地域づくりとの連携」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況</p> <p>[指標]三川合流部の拠点の整備内容</p> <p>[指標]歴史文化と調和した河川整備内容</p> <p>[指標]水を活かしたまちづくりの取り組み内容</p>	

点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況	
「指標」三川合流部の拠点の整備内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成19年11月には「淀川三川合流域地域づくり構想」が策定され、平成18年から平成24年にかけては、構想で検討されている舟運や歴史・環境学習といった利用形態を試験的に再現し、集客人員や住民ニーズを把握するため、「淀川ふれあい交流イベント」を毎年実施している。</p> <p>平成21年3月には、「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向けた国、府、市町による行動計画が策定された。</p>  <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は8月に「第4回七夕まつり」として開催している。また、平成24年4月は毎年実施している八幡桜祭りにおいて花見船の運航を実施した。</p> <p>また、「淀川三川合流域地域づくり推進協議会」の下部組織としてハード整備を検討する賑わい創出部会とソフト整備を検討する交流促進部会においてサービスセンターの設置や地域の魅力の打ち出し(イベントの定着)など各自自治体と協力して検討を進めている。</p> <p>点検項目「日常からの川と人のつながりの構築」の〔指標〕三川合流部交流拠点の整備内容と重複掲載</p>	<p>「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向けて、交流活動や関係機関との調整を着実に実施している。</p> <p>今後さらに「淀川三川合流域地域づくり推進協議会」にて自治体間や地域との連携を深めつつ、「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、三川合流部の整備の具体化に向けて関係自治体・民間事業者等と連携した実証実験・意見交換会を実施し、検討を推進する。</p>
5. 参考資料	
<p>【淀川三川合流域事業調整連絡会の取り組み状況】 【淀川河川事務所】</p>	
<p>平成24年4月1日から10日にかけて、三川合流部では、八幡桜祭り(参加者約20万人)が開催され花見船を運航した。併せて、平成24年8月11日から12日にかけて、七夕まつり(参加者約3千人)が開催され、七夕船を運航した。</p>	
<p>《八幡桜まつりにおける取り組み》</p>  	<p>《七夕まつりにおける取り組み》</p>  

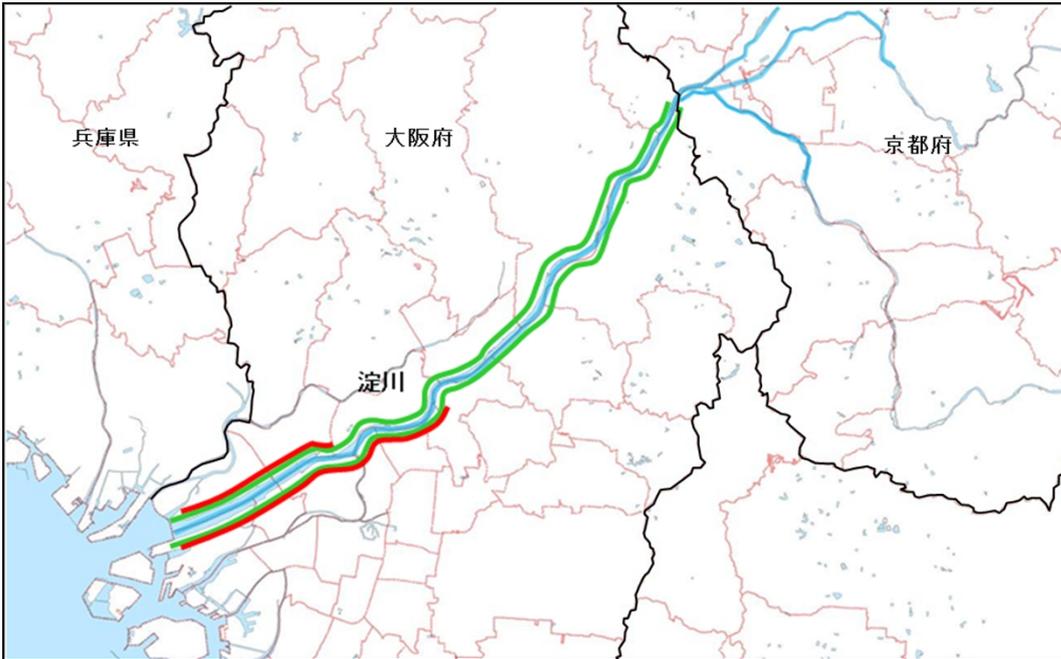
点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況	
「指標」歴史文化と調和した河川整備内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>宇治川の塔の島地区では改修にあたって世界遺産を擁する地域の景観に配慮し、『河川がもたらす自然の作用によって形成された「中洲」としての姿を現代的に考え、歴史的に蓄積されてきた人と川、人と自然の親密な関係を文化的環境、文化的景観として再生する。』ことを基本理念に、学識経験者及び地元の意見を踏まえた事業計画を作成し、実施している。事業計画作成に当たっては、石張護岸や古典的土木技法である木工沈床を活用し、地元宇治市の「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」も踏まえ歴史や景観との調和に配慮した。</p> <p>また、宇治川に相応しい護岸設計のため、平成21年度には「塔の島地区景観構造検討会」を設立し、学識経験者及び地元と検討を進めている。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>宇治川の塔の島地区については、一部護岸形状が決定され、掘削及び護岸の施工を進めている。</p> <p>嵐山地区の河川整備については、治水・環境・景観・観光等に関する助言等を行い、観光産業への影響を含め、嵐山地区の景観や利用に配慮した河川整備の計画について検討を行うことを目的に、桂川嵐山地区河川整備検討委員会(以下、検討委員会)を平成24年7月に設立し、平成24年度中に3回開催した。</p> <p>また、地元関係団体へ河川管理者が委員会内容について説明し意見を頂く為、桂川嵐山地区河川整備地元連絡会も併せて開催し、検討委員会同様、平成24年度に3回開催した。</p>	<p>地元観光協会、学識経験者、地元自治体と連携し、河川環境や景観に配慮し、地域社会貢献できる整備案について検討を進めている。</p> <p>引き続き連携して検討する必要がある。</p>
5. 参考資料	

点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況	
「指標」水辺を活かしたまちづくりの取り組み内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>水辺を活かしたまちづくりの主な取り組み事例を以下に示す。</p> <p>①高規格堤防 高規格堤防の整備状況は、以下のとおりである。 ・平成19年度は、0.12km整備し、累計4.85km整備している。 ・平成20年度は、整備区間はなく、累計4.85km整備している。 ・平成21年度は、整備区間はなく、累計4.85km整備している。 ・平成22年度は、0.08km整備し、累計4.93km整備している。 ・平成23年度は、0.35km整備し、累計5.28km整備している。</p> <p>②瀬田川 瀬田川においては大津市による「瀬田川かわまちづくり」により大津市南部地域の良い河畔空間の創出による景観形成、観光並びに地域コミュニティー等、地域振興となるまちづくりを進めている。</p> <p>③南山城村総合計画 南山城村総合計画では、「未来を想像する潤いに満ちた元気むらをめざして」をテーマに「水と緑の豊かな環境づくり」として自然環境の保全・育成が位置づけられている。</p> <p>(平成24年度取組)</p> <p>①高規格堤防 平成24年度までに23地区で整備した高規格堤防の整備延長の累計を以下に示す。</p>  <p>平成24年度は、整備中の2地区において、早期の完成を目指し、以下の取り組みを行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大庭地区: 大阪広域水道企業団による庭窪浄水場の建て替え事業と併せ、平成15年度から着手しており、高規格堤防盛土を実施。 2) 大宮地区: 常翔学園の施設建設と併せ、平成22年度から着手しており、地盤改良及び高規格堤防盛土を実施。 <p>平成24年度まで完成区間及び暫定完成区間を含み整備延長は5.28km(整備の区間:1.31km)となっており、整備率は5.9%(整備の区間:5.9%)である。</p> <p>点検項目「高規格堤防(スーパー堤防)の整備」の[指標]高規格堤防の整備内容・延長と重複掲載</p>	<p>高規格堤防の整備により、超過洪水対策が着実に進められている。</p> <p>整備の区間のうち、地元から強い要望があり、また、まちづくりとの連携がスムーズにでき、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところ等を優先的に整備していく。</p>

点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携													
3. 進捗状況	4. 点検結果													
【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況														
「指標」水辺を活かしたまちづくりの取り組み内容														
<p>②瀬田川 平成24年度は、「瀬田川かわまちづくり」のうち、国が受け持つ散策路整備の基盤整備について、南郷地区において0.11kmの橋梁下部工を実施した。引き続き、平成26年度完成を目指して上部工整備を実施する。</p> <p>③南山城村総合計画 本計画では、「水と緑の豊かな環境づくり」として自然環境の保全・育成が位置づけられている。 南山城村地区かわまちづくり事業では村の中核施設が集中して隣接している地域に環境学習等のより安全な河川敷利用、水防訓練等多目的な活用を可能とするために河川管理用通路等を整備した。</p>														
5.参考資料														
<p>高規格堤防整備の抜本的見直し(平成23年12月)</p> <p>高規格堤防については、平成22年10月の行政刷新会議の事業仕分けを受け、有識者からなる「高規格堤防の見直しに関する検討会」を開催し、いったん白紙にしてゼロベースで検討を行った。 その結果、平成23年12月に「人命を守る」ということを最重視し、従来の約873kmの区間から「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」であるゼロメートル地帯等の約120kmの区間とすることとした。</p> <p>具体の区間設定の考え方は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊すれば十分な避難時間もなく海面下の土地が浸水する区間 ・堤防が決壊すれば建物密集地の建築物が2階まで浸水する区間 ・堤防が決壊すれば破壊力のある氾濫水により沿川の建物密集地に被害が生じる区間 <p>上記の考えに従い、淀川においては、下記のとおり、高規格堤防の整備区間を設定した。</p> <table border="1" data-bbox="156 1865 1390 2069"> <thead> <tr> <th colspan="2">河川名</th> <th>下流</th> <th>上流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">淀川</td> <td>右岸</td> <td>大阪市西淀川区百島地先 (大阪市西淀川区)</td> <td>JR東海道本線橋梁付近 (大阪市淀川区・東淀川区)</td> </tr> <tr> <td>左岸</td> <td>大阪市此花区西島地先 (大阪市此花区)</td> <td>下島公園付近 (守口市)</td> </tr> </tbody> </table>				河川名		下流	上流	淀川	右岸	大阪市西淀川区百島地先 (大阪市西淀川区)	JR東海道本線橋梁付近 (大阪市淀川区・東淀川区)	左岸	大阪市此花区西島地先 (大阪市此花区)	下島公園付近 (守口市)
河川名		下流	上流											
淀川	右岸	大阪市西淀川区百島地先 (大阪市西淀川区)	JR東海道本線橋梁付近 (大阪市淀川区・東淀川区)											
	左岸	大阪市此花区西島地先 (大阪市此花区)	下島公園付近 (守口市)											

点 検 項 目 まちづくり・地域づくりとの連携

5.参考資料

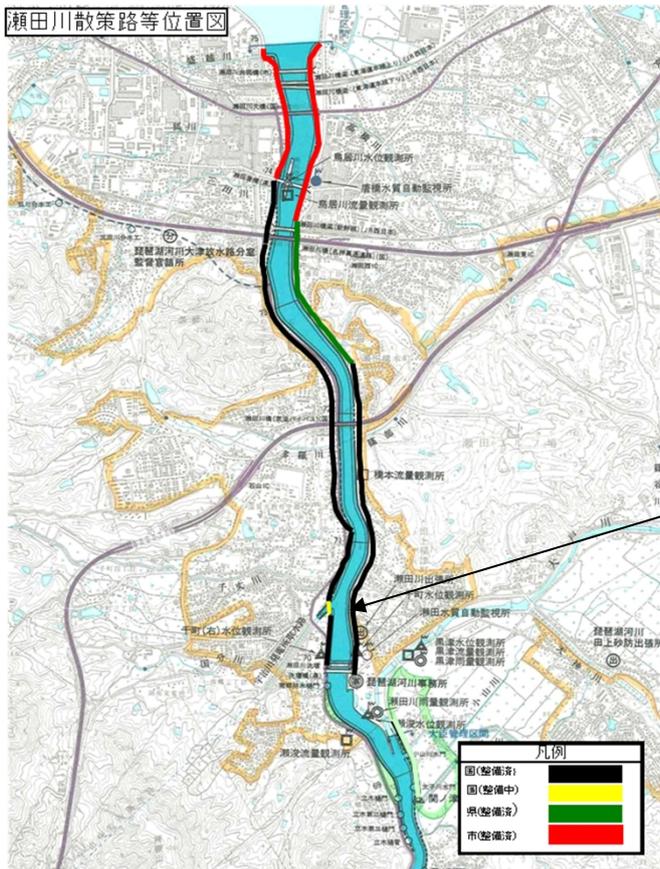


緑:従来の区間
赤:整備の区間

高規格堤防の見直しに関する検討会

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koukikakuteibou/index.html

【瀬田川のかわまちづくりの事例】



瀬田川散策路整備状況
(大津市稲津1丁目地先)



現在整備中の橋梁完成イメージ

瀬田川には、豊かな歴史・文化が育まれ、石山寺、瀬田の唐橋、南郷洗堰など多くの歴史・文化財が残されている。こうした歴史・文化遺産を活用した「かわまちづくり」を滋賀県、大津市との連携し、国の管理用通路、県道(夕照の道)、市の公園通路をつなげて散策路としても整備している。

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.5.水源地域の活性化
点 検 項 目	水源地域の活性化

1. 施策の概要

上流山間部の水源地域は、治水、利水、環境面にわたり流域全体の健全な水循環系を支えてきた。しかし、山間地域の過疎化が急激に進行すると、森林の荒廃等により土砂流出の増加や、森林の水源涵養機能の低下が懸念される。

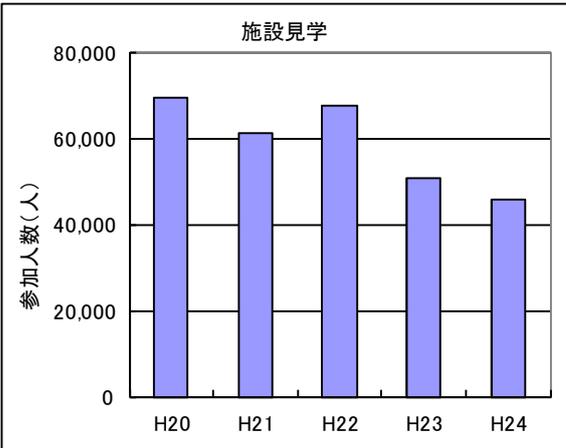
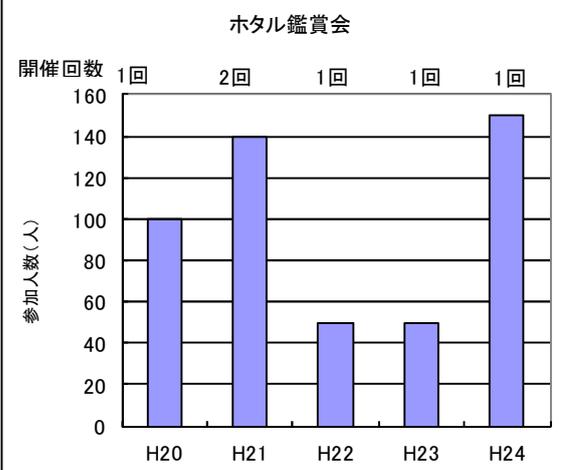
そのため、下流の都市域に暮らす人々は、上流山間部の水源地域の恩恵を継続的に受けていることを鑑み、上流山間部を持続的に健全な状態に保っていく必要性を十分に認識し、水源地域を意識した流域圏の視点を持つことが重要である。

淀川水系においては、上流域のダム群や琵琶湖が果たしている治水面、利水面の役割が、下流受益地域に的確に伝わっているとは言えないことから、上下流が連携しダム等の役割を適切に伝える活動が求められている。そのため、上下流の交流を一層促進し、水源地域に対する理解を深め、さらに交流の恒常化と交流人口の増加を進めるための施策を支援・実施する。具体的には、自然環境の保全に留意しつつ、交流の基盤となるダム及びダム湖周辺の利活用や利用のための施設の整備といったハード対策と交流の受け皿となる地域の催しや環境保全活動などのソフト対策の支援・実施を関係機関と連携の下、継続的に推進する。

- (1) 水源地域ビジョンを推進する。
- (2) 親水性のある護岸や散策路等の整備を行い、公園キャンプ場等のダム周辺施設の利用の促進を図る。
- (3) カヌー等レジャーの水面利用、釣りなどの利用促進に向けたルール策定等について検討し、観光・レクリエーション資源としての湖面活用の促進を図る。
- (4) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。
- (5) 事業中のダムについては、水源地域の活性化に向けた将来の貯水池管理、利活用等を関係機関等とともに検討し、湖面利用や周辺環境整備等のハード対策と併せ地域イベント等のソフト対策を支援・実施する。

点 検 項 目	水源地域の活性化
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「水源地域の活性化」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】水源地域ビジョンの推進状況 【指標】水源地ビジョン策定とその後の活動内容・回数 【指標】ダム周辺の施設整備内容 【指標】湖面活用促進の取り組み内容・活用数</p>	

点 検 項 目	水源地域の活性化																		
3. 進捗状況	4. 点検結果																		
【観点】水源地域ビジョンの推進状況																			
「指標」水源地ビジョン策定とその後の活動内容・回数																			
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>水源地域ビジョンは天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム及び一庫ダムの8ダムで策定されている。また、各々のダムにおいて、水源自治体、関係行政機関、ダム管理者等から成る協議会あるいは連絡会が設立され、水源地域ビジョンの実行を図っている。</p> <p>貯水池周辺清掃活動の実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、12回実施し、約1,300人が参加した。 平成21年度は、12回実施し、約1,300人が参加した。 平成22年度は、25回実施し、約 800人が参加した。 平成23年度は、19回実施し、約 800人が参加した。 <p>施設見学の参加状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、約69,000人が参加した。 平成21年度は、約61,000人が参加した。 平成22年度は、約67,000人が参加した。 平成23年度は、約51,000人が参加した。 <p>水源地ビジョン策定地区におけるホテル鑑賞会の実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、1回実施し、約100人が参加した。 平成21年度は、2回実施し、約140人が参加した。 平成22年度は、1回実施し、約 50人が参加した。 平成23年度は、1回実施し、約 50人が参加した。 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度は、水源地域ビジョンの取り組みとして、貯水池周辺清掃に約800人(19回開催)、施設見学会に約4万5千人、ホテル鑑賞会に約150人が参加している。</p> <div data-bbox="220 1451 801 1877"> <table border="1"> <caption>貯水池周辺清掃</caption> <thead> <tr> <th>開催回数</th> <th>12回</th> <th>12回</th> <th>25回</th> <th>21回</th> <th>19回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加人数(人)</td> <td>約1,300</td> <td>約1,300</td> <td>約800</td> <td>約800</td> <td>約800</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> </tbody> </table> </div>	開催回数	12回	12回	25回	21回	19回	参加人数(人)	約1,300	約1,300	約800	約800	約800	年度	H20	H21	H22	H23	H24	<p>水源地域ビジョンを策定し連絡会等により各施策が実施され、各行事には多数の参加者が訪れている。</p> <p>また、ダム周辺では施設整備が進められ利用者の利便性が向上するとともに、湖面利用の促進に取り組んでいる。</p> <p>今後も関係機関と連携しダム施設見学会、ダム湖周辺におけるマラソン大会、水源地域の植林活動、間伐材の利用促進、水質保全対策の実施や不法投棄対策の実施など水源地域ビジョンの取り組みを継続的に推進する。</p> <p>また、ダム周辺施設の整備や湖面利用促進策を進めていく。</p>
開催回数	12回	12回	25回	21回	19回														
参加人数(人)	約1,300	約1,300	約800	約800	約800														
年度	H20	H21	H22	H23	H24														

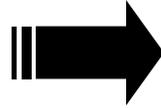
点 検 項 目	水源地域の活性化																														
3. 進捗状況	4. 点検結果																														
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;">  <table border="1"> <caption>施設見学</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>62,000</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>68,000</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>46,000</td> </tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <caption>ホテル鑑賞会</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催回数</th> <th>参加人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>1回</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>2回</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>1回</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>1回</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>1回</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 48%;"> <p>また、平成24年度の個別の取組としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一庫ダムにおいて、水源地域ビジョン推進協議会による廃棄物の有効活用やゴミの減量への意識を高める事を目的に、ダム湖に流入した流木を利用した「美しい猪名川 流木ペインティング大会」を実施。(7月) 日吉ダムにおいて、水源地域ビジョン連絡会の連携活動の取り組みとして、集中取組期間(9月～11月)を設けて関係機関によるダム周辺地域の清掃活動を実施した。 天ヶ瀬ダムでは、平成23年度に引き続き、天ヶ瀬ダムを観光資源として活用するため、宇治観光ボランティアガイドクラブとの協働により研修会を6月及び1月に実施。その成果として、7月にボランティアガイドクラブが案内するダム見学ハイキングを実施した。また、大石地区自治会、NPO瀬田川リバプレ隊、琵琶湖博物館うおの会、大津市大石支所の協働で水生生物調査を7月に実施した。これらの関係機関・組織、関係者の情報交換と意識共有のためにメールマガジンを隔月に配信している。 <p>点検項目「上下流の連携の構築」の[指標]水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数と重複掲載</p> </div> </div>		年度	参加人数(人)	H20	70,000	H21	62,000	H22	68,000	H23	50,000	H24	46,000	年度	開催回数	参加人数(人)	H20	1回	100	H21	2回	140	H22	1回	50	H23	1回	50	H24	1回	150
年度	参加人数(人)																														
H20	70,000																														
H21	62,000																														
H22	68,000																														
H23	50,000																														
H24	46,000																														
年度	開催回数	参加人数(人)																													
H20	1回	100																													
H21	2回	140																													
H22	1回	50																													
H23	1回	50																													
H24	1回	150																													

点 検 項 目 水源地域の活性化

5. 参考資料

【天ヶ瀬ダム周辺の施設整備の状況】
【淀川ダム統合管理事務所】

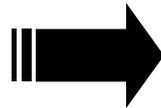
整備前



整備後



天ヶ瀬ダムでは、貯水池に流入する大石川において河道整備を行い、河道を確保した。あわせて、左岸側の盛土に際し、従来の河川環境を保全できるよう、盛土材の表土にオギの根茎を移植したり、水陸移行帯等を設置し、良好な生物の生息・生育環境の創出を図った。



また、大石川合流地点は貯水池上流に位置し、貯水位の水位変動による影響を受けており、法面浸食が進行しているため、護岸整備を実施している。

【天ヶ瀬ダム施設見学の状況】
【淀川ダム統合管理事務所】

天ヶ瀬ダムでは、宇治観光ボランティアガイドクラブとともに、天ヶ瀬ダムを広く国民に知っていただき、あわせて、天ヶ瀬ダムを観光資源として活用していただくことを目的とした 協働事業 における施設見学(見学ハイキング)を平成23年度から実施しており、平成23年度に126名、平成24年度には81名の方に参加をいただいている。



天ヶ瀬ダムにおける住民協働の取り組み

<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/dam-kyoudou.html>

点 検 項 目

水源地域の活性化

5. 参考資料

【ダム水源地の市町村・ダム管理者等による意見交換会】
【淀川ダム統合管理事務所】



宇治市及び天ヶ瀬ダム周辺において開催された「宇治十帖スタンプラリー」にあわせて、天ヶ瀬ダムに展示ブースを設置し、淀川水系各ダム及び水源地域の各市町村のパネル展示、パンフレット配布等を行った。

5日間で、総数4000人を超える多数の方々に、水源地に対する理解を深めていただける機会になった。

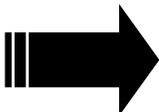
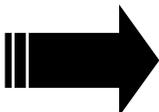
淀川水系ダム水源地ネットワークホームページ
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/yynet/index.html>

【水源地市町村等のPR活動】
【淀川ダム統合管理事務所】



淀川水系ダム水源地ネットワークは、淀川水系のダム水源地が広域的に連携して、ダムや水源地への理解を深め、関心を高揚させるための情報発信並びに水源地の地域振興等を図ることを目的としている。

ネットワークでは、年2回の幹事会において、各会員での意見交換を行っている。

点 検 項 目	水源地域の活性化	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】水源地域ビジョンの推進状況		
「指標」ダム周辺の施設整備内容		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>ダム周辺では、公園、散策路の整備を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内看板等設置(青蓮寺ダム、比奈知ダム) ・堤長散策路のバリアフリー化(比奈知ダム) ・地域の間伐材を利用した安全策の整備(比奈知ダム) ・展望休憩所、遊歩道の整備(室生ダム) ・カヌーの昇降可能な階段式護岸(室生ダム) ・高欄の改修及びダム説明パネルの設置、落石防護柵の設置(天ヶ瀬ダム) <p>(平成24年度取組)</p> <p>平成24年度の施設整備では、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大石地区の護岸整備工事及び河道整備工事(天ヶ瀬ダム) ・堤頂道路照明設備の更新(青蓮寺ダム) 	<p>利用者の利便性を向上させるため、ダム周辺の施設整備を着実に進めている。</p>	
5. 参考資料		
【天ヶ瀬ダム周辺の施設整備の状況】		
【淀川ダム統合管理事務所】		
<p style="text-align: center;">整備前</p> 		<p style="text-align: center;">整備後</p> 
<p>天ヶ瀬ダムでは、貯水池に流入する大石川において河道整備を行い、河道を確保した。あわせて、左岸側の盛土に際し、従来の河川環境を保全できるよう、盛土材の表土にオギの根茎を移植したり、水陸移行帯等を設置し、良好な生物の生息・生育環境の創出を図った。</p>		
		
<p>また、大石川合流地点は貯水池上流に位置し、貯水位の水位変動による影響を受けており、法面浸食が進行しているため、護岸整備を実施している。</p>		

点 検 項 目	水源地域の活性化
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水源地域ビジョンの推進状況	
「指標」湖面活用促進の取り組み内容・活用数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>各ダムにおける湖面利用として下記の取り組みが実施されてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山ダム:レガッタ競技 ・室生ダム:カヌー教室 ・青蓮寺ダム:湖面探索及び魚釣り ・布目ダム:カヌー教室及び全国釣り大会 ・日吉ダム:水上施設見学会 <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度の湖面利用では以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山ダム:村祭りでのボートによる湖面見学会(11月) ・室生ダム:子供の森カヌー教室(7月) ・布目ダム:布目ダム湖釣り大会(9月) 	<p>ダム周辺の施設整備により利用者の利便性が向上し、ダムの湖面利用のカヌーや見学会等が継続して開催されている。</p>

5. 参考資料

【天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン(淀川ダム統合管理事務所)】



水源地域ビジョンとは、地域ごとにダム水源地域の自治体や住民等と共同し、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図る取り組みです。

天ヶ瀬ダムの水源地域ビジョンは、天ヶ瀬ダムの水源地域である京都府宇治市、宇治田原町、滋賀県大津市を対象地域として、関係行政機関、地元組織、関係団体、ダム管理者等からなる『天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン策定検討会』により、平成17年1月に策定され、メールマガジン等で天ヶ瀬ダム周辺の自然観察会や職場体験等各種イベントの情報提供を行っています。

天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/vision/index.html>

点 検 項 目 水源地域の活性化

5.参考資料

【高山ダム水源地域ビジョン(水資源機構高山ダム管理所)】



《目的》

高山ダムでは、水源地域ビジョンの基本的な事項を定めた「水源地域ビジョン策定要綱」(平成13年4月12日、国土交通省)に沿って、地元住民や関係機関等が共同して「高山ダム水源地域ビジョン」を検討、平成15年2月策定しました。「高山ダム水源地域ビジョン」は、高山ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のための行動計画として、高山ダム水源地域の活性化に向けた基本方針を定め、基本方針の実現のための具体的な方策を、ソフト対策に重点を置いて策定した。

《キャッチフレーズ》

人がむすぶ 未来につながる 茶と梅薫る清流のふるさと

《取り組み》

- ダム湖や周辺河川での水辺環境の保全・向上
- 既存施設等の連携
- 地域産業の振興
- 貯水池周辺における施設等の充実
- 貯水池利用の促進
- 交流活動の推進
- 地域活動の充実

高山ダム水源地域ビジョン

<http://www.water.go.jp/kansai/kizugawa/takayama/vision/index.htm>

【青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン(水資源機構青蓮寺ダム管理所、比奈知ダム管理所)】



《目的》

青蓮寺ダム、比奈知ダムでは、水源地域ビジョンの基本的な事項を定めた「水源地域ビジョン策定要綱」(平成13年4月12日国土交通省)に沿って、地元住民や、関係機関等が共同して「青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン」を検討し、平成16年2月に策定しました。「青蓮寺ダム、比奈知ダムの水源地域ビジョン」の策定にあたっては、両ダムが名張川水系、名張市域に立地して一体的な水源地域を構成することから、両ダムで統一した水源地域ビジョンを策定した。

「青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン」は、青蓮寺ダム、比奈知ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のための行動計画として、青蓮寺ダム、比奈知ダムの水源地域の活性化に向けた基本方針を定め、基本方針の実現のための具体的な方策をソフト対策に重点をおいて策定した。

《キャッチフレーズ》

地域を越えてつなげよう 木津川をうるおす水いづる郷

《取り組み》

- 自然環境の保全、育成
- 環境保全に対する意識の啓発
- 地域資源の活用
- ダム・ダム湖の活用
- 地域情報の発信
- 協働のためのしくみづくり

青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン

<http://www.water.go.jp/kansai/kizugawa/syoudenji/vision/index.htm>

点 検 項 目 水源地域の活性化

5.参考資料

【室生ダム水源地域ビジョン(水資源機構室生ダム管理所)】



《目的》

室生ダムでは、水源地域ビジョンの基本的な事項を定めた「水源地域ビジョン策定要綱」(平成13年4月12日、国土交通省)に沿って、地元住民や関係機関等が共同して「室生ダム水源地域ビジョン」を検討、平成15年2月策定した。

「室生ダム水源地域ビジョン」は、室生ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のための行動計画として、室生ダム水源地域の活性化に向けた基本方針を定め、基本方針の実現のための具体的な方策を、ソフト対策に重点を置いて策定した。

《キャッチフレーズ》

みんなで守り、育てよう！ 豊かな森と水

《取り組み》

- 周辺山林の保全・育成
- 河川環境の保全
- ダム周辺における新たな施設整備
- ダム周辺道路の改良
- 既存施設等の活用
- 交流活動や人材育成

室生ダム水源地域ビジョン

<http://www.water.go.jp/kansai/kizugawa/muro/vision/index.htm>

【布目ダム水源地域ビジョン(水資源機構布目ダム管理所)】



《目的》

布目ダムでは「水源地域ビジョン策定要綱」(平成13年4月12日 国土交通省)に沿って、地元住民や関係機関等が共同して「布目ダム水源地域ビジョン」を検討し、平成14年3月に策定した。

「布目ダム水源地域ビジョン」は、布目ダムを生かした水源地域の自立的、持続的な活性化のための行動計画として、基本方針や目標像を定め、ソフト対策に重点を置き目標像実現のための具体的な方策を策定した。

《キャッチフレーズ》

布目川がつなぐ 森と人のふれあい空間

《取り組み》

- 地域内ネットワークの強化
- 布目ダムの魅力を高める既存施設等の有効利用
- 湖面の積極的な活用
- 水源地域や布目ダムに対する関心・親しみ等の向上
- 水源林等自然環境の保全と育成
- 地域活動を担う人材の発掘、育成

布目ダム水源地域ビジョン

<http://www.watar.go.jp/kansai/kizugawa/nunome/vision/index.htm>

点 検 項 目 水源地域の活性化

5.参考資料

【日吉ダム水源地域ビジョン(水資源機構日吉ダム管理所)】



水源地域ビジョンとは
 21世紀のダム事業・ダム管理においては、治水、利水だけでなく、水源地域の活性化・機能を持続させること、自然豊かな水辺環境や
 周囲の文化・風景を享受する人々が有らねばならない総合的な管理を実現し、流域の発展・活性化を図るため策定されました。

日吉ダム水源地域ビジョンの特徴
 日吉ダムは平成13年(平成13年)に開かれたダムの指定を受け、水源地域の立地特性を活かした施設が整備されました。スプリングズ
 ひし等高い評価を得ており、さらに、これまで実施されてきた様々なイベント、並びに大衆市からの遊覧も増えて、日吉ダム周辺は高
 い集客力を誇っています。
 しかし、この高い集客力を生かす機会に持続していくが、大きな課題となっています。

日吉ダム水源地域ビジョンの内容
 『地域に開かれた日吉ダムの新たな展開』を図るため、ビジョンでは、「風土・自然」を基盤とした、健康で文化的なまちづくりを基本理念
 として、
 ①現況施設の展開
 ②環境学習をテーマとした展開
 ③周辺施設・地域への広がり
 の3つの項目を、その柱となる内容として策定しました。

日吉ダム水源地域ビジョンの実施体制
 策定された日吉ダム水源地域ビジョンにつきましては、平成14年度に地域住民や関係機関からなる運営委員会を組織し、地域住民の主
 体的な参加を実現すると共に、関係者の積極的な参加により、関係者互いの連携と調整を図りつつ、必要な取組を行いながら、より
 よいビジョンを目指してまいります。【[日吉ダム水源地域ビジョン-運営委員会報告書](#)】

日吉ダム水源地域ビジョン-環境利用分科会について
 日吉ダム水源地域ビジョン-運営委員会の一目的として「現況施設の展開」の一つとして「環境利用」について考える環境利用分科会
 が平成15年11月より第1回が行われ計5回の分科会が開催され、「[環境利用計画](#)」が
 平成16年4月に運営委員会承認を経て現在まで展開している状況である。なお、今後必要に応じて運営委員会において適宜な運営利用の状況
 について検討を行い、計画の見直しを検討する。

日吉ダム水源地域ビジョン-環境学習分科会について
 環境利用分科会に引き続き、日吉ダム水源地域ビジョン-運営委員会の一目的として「環境学習をテーマとした展開」の一つとして水
 源地域の環境について考える環境学習分科会が平成16年9月より第1回が行われ、第2回が平成17年3月に開催された。同日3月に行っ
 た第12回運営委員会において【[日吉ダム環境学習-学習委員会報告書](#)】が承認された。又、分科会においては環境学習新しい環境学習の場づく
 り(環境学習)場について検討を行った。



《目的》

日吉ダムでは「水源地域ビジョン策定要綱」(平成13年4月12日 国土交通省)に沿って、地元住民や関係機関等が共同して「日吉ダム水源地域ビジョン」を検討し、平成14年3月に策定した。

「日吉ダム水源地域ビジョン」は、「地域に開かれた日吉ダムの新たな展開」を求め、日吉ダム水源地域の活性化に向けた基本方針(①現況施設の展開、②環境学習をテーマとした展開、③周辺施設・地域への広がり)を定め、ソフト対策に重点を置き目標像実現のための具体的な方策を策定した。

《キャッチフレーズ》

風土・自然を基盤とした、健康で文化的なまちづくり

《取り組み》

- 現況施設の利用・運営プログラムの展開
- 各施設の利用・運営のネットワーク
- ダム周辺を環境学習のフィールドに
- 地域の歴史・文化学習
- ダム周辺施設の利用・活用
- 周辺施設との連携
- 周辺施設への展開による新たな地域づくり
- 環境学習による流域間交流
- 市民参加型の森づくり
- 施設利用者と地元との交流
- 周辺施設とのネットワーク

日吉ダム水源地域ビジョン

<http://www.water.go.jp/kansai/hiyoshi/html/vision/vision.htm>

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.6維持管理 4.6.2河川管理施設
点 検 項 目	河川管理施設
1. 施策の概要	
<p>堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生防止や復旧を図る。</p> <p>1)堤防・護岸 施設が、常に十分な機能を発揮できるよう、日常の調査、巡視・点検を行い損傷の程度や河川の状態、周辺の状態等に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や巡視活動を円滑に行うため、管理用通路を確保する。</p> <p>2)既設ダム ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕を継続して実施する。また、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指す。</p> <p>3)その他の河川管理施設 施設の機能を維持するため、日常の保守点検により機能保全に努めるが、老朽化施設については各施設のライフサイクルコストの縮減を念頭に、計画的な補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。 また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、住民・住民団体(NPO等)と連携して保存し、後世に伝承する。 なお、河川管理施設の操作については、操作の安全性を図るため適切な点検整備・操作訓練を実施する。また、操作の迅速化や安全性の向上及びコスト縮減のため、遠隔監視等ができるよう情報通信施設を備えた集中管理センターの整備を行う。</p>	

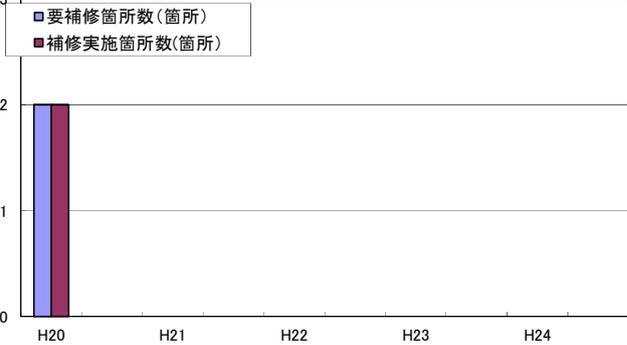
点 検 項 目	河川管理施設
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「河川管理施設」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定して点検を実施した。</p> <p>【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況 【指標】堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数 【指標】ダム機能の維持内容・堆砂量</p>	

点 検 項 目	河川管理施設
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況	
「指標」堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川維持管理計画(案)に基づき、重要水防箇所、車上巡視時に異常を認めた箇所、被災履歴がある箇所など必要が認められる箇所は徒歩による巡視を行っている。</p> <p>堤防の踏み荒らし、樋門等のゲート塗装の割れなどの軽微な変状は、必要に応じて応急的な対策や経過観測の措置を取っている。</p> <p>なお、堤防の変状を早期に発見する為に、年2回の除草を実施している。</p> <p>また、変状の大きなものは、損傷が進行していないか河川巡視時に変状箇所を確認し、緊急性のあるものから補修をしている。近年、河川管理施設の老朽化等から要補修箇所数が増加する傾向となっている。</p> <p>各事務所においては、沿川住民の方に河川愛護モニター(淀川水系で26名)を嘱託し、河川に何らかの異常が認められた場合に通報していただける体制をつくり、巡視等だけでなく、河川利用者からも広く情報収集を行っている。</p> <p>点検・巡視等により確認された変状確認箇所の数と補修実施箇所数を以下に示す。</p> <p>①堤防の点検結果</p> <p>近年の堤防点検の結果は、以下のとおりである。</p> <p>平成19年は、変状確認箇所数は244箇所、要補修箇所数は28箇所、補修実施箇所は26箇所であった。</p> <p>平成20年は、変状確認箇所数は257箇所、要補修箇所数は32箇所、補修実施箇所は31箇所であった。</p> <p>平成21年は、変状確認箇所数は390箇所、要補修箇所数は44箇所、補修実施箇所は3箇所であった。</p> <p>平成22年は、変状確認箇所数は407箇所、要補修箇所数は47箇所、補修実施箇所は1箇所であった。</p> <p>平成23年は、変状確認箇所数は492箇所、要補修箇所数は36箇所、補修実施箇所は9箇所であった。</p> <p>②護岸の点検結果</p> <p>近年の堤防点検の結果は、以下のとおりである。</p> <p>平成19年は、変状確認箇所数は413箇所、要補修箇所数は65箇所、補修実施箇所は38箇所であった。</p> <p>平成20年は、変状確認箇所数は368箇所、要補修箇所数は73箇所、補修実施箇所は33箇所であった。</p> <p>平成21年は、変状確認箇所数は458箇所、要補修箇所数は85箇所、補修実施箇所は5箇所であった。</p> <p>平成22年は、変状確認箇所数は452箇所、要補修箇所数は94箇所、補修実施箇所は1箇所であった。</p> <p>平成23年は、変状確認箇所数は471箇所、要補修箇所数は81箇所、補修実施箇所は3箇所であった。</p>	

点 検 項 目	河川管理施設
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>③堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(土木設備)の点検結果 近年の堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(土木設備)の点検結果は、以下のとおりである。 平成19年は、変状確認箇所数は127箇所、要補修箇所数は85箇所、補修実施箇所は17箇所であった。 平成20年は、変状確認箇所数は123箇所、要補修箇所数は82箇所、補修実施箇所は20箇所であった。 平成21年は、変状確認箇所数は128箇所、要補修箇所数は80箇所、補修実施箇所は31箇所であった。 平成22年は、変状確認箇所数は122箇所、要補修箇所数は82箇所、補修実施箇所は10箇所であった。 平成23年は、変状確認箇所数は123箇所、要補修箇所数は35箇所、補修実施箇所は3箇所であった。</p> <p>④堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(機械・電気設備)の点検結果 近年の堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(機械・電気設備)の点検結果は、以下のとおりである。 平成19年は、変状確認箇所数は548箇所、要補修箇所数は31箇所、補修実施箇所は20箇所であった。 平成20年は、変状確認箇所数は606箇所、要補修箇所数は32箇所、補修実施箇所は21箇所であった。 平成21年は、変状確認箇所数は624箇所、要補修箇所数は21箇所、補修実施箇所は20箇所であった。 平成22年は、変状確認箇所数は772箇所、要補修箇所数は19箇所、補修実施箇所は18箇所であった。 平成23年は、変状確認箇所数は648箇所、要補修箇所数は13箇所、補修実施箇所は6箇所であった。</p> <p>⑤ダムの点検結果 平成19年は、要補修箇所は見つからなかった。 平成20年は要補修箇所数は2所、補修実施箇所数は2箇所であった。 平成21年～平成23年は、要補修箇所は見つからなかった。</p> <p>変状確認箇所とは、点検の結果、施設の変状が確認され、状況に応じて対策の実施を検討する箇所。 要補修箇所とは、変状確認箇所のうち、状態把握結果の分析や評価に基づいて計画的に修繕していくもの或いは緊急的な対策の実施を検討する箇所。</p> <p>(平成24年度の取組) 平成24年度に、点検・巡視等により確認された変状確認箇所の数と補修実施箇所数を以下に示す。</p> <p>①堤防の点検結果 平成24年度は、要補修箇所が27箇所あり、その内11箇所の補修を実施した。</p>	<p>河川維持管理計画(案)に基づき日常の維持管理が実施されている。</p> <p>河川管理施設の老朽化等から要補修箇所数が増加する傾向にあるが、損傷の規模や緊急性等を考慮し、補修を実施している。</p> <p>引き続き、日常の河川巡視や点検において継続的な監視を行い、河川管理上の影響が出るおそれがあると判断された箇所については優先的に補修を実施し適正な維持管理に努めていく。</p>

点 検 項 目	河川管理施設																																																
3. 進捗状況	4. 点検結果																																																
<div data-bbox="102 295 858 819" data-label="Figure"> <p style="text-align: center;">堤防の点検結果</p> <table border="1"> <caption>堤防の点検結果 (筒所数)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>変状確認箇所数</th> <th>要補修箇所数</th> <th>補修実施箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>260</td> <td>40</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>390</td> <td>50</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>410</td> <td>55</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>490</td> <td>45</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>480</td> <td>35</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="89 857 331 896" data-label="Section-Header"> <p>②護岸の点検結果</p> </div> <div data-bbox="89 891 869 965" data-label="Text"> <p>平成24年度は、要補修箇所が84箇所あり、その内14箇所の補修を実施した。</p> </div> <div data-bbox="102 981 858 1507" data-label="Figure"> <p style="text-align: center;">護岸の点検結果</p> <table border="1"> <caption>護岸の点検結果 (筒所数)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>変状確認箇所数</th> <th>要補修箇所数</th> <th>補修実施箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>370</td> <td>70</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>460</td> <td>85</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>455</td> <td>95</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>470</td> <td>80</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>490</td> <td>84</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> </div>		年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数	H20	260	40	30	H21	390	50	10	H22	410	55	10	H23	490	45	15	H24	480	35	15	年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数	H20	370	70	30	H21	460	85	10	H22	455	95	5	H23	470	80	5	H24	490	84	14
年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数																																														
H20	260	40	30																																														
H21	390	50	10																																														
H22	410	55	10																																														
H23	490	45	15																																														
H24	480	35	15																																														
年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数																																														
H20	370	70	30																																														
H21	460	85	10																																														
H22	455	95	5																																														
H23	470	80	5																																														
H24	490	84	14																																														

点 検 項 目	河川管理施設																								
3. 進捗状況	4. 点検結果																								
<p>③堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(土木設備)の点検結果</p>																									
<p>平成24年度は、要補修箇所が37箇所あり、その内2箇所の補修を実施した。</p>																									
<p>堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(土木設備)の点検結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>変状確認箇所数</th> <th>要補修箇所数</th> <th>補修実施箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>124</td> <td>82</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>129</td> <td>80</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>122</td> <td>82</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>123</td> <td>35</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>123</td> <td>37</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数	H20	124	82	20	H21	129	80	31	H22	122	82	10	H23	123	35	3	H24	123	37	2
年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数																						
H20	124	82	20																						
H21	129	80	31																						
H22	122	82	10																						
H23	123	35	3																						
H24	123	37	2																						
<p>④堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場(機械・電気設備)の点検結果</p>																									
<p>平成24年度は、要補修箇所が9箇所あり、その内6箇所の補修を実施した。</p>																									
<p>堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場(機械・電気設備)の点検結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>変状確認箇所数</th> <th>要補修箇所数</th> <th>補修実施箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>605</td> <td>25</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>625</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>775</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>650</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>710</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数	H20	605	25	15	H21	625	20	15	H22	775	20	15	H23	650	10	5	H24	710	9	6
年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数																						
H20	605	25	15																						
H21	625	20	15																						
H22	775	20	15																						
H23	650	10	5																						
H24	710	9	6																						

点 検 項 目	河川管理施設																		
3. 進捗状況	4. 点検結果																		
<p data-bbox="92 300 320 331">⑤ダムの点検結果</p> <p data-bbox="92 333 879 405">平成24年度は、要補修箇所は見つからず、補修の実施箇所もない。</p> <div data-bbox="148 448 855 860" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="204 465 619 488">(箇所) 既存ダムの要補修箇所数</p>  <table border="1" data-bbox="204 501 831 846"> <caption>既存ダムの要補修箇所数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>要補修箇所数(箇所)</th> <th>補修実施箇所数(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> </div>		年度	要補修箇所数(箇所)	補修実施箇所数(箇所)	H20	2	2	H21	0	0	H22	0	0	H23	0	0	H24	0	0
年度	要補修箇所数(箇所)	補修実施箇所数(箇所)																	
H20	2	2																	
H21	0	0																	
H22	0	0																	
H23	0	0																	
H24	0	0																	

点 検 項 目	河川管理施設
---------	--------

5.参考資料

【河川管理施設の点検事例】
【淀川河川事務所】



除草前では異常箇所がよく判らない



除草後には法面異常箇所を発見しやすくなる



除草後、堤防点検
(法面が若干陥没した箇所を発見)



維持作業により法面復旧

【琵琶湖河川事務所】



平常時河川巡視状況



堤防・構造物点検状況



直営堤防点検状況

- ① 平常時河川巡視は、車上巡視及び必要に応じて徒歩による目視点検を、週2回の頻度で実施している。
- ② 堤防・構造物点検は、河川管理施設の状態を把握するため、目視点検を中心に年1回実施している。
- ③ 直営堤防点検は、出水期前と台風期の年2回、直営(職員)による堤防点検を実施している。

点 検 項 目	河川管理施設
---------	--------

5.参考資料

【木津川上流河川事務所】

(点検状況)



(補修前)



(補修完了後)



【補修理由】

「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」に基づき点検を行っている。

当該施設においては、平成22年度に河川水辺の築校整備事業の一環として、京都府相楽郡笠置町に親水護岸施設として水辺の築校の整備を行ったものであるが、翌平成23年度の台風12号の影響により護岸ブロックが流失し広場の基礎部分の砂が洗い出される等大きな被災を受けたものである。

しかしながら当該箇所においては、景勝地にも指定されている事もあり夏場にはレジャー客等にぎわうため、早急なる復旧が必要であった。

上記の理由から、平成24年度において護岸の復旧工事を行い、平成25年度においては安全なる施設として一般開放出来る見込みである。

【各ダムの点検】

各ダムは、操作規則、施設管理規程及び操作細則に基づき定められた点検・整備の基準により、点検を行っている。

一庫ダムの点検事例



堤体内クラック幅
(クラックゲージ)の観測



下流堤体面の漏水状況確認

点 検 項 目	河川管理施設
---------	--------

5.参考資料

【淀川ダム統合管理事務所(天ヶ瀬ダム)】

天ヶ瀬ダムの点検については、定められた基準により、ダム本体、放流設備、貯水池周辺等の点検や漏水量、揚圧力等の計測を行っている。

また、天ヶ瀬ダムでは、完成後長期間経過したダムで予想される機能低下をふまえ、総合点検を行った。総合点検に際しては、専門家を有するダム総合点検検討委員会近畿地方整備局部会の意見・助言に基づき行い、その結果、劣化・損傷により堤体観測機器の補修※1、減勢工のクラックの補修※1の必要性、監視継続を行う必要があることを確認したが、ダムの安全性及び機能性に問題はなかった。

※1緊急度が低いため、要補修の対象外とした。



現地視察状況



委員会の開催状況

点 検 項 目	河川管理施設
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況	
「指標」ダム機能の維持内容・堆砂量	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>高山ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成19年度は堆砂量は3,751,000m³で、堆砂率は49%。 平成20年度は堆砂量は3,785,000m³で、堆砂率は50%。 平成21年度は堆砂量は4,486,000m³で、堆砂率は59%。 平成22年度は堆砂量は4,590,000m³で、堆砂率は60%。 平成23年度は堆砂量は4,793,000m³で、堆砂率は63%。</p> <p>青蓮寺ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成19年度は堆砂量は1,484,000m³で、堆砂率は44%。 平成20年度は堆砂量は1,621,000m³で、堆砂率は48%。 平成21年度は堆砂量は1,734,000m³で、堆砂率は51%。 平成22年度は堆砂量は1,728,000m³で、堆砂率は51%。 平成23年度は堆砂量は1,800,000m³で、堆砂率は53%。</p> <p>室生ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成19年度は堆砂量は1,145,000m³で、堆砂率は44%。 平成20年度は堆砂量は1,247,000m³で、堆砂率は48%。 平成21年度は堆砂量は 723,000m³で、堆砂率は28%。 平成22年度は堆砂量は 686,000m³で、堆砂率は26%。 平成23年度は堆砂量は 720,000m³で、堆砂率は28%。</p> <p>布目ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成19年度は堆砂量は315,000m³で、堆砂率は17%。 平成20年度は堆砂量は316,000m³で、堆砂率は17%。 平成21年度は堆砂量は444,000m³で、堆砂率は23%。 平成22年度は堆砂量は448,000m³で、堆砂率は24%。 平成23年度は堆砂量は504,000m³で、堆砂率は27%。</p> <p>比奈知ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成19年度は堆砂量は437,000m³で、堆砂率は18%。 平成20年度は堆砂量は518,000m³で、堆砂率は22%。 平成21年度は堆砂量は727,000m³で、堆砂率は30%。 平成22年度は堆砂量は720,000m³で、堆砂率は30%。 平成23年度は堆砂量は815,000m³で、堆砂率は34%。</p> <p>一庫ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成19年度は堆砂量は808,000m³で、堆砂率は32%。 平成20年度は堆砂量は808,000m³で、堆砂率は32%。 平成21年度は堆砂量は850,000m³で、堆砂率は34%。 平成22年度は堆砂量は852,000m³で、堆砂率は34%。 平成23年度は堆砂量は852,000m³で、堆砂率は34%。</p> <p>日吉ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成19年度は堆砂量は838,000m³で、堆砂率は10%。 平成20年度は堆砂量は810,000m³で、堆砂率は10%。 平成21年度は堆砂量は819,000m³で、堆砂率は10%。 平成22年度は堆砂量は839,000m³で、堆砂率は10%。 平成23年度は堆砂量は994,000m³で、堆砂率は12%。</p>	

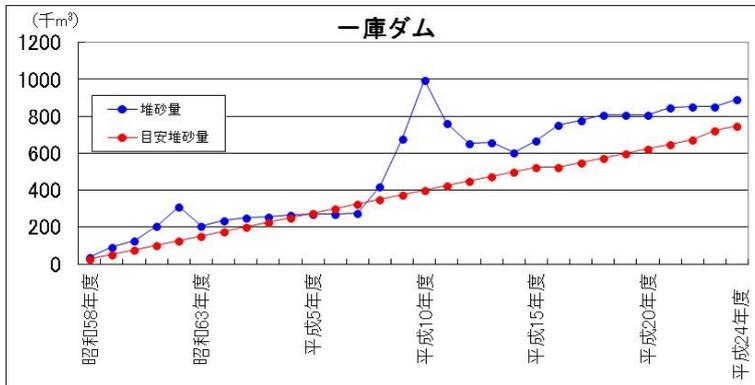
点 検 項 目	河川管理施設																											
3. 進捗状況	4. 点検結果																											
<p>天ヶ瀬ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成19年度は堆砂量は4,219,000m³で、堆砂率は70%。 平成20年度は堆砂量は4,056,000m³で、堆砂率は68%。 平成21年度は堆砂量は4,193,000m³で、堆砂率は70%。 平成22年度は堆砂量は4,302,000m³で、堆砂率は72%。 平成23年度は堆砂量は4,298,000m³で、堆砂率は72%。</p> <p>(平成24年度の実績)</p> <p>平成24年度までの実績堆砂率について以下に示す。 高山ダム66% 青蓮寺ダム55% 室生ダム27% 布目ダム24% 比奈知ダム35% 一庫ダム36% 日吉ダム12% 天ヶ瀬ダム 76%</p> <table border="1"> <caption>平成24年度までの実績堆砂率</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>高山ダム</th> <th>青蓮寺ダム</th> <th>室生ダム</th> <th>布目ダム</th> <th>比奈知ダム</th> <th>一庫ダム</th> <th>日吉ダム</th> <th>天ヶ瀬ダム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完成年</td> <td>1969</td> <td>1970</td> <td>1974</td> <td>1990</td> <td>1997</td> <td>1982</td> <td>1997</td> <td>1964</td> </tr> <tr> <td>経過年数</td> <td>44年</td> <td>43年</td> <td>39年</td> <td>23年</td> <td>16年</td> <td>31年</td> <td>16年</td> <td>49年</td> </tr> </tbody> </table> <p>高山ダム、青蓮寺ダムでは、完成後50年経過していてもかかわらず、平成24年度末で堆砂率が50%以上となり、堆砂が進行している。 布目ダムでは副ダムや水質保全ダムに堆積した土砂の掘削（H24は約3,600m³）を行っている。 完成後49年経過する天ヶ瀬ダムでは、平成24年度末で堆砂量は約4,600,000m³、堆砂率が約76%となり、堆砂が進行している。しかし、ダム完成後10年程度で堆砂が大きく進んだものの、近年約20年間は比較的堆砂量の増加傾向が小さい。</p>		高山ダム	青蓮寺ダム	室生ダム	布目ダム	比奈知ダム	一庫ダム	日吉ダム	天ヶ瀬ダム	完成年	1969	1970	1974	1990	1997	1982	1997	1964	経過年数	44年	43年	39年	23年	16年	31年	16年	49年	<p>堆砂量については、今後も継続的に監視を行う。 引き続きダム機能の維持のため排砂の検討を行っていく。 特に木津川上流ダム群については、引き続きアセットマネジメントの検討により、より効率的な堆砂処理を行い、ダムの延命に努める。</p>
	高山ダム	青蓮寺ダム	室生ダム	布目ダム	比奈知ダム	一庫ダム	日吉ダム	天ヶ瀬ダム																				
完成年	1969	1970	1974	1990	1997	1982	1997	1964																				
経過年数	44年	43年	39年	23年	16年	31年	16年	49年																				

点 検 項 目	河川管理施設																																																																																																			
3. 進捗状況	4. 点検結果																																																																																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・高山ダムでは、平成24年度末の堆砂量は約5,005,000m³である。 ・青蓮寺ダムでは、平成24年度末の堆砂量は約1,873,000m³である。 ・室生ダムでは、平成24年度末の堆砂量は約703,000m³である。 ・比奈知ダムでは、平成24年度末の堆砂量は約845,000m³である。 																																																																																																				
<p>高山ダム・青蓮寺ダム・室生ダム・比奈知ダム</p> <table border="1"> <caption>堆砂量と目安堆砂量 (千m³)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>高山ダム堆砂量</th> <th>高山ダム目安堆砂量</th> <th>青蓮寺ダム堆砂量</th> <th>青蓮寺ダム目安堆砂量</th> <th>室生ダム堆砂量</th> <th>室生ダム目安堆砂量</th> <th>比奈知ダム堆砂量</th> <th>比奈知ダム目安堆砂量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和44年度</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>昭和49年度</td><td>1000</td><td>500</td><td>200</td><td>100</td><td>100</td><td>50</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>昭和54年度</td><td>1500</td><td>800</td><td>300</td><td>150</td><td>150</td><td>100</td><td>150</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和59年度</td><td>2000</td><td>1100</td><td>400</td><td>200</td><td>200</td><td>150</td><td>200</td><td>150</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>2500</td><td>1400</td><td>500</td><td>250</td><td>250</td><td>200</td><td>250</td><td>200</td></tr> <tr><td>平成6年度</td><td>3000</td><td>1700</td><td>600</td><td>300</td><td>300</td><td>250</td><td>300</td><td>250</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td>3500</td><td>2000</td><td>700</td><td>350</td><td>350</td><td>300</td><td>350</td><td>300</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>4000</td><td>2300</td><td>800</td><td>400</td><td>400</td><td>350</td><td>400</td><td>350</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>4500</td><td>2600</td><td>900</td><td>450</td><td>450</td><td>400</td><td>450</td><td>400</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>5005</td><td>2900</td><td>1873</td><td>500</td><td>703</td><td>500</td><td>845</td><td>500</td></tr> </tbody> </table>		年度	高山ダム堆砂量	高山ダム目安堆砂量	青蓮寺ダム堆砂量	青蓮寺ダム目安堆砂量	室生ダム堆砂量	室生ダム目安堆砂量	比奈知ダム堆砂量	比奈知ダム目安堆砂量	昭和44年度	0	0	0	0	0	0	0	0	昭和49年度	1000	500	200	100	100	50	100	50	昭和54年度	1500	800	300	150	150	100	150	100	昭和59年度	2000	1100	400	200	200	150	200	150	平成元年	2500	1400	500	250	250	200	250	200	平成6年度	3000	1700	600	300	300	250	300	250	平成11年度	3500	2000	700	350	350	300	350	300	平成16年度	4000	2300	800	400	400	350	400	350	平成21年度	4500	2600	900	450	450	400	450	400	平成24年度	5005	2900	1873	500	703	500	845	500
年度	高山ダム堆砂量	高山ダム目安堆砂量	青蓮寺ダム堆砂量	青蓮寺ダム目安堆砂量	室生ダム堆砂量	室生ダム目安堆砂量	比奈知ダム堆砂量	比奈知ダム目安堆砂量																																																																																												
昭和44年度	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																												
昭和49年度	1000	500	200	100	100	50	100	50																																																																																												
昭和54年度	1500	800	300	150	150	100	150	100																																																																																												
昭和59年度	2000	1100	400	200	200	150	200	150																																																																																												
平成元年	2500	1400	500	250	250	200	250	200																																																																																												
平成6年度	3000	1700	600	300	300	250	300	250																																																																																												
平成11年度	3500	2000	700	350	350	300	350	300																																																																																												
平成16年度	4000	2300	800	400	400	350	400	350																																																																																												
平成21年度	4500	2600	900	450	450	400	450	400																																																																																												
平成24年度	5005	2900	1873	500	703	500	845	500																																																																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・布目ダムでは、平成24年度末の堆砂量は約458,000m³である。 																																																																																																				
<p>布目ダム</p> <table border="1"> <caption>堆砂量と目安堆砂量 (千m³)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>堆砂量</th> <th>目安堆砂量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成3年度</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成6年度</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>平成9年度</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td>150</td><td>150</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>330</td><td>200</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>300</td><td>250</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>450</td><td>300</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>458</td><td>400</td></tr> </tbody> </table>		年度	堆砂量	目安堆砂量	平成3年度	0	0	平成6年度	100	50	平成9年度	100	100	平成12年度	150	150	平成15年度	330	200	平成18年度	300	250	平成21年度	450	300	平成24年度	458	400																																																																								
年度	堆砂量	目安堆砂量																																																																																																		
平成3年度	0	0																																																																																																		
平成6年度	100	50																																																																																																		
平成9年度	100	100																																																																																																		
平成12年度	150	150																																																																																																		
平成15年度	330	200																																																																																																		
平成18年度	300	250																																																																																																		
平成21年度	450	300																																																																																																		
平成24年度	458	400																																																																																																		

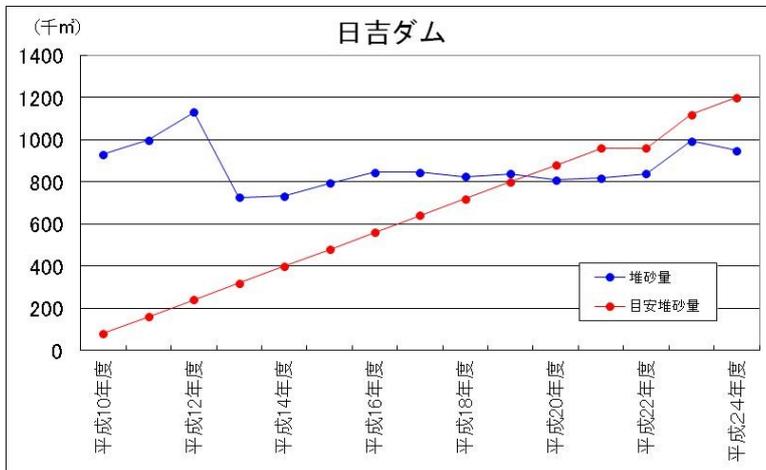
点 検 項 目	河川管理施設
----------------	---------------

3. 進捗状況

・一庫ダムでは、平成24年度末の堆砂量は約892,000m³である。



・日吉ダムでは、平成24年度末の堆砂量は約950,000m³である。



4. 点検結果

5. 参考資料

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.6.維持管理 4.6.3.許可工作物(橋梁、水門等)
点 検 項 目	許可工作物
1. 施策の概要	
<p>許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。 堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。 2) 施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。 3) 洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。 	

点 検 項 目	許可工作物
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p data-bbox="92 297 1503 365">「許可工作物」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに、[指標]を設定し実施した。</p> <p data-bbox="92 405 1056 472">【観点】許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導状況 [指標]点検、修繕内容・実施数</p>	

点 検 項 目	許可工作物
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導状況	
「指標」点検、修繕内容・実施数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川を横過する橋梁等の大規模工作物や出水時に施設操作を伴う排水機場、樋門等の重要な許可工作物については、施設管理者において毎年出水期前に点検を実施し、点検結果について河川管理者が確認を行っている。</p> <p>これまでの点検結果を以下に示す。</p> <p>①排水機場等の点検結果</p> <p>近年の排水機場等の点検結果は、以下のとおりである。</p> <p>平成19年は、総数は89箇所、要補修箇所数は31箇所、補修実施箇所は4箇所であった。</p> <p>平成20年は、総数は94箇所、要補修箇所数は41箇所、補修実施箇所は21箇所であった。</p> <p>平成21年は、総数は92箇所、要補修箇所数は45箇所、補修実施箇所は19箇所であった。</p> <p>平成22年は、総数は84箇所、要補修箇所数は28箇所、補修実施箇所は4箇所であった。</p> <p>平成23年は、総数は93箇所、要補修箇所数は39箇所、補修実施箇所は10箇所であった。</p> <p>② 橋梁の点検結果</p> <p>近年の橋梁の点検結果は、以下のとおりである。</p> <p>平成19年は、総数は380箇所、要補修箇所数は166箇所、補修実施箇所は33箇所であった。</p> <p>平成20年は、総数は384箇所、要補修箇所数は167箇所、補修実施箇所は33箇所であった。</p> <p>平成21年は、総数は360箇所、要補修箇所数は190箇所、補修実施箇所は22箇所であった。</p> <p>平成22年は、総数は379箇所、要補修箇所数は182箇所、補修実施箇所は18箇所であった。</p> <p>平成23年は、総数は384箇所、要補修箇所数は180箇所、補修実施箇所は22箇所であった。</p> <p>③ 樋門、閘門、陸閘の点検結果</p> <p>近年の樋門、閘門、陸閘の点検結果は、以下のとおりである。</p> <p>平成19年は、総数は164箇所、要補修箇所数は54箇所、補修実施箇所は13箇所であった。</p> <p>平成20年は、総数は157箇所、要補修箇所数は60箇所、補修実施箇所は20箇所であった。</p> <p>平成21年は、総数は143箇所、要補修箇所数は75箇所、補修実施箇所は17箇所であった。</p> <p>平成22年は、総数は154箇所、要補修箇所数は61箇所、補修実施箇所は11箇所であった。</p> <p>平成23年は、総数は152箇所、要補修箇所数は51箇所、補修実施箇所は13箇所であった。</p>	

点 検 項 目	許可工作物																								
3. 進捗状況	4. 点検結果																								
(平成24年度の取組)																									
①排水機場等の点検結果																									
平成24年度 要補修数 25箇所																									
補修実施数 12箇所																									
<p>排水機場の点検箇所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総数</th> <th>要補修数</th> <th>補修実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>95</td> <td>42</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>92</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>85</td> <td>28</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>93</td> <td>40</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>85</td> <td>25</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		年度	総数	要補修数	補修実施数	H20	95	42	22	H21	92	45	20	H22	85	28	5	H23	93	40	10	H24	85	25	12
年度	総数	要補修数	補修実施数																						
H20	95	42	22																						
H21	92	45	20																						
H22	85	28	5																						
H23	93	40	10																						
H24	85	25	12																						
②橋梁の点検結果																									
平成24年度 要補修数 77箇所																									
補修実施数 21箇所																									
<p>橋梁の点検箇所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総数</th> <th>要補修数</th> <th>補修実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>385</td> <td>170</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>375</td> <td>190</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>380</td> <td>185</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>385</td> <td>185</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>385</td> <td>80</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>		年度	総数	要補修数	補修実施数	H20	385	170	35	H21	375	190	25	H22	380	185	20	H23	385	185	25	H24	385	80	21
年度	総数	要補修数	補修実施数																						
H20	385	170	35																						
H21	375	190	25																						
H22	380	185	20																						
H23	385	185	25																						
H24	385	80	21																						
③樋門、閘門、陸閘の点検結果																									
平成24年度 要補修数 36箇所																									
補修実施数 16箇所																									
<p>樋門、閘門、陸閘の点検箇所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総数</th> <th>要補修数</th> <th>補修実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>158</td> <td>60</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>145</td> <td>75</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>155</td> <td>62</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>152</td> <td>52</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>153</td> <td>36</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>		年度	総数	要補修数	補修実施数	H20	158	60	20	H21	145	75	18	H22	155	62	12	H23	152	52	14	H24	153	36	16
年度	総数	要補修数	補修実施数																						
H20	158	60	20																						
H21	145	75	18																						
H22	155	62	12																						
H23	152	52	14																						
H24	153	36	16																						
<p>重要な許可工作物については、機能を維持する必要な補修が行われている。 今後も定期的な補修などの対応を適切に行うよう施設管理者を指導していく。</p>																									

点 検 項 目	許可工作物
---------	-------

5.参考資料

【許可工作物の点検事例】

【淀川河川事務所】



使用されていない水管橋の一部が存置

橋梁の架け替えに伴い不要となった水管橋について、水管橋自体は旧橋の撤去と共に撤去していたが、橋台部分には一部構造物が存置されていた。

堤防内部に目的を喪失している構造物は堤防に悪影響を与えることから、河川管理者の指導により、占有者が橋台部分に存置された構造物を撤去した。

【琵琶湖河川事務所】



許可工作物管理者が主体となり出水期前点検を年1回実施しており、点検結果およびその対応について報告を受けている。

琵琶湖第一疎水制水ゲートの点検状況

点 検 項 目	許可工作物
---------	-------

5.参考資料

【木津川上流河川事務所】



護岸補修(広瀬橋 奈良県山辺郡山添村)

河川管理者の指導により、出水等で陥没、損傷した護岸の補修を占有者が実施。



井堰補修(高岩井堰 三重県名張市)

河川管理者の指導により、井堰の損傷箇所の補修を占有者が実施。

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.6.維持管理 4.6.4.河川区域等の管理
点 検 項 目	河川区域等の管理
1. 施策の概要	
<p>1)河道内樹木の管理 洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画(案)に基づき、計画的に伐採を実施する。 なお、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して、伐採の方法や時期等を決定する。</p> <p>2)河道内堆積土砂等の管理 河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。 淀川本川において、概ね枚方より下流のうち、航路を確保する必要のあるところについては浚渫を実施する。なおその際、砂利採取規制計画に定める範囲内において、砂利採取を認める。</p> <p>3)河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。</p>	

点 検 項 目	河川区域等の管理
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「河川区域の管理等」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】河川区域等の管理状況 【指標】河道内樹木の伐採内容・伐採面積 【指標】堆積土砂の除去内容・掘削量 【指標】ゴミの不法投棄の状況及び内容・処理量</p>	

<p>点 検 項 目</p>	<p>河川区域等の管理</p>												
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>												
<p>【観点】河川区域等の管理状況</p>													
<p>「指標」河道内樹木の伐採内容・伐採面積</p>													
<p>(これまでの取組内容) 淀川水系直轄管理区域内の樹林化した箇所面積は、約280万㎡(平成24年4月時点)にのぼる。 河道内樹木の伐採面積は以下のとおりである。 平成19年度は 275,900㎡を伐採した。 平成20年度は 412,500㎡を伐採した。 平成21年度は1,129,100㎡を伐採した。 平成22年度は 787,500㎡を伐採した。 平成23年度は 119,300㎡を伐採した。</p> <p>(平成24年度取組) 平成24年度については、約710,000㎡の河道内樹木の伐採を実施した。 これにより、平成24年度末の樹林化面積は約2,090,000㎡となっている。 なお、伐採した樹木については、一般の方へ無償配布を行っている。</p>	<p>樹木伐採については、改修事業と併せて、水害や河川利用者への危険性の高い箇所や管理上支障になる箇所を対象に計画的に実施している。</p> <p>今後も、河道内樹木の状況を確認し計画的に樹木伐採を行っていく。</p>												
<div data-bbox="113 1061 916 1581" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>河道内樹木伐採面積 (千m²)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>伐採面積 (千m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>412.5</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>1129.1</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>787.5</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>119.3</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>710.0</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	伐採面積 (千m²)	H20	412.5	H21	1129.1	H22	787.5	H23	119.3	H24	710.0	
年度	伐採面積 (千m²)												
H20	412.5												
H21	1129.1												
H22	787.5												
H23	119.3												
H24	710.0												

点 検 項 目	河川区域等の管理
----------------	-----------------

5.参考資料

【河道内樹木伐採、無償提供の事例】

【淀川河川事務所】

河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画に基づき計画的に伐採を実施しており、平成24年度は647,700m²の伐木を実施した。

また、伐採した樹木を資源リサイクルの観点から、希望者を募り無償で提供することでリサイクルを促進する社会的実験と位置付け実施。HPにて周知している。

伐採樹木 無料配布公表HP http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/news/2012/tree_hirakata/index.html

大阪市旭区中宮地先 淀川12.3k付近 左岸 着手前



大阪市旭区中宮地先 淀川12.3k付近 左岸 完成



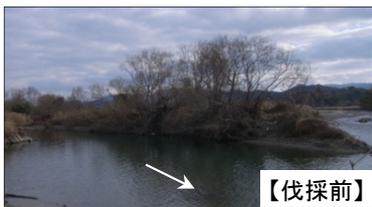
京田辺市草内地先 木津川13.0km付近 左岸 着手前



京田辺市草内地先 木津川13.0km付近 左岸 完成



【琵琶湖河川事務所】



【伐採前】



【伐採後】



【右岸7.5k付近】

H24年度の樹木伐採状況（左岸11.0k付近）

伐採木配布場所の状況

～野洲川で堆肥・チップ等の配布をします～

※琵琶湖河川事務所では、資源のリサイクルとコスト（処分費）削減をはかるため管内で発生した刈草を堆肥化したり、伐木材のチップ化に取り組んでいます。また、それ(堆肥・伐木材・チップ材)を希望者に無料で試行配布しています。(営利目的はお断りしています)

※毎月第2、第4水曜日の9時～12時に配布します。刈草については6月頃～12月までの配布となります。希望される方は前週の金曜日迄に野洲川出張所までこのチラシにある「事前申込書」を提出下さい。

※トラックで取りに来られる場合は積み込みをお手伝いしますので、申込時にご相談下さい。ただし、運搬は行っておりません。

※配布場所は、川田大橋～近江富士大橋間の野洲川河川敷(野洲市市三宅地先)です。詳しくは裏面の地図をご覧ください。



■伐木材



■チップ材



伐木材等の無償配布公表HP

<http://www.biwakokasen.go.jp/others/recycle/index.html>

野洲川では伐木した河道内樹木について、資源のリサイクルの観点から伐木材・チップ材として希望者へ無償配布している。配布期間・場所等については、HPにて周知している。

点 検 項 目	河川区域等の管理
---------	----------

5.参考資料

【木津川上流河川事務所】

大野木地区における河道内伐採竹の無償配布

(伐採前)



(伐採後)



(提供の状況)



【伐採理由】

平成24年度は、木津川右岸(61.8k付近)において、河道内に群生する竹林の伐採作業を行いモニタリングの実施及び竹の無償配布を行った。

伐採方法については、根切りまでは行わず地表面より1m部分を残し観察していくものであるが、理由としては当事務所内において河道樹林環境調査のWG内での意見及び、竹の研究を行っている外部機関の意見等を参考に根切りまで行う事によるコストを考えると、地表面より1m部分を残し立ち枯れ効果を期待するほうがより効率的な結果が得られる事との報告を元にモニタリングの実施を行ったものである。

また無償配布についても、事前周知の効果もありほぼ有償処分を行う事なく、無償配布を行う事が出来た。

竹伐採モニタリング(大内地区)

(伐採前)



(伐採中(状況))



(伐採1年後)



平成23年度に木津川大内地区において、河道内竹林の伐採を行ったが、竹の生育状況の観察を行う事から、モニタリングを実施し、効率的な河川管理の手法を検討するものである。

また、伐採後の竹については、無償配布等の取り組みを行いコスト縮減対策の実施も行った。

点 検 項 目	河川区域等の管理
---------	----------

5.参考資料

【猪名川河川事務所】

(伐採前)



(伐採後)



(提供の状況)



(猪名川河川事務所 園田出張所管内における河道内樹木の伐採について)

園田出張所管内の河道内樹木については、維持作業において伐木作業を実施している。

平成24年度の実績として、約7000m²(右岸維持700m²、左岸維持6300m²)の伐木作業を行っており、幹については、一般の方に配布するため、仮置きを行っている。(H24年度仮置き約50m³)

一般の方には、ホームページ、ポスター等にて、無料配布を呼びかけており、昨年度約40件の問い合わせ、配布を行った。

猪名川で伐採した木を希望者に無料提供(猪名川河川事務所HP アドレス)

http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/news/news_details10.html

<p>点 検 項 目</p>	<p>河川区域等の管理</p>												
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>												
<p>【観点】河川区域等の管理状況</p>													
<p>「指標」堆積土砂の除去内容・掘削量</p>													
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>堆積土砂の掘削量(砂利採取も含む)を以下に示す。 平成19年度は、152,800m³を掘削した。 平成20年度は、128,200m³を掘削した。 平成21年度は、133,600m³を掘削した。 平成22年度は、140,800m³を掘削した。 平成23年度は、143,100m³を掘削した。</p> <p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度については、砂利採取として約123,000m³の堆積土砂の掘削を実施した。 また、淀川の枚方地点、瀬田川の蛭谷地先等、約32,000m³の堆積土砂の掘削を実施した。 なお、樋門操作の支障になる箇所や砂州がつき始めている箇所などについては巡視などにより確認され次第、維持作業等により対応をしている。</p>	<p>河道内堆積土砂の除去については、引き続き定期的及び大きな洪水後に河床変動や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断し、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。</p>												
<table border="1"> <caption>土砂掘削量 (千m³)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>掘削量 (千m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>128,200</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>133,600</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>140,800</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>143,100</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>152,800</td> </tr> </tbody> </table>		年度	掘削量 (千m ³)	H20	128,200	H21	133,600	H22	140,800	H23	143,100	H24	152,800
年度	掘削量 (千m ³)												
H20	128,200												
H21	133,600												
H22	140,800												
H23	143,100												
H24	152,800												

点 検 項 目	河川区域等の管理
---------	----------

5.参考資料

【堆積土砂の除去事例】

【淀川河川事務所】

淀川における枚方上流の航路確保のため、H24年度に淀川本川で約3万m³の堆積土砂の除去を実施した。前島地区水制工と併せて今後の航路維持について検討していく。



枚方市磯島付近における工事の状況
(航路内に溜まった砂を排砂)



点 検 項 目	河川区域等の管理
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】河川区域等の管理状況

「指標」ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量

(これまでの取組内容)

河川管理行為として処理したゴミの量と地域への啓発活動(美化活動含む)の回数については、以下のとおりである。

- 平成19年度は62回実施し、1,667m³処理した。
- 平成20年度は71回実施し、2,001m³処理した。
- 平成21年度は77回実施し、4,562m³処理した。
- 平成22年度は69回実施し、2,315m³処理した。
- 平成23年度は61回実施し、2,771m³処理した。

不法投棄を警告するための看板設置箇所数(累計)(更新を含む)について以下に示す。

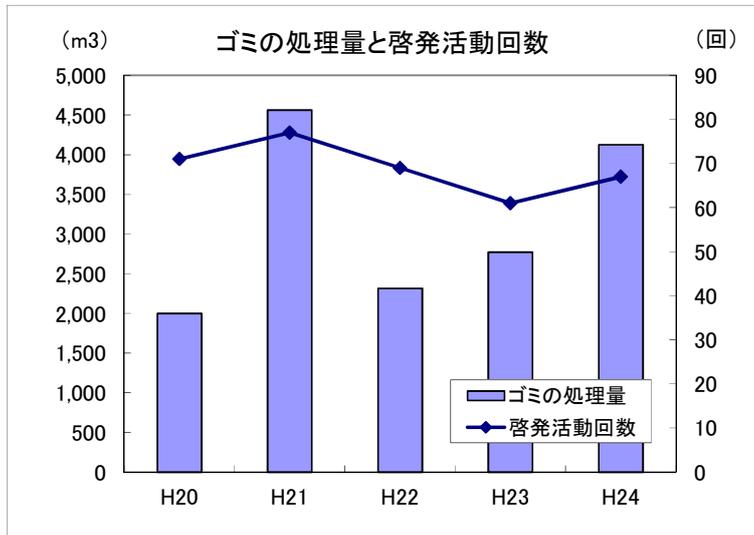
- 平成19年度には138箇所を設置している。
- 平成20年度には267箇所を設置している。
- 平成21年度には321箇所を設置している。
- 平成22年度には373箇所を設置している。
- 平成23年度には682箇所を設置している。
- 平成23年度までの累計では、682箇所を設置している。

不法投棄の抑止効果にもつながる空間監視用CCTVの設置台数については、以下のとおりである。

- 平成19年度は6台設置し、累計で120台である。
- 平成20年度は4台設置し、累計で124台である。
- 平成21年度は5台設置し、累計で129台である。
- 平成22年度は設置がなく、累計で129台である。
- 平成23年度は設置がなく、累計で129台である。
- 平成23年度時点で、129台存在している。

(平成24年度の取組)

平成24年度において、河川管理行為として実施したゴミ処理の量は、約4,130m³である。また、延べ(H19~H24) 約17,400m³である。



河川区域内へのゴミ投棄対策として、啓発活動、警告看板設置を進めている。

また、増設を進めている空間監視用CCTVは、不法投棄の抑制効果にもつながる。

しかし、ゴミの処理量は明確な減少傾向にはないことから、今後も引き続き、ゴミの不法投棄対策を進めていくとともに、効果的な対応策の検討を進めていく必要がある。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載

点 検 項 目	河川区域等の管理														
3. 進捗状況	4. 点検結果														
<p>平成24年度には、不法投棄を警告するための看板を9箇所を設置し、10箇所の看板を撤去した。延べ(H19～H24)681箇所となる。設置箇所数(累計)(更新を含む)について以下に示す。</p>															
<table border="1"> <caption>不法投棄警告看板の設置数(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>681</td> </tr> </tbody> </table>		年度	設置数(箇所)	H20	270	H21	320	H22	380	H23	680	H24	681		
年度	設置数(箇所)														
H20	270														
H21	320														
H22	380														
H23	680														
H24	681														
<p>平成24年度には、不法投棄の抑止効果にもつながる空間監視用CCTVを2台設置し、平成24年度現在で131台存在する。</p>															
<table border="1"> <caption>空間監視用CCTVの設置台数(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置台数(台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H19</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>131</td> </tr> </tbody> </table>		年度	設置台数(台)	～H19	120	H20	124	H21	129	H22	129	H23	129	H24	131
年度	設置台数(台)														
～H19	120														
H20	124														
H21	129														
H22	129														
H23	129														
H24	131														
<p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載</p>															

点 検 項 目	河川区域等の管理
5.参考資料	
【不法投棄の処分事例】	
【淀川河川事務所】	
平成24年は3823m ³ のゴミの処分を行っており、あわせて260箇所に警告看板を設置している。	
	 <p data-bbox="643 477 847 633">守口市佐太 西町一丁目</p>
	 <p data-bbox="643 775 847 931">枚方市樋之上町</p> <p data-bbox="1185 976 1485 1088">少量の場合、巡視車で 持ち帰りゴミ処理の迅 速化</p>
【琵琶湖河川事務所】	
	 
<p data-bbox="268 1686 655 1798">知っていますか？ 河川に捨てられるゴミの量！</p> <p data-bbox="268 1809 531 1865">全国的に問題となっている河川のゴミ投棄について、琵琶湖河川事務所が管理する瀬田川・野洲川での現在の状況をゴミマップで紹介します。</p> <p data-bbox="244 1910 520 1944">【琵琶湖河川事務所HP】</p> <p data-bbox="236 1955 890 1989">http://www.biwakokasen.go.jp/others/gomimap/index.html</p> 	<p data-bbox="994 1709 1425 1832">平成24年度末時点で、瀬田川に5基、野洲川に43基の不法投棄是正看板を設置しており、不法投棄の是正に努めている。</p> <p data-bbox="994 1832 1425 1955">また、琵琶湖河川事務所HPにてゴミ投棄状況が分かるゴミマップを掲載しており、ゴミの不法投棄の抑制のために啓発している。</p>

点 検 項 目	河川区域等の管理
---------	----------

5.参考資料

【木津川上流河川事務所】



名張川クリーン大作戦
 平成24年6月3日(日) 名張市内全域
 名張市民4200人が参加。6000キロ以上のゴミを回収。
 地元NPOや国交省、三重県などで作る実行委員会が主催。
 名張川の河川敷を中心に市内全域で一斉清掃活動を実施した。

【猪名川河川事務所】



(猪名川河川事務所 園田出張所管内におけるゴミの不法投棄の対応)

ゴミの不法投棄の対応として、塵芥処理を右岸及び左岸維持作業にて、年間4回実施した。
 (H24年度)

処理量として、

右岸維持作業・・・約40m³(4回合計) 左岸維持作業・・・約23m³(4回合計)

の塵芥処理を行った。

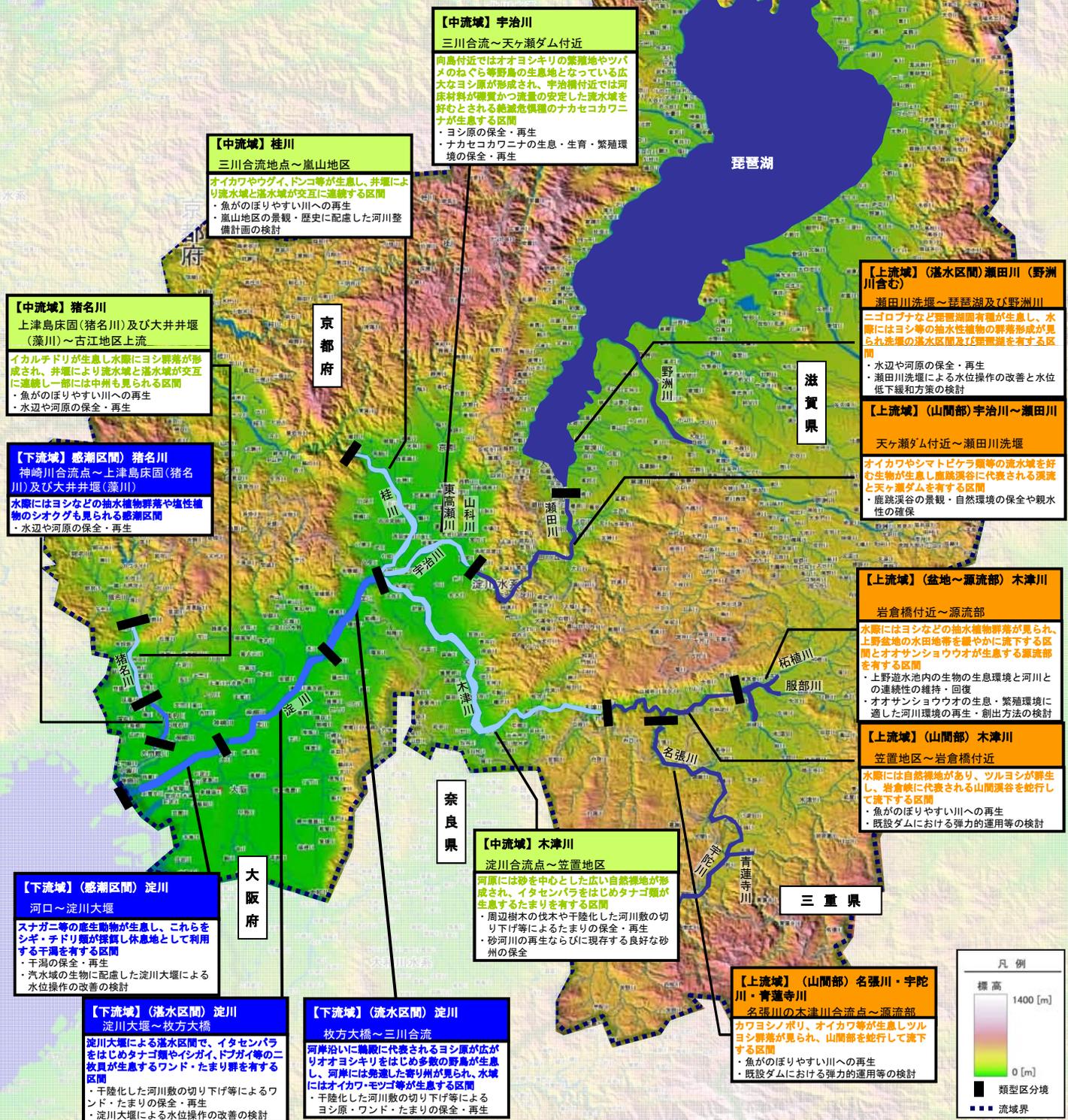
点 検 項 目	河川区域等の管理
5.参考資料	
【淀川ダム統合管理事務所(天ヶ瀬ダム)】	
	<p>不法投棄に対し看板を設置し注意喚起を行った結果、是正された。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">是正前</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">是正後</div>
	 

淀川水系の河川環境類型区分図

平成24年度版



- ・河川整備計画の取り組みが、河川環境の現状と課題に応じた保全・再生の方向に向かっているかを評価するため、河川環境類型区分を行った。
- ・類型区分は、河川の流程で大きく下流域、中流域及び上流域に分けるとともに、汽水域と淡水域、山付き渓谷区間と盆地区間および三川合流等の河川環境が大きく異なる区間で分類した。
- ・河川環境類型区分毎に「河川事業の計画段階における環境影響の分析の考え方(平成14年12月)」に基づき、流域的視点に立って現状分析を行った上で、現状と歴史的変遷、課題、対応の抽出を行った。
- ・河川環境類型区分毎の範囲とその特徴及び主な保全・再生の方向を図に示す。



【中流域】宇治川
三川合流～天ヶ瀬ダム付近
向島付近ではオオヨシキリの繁殖地やツバメのねぐら等野鳥の生息地となっている広大なヨシ原が形成され、宇治橋付近では河床材料が搬入かつ流量の安定した淡水域を好むとされる絶滅危惧種のナカセコカワニナが生息する区間
・ヨシ原の保全・再生
・ナカセコカワニナの生息・生育・繁殖環境の保全・再生

【中流域】桂川
三川合流地点～嵐山地区
オイカワやウグイ、ドンコ等が生息し、井堰により流水域と滞水域が交互に連続する区間
・魚がのぼりやすい川への再生
・嵐山地区の景観・歴史に配慮した河川整備計画の検討

【中流域】猪名川
上津島床固(猪名川)及び大井井堰(藻川)～古江地区上流
イカルチドリが生息し水際にヨシ群落が形成され、井堰により流水域と滞水域が交互に連続し一部には中州も見られる区間
・魚がのぼりやすい川への再生
・水辺や河原の保全・再生

【下流域】感潮区間】猪名川
神崎川合流点～上津島床固(猪名川)及び大井井堰(藻川)
水際にはヨシなどの抽水植物群落や塩性植物のシオクグも見られる感潮区間
・水辺や河原の保全・再生

【下流域】(感潮区間)淀川
河口～淀川大堰
スナガニ等の底生動物が生息し、これらをシギ・チドリ類が採餌し休息地として利用する干潟を有する区間
・干潟の保全・再生
・汽水域の生物に配慮した淀川大堰による水位操作の改善の検討

【下流域】(滞水区間)淀川
淀川大堰～枚方大橋
淀川大堰による滞水区間で、イタセンパラをはじめタナゴ類やイシガイ、ドブガイ等の二枚貝が生息するワンド・たまり群を有する区間
・干陸化した河川敷の切り下げ等によるワンド・たまりの保全・再生
・淀川大堰による水位操作の改善の検討

【下流域】(流水区間)淀川
枚方大橋～三川合流
河岸沿いに鵜飼に代表されるヨシ原が広がっておりオオヨシキリをはじめ多数の野鳥が生息し、河岸には発達した葎り州が見られ、水域にはオイカワ・モツゴ等が生息する区間
・干陸化した河川敷の切り下げ等によるヨシ原・ワンド・たまりの保全・再生

【中流域】木津川
淀川合流点～笠置地区
河原には砂を中心とした広い自然裸地が形成され、イタセンパラをはじめタナゴ類が生息するたまりを有する区間
・周辺樹木の伐木や干陸化した河川敷の切り下げ等によるたまりの保全・再生
・砂河川の再生ならびに現存する良好な砂州の保全

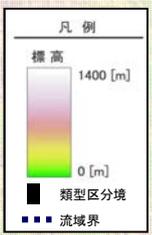
【上流域】(滞水区間)瀬田川(野洲川含む)
瀬田川洗堰～琵琶湖及び野洲川
ニゴロブナなど琵琶湖固有種が生息し、水際にはヨシ等の抽水植物の群落形成が見られ洗堰の滞水区間及び琵琶湖を有する区間
・水辺や河原の保全・再生
・瀬田川洗堰による水位操作の改善と水位低下緩和方策の検討

【上流域】(山間部)宇治川～瀬田川
天ヶ瀬ダム付近～瀬田川洗堰
オイカワやシマトビケラ類等の流水域を好む生物が生息し山間部を代表される渓流と天ヶ瀬ダムを有する区間
・渓流渓谷の景観・自然環境の保全や親水性の確保

【上流域】(盆地～源流部)木津川
岩倉橋付近～源流部
水際にはヨシなどの抽水植物群落が見られ、上野盆地の水田地帯を縦やかに流下する区間とオオサンショウウオが生息する源流部を有する区間
・上野遊水池内の生物の生息環境と河川との連続性の維持・回復
・オオサンショウウオの生息・繁殖環境に適した河川環境の再生・創出方法の検討

【上流域】(山間部)木津川
笠置地区～岩倉橋付近
水際には自然裸地があり、ツルヨシが群生し、岩倉峠に代表される山間部を蛇行して流下する区間
・魚がのぼりやすい川への再生
・既設ダムにおける弾力的運用等の検討

【上流域】(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川
名張川の木津川合流点～源流部
カワヨシノボリ、オイカワ等が生息しツルヨシ群落が見られ、山間部を蛇行して流下する区間
・魚がのぼりやすい川への再生
・既設ダムにおける弾力的運用等の検討



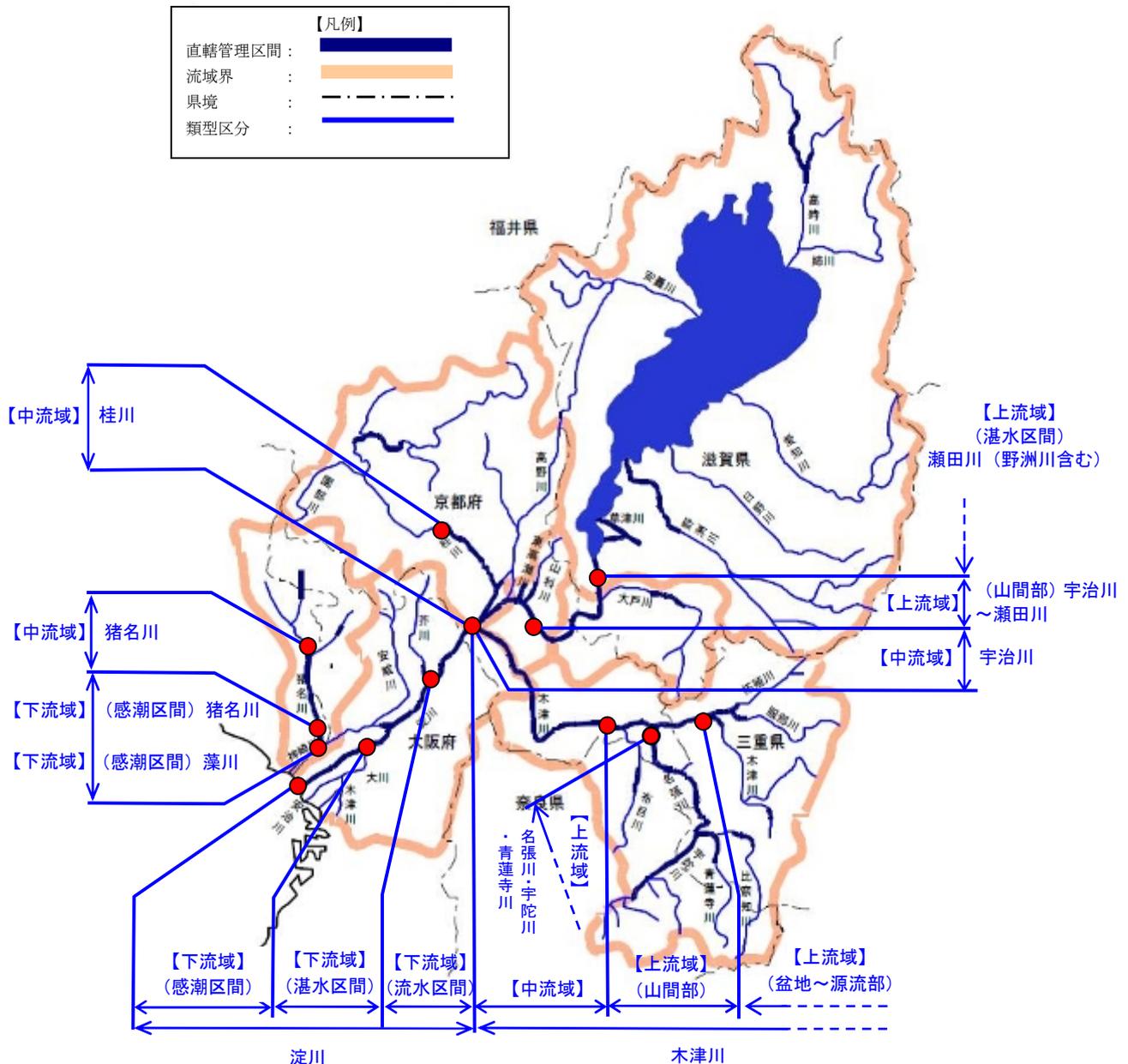
目 次

○河川環境の類型区分	1
・類型区分【下流域】(感潮区間)淀川	2
・類型区分【下流域】(湛水区間)淀川	4
・類型区分【下流域】(流水区間)淀川	10
・類型区分【中流域】宇治川	14
・類型区分【中流域】桂川	18
・類型区分【中流域】木津川	20
・類型区分【上流域】(山間部)宇治川～瀬田川	22
・類型区分【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)	25
・類型区分【上流域】(山間部)木津川	32
・類型区分【上流域】(盆地～源流部)木津川	35
・類型区分【上流域】(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川	38
・類型区分【下流域】(感潮区間)猪名川	43
・類型区分【中流域】猪名川	45

1. 河川環境の類型区分

- ・河川整備計画の取り組みが、河川環境の現状と課題に応じた保全・再生の方向に向かっているかを評価するため、河川環境類型区分を行った。
- ・類型区分は、河川の流程で大きく下流域、中流域及び上流域に分けるとともに、汽水域と淡水域、山付き溪谷区間と盆地区間および三川合流等の河川環境が大きく異なる区間で分類した。
- ・河川環境類型区分毎に「河川事業の計画段階における環境影響の分析方法の考え方(平成14年12月)」に基づき、流域的視点に立って現状分析を行った上で、現状と歴史的変遷、課題、対応の抽出を行った。
- ・上記を踏まえ河川整備計画の取り組みについて、点検項目毎の【観点】と【指標】に基づき進捗点検を行った。

淀川水系流域図



2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

淀川の感潮区間は、河口から淀川大堰（約9.8km）付近までの区間で、セグメントは3、平均河床勾配は、約1/17,000となっている。

【河口～海老江地区下流（約4.2km）付近】河口部の低水路幅は800m～900m程度と広く、直線的な河道となっており、捨石や根固めブロックといった人工的な護岸が続く。高度経済成長期の地盤沈下によって干潟が消失し、単断面に近い河道形状となっているが、水際部ではシオクグ、ウラギクといった塩性植物が見られる。

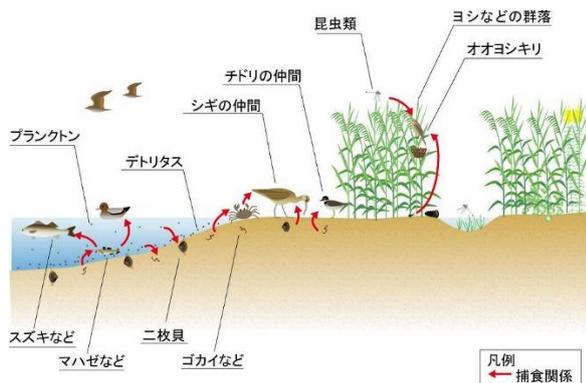
【海老江地区下流（約4.2km）～淀川大堰（約9.8km）付近】低水路幅は約400mで、ほぼ直線的な河道となっている。河道形状は複断面となり高水敷は主にグラウンドなどに利用され、河道内には一部自然の干潟や再生された干潟が広がる。潮の干満により、穏やかな流れが生じる。

[環境の特徴と歴史的変遷]

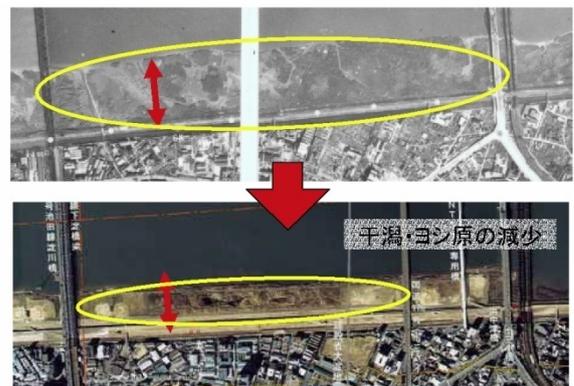
明治時代、河川改修工事により、淀川は旧淀川から毛馬で分派され、現在の位置に新淀川が開削された。その後、高度経済成長期の地盤沈下等によって多くの干潟が消滅した。

②課題

淀川の河口域全域に広がっていた干潟は、ほとんどその姿を消し(写真-1、表-1)、汽水域の生物の生息・生育・繁殖の貴重な場が減少した。(図-1)

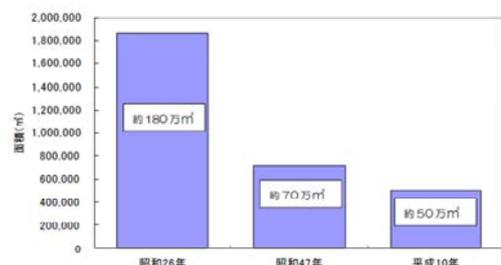


出典：近畿地方整備局事業評価監視委員会資料
図-1 干潟のはたらきのイメージ



出典：淀川水系河川整備計画基礎案に係る整備内容シート
写真-1 大淀地区干潟・ヨシ原の変遷

かつて存在していた干潟の減少

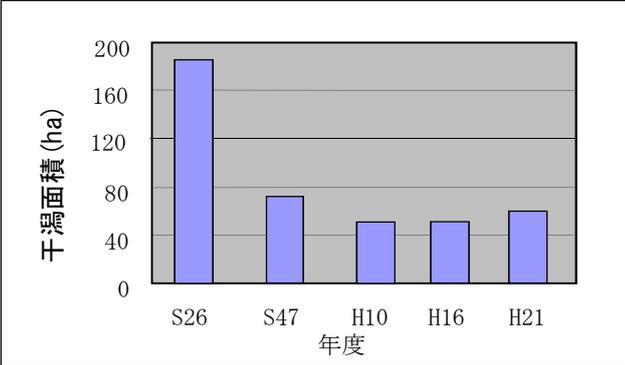


出典：近畿地方整備局事業評価監視委員会資料
表-1 汽水域干潟面積の推移

③対応

干潟については、昭和20年代に存在していたすべての地点において、検討の上、保全・再生を図る。また横断方向の河川形状の修復方法等について検討して実施する。

淀川大堰においては、河川環境を配慮し、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰操作方式等について検討する。

点 検 項 目	類型区分【下流域】(感潮区間)淀川												
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>●環境保全・再生の取り組み</p> <p>【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況 [指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積 干潟特有の生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生のために、平成16年からの5年間で汽水域の干潟を約10ha再生した。平成22年度以降は干潟再生を実施せずモニタリング調査を実施している。平成24年度は、生物生息への影響確認として、再生した干潟の経過観察を継続している。</p> <div style="text-align: center;">  <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>干潟面積 (ha) 年度別</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>干潟面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S26</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>S47</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>H10</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※平成22年度以降は干潟再生未実施)</p> </div> <p>点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 [指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成24年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については、全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し、工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・福町地区の堤防強化工事においては、水際のヨシ等の植生に配慮し、影響を与えない工事施工ヤードを確保して施工を実施した。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複</p>	年度	干潟面積 (ha)	S26	190	S47	80	H10	60	H16	60	H21	70	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>干潟やヨシ原の再生及びモニタリング調査を着実に実施している。</p> <p>今後は、干潟やヨシ原の再生及びモニタリング調査を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討して実施する必要がある。</p> <p>工事実施にあたっては、淀川環境委員会の指導・助言を受けて生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した施工を実施している。</p> <p>今後も引き続き、淀川環境委員会の指導・助言を得ながら、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
年度	干潟面積 (ha)												
S26	190												
S47	80												
H10	60												
H16	60												
H21	70												
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果</p> <p>当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>												

3. 進捗状況

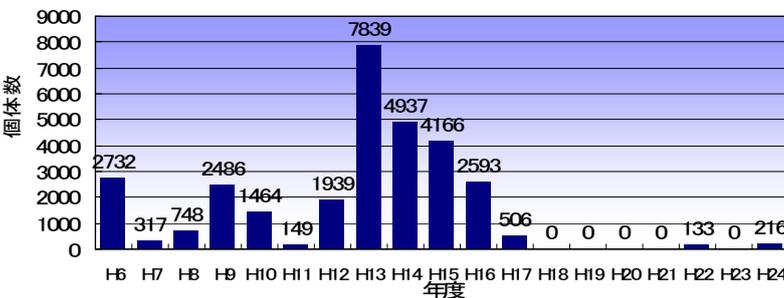
4. 点検結果

●環境保全・再生の取り組み

【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況

【指標】イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数

イタセンパラについては、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、最も多くの生息数が確認されていた淀川下流の城北地区だけでなく、これまで赤川地区、楠葉地区、唐崎地区他10箇所においてもワンドの再生等、生息・生育・繁殖環境の整備を行ってきた。
以下には、淀川下流域におけるイタセンパラの稚魚の個体数調査結果を示す。



平成18年度以降イタセンパラの稚魚が確認されていなかったことから、イタセンパラの野生復帰に向けた取り組みとして、イタセンパラの再導入を平成21年度、平成23年度に試行的に実施している。平成22年度に発生した出水による影響等により、平成23年春の調査で稚魚を確認できなかったことから、平成23年度秋にイタセンパラの再導入を行った結果、平成24年度春にはイタセンパラの稚魚216匹、平成24年度秋にはイタセンパラの成魚を確認した(推定全数1040匹)。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数と重複掲載

【観点】生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取り組み状況

【指標】関係機関が連携した取り組み内容[全域]

平成11年より近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議とその下部組織である城北わんどイタセンパラ協議会に参画し、事業実施の連携など、関係機関と調整・情報共有を行うとともに、仔稚魚の浮出期における城北わんど郡の密漁防止パトロールを関係機関と共に実施している。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
4回	1回	1回	1回	0回

平成24年度は城北わんど郡における密漁防止パトロールは実施していない。

近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議とその下部組織である城北わんどイタセンパラ協議会については、開催されていない。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]関係機関が連携した取り組み内容と重複掲載

イタセンパラは、下流域での稚魚調査において平成18年度以降確認されていない。このため、イタセンパラを含めた在来生物の生息・生育・繁殖環境の改善についてワンド整備の優先順位や整備形状などを淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討し、また、再導入を試行的に実施するなど、積極的な取り組みが進められている。

再導入後に浮出した稚魚が成魚まで成長したことを確認したのは今回が初めてであり、イタセンパラの野生での定着に向けて取り組みが前進した。

今後も引き続き淀川環境委員会等の指導・助言を得ながらワンド整備を行うと共に、再導入したイタセンパラの定着状況をモニタリングし、その結果を踏まえて生息・生育・繁殖環境の保全・再生を進めることが必要である。

近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議と城北わんどイタセンパラ協議会に参画することにより、課題抽出、事業実施の連携など、関係機関と調整・情報共有が図れた。

今後も引き続き、ラムサール条約や生物多様性条約の批准国として生態系・生物群集多様性の維持・回復に貢献するため、関係機関との連携調整を図り、事業実施の確認や情報交換を実施する。

3. 進捗状況

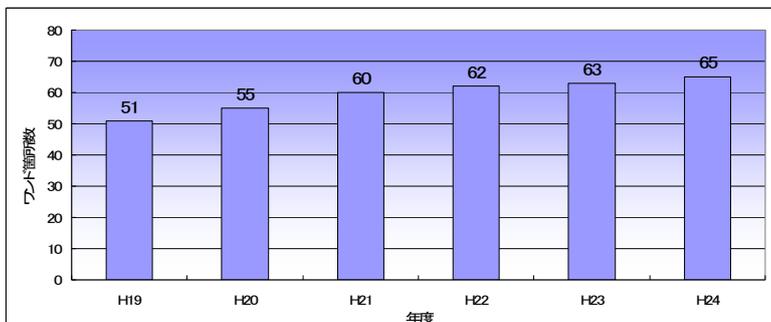
4. 点検結果

【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況

[指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数

平成20年3月時点で51個あったワンドを平成24年度末現在65個まで増加した。

平成24年度には2個のワンドを整備した。また、現在あるワンド、たまりを保全するため周辺の樹木の伐採を実施した。



点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数と重複掲載

淀川下流において平成20年3月現在51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画の達成に向けて実施している。

今後は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、その効果を再確認した上で引き続きワンドの整備を実施する必要がある。

3. 進捗状況

4. 点検結果

【観点】内湾-汽水域-河川の連続性の確保状況

[指標]既設の堰・落差工の改良内容(淀川大堰)

①魚類や底生生物の遡上・降下を容易にし、河川の連続性を確保するために淀川大堰の階段式魚道について、平成19年度から21年度に魚道内の改良を行い、流況の乱れや越流時の剥離流を解消した。

平成22年度は、淀川支川芥川の1号井堰において、上下流の分断が生じていた箇所魚道を設置した。



魚道改良前



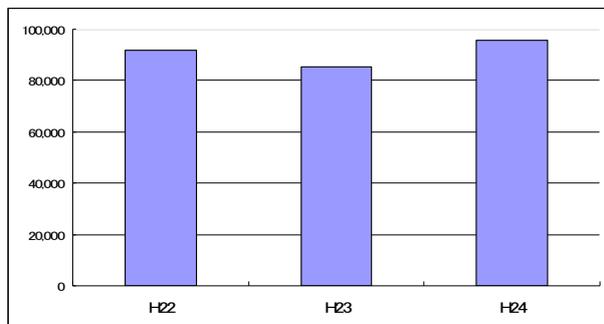
魚道改良後

平成24年度は、下流域の堰・落差工の改良は実施せずモニタリング調査を継続した。

平成19年度から平成21年度まで淀川大堰の魚道改良工事のため片側交互の利用であった。

平成23年度は、左右岸で約85,000尾のアユの遡上が淀川大堰で確認されている。

平成24年度は、従来の目視による調査とは異なり、淀川大堰の左右岸の魚道にカメラを設置して、連続録画した遡上の映像から遡上実数を計測することで遡上実態調査を行った結果、約163万尾のアユの遡上を確認した。



アユ遡上数

※H22は、目視により375時間計測
 H23は、目視により225時間計測
 H24は、機械計測であるが、目視時間と比較するため、補正

点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]既設の堰・落差工の改良内容(淀川大堰)と重複掲載

淀川大堰の魚道改良により安定した遡上数を確認できている。

淀川大堰、芥川1号井堰については、モニタリング調査等を進め、魚道改良の効果を把握していく必要がある。

今後も他の横断構造物の改良を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら進め河川の縦断方向の連続性の確保を図っていく必要がある。なお、より正確な遡上数を推定できるため、今後もカメラによる調査を行っていく。



カメラによるモニタリング状況

3. 進捗状況

4. 点検結果

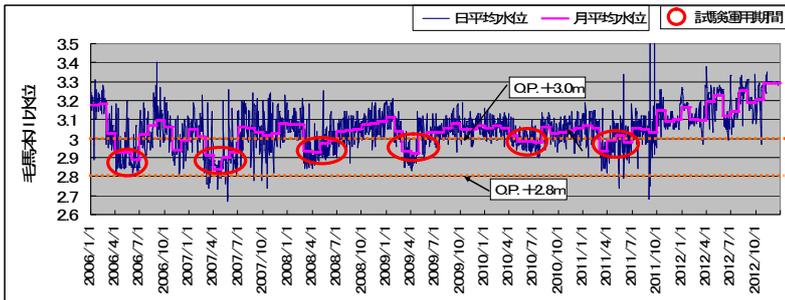
【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況

[指標]淀川大堰による水位操作の改善内容

淀川大堰上流のワンドの浅場域を拡大させ、コイ・フナ類やタナゴ類などの繁殖・成育環境を改善するため、淀川大堰上流の水位O.P.+2.8mを目標に水位操作可能な範囲で、以下の期間について試験的に淀川大堰の運用を行った。

城北ワンド群では水位がO.P.+3.0mからO.P.+2.8mになると浅場(50cm以下)面積が約1割(約1,000m²)拡大したと推定される。

平成24年度は、土砂堆積により上流域の一部取水施設の取水に支障をきたすおそれがあったため、淀川大堰における水位操作の試験的な運用は実施していない。



	34号北ワンド	35号北ワンド
カネヒラ	0	1
シロヒレタビラ	0	0
タイリクバラタナゴ	0	0
コイ・フナ	305	500以上
モツゴ	58	308
オオクチバス	0	0
ブルーギル	0	0
カダヤシ	17	26
カムルチー	0	1

(調査日:H23.5.13)

	34号北ワンド	35号北ワンド
カネヒラ	0	5
シロヒレタビラ	0	0
タイリクバラタナゴ	0	0
コイ・フナ	385	385
モツゴ	588	588
オオクチバス	0	17
ブルーギル	0	0
カダヤシ	30	0
カムルチー	49	0

(調査日:H24.5.16)

城北地区実験ワンドにおける稚魚確認個体数

コイ・フナ類の孵化する時期に城北ワンド群の浅場域では、多数の産卵が確認されており、試行操作は実施していないが、平成24年度の稚魚調査では城北地区34号北・35号北ワンドにおいて、300匹以上のコイ・フナ類の稚魚が確認された。一方、タナゴ類については、カネヒラ5匹が確認された。

点検項目「川本来のダイナミズムの再生」の[指標]淀川大堰による水位操作の改善内容と重複掲載

在来魚の孵化する時期に淀川大堰の運用を行ったことで、城北地区34号北、35号北ワンドの実験ワンドにおいては、浅場域が拡大し、生物の繁殖・成育環境が改善したと考えられる。

淀川大堰上流のワンド全体での効果や効果の継続性については十分把握出来ておらず、今後、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、淀川大堰による水位操作の改善について検討する必要がある。

点 検 項 目	類型区分【下流域】(湛水区間)淀川
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響 【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成24年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には、野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・大宮地盤改良工事、中宮地区堤防整備工事においては、ヨシ群落などの早期回復・保全のために、既存の良好なヨシ群落を出来るだけ避け、施工範囲内のヨシについては刈り方を工夫し、植生の早期回復に配慮した。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開の【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>工事実施にあたっては、淀川環境委員会の指導助言を受けて生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した施工を実施している。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

2. 現況の分析

①現状と歴史の変遷

[現状]

淀川の流水区間は、枚方大橋(約25.0km)から三川合流付近までの区間で、セグメントは2-2、平均河床勾配は、約1/2,000となっている。

【枚方大橋(約25.0km)～三川合流付近】低水路幅は約300mで、河道は水量が豊かで、穏やかに蛇行している。鶺鴒地区に代表される広大なヨシ原が河岸沿いに広がっており、オオヨシキリをはじめとする多数の野鳥が生息し、トビ、チュウヒ等の猛禽類も見られる。また、河岸には発達した寄り洲もみられるほか、楠葉地区では、近年再生したワンド群がみられる。なお、兩岸の高水敷は、公園・グラウンド及びゴルフ場として、人工的な利用が広くおこなわれている。

[環境の特徴と歴史の変遷]

昭和46年以降には、低水路の拡幅や河床掘り下げが実施され、加えて河川敷の高度利用化を図るため、広範囲にわたって高水敷が造成された。また、河床低下により、高水敷への冠水頻度が減少(図-1)し、鶺鴒地区等においてはヨシ原が衰退(図-2)した。

②課題

低水路の拡幅と高水敷造成に伴う低水路と河川敷の段差によって、冠水帯が減少(図-1)し、河床低下により高水敷の干陸化が進み、ヨシ等の抽水性植物が衰退(図-2)しているとともに、ワンドやたまりが減少(写真-1)しており、固有種をはじめとする在来種の生息数が減少している。

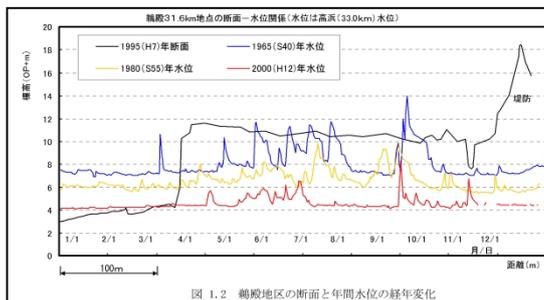


図 1.2 鶺鴒地区の断面と年間水位の経年変化

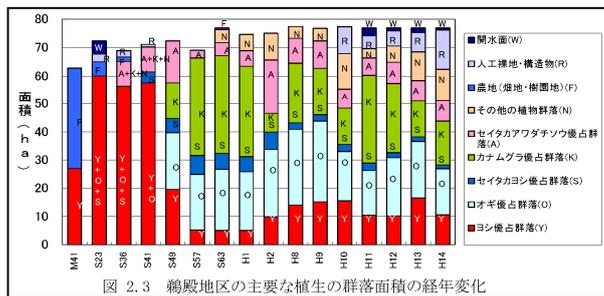


図 2.3 鶺鴒地区の主要な植生の群落面積の経年変化

鶺鴒地区では、河床低下により高水敷の干陸化が進行し、ヨシ等の抽水性植物が衰退

図-1 鶺鴒地区 断面と年間水位の経年変化

図-2 鶺鴒地区 主要な植生の群落面積の経年変化



かつて形成されていたワンド群



ワンドが干し上がり、干陸化が進行

楠葉地区では、水位の低下や冠水頻度の減少によってワンドが干し上がり、干陸化が進行

写真-1 干陸化したワンド(楠葉地区)

③対応

イタセンパラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、自然に水位変動が起こっている淀川大堰湛水域より上流の流水区間において、干陸化した河川敷の切り下げ等により、ワンドやたまりの保全・再生を実施する。また鶺鴒地区におけるヨシ原の保全・再生を図る。

3. 進捗状況

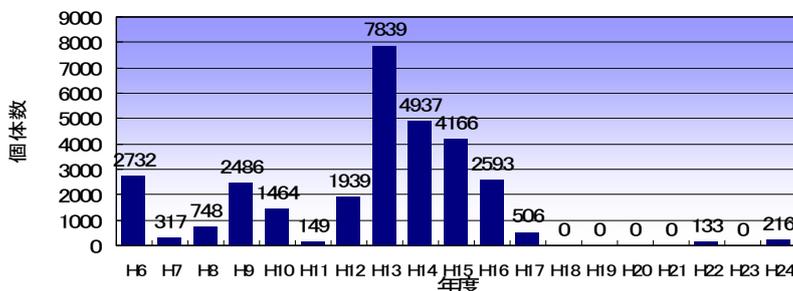
4. 点検結果

●環境保全・再生の取り組み

【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況

【指標】イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数

イタセンパラについては、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、最も多くの生息数が確認されていた淀川下流の城北地区だけでなく、これまで赤川地区、楠葉地区、唐崎地区他10箇所においてもワンドの再生等、生息・生育・繁殖環境の整備を行ってきた。
以下には、淀川下流域におけるイタセンパラの稚魚の個体数調査結果を示す。



平成18年度以降イタセンパラの稚魚が確認されていなかったことから、イタセンパラの野生復帰に向けた取り組みとして、イタセンパラの再導入を平成21年度、平成23年度に試行的に実施している。平成22年度に発生した出水による影響等により、平成23年春の調査で稚魚を確認できなかったことから、平成23年度秋にイタセンパラの再導入を行った結果、平成24年度春にはイタセンパラの稚魚216匹、平成24年度秋にはイタセンパラの成魚を確認した(推定全数1040匹)。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数と重複掲載

【観点】生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取り組み状況

【指標】関係機関が連携した取り組み内容[全域]

平成11年より近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議とその下部組織である城北わんどイタセンパラ協議会に参画し、事業実施の連携など、関係機関と調整・情報共有を行うとともに、仔稚魚の浮出期における城北わんど郡の密漁防止パトロールを関係機関と共に実施している。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
4回	1回	1回	1回	0回

平成24年度は城北わんど郡における密漁防止パトロールは実施していない。

近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議とその下部組織である城北わんどイタセンパラ協議会については、開催されていない。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]関係機関が連携した取り組み内容と重複掲載

イタセンパラは、城北地区での稚魚調査において平成18年度以降確認されていない。このため、イタセンパラを含めた在来生物の生息・生育・繁殖環境の改善についてワンド整備の優先順位や整備形状などを淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討し、また、再導入を試行的に実施するなど、積極的な取り組みが進められている。

再導入後に浮出した稚魚が成魚まで成長したことを確認したのは今回が初めてであり、イタセンパラの野生での定着に向けて取り組みが前進した。

今後も引き続き淀川環境委員会等の指導・助言を得ながらワンド整備を行うと共に、再導入したイタセンパラの定着状況をモニタリングし、その結果を踏まえて生息・生育・繁殖環境の保全・再生を進めることが必要である。

近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議と城北わんどイタセンパラ協議会に参画することにより、課題抽出、事業実施の連携など、関係機関と調整・情報共有が図れた。

今後も引き続き、ラムサール条約や生物多様性条約の批准国として生態系・生物群集多様性の維持・回復に貢献するため、関係機関との連携調整を図り、事業実施の確認や情報交換を実施する。

3. 進捗状況

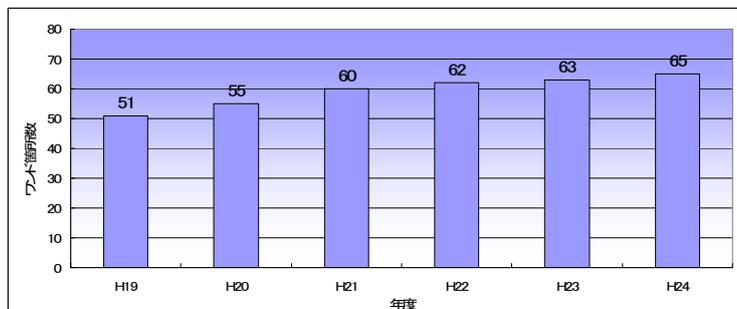
4. 点検結果

【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況

[指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数

平成20年3月時点で51個あったワンドを平成24年度末現在65個まで増加した。

平成24年度には2個のワンドを整備した。また、現在あるワンド、たまりを保全するため周辺の樹木の伐採を実施した。



点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数と重複掲載

淀川下流において平成20年3月現在51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画の達成に向けて実施している。

今後は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、その効果を再確認した上で引き続きワンドの整備を実施する必要がある。

点 検 項 目	類型区分【下流域】(流水区間)淀川
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>【指標】干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積 ・鶴殿地区においては干陸化しつつあるヨシ原の保全を図るために、高水敷の切り下げを実施。 平成24年度実施面積:約0.2ha 平成18～23年度実施面積:約6.9ha</p> <p>点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成24年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には、野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>ヨシ原の再生を着実に実施している。</p> <p>今後も引き続きヨシ原の再生を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討して実施する必要がある。</p> <p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を実施している。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

宇治川は、三川合流から塔の島上流(約52km)付近までの区間で、セグメントは2-1となっており、平均河床勾配は、約1/2,900～1/640となっている。

【三川合流～山科川(約45.6km)付近】低水路幅は約100mで、河道は穏やかに蛇行しており、底質は砂礫質となっている。向島付近では、広大なヨシ原が形成され、オオヨシキリをはじめとする鳥類の生息・繁殖地となっている。

【山科川(約45.6km)～宇治橋(約50.6km)付近】低水路幅は約150mで、河道は穏やかに蛇行している。河床材料は砂礫質で、単列砂州が形成されている。

【宇治橋(約50.6km)～塔の島上流(約52.0km)付近】低水路幅は100～150m程度で、河道は穏やかに蛇行している。河床材料は礫質で、流量の安定した流水域を好むとされる絶滅危惧種のナカセコカワニナ(図-1)が生息する。塔の島周辺は、歴史・文化遺産に恵まれ、鵜飼等に利用されている。

[環境の特徴と歴史的変遷]

洪水調節、京都府への上水供給、発電を目的とした天ヶ瀬ダムが建設(昭和39年竣工)され、瀬田川洗堰と連動した流量調整を実施している。また宇治川では、山科川合流点付近より下流部で河床低下の傾向を示しており、天ヶ瀬ダムによる土砂の補捉や淀川本川の河川掘削による影響と考えられ、川沿いの攪乱域や湿地帯が減少しているとともに、グラウンド造成等の人為的かく乱によってヨシ原が減少している。

②課題

河床低下に伴う低水路と河川敷の段差によって、冠水帯が減少し、河川敷の干陸化が進み、向島のヨシ群落(写真-1)をはじめとする、ヨシ等の抽水性植物が衰退している。また、塔の島地区では、絶滅危惧種ナカセコカワニナが生息し、優れた景観が形成されていることに鑑み、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した整備が必要となる。



出典：淀川水系河川整備計画基礎案に係る整備内容シート

写真-1 向島地区のヨシ原



出典：平成12年度淀川生態環境調査検討業務

図-1 ナカセコカワニナ確認分布図

③対応

水辺に棲む生物の生息・繁殖に重要なヨシ原の保全再生を図るため手法も含め検討して実施する。また宇治川にはナカセコカワニナの模式産地があり、その生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。

3. 進捗状況

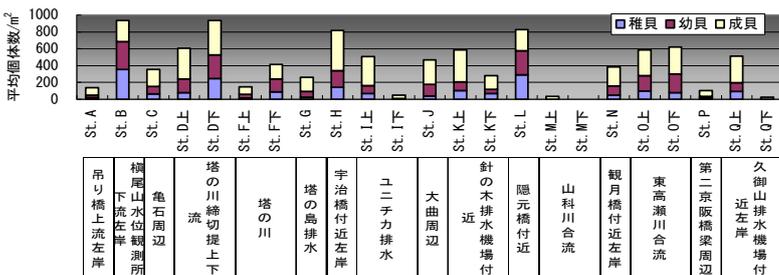
4. 点検結果

●環境保全・再生の取り組み

【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況

[指標]ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容

ナカセコカワニナの模式産地がある宇治川において平成20年度に三川合流付近から天ヶ瀬ダム下流までの間で分布範囲の調査を行った。結果を以下に示す。



ナカセコカワニナ調査結果

平成24年度は塔の島上流における掘削工事、および塔の島下流における工事用道路工事にあたり、ナカセコカワニナの移植を実施した。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容と重複掲載

[指標]アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数

宇治川向島地区において、平成20年度に潜水による目視とトラップでの生息確認調査を行った。

平成24年度は水辺の国勢調査により魚類の生息状況を調査したが、アユモドキは確認されていない。

調査方法	調査日	確認個体数
稚魚ネットによる捕獲	H20.6.24	0
タモ網による捕獲	H20.8.4	0
潜水による目視確認	H20.5.27~H20.5.8	0
トラップによる捕獲	H20.8.4~H20.8.6	0
釣りによる捕獲		

アユモドキの生息確認調査

(※H21年度以降は調査未実施)

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数と重複掲載

ナカセコカワニナについては、宇治川での生息範囲調査の結果、淀大橋から天ヶ瀬ダム下流まで分布が確認されている。

今後、生息が確認されている箇所では河川整備を行う際は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながらナカセコカワニナの生息・繁殖環境に十分配慮する必要がある。

在来生物の生息・生育・繁殖環境の調査や繁殖環境の改善に、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら取り組んでいる。

アユモドキの生息状況は確認できていないが、引き続き水辺の国勢調査等を通じて確認を行っていく必要がある。

点 検 項 目	類型区分【中流域】宇治川
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>【観点】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施状況</p> <p>[指標]関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容</p> <p>塔の島地区の改修については、塔の島付近の景観や自然環境に十分配慮するとともに、防災や新たな景観創出も含め、地域社会に貢献できる整備案の検討を目的として、学識経験者や地元関係者による塔の島地区河川整備に関する検討委員会を設立し、平成17年度以降、報告会も含め7回開催している。平成21年度にはこれまで検討された事業計画を踏まえ構造やデザインに関する詳細について検討することを目的とした塔の島地区景観構造検討会を設立し、平成23年度までに6回開催した。平成24年度は1回開催している。</p> <p>嵐山地区の河川整備については、治水・環境・景観・観光等に関する助言等を行い、観光産業への影響を含め、嵐山地区の景観や利用に配慮した河川整備の計画について検討を行うことを目的に、桂川嵐山地区河川整備検討委員会（以下、検討委員会）を平成24年7月に設立し、平成24年度中に3回開催している。</p> <p>また、地元関係団体へ河川管理者が委員会内容について説明し意見を頂く為、桂川嵐山地区河川整備地元連絡会も併せて開催し、検討委員会同様、平成24年度に3回開催している。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容と重複掲載</p>	<p>地元観光協会、学識経験者、地元自治体と連携し、河川環境や景観に配慮し、地域社会に貢献できる整備案について検討を進めている。</p> <p>引き続き連携して検討する必要がある。</p>

点 検 項 目	類型区分【中流域】宇治川
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>●治水・利水の取り組みによる環境への影響</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数</p> <p>平成24年度においても以下の取り組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・伐木における自然環境への配慮 <p>樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には、野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塔の島地区の河道掘削工事ではナカセコカワニナの繁殖環境の再生・保全に配慮して施工しており、塔の島上流における掘削工事、および塔の島下流における工事用道路工事にあたり、ナカセコカワニナの移殖を実施した。 <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>塔の島地区ではナカセコカワニナの移殖等生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事を実施している。また、水際部の緩傾斜化等の生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した施工が計画されている。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果</p> <p>当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

桂川の中流域は、三川合流から嵐山地区(約18.6km)付近までの区間で、セグメントは三川合流から1号井堰下流(約6.8km)付近までが2-2、1号井堰下流(約6.8km)～6号井堰(約17.8km)付近までが2-1、6号井堰(約17.8km)～嵐山地区(約18.6km)付近までが1となっており、平均河床勾配は約1/3,400～1/380となっている。

【三川合流～1号井堰下流(約6.8km)付近】川幅は100m～150m程度で、河道は蛇行している。河床材料は砂礫質で単列砂州が形成されており、河床勾配は比較的緩やかで、高水敷にはセイタカヨシ群落やオギ群落が見られるほか、左岸側には耕作地が広がる。

【1号井堰下流(約6.8km)～6号井堰(約17.8km)付近】川幅は160m～200m程度で、河道は穏やかに蛇行する。河床材料は砂礫質となっており、堰下流に砂州が形成されている。井堰・床止め工(7箇所)により流水域と湛水域が交互に連続する環境になっている。

【6号井堰(約17.8km)～嵐山地区(約18.6km)付近】川幅は130m～150m程度であり、河床材料は砂礫質で、低水護岸が整備されている。嵐山地区一帯は、国の史跡名勝となっており、多くの観光客が訪れ、散策や舟遊びなどに利用されている。

[環境の特徴と歴史的変遷]

昭和20年代後半ごろから昭和30年代にかけて、治水、利水等の目的で、8カ所の井堰・床止め工が建設され、水域は井堰の存在により流水域と湛水域が交互に連続する環境となっている。

②課題

魚類の自由な遡上・降下を阻害する堰等の河川横断工作物(写真-1)により、縦断方向に不連続となっている。嵐山地区の河川整備にあたっては、嵐山地区の優れた景観と自然環境の保全、親水性の確保及び伝統的な行事などの観点を重視した整備が必要となる。

1号井堰では、魚道から溢流が発生し、魚道入口から水叩き下流端までが長いため、入口への誘導が不十分であった。
そこで、天端を嵩上げし、流量を抑えるとともに、魚道入口に簡易な誘導壁を施工した。



写真-1 魚類等の移動阻害改善の例 (桂川1号井堰)

③対応

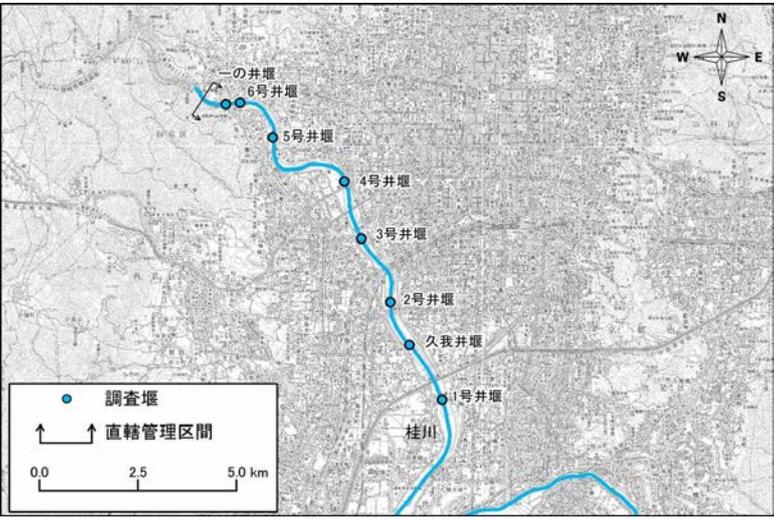
魚類等の遡上・降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物(堰・落差工)について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善を検討する。嵐山地区の河川整備にあたっては、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全、親水性の確保、伝統的な行事などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する。

点 検 項 目	類型区分【中流域】桂川
----------------	--------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
----------------	----------------

●環境保全・再生の取り組み

【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況
[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数



桂川の横断工作物の設置状況

平成24年度は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら桂川3号井堰の魚道の改良に向けた検討・設計を行った。

点検内容「河川の連続性の確保」の[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数と重複掲載

●治水・利水の取り組みによる環境への影響

【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況
[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数

- 平成24年度においても以下の取り組みを実施。
- ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。
 - ・樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には、野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。
 - ・桂川下流部の河道掘削工事では、ヨドゼゼラの生息・生育・繁殖環境の再生・保全に配慮し、水際部がワンド形状となるような掘削形状や既存ワンドの保全を考慮した施工方法や手順を検討し、掘削を実施している。

点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載

桂川については、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら河川の縦断方向の連続性の確保を図っていく必要がある。

桂川の改修については、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する必要がある。

工事実施にあたっては、淀川環境委員会等の指導助言を受けて小動物の移動を分断させないようにするなど環境に配慮した施工を実施している。

今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。

●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果

当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

木津川の中流域は、三川合流から笠置(約37.2km)付近までの区間で、セグメントは三川合流から開橋上流(約20.0km)付近までが2-2、開橋上流(約20.0km)から笠置(約37.2km)付近が2-1となっており、平均河床勾配は約1/1,100~1/800となっている。

【三川合流～開橋上流(約20.0km)付近】低水路幅は100~200m程度で、河道は緩やかに蛇行している。河床材料は砂質から砂礫質で、河道は交互砂州が発達しており、瀬と淵が形成されている。たまりが点在し、これらの水域にはタナゴ類等が生息する。11.0km付近から上流の河道内に形成する河畔林の一部は、水害防備林として指定されている。

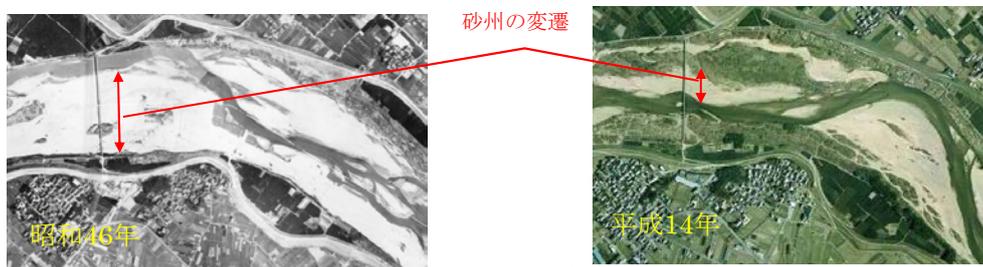
【開橋上流(約20.0km)～笠置(約37.2km)付近】低水路幅は100~200m程度で、河道は蛇行しており、河床材料は礫質で複列砂州が形成されている。周辺の地形は山地となっており、河道内にはマダケ群落をはじめとする河畔林が広がり、カヌーなどによる水面利用が見られる。

[環境の特徴と歴史的変遷]

木津川の上流域には高山ダムをはじめとするダム等の建設により洪水調節が実施されている。また、昭和40年代まで河川の砂利採取が実施され河床低下が進行した。木津川は、砂州が発達しており、たまりが多く存在しているが、昭和40年頃から一部区間では冠水頻度の低下により、低水路部の固定化、砂州の樹林化等がみられる。

②課題

淀川本川の河床掘削等に伴う河床の低下により、砂州の樹林化やみお筋の固定がみられ、発達した交互砂州や瀬と淵、たまりなど木津川の特徴でもある良好な砂州環境が損なわれつつある。(写真-1)



出典：平成20年度 淀川水系整備計画河道検討業務計画書

写真-1 砂州の変遷

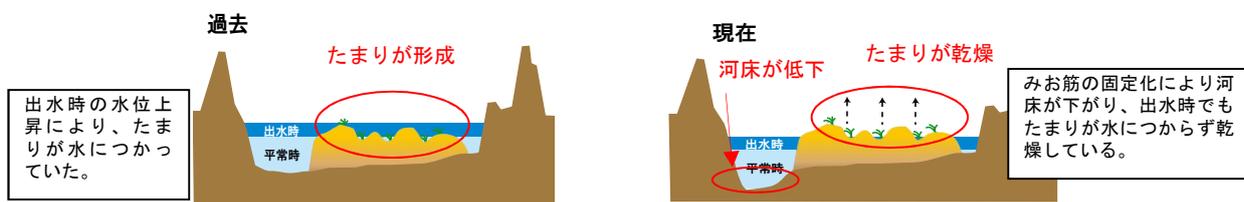


図-1 木津川たまりの変遷

③対応

たまり周辺の樹木の伐木や干陸化した河川敷の切り下げ等により、たまりの保全・再生を実施する。河道内砂州の掘削等を行い、かつての砂河川の再生並びに現存する良好な砂州の保全を図る。

点 検 項 目	類型区分【中流域】木津川
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>●環境保全・再生の取り組み 【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況 【指標】イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数 木津川における平成24年度の稚魚調査では、イタセンパラは確認されていない。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数と重複掲載</p> <p>【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況 【指標】ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数 平成24年度は木津川でたまりにおけるタナゴ類の仔稚魚調査を実施し、シロヒレタビラ167匹、カネヒラ427匹、シロヒレタビラ433匹を確認した。次年度以降も引き続き調査を実施する。</p> <p>点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成24年度においても以下の取り組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には、野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・木津川下流で堤防強化対策(浸透対策)を実施する際には、堤防上に生育する貴重植物などの移殖や復元を実施するとともに、工事実施後のモニタリングにより生育状況を確認している。 <p>移殖(復元)状況 平成20年度 イヌナズナ(京都府RDB:準絶滅危惧種) 平成21年度 オオハクサフジ(京都府RDB:絶滅寸前種)、アマナ 平成22年度 レンリソウ(京都府RDB:絶滅寸前種) 平成23年度は、移殖(復元)の必要な工事箇所は無かった。 平成24年度 ウマノズクサ、チガヤ群落箇所の表土の活用</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>過去には木津川においてもイタセンパラの生息が確認されていたことから、イタセンパラの生息・生育・繁殖環境の保全・再生について淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討する必要がある。</p> <p>工事実施にあたっては、淀川環境委員会等の指導助言を受けて貴重植物を移殖するなど環境に配慮した施工を実施している。</p> <p>堤防強化工事の実施に際しては、木津川堤防に残る良好な草地環境を保全するため、その対策手法についてまとめた手引書を作成し、堤防上に生育する貴重植物などの移殖や復元を実施するとともに、工事実施後のモニタリングにより生育状況を確認している。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

点 検 項 目	類型区分【上流域】(山間部)宇治川～瀬田川
----------------	------------------------------

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

塔の島上流(約52.0km)から瀬田川洗堰下流(約70.0km)付近までの区間で、セグメントは天ヶ瀬ダム(約53.4km)付近までが2-1、天ヶ瀬ダム(約53.4km)から鹿跳橋上流(約68.0km)付近まではM、鹿跳橋上流(約68.0km)から瀬田川洗堰下流(約70.0km)付近までが2-2、平均河床勾配は約1/160～1/4,440となっている。

【塔の島上流(約52.0km)～天ヶ瀬ダム(約53.4km)付近】低水路幅は約60m、河道は流れが緩やかで岩が露出し、渓谷の下流端に位置する。

【天ヶ瀬ダム(約53.4km)～湛水区間上流端(約65.6km)付近】貯水池幅80～220m程度、天ヶ瀬ダムの湛水区間となっている。

【湛水区間上流端(約65.6km)～鹿跳橋上流(約68.0km)付近】川幅は40～260m程度、鹿跳渓谷は自然河岸となっており、水量は洗堰の放流量に左右されるが、流れは急で早瀬と淵が連続している。

【鹿跳橋上流(約68.0km)～瀬田川洗堰下流(約70.0km)付近】低水路幅は約100mであり、コンクリートの低水護岸の単断面に近い河道が続く。水量は洗堰の放流量に左右されるが、全体的に流れは緩やかで、平瀬状の様相を呈している。

[環境の特徴と歴史的変遷]

大正13年に大峰ダムが建設される前までは溪流河川であったが、大峰ダムにより一部が湛水区域となり、さらに昭和39年の天ヶ瀬ダムの完成により鹿跳渓谷より下流は大部分が湛水区域となった。湛水区域内には、ダム湖の環境に適応した魚類、底生動物が生息し、現在は、特定外来生物であるブルーギル、オオクチバスが侵入している。湖面はオシドリ、カワウ等の水鳥に利用されている。

明治時代に旧瀬田川洗堰が完成し、流量調節がはじまり、昭和36年に現在の瀬田川洗堰が完成した。また、明治時代に瀬田川の河道の浚渫工事が始まり、現在に至るまで何度も浚渫が繰り返された。

鹿跳渓谷にはヤマセミ等に代表される溪流環境を好む種も見られる。

②課題

ダムにより土砂移動の連続性が阻害され、また、貯水池の水位変動域の斜面が裸地化している。

流下能力確保の為の河川改修では、優れた景観を形成している鹿跳渓谷の景観(写真-1、写真-2)、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備が必要となる。また、大戸川合流点から鹿跳渓谷までの河床掘削では、琵琶湖固有種を含む在来種への配慮が必要となる。



写真-1 鹿跳渓谷(景勝地)



写真-2 米かし岩(滋賀県自然記念物)

③対応

ダム湛水区間では、土砂移動の連続性を確保する方策を検討し、斜面裸地対策を実施する。

優れた景観を形成している鹿跳渓谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備について検討して実施する。

大戸川合流点から鹿跳渓谷までの河床掘削では、セタジミ等の琵琶湖固有種への保全措置を実施する。

点 検 項 目	類型区分【上流域】(山間部)宇治川～瀬田川
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>●環境保全・再生の取り組み</p> <p>【観点】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施状況</p> <p>【指標】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数</p> <p>天ヶ瀬ダムでは、ダム貯水池斜面における水位変動域の裸地対策として、平成20年度にダム貯水池内5箇所において、さし木や播種による緑化対策試験施工を実施し、平成21及び平成22年度は定着を確認するため1回/月の観測を実施し、経過を観察した。</p> <p>平成23年度は、経過観察によりほとんどの導入植物の枯死が確認されたため、学識者との意見交換を行い、試験施工の評価、分析、改善方法の検討を行うとともに、苗の作成からはじめ、2箇所で28本の補植を実施した。</p> <p>平成24年度では、引き続き経過観察を行うとともに、緑化資材の調達計画の策定、食害対策工の実証実験、並びにNPO及び地元住民等との協働による取り組みとして、苗木づくりの講習会を実施した。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数と重複掲載</p> <p>【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況</p> <p>【指標】河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)</p> <p>淀川水系全体の総合土砂管理方策については、淀川水系全体の土砂収支を把握するための長期シミュレーション、土砂動態マップの検討などについて、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、既設ダムを管理する水資源機構と連携し検討を進めている。</p> <p>平成24年度は、土砂動態の実態把握のため、堆砂量、流入量、放流量、貯水位についてモニタリングを実施した。</p> <p>天ヶ瀬ダムの堆砂については、平成24年8月の京都府南部豪雨で約20万m³の流入土砂があり、平成24年度末で堆砂率が76%となった。ダム完成後10年程度で堆砂が大きく進んだものの、近年約20年間は比較的堆砂量の増加傾向が小さい。堆砂量については今後も監視を行い、ダム機能の維持のため排砂の検討を行っていく。</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標]河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)と重複掲載</p>	<p>天ヶ瀬ダムでは試験施工の状況や経過観測結果から、より確実な緑化工法を検討していく。</p> <p>今後も、近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会の助言に基づき適切なダム周辺の景観対策等を実施する必要がある。</p> <p>総合土砂管理については、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、水系内の土砂収支の実態把握に努めている。</p> <p>今後も、引き続きモニタリングを行い、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、総合土砂管理方策の具体化を図り、行動に移す必要がある。</p>

点 検 項 目	類型区分【上流域】(山間部)宇治川～瀬田川
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況</p> <p>[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数</p> <p>平成24年度においても以下の取り組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・瀬田川での河道内工事におけるセタシジミ等への保全措置として、工事の施工区間内においては施工前に生物調査を実施し影響区間にセタシジミ等を見つけた場合には、影響区間外へ移殖を実施している。 <p>セタシジミの移殖状況(移殖実施工事件数)</p> <p>平成24年度は調査したが見つからなかった。</p> <p>平成18～23年度 延べ 12件</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を進めている。</p> <p>今後もセタシジミの定着状況のモニタリング結果等を踏まえ、環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工していく。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果</p> <p>当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

点 検 項 目	類型区分【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)
---------	---------------------------

2. 現況の分析

①現状と歴史の変遷

[現状] 瀬田川洗堰～「琵琶湖」

瀬田川洗堰(約70.0km)からJR東海道本線瀬田川橋梁上流付近(約75.0km)付近の直轄管理区間上流端までは、セグメントは2-2、平均河床勾配は約1/2,280となっている。琵琶湖は、湖面積674km²、容量275億m³という日本最大の淡水湖で、直接流入する河川だけでも118本を数える。その流域面積は3,848km²(琵琶湖含む)で淀川流域の約47%を占める。

瀬田川洗堰上流区間は、洗堰の湛水区間となっており、掘込河道で単断面に近い河道が続く。低水路幅は約100mで、低水護岸は捨石構造で整備されている。瀬田川の上流には、日本最大の淡水湖である琵琶湖がある。琵琶湖は、約400万年前にできたといわれる世界でも有数の古代湖であり、ビワコオオナマズ、ビワマス、セタシジミ等の50種を超える固有種をはじめ、1000種以上の生物が生息・生育・繁殖している。特に沿岸帯は生物層が豊かであり、水際にはヨシ等の抽水性植物の群落形成が見られ、コイ・フナ類をはじめ、多くの魚類の生息・産卵の場となっている。

[現状] 野洲川

野洲川は、流域面積387km²で琵琶湖に流入する県下最大の河川である。河口から幸浜大橋上流(約2.0km)付近の区間までは、セグメントは2-2、平均河床勾配は約1/1,240、幸浜大橋上流(約2.0km)から石部頭首工上流(約13.8km)付近の直轄管理区間上流端までは、セグメント2-1及び1、平均河床勾配は約1/630～1/380となっている。

【河口～幸浜大橋上流(約2.0km)付近】約300mの開放水面が広がっており、低水護岸は矢板護岸若しくはコンクリート護岸となっている。琵琶湖背水区間であり、琵琶湖と一体となった止水に近い環境となっている。ヒシなどの浮葉植物群落や、中洲には、ヨシやタチヤナギが広がり、その水際はウキヤガラマコモ群集やヒメガマなどの湿性草本群落となっている。魚類では、ニゴロブナ、ゲンゴウロブナなどの琵琶湖固有種も見られる。

【幸浜大橋上流(約2.0km)～石部頭首工上流(約13.8km)付近】低水路幅は200m～300m程度であり、低水護岸は、連続したコンクリート護岸となっている。低水敷は比較的広く、瀬や淵が連続して存在し河原や中洲が広がっている。大部分がオギなどの乾性草地群落にタチヤナギ群集などが混在した環境となっている。高水敷はグラウンド等で利用され、また、竹林や樹林が見られる。魚類では、アユなどの在来種やビワマス、ウツセミカジカなどの琵琶湖固有種も見られる。

[環境の特徴と歴史の変遷] 瀬田川洗堰～「琵琶湖」

明治時代に旧瀬田川洗堰が完成し、瀬田川洗堰上流は、湛水区間となり、洗堰により流量調節がはじまった。昭和36年に現在の瀬田川洗堰が完成した。また、明治時代に瀬田川の河道の浚渫工事が始まり、何度も浚渫が繰り返行われた。

昭和47年から琵琶湖開発事業が開始され、平成4年に完了した。現在、平成4年に制定された瀬田川洗堰の操作規則により琵琶湖の水位管理を行っている。

これらによる水位変動パターンの変化、魚類の移動経路の遮断また、外来種の増加など様々な要因により、固有種をはじめとする在来種の生息数の減少を招いている。

[環境の特徴と歴史の変遷] 野洲川

野洲川落差工から下流は、南流、北流に分派し琵琶湖に流入していた。野洲川放水路を建設する工事が、昭和46年に着工され、昭和54年6月2日に野洲川放水路が通水された。南流・北流は天井川であったが、野洲川放水路は天井川を解消するため深く掘られた。

これらによるヨシ帯の消失、水陸移行帯の分断、瀬淵の減少、魚類の移動経路の遮断また、外来種の増加など様々な要因により、固有種をはじめとする在来種の生息数の減少を招いている。

2. 現況の分析

②課題

瀬田川洗堰の水位操作により、季節的な水位変動パターンが変化し、魚類等に影響を与えている恐れがある。また、水田等の陸域との自由な魚の行き来が琵琶湖の水位低下や湖岸堤・湖岸道路等によって阻害されている(図-1)。野洲川においては、低水護岸により横断方向の連続性が分断され(写真-1)、シダレスマガヤなどの植生の侵入により陸域化・樹林化が進行したため流路が固定化(写真-2)し、瀬淵が形成できない区間がある。これら水位変動の変化、連続性の分断等により固有種をはじめとする在来種の生息数が減少している。

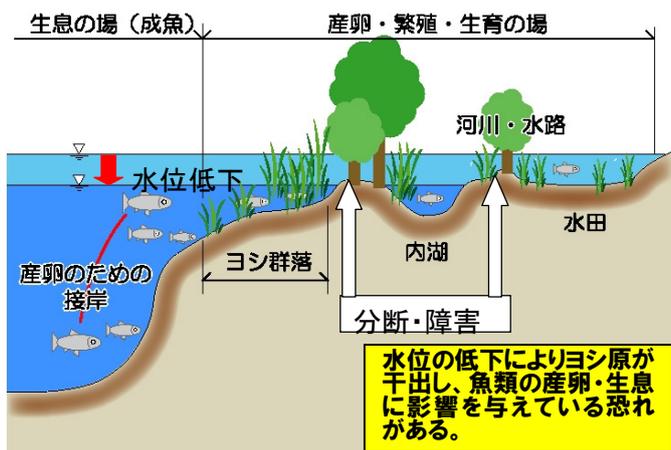


図-1 水位低下による魚類への影響



矢板護岸 野洲川0.3km付近右岸

写真-1 横断方向の連続性の分断

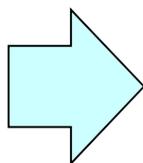
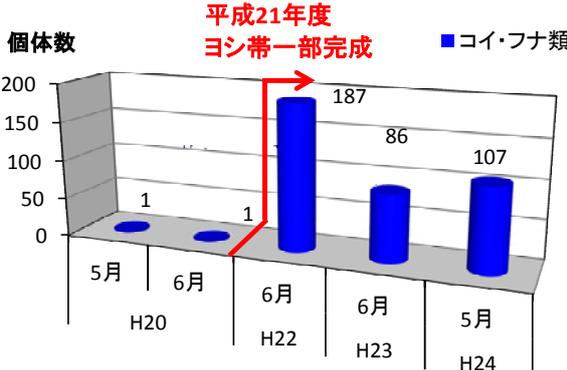


写真-2 流路の固定化

③対応

河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、堰による水位操作の改善など必要な方策を関係機関と協議・調整した上で実施する。また、生物・生態系のつながりなどを回復するため、河川の横断方向及び縦断方向の連続性、湖や河川と陸域との連続性を徹底して確保することを目指す。

点 検 項 目	類型区分【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)																
3. 進捗状況	4. 点検結果																
<p>●環境保全・再生の取り組み</p> <p>【観点】琵琶湖・淀川水系の歴史・文化多様性の価値の保全状況 [指標]瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容・整備延長 ・瀬田川では、水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境に調和した親水性のある水辺の散策路整備を継続して実施している。 平成18年～平成23年までの完成延長:1.75km 左岸:大津市瀬田5丁目地先～大津市黒津1丁目地先 右岸:大津市石山寺1丁目地先～大津市南郷1丁目地先 平成24年度は、平成26年度完成を目指し、残区間110mにおいて橋梁下部工を実施した。</p>  <p style="text-align: center;">瀬田川散策路整備状況 (大津市稲津1丁目地先)</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容・整備延長と重複掲載</p> <p>【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況 [指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積 ・野洲川河口部において、琵琶湖とつながる川のヨシ帯の再生を実施。 平成24年度実施面積:0.5ha 平成21～23年度までの実施面積:約1.4ha</p> <p>・仔稚魚の確認状況を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">仔稚魚(コイ・フナ類)確認状況</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>仔稚魚(コイ・フナ類)確認状況</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>月</th> <th>個体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H20</td> <td>5月</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H22</td> <td>6月</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H24</td> <td>5月</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table> <p>点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積と重複掲載</p>	年度	月	個体数	H20	5月	1	6月	1	H22	6月	187	6月	86	H24	5月	107	<p>これまでに約4.4kmの水辺の散策路を整備したことにより、市民がより瀬田川の水辺に親しむ機会が増加している。</p> <p>今後も引き続き景観に配慮し瀬田川散策路の整備を進める。</p> <p>ヨシ原の再生が着実に進められた。 今後も引き続きヨシ原の再生を野洲川河口部ヨシ帯再生協議会の指導・助言を得ながら検討・実施していく。</p>
年度	月	個体数															
H20	5月	1															
	6月	1															
H22	6月	187															
	6月	86															
H24	5月	107															

点検項目	類型区分【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)
------	---------------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況

[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数

河川名	改良した堰・落差工名	供用年度
野洲川	落差工(7.2k)	平成20年度

野洲川では、魚類等の遡上・降下が困難な横断工作物は、野洲川落差工(7.2k付近)1箇所である。平成20年度に野洲川落差工の魚道改良を実施した。



野洲川の横断工作物の設置状況



魚道の設置状況

点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道の設置数と重複掲載

【観点】琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性の確保状況

[指標]水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数

琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度の水陸移行帯ワーキングにて検討された。

- ・平成16年度より高島市において、うおじまプロジェクトを実施。高島市針江及び深溝において、琵琶湖と陸域との連続性の検討の資料を得るため試験施工を実施した。
- ・針江地区では、分断された湿地奥部と琵琶湖及び琵琶湖に流入する水路を繋ぎ、流入する水路を堰上げ導水し連続性を確保する試験施工を実施した。
- ・深溝地区では、分断された湿地奥部と琵琶湖及び琵琶湖に流入する水路を繋ぎ、流入する水路からポンプアップにより導水し連続性を確保する試験施工を実施した。
- ・平成16～19年度 延べ整備箇所数:2箇所(針江・深溝)
- ・平成22年度は、琵琶湖湖岸の環境修復について高島市針江地区及び深溝地区で実施してきた試験施工について生物環境・連携・施工・維持管理等の問題点及び課題の整理を行った。

点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数と重複掲載

魚道の設置や構造物の改良により生物の遡上環境が着実に改善されている。

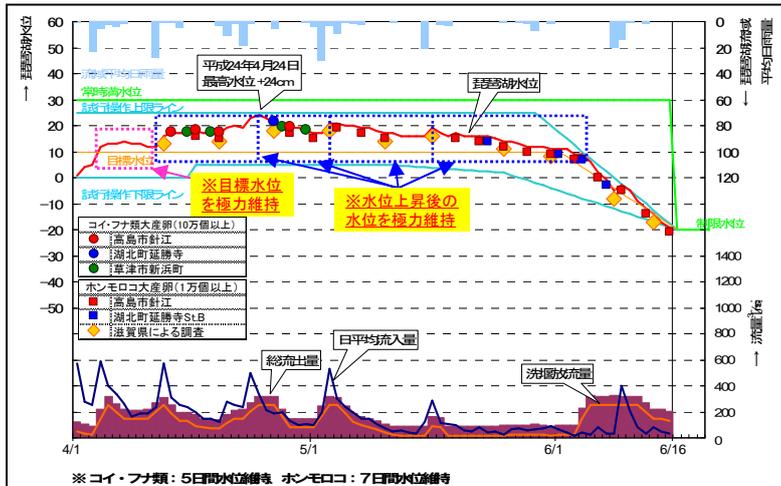
高島市針江及び深溝で実施した試験施工では、琵琶湖と陸域との連続性を確保する機能を確認する事ができた。
試験施工の結果を踏まえて、今後、琵琶湖と陸域との連続性の確保に向けて検討を行う。

点 検 項 目	類型区分【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況 [指標]瀬田川洗堰による水位操作の改善内容</p> <p>琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するために、洪水期前において、治水・利水に影響を与えない範囲で、平成15年度より、瀬田川洗堰の試行操作を行っている。</p> <p>平成23年度に実施した試行操作が実施1年目であり、平成23年度は特に降水量が多く高水位となり、平年のデータがとれなかったことから、平成24年度も引き続き平成23年度の方針を踏襲した以下の試行操作を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨による琵琶湖水位上昇後の急激な水位操作の改善を行った。 魚卵の干出を緩和するため、現地調査によりコイ・フナ類の産着卵が10万個以上、草津市新浜、高島市針江、湖北町延勝寺において確認された場合は、推定ふ化日数である5日間の水位維持を行う。あわせて、現地調査によりホンモロコの産着卵が1万個以上、高島市針江、湖北町延勝寺、湖北町海老江(県)、大津市小野(県)、伊庭内湖(県)において確認された場合は推定ふ化日数である7日間の水位維持を行うことを操作方針として、操作の改善に取り組んだ。 ・水位移行期の水位操作の改善を行った。 5月中旬頃から約1ヶ月の間に、洪水期に備え琵琶湖水位をB.S.L+30cmからB.S.L-20cmに約50cm低下させていた操作を、主な産卵期となる4月1日から6月1日までの間はB.S.L.10cm以上を目指した緩やかな水位低下となるよう操作の改善に取り組んだ。 ・産卵環境の改善 コイ・フナ類の産卵誘発のため、平成22年度までは5月末まで出来る限りB.S.L±0cmを目指していたが、平成23年度よりB.S.L.10cm以上を極力目指し、瀬田川洗堰の操作を実施した。 4月1日～6月1日 :B.S.L.+10cm 	

3. 進捗状況

4. 点検結果

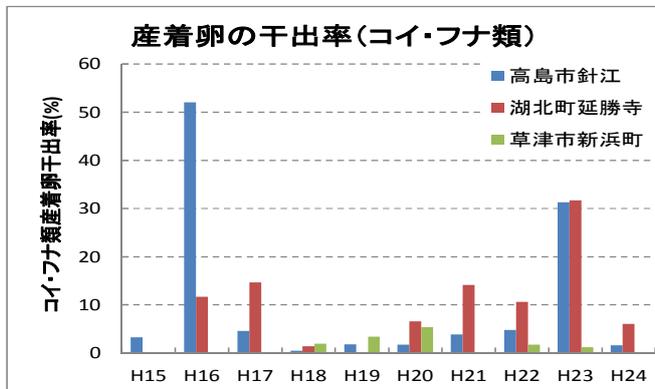
平成24年度も引き続き平成23年度の方針を踏襲した試行操作を行った。



現地産着卵調査の情報をもとに堰操作を行い、水位を維持したことにより魚卵の干出率は低い値を維持することができた。また、試行操作範囲内で目標水位BSL+10cm以上を概ね確保することができた。

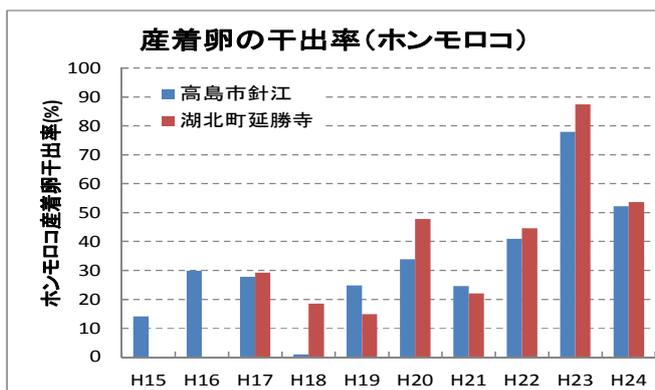
・コイ・フナ類

平成24年度の試行操作の結果、コイ・フナ類の産着卵の干出率は、調査地点である針江で約2%、延勝寺で約6%、新浜町で約0.3%、3地点合計で約2%と低い値を維持できた。



・ホンモロコ

平成24年度の試行操作の結果、ホンモロコの産着卵の干出率は、調査地点である針江で約52%、延勝寺で約54%、2地点合計で約52%となった。



点検項目「川本来のダイナミズムの再生」の[指標]瀬田川洗堰による水位操作の改善内容と重複掲載

琵琶湖水位を産卵期に低下させていた操作を4月1日から6月1日までの間は、B.S.L.+10cm以上を目指したことにより、コイ・フナ類の産卵を誘発することが出来た。

ホンモロコは、産卵が水位変化と関係がみられないことから、水位による産卵誘発は困難。さらに、産卵盛期が洪水期に近く制限水位に向けた水位低下のため、卵干出低減は困難である。

平成25年度からは、引き続き目標水位はBSL+10cm以上とし、現地の産着卵数の確認結果によらず、降雨による水位上昇後、水位を維持する試行操作を実施していく。

点 検 項 目	類型区分【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況 【指標】琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容 日常管理においてダムと連携して琵琶湖の水位低下緩和に努めている。 平成24年度も引き続き、琵琶湖の水位及び各ダムの残容量・河川の流況・下流での水利用を把握し、琵琶湖の水位低下を緩和するよう瀬田川洗堰から下流へ用水補給のためのきめ細かな操作を行った。</p> <p>点検項目「川本来のダイナミズムの再生」の[指標]琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組み</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成24年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・野洲川での伐木における野鳥への配慮 野洲川での樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期(4月頃～8月頃)を避けるとともに、伐木基準を設けて野鳥の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には野鳥に関する専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・瀬田川での河道内工事におけるセタシジミ等への保全措置 瀬田川河道内での工事においては、施工前に施工区間内の生物調査を実施し、影響区間にセタシジミ等を見つけた場合は影響区間外へ移殖し施工を実施している。今後セタシジミの定着状況をモニタリング調査する。 セタシジミの移殖状況(移殖実施工事件数) 平成24年度は調査したが見つからなかった。 平成18～23年度 延べ12件</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>今後も引き続き、ダム群との統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作に努めていく。</p> <p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を進めている。</p> <p>今後もセタシジミの定着状況のモニタリング結果等を踏まえ、環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工していく。</p> <p>瀬田川散策路工事においては、今後も実施状況を瀬田川水辺協議会で報告する。</p> <p>今後も生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、環境委員会等の指導・助言を得ながら適切に工事を施工していく。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

木津川の山間部は、木津川の笠置橋(約37.2km)から岩倉大橋(約57.4km)付近までの区間で、セグメントはM、平均河床勾配は約1/480～1/170となっている。

【笠置橋(約37.2km)～名張川合流点(約46.8km)付近】河幅は約100mであり河床材料は砂礫を主体に巨石が交じり、平瀬・早瀬・トロが分布する。水際には自然裸地があり、ツルヨシ群落が多く分布する。陸域にかけては低木が散在し、纏まった竹林が分布する。名張川より上流に建設されたダム群の下流に位置する。

【名張川合流点(約46.8km)～岩倉大橋(約57.4km)付近】木津川流域を代表する狭窄部として岩倉峡が存在し、河幅は50m～100m程度であり河床材料は巨石・礫が多く、早瀬と淵が連続的に分布する。水際は岩盤が露出し、草本はツルヨシ群落が局所的に分布する。山地が迫る場所が多いため、山地と同様のコナラ林やアラカシ林などが分布するほかササ類の群落や竹林が散在する。

【布目ダム湛水域付近】布目ダムの流域は75km²であり、上流部は大和高原と呼ばれ、流域内は丘陵地が多く茶畑を中心とした農業が営まれている。また、ダム周辺の植生は、スギ・ヒノキの植生の他、コナラ林等の代償植生が多くを占めている。流域からの栄養塩の流入負荷量が多く、淡水赤潮、アオコの発生が見られる。

[環境の特徴と歴史的変遷]

大正8年に大河原取水堰、昭和3年に相楽取水堰、平成3年に支川の布目川に布目ダムが建設され、湛水域と流水域が交互に連続する環境となっている。また、名張川には昭和44年に高山ダムを始め4箇所のダムが建設され、それらのダムによって用水補給と洪水調節が実施されている。

②課題

ダムや堰等の河川横断工作物により、縦断方向の連続性が損なわれ、魚類等の遡上・降下を阻害しているところがある。(図-1)また、ダム等による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き、川本来の水位変動や攪乱を減少させている。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。また、ダム湖では、滞留時間の長期化や流入負荷に伴う富栄養化現象、深層部での貧酸素化現象が見られるほか、ダムからの放流水温・水質の下流環境への影響等が問題となっている。(写真-1)

③対応

魚類等の遡上・降下ができるよう、既設の河川横断工作物について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討する。既設ダムにおいては、流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。アオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するため、曝気設備や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。

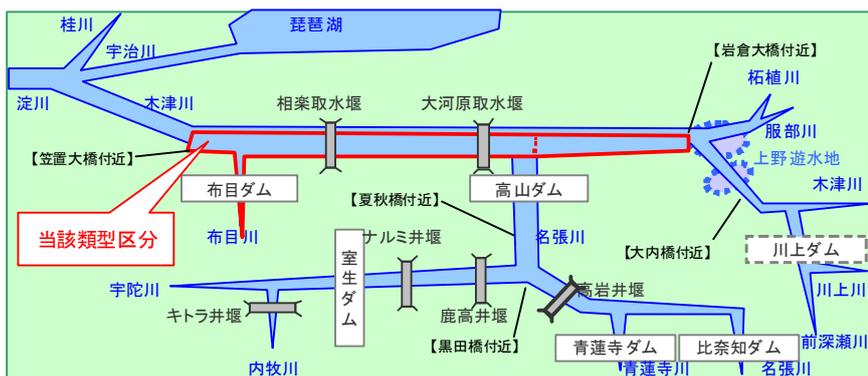


図-1 類型区分【上流域】(山間部)木津川の位置図



写真-1 布目ダムのアオコ発生状況 (平成19年8月)

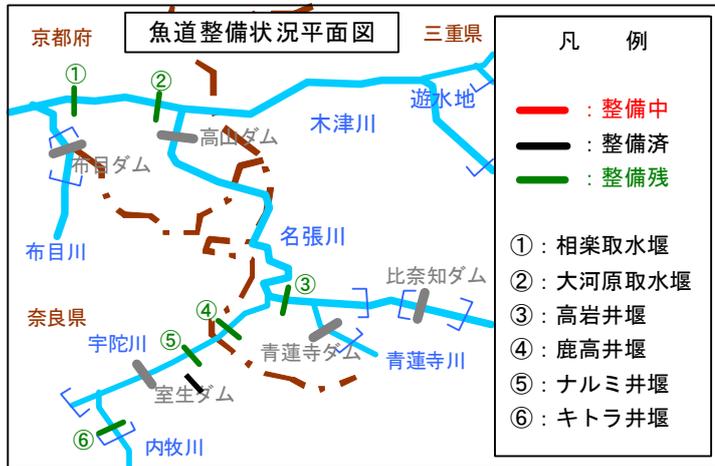
3. 進捗状況

4. 点検結果

●環境保全・再生の取り組み

【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況

[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数



木津川上流河川の横断工作物の設置状況

木津川では、魚類等の遡上・降下ができるよう、既設の河川横断工作物について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討している。

平成24年度は、木津川上流河川環境研究会の指導・助言を基に、相楽及び大河原取水堰下流において採捕したアユのDNA分析を行った結果、49検体の中で海産系アユの特性を有する19個体が確認された。

点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数と重複掲載

【観点】地形変化を促すための検討状況

[指標]既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数

粗粒化している下流河川環境改善のために、細粒分の土砂を還元する置土を実施し、置土の流出状態をモニタリングしている。

・布目ダム(平成16年度～土砂還元)

平成24年度は、11月29日に約550m³の還元土砂を仮置きし、平成25年3月13日の出水で約90m³の土砂が流出した。

平成23年度迄の耳石分析結果では相楽取水堰下流までは天然遡上アユが確認されていたが、遡上数は非常に少ない。

遡上数が非常に少ない要因については木津川三川合流点から相楽取水堰までの遡上実態を引き続き把握するとともに、遡上阻害要因の解消を木津川上流河川環境研究会の指導・助言を得ながら実施していく。

大河原取水堰下流まで海産系アユが遡上している(相楽取水堰の魚道が機能している)ことが判明した。

今後も木津川上流河川環境研究会の指導・助言を得ながら継続的に遡上確認をし、横断工作物の改良方策の検討、また、許可工作物については、施設管理者に対して、指導・助言等を行っていく。

布目ダムの土砂還元など地形変化を促す取り組みが着実に進められている。

今後も河川環境改善対策について継続実施していくとともに、併せてモニタリングを実施し、対策の効果について検証を行っていく。

3. 進捗状況

4. 点検結果

布目ダム土砂還元の概要

年 度	置土時期	流出時期	置土量	流出量
H19年度	2007/8/9	2007/8/23 .29	720m ³	810m ³
H20年度	2008/6/27	2008/7/8	100m ³	35m ³
	2008/8/7	2008/9/5 2008/9/19	100m ³	100m ³
	2008/11/12		500m ³	0m ³
H21年度	-	2009/8/2	(500m ³)	500m ³
	2009/10/2	2009/10/7 .8	500m ³	500m ³
H22年度	2010/8/4	2010/8/10	500m ³	120m ³
H23年度	-	2011/9/3	(380m ³)	100m ³
		2012/3/26	(280m ³)	270m ³
H24年度	-	2012/6/17	(10m ³)	10m ³
		2012/11/29	2013/3/13	550m ³

※()は前年度置土量の流出残



布目ダム出水後の土砂状況(整形後)

点検項目「川本来のダイナミズムの再生」の[指標]既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数と重複掲載

【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況
[指標]ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数

平成24年度は、布目ダムの水質保全対策として浅層曝気設備を3基追加した。また、ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁のメカニズムの調査検討をふまえ、下記の対策を継続的に実施している。

布目ダム(副ダム、浅層曝気設備4基、水没式複合型曝気設備2基、選択取水設備)

点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標]ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数と重複掲載

貯水池への栄養塩の流入防止や曝気によるアオコ対策を行うなど、貯水池水質保全対策を実施している。

今後も引き続き効果を検証しながら貯水池水質保全対策を実施していく。

●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果

当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。

点 検 項 目	類型区分【上流域】(盆地～源流部)木津川
---------	----------------------

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

木津川の盆地～源流部は、木津川の岩倉大橋(約57.4km)から前深瀬川合流点(約73.6km)付近の区間で、盆地部でセグメントは2-1、平均河床勾配は約1/860となっており、源流部に向かって平均河床勾配は約1/260～1/70と変化する。

【岩倉大橋(約57.4km)～大内橋(約62.2km)付近、服部川・柘植川の一部を含む】岩倉峡上流に位置することから氾濫常襲地となっている上野盆地を貫流し、川幅は約150mと広く、河床材料は砂泥主体で礫が混じる。河道形状は複断面となっており、低水路内をみお筋が分離・合流を繰り返し州が発達しており、平瀬とトロ、淵が連続的に分布している。また中州と高水敷の比高が同程度となっており、オギやセイタカアワダチソウなどの高茎の多年生草本群落為主に分布し、水際にはヨシ等の抽水植物群落が見られる。

【大内橋(約62.2km)～前深瀬川合流点(約73.6km)付近】大内橋より前深瀬川合流点付近は、田園地帯となっており、川幅は100m程度である。河床材料は砂礫が多く、10箇所以上の灌漑用井堰により湛水域と流水域が交互に連続する。河原はツルヨシ群落が広がり、河畔林はサギ等の集団営巣地となっている。支川前深瀬川及び川上川においては、河幅は50m程度と狭く河床材料は砂礫・丸石が多く早瀬が連続する。河原や河床はツルヨシが繁茂しており、特別天然記念物オオサンショウウオの生息・繁殖が確認されている。

[環境の特徴と歴史的変遷]

岩倉峡上流に位置することから上野盆地は氾濫常襲地となっており、昭和40年代より上野地区の浸水対策として遊水地事業が着手され、堤防や樋門・水門等が設置されている。また、源流部付近では川上ダムが建設される予定となっている。

②課題

上野遊水地においては、遊水地内の生物の生息環境となる水路と河川との縦断方向の連続性が分断されているところがある。(写真-1)木津川支川前深瀬川及び川上川においては、特別天然記念物オオサンショウウオが生息しており、その生息・繁殖環境の保全・再生が課題となっている。

③対応

上野遊水地においては、遊水地内の生物の生息環境となる水路と河川との連続性の維持・回復を目指す。木津川支川前深瀬川及び川上川においては、専門家の意見を聞きながらオオサンショウウオの生息実態を調査し、人工巣穴の設置、井堰等におけるオオサンショウウオの移動経路の確保など、その生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方法を検討して実施する。

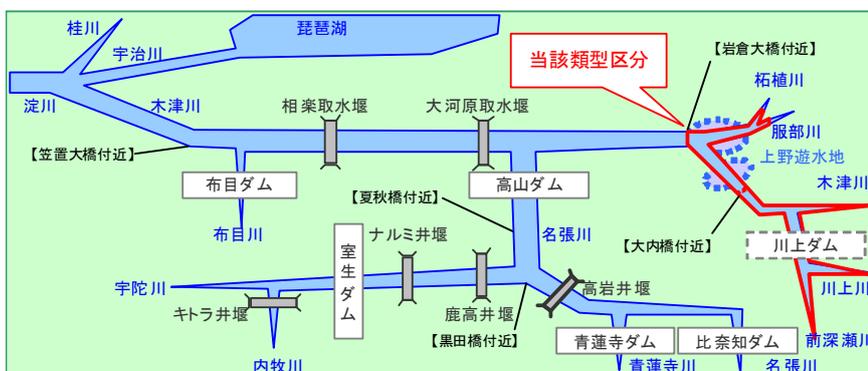


図-1 類型区分【上流域】(盆地～源流部)木津川の位置図



写真-1 支川との落差の例(上野遊水地)

縦断方向の連続性が分断されているところがある

3. 進捗状況

4. 点検結果

●環境保全・再生の取り組み

【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況

[指標]オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容

・人工巣穴について

平成24年度は、平成21年度及び平成22年度に試験的に設置(2地点5基)した人工巣穴のモニタリング調査を実施している。

人工巣穴(2地点)		
河川名	設置年度	設置数
川上川	平成21年度	3
川上川	平成22年度	2

・移動路について

平成24年度は、計2地点の移動路のうち、一定の成果が確認できなかった移動路において個体遡上状況をビデオ撮影している。

移動路(2地点)		
河川名	設置年度	設置数
川上川	平成20年度	1
前深瀬川	平成22年度	1

・保護池について

平成24年度は、オオサンショウウオの保全のため自然河川を模したオオサンショウウオの保護池において、工事に伴う個体の一時保護、行動・生態の観察、保全対策に関する試験を行っている。



オオサンショウウオ保護池

・移転試験について

移転先での定着状況を把握するための移転試験を学識者等の指導・助言のもと実施した。移転先でのオオサンショウウオの定着状況や生息環境について追跡調査を継続的に実施し、平成23年度までの追跡調査結果を基に学識者等の助言を得て、オオサンショウウオの移転試験について一定の成果が確認できたものと判断し、平成23年度末に調査を終了した。

人工巣穴のモニタリング調査で、巣穴内部のオオサンショウウオと卵塊の生息を確認している。

移動路を設置した河川横断工作物の下流から上流への個体の移動を確認している。

移動先での移転個体や自然個体の生息状況を学識者等に確認いただき、個体が受ける影響が小さいことを確認している。

今後、引き続きモニタリング調査を継続し、効果を確認する。

点 検 項 目	類型区分【上流域】(盆地～源流部)木津川
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>・川上ダム建設事業における環境影響及び保全対策について 平成21年度に、動植物、水質などを含めた川上ダム建設事業における環境影響及び保全対策を総合的にとりまとめた環境保全への取り組みについて、報道関係者を対象とした説明会(平成21年7月2日実施)及び地元での報告会(平成21年7月5日実施)を開催し、その内容をホームページで公表した。平成22年度からは、平成21年度に公表した「川上ダム建設事業におけるオオサンショウウオ調査及び環境保全への取り組み」の中からオオサンショウウオに関する取り組みについてホームページで公表している。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響 【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 [指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成24年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、野鳥や植物などへの影響に関して専門家や木津川上流河川環境研究会の指導・助言を受けてから施工するとともに、必要以上に生物の生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・上野遊水地周辺の護岸工事では、擬石植生ブロックの採用や表面はぎ土を覆土として利用することで、施工前の植生が回復するように配慮し、護岸工事を実施した。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を進めている。また、植生に配慮した護岸工事を実施している。</p> <p>今後も木津川上流河川環境研究会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工していく。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

名張川・宇陀川・青蓮寺川のセグメントはMから1で、平均河床勾配は約1/400以上となっている。

【高山ダム湛水域付近】高山ダムの流域は615km²であり、青蓮寺・室生・比奈知ダムの流域を含んでおり、名張川は高見山脈にその源を発し名張盆地を経て高山ダムに至る。ダム周辺の植生は湖岸周辺の急斜面をコナラなどの落葉広葉樹が多く占め、谷間や斜面の一部にスギ・ヒノキの植林が見られる。

【高山ダム湛水域上流から夏秋橋(25.5km)付近】川幅は50m程度と狭く河床材料は岩盤上に岩・巨石が多く早瀬と大規模な淵が分布する。水際に自然裸地があり、ツルヨシ群落と河畔林が局所的に分布し、陸域は山地が迫る場所が多くササ類の群落や竹林が散在する。大きく蛇行を繰り返して山地を流下している。

【夏秋橋(名張川約25.5km)～比奈知・青蓮寺ダム堤体付近】川幅は150m程度と広く河道形状は複断面で、河床材料は砂礫を主体に砂が混じり平瀬・淵が連続的に分布する。水際には自然裸地が殆ど無くツルヨシ群落が広く分布する。高水敷にはオギなどの高茎の多年生草本群落が分布し低木が散在する。大きく蛇行しつつ市街地を流下しており、アユ釣りなどの利用が見られ、一部が人工的な護岸となっている。

【比奈知ダム湛水域付近】比奈知ダムの流域は75.5km²であり、国内でも有数の多雨地である大台ヶ原に近接している。また、ダム周辺の植生はスギ・ヒノキの植生の他コナラ林等の代償植生が多くを占める。

【青蓮寺ダム湛水域付近】青蓮寺ダムの流域は100km²であり、源流部は「室生・赤目・青山国定公園」や「三重県立赤目一志峡自然公園」の区域に指定されており、美しい渓谷などの自然景観を有している。ダム湖周辺は、スギ・ヒノキ植林やコナラ林等の代償植生が多くを占める。流域からの栄養塩の流入負荷量は、他の貯水池に比べて低いものの、リン濃度が若干高いため淡水赤潮、アオコの発生が見られる。

【黒田橋(宇陀川0.0km)から室生ダム堤体付近】川幅は50m程度と狭く、河床材料は砂礫を主体とし巨石が交じり早瀬と淵が連続的に分布し、灌漑用の鹿高井堰とナルミ井堰により湛水域と流水域が交互に連続する。水際の自然裸地は殆ど無く、河畔林が混雑した形でツルヨシ群落が広く分布する。支川で特別天然記念物オオサンショウウオの生息・繁殖が確認されている。

【室生ダム湛水域付近】室生ダム流域は直接流域が136km²、間接流域が33km²の計169km²であり流域の約8割が森林で占められる。また、ダム周辺は古くから開けているところであり、スギ・ヒノキ植林の一部に代償植生がある里山の環境を成している。流域からの栄養塩の流入負荷量が多く富栄養化が問題となっており、アオコの発生が見られる。またダムサイト付近の底層においてDOがほぼ0mg/lの状態が続いている。

[環境の特徴と歴史的変遷]

鹿高井堰、高岩井堰、キトラ井堰、ナルミ井堰は明治期以前より石造りにて築造されていたが、明治期に高岩井堰が、昭和35～36年の間に鹿高井堰、キトラ井堰、ナルミ井堰がコンクリート化された。昭和44年に高山ダム、昭和45年に青蓮寺ダム、昭和49年に室生ダム、平成10年に比奈知ダムが建設され、用水補給や洪水調節が実施されている。また、これらの河川横断工作物により湛水域と流水域が交互に連続する環境となっている。

②課題

ダムや堰等の河川横断工作物により、縦断方向の連続性が損なわれ、魚類等の遡上・降下を阻害しているところがある。(図-1)また、ダム等による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き川本来の水位変動や攪乱を減少させている。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。また、ダム湖では、滞留時間の長期化や流入負荷に伴う富栄養化現象、深層部での貧酸素化現象が見られるほか、放流水温・水質の下流環境への影響等が問題となっている。(写真-1)また、ダム貯水位の変化によりダム貯水池の斜面において裸地が露出し景観を損ねているところもある。

③対応

魚類等の遡上・降下ができるよう、既設の河川横断工作物について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討する。既設ダムにおいては、流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。アオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するため、曝気設備や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。また、ダム貯水池の斜面における水位変動域の裸地対策として緑化等を行うとともに、ダム周辺における構造物等の景観対策について検討する。

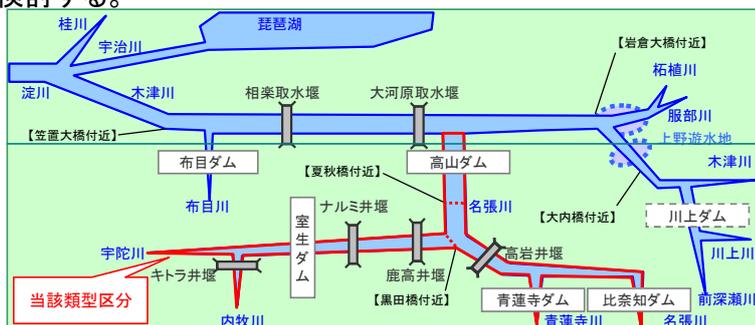


図-1 類型区分【上流域】名張川・宇陀川・青蓮寺川の位置図



写真-1 室生ダムのアオコ発生状況 (平成20年11月)

3. 進捗状況

4. 点検結果

●環境保全・再生の取り組み

【観点】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施状況

[指標]ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数

・平成21年度は室生ダム貯水池中流の曝気設備の上屋を周辺の木々や湖面といった景観との調和に配慮して新設した。



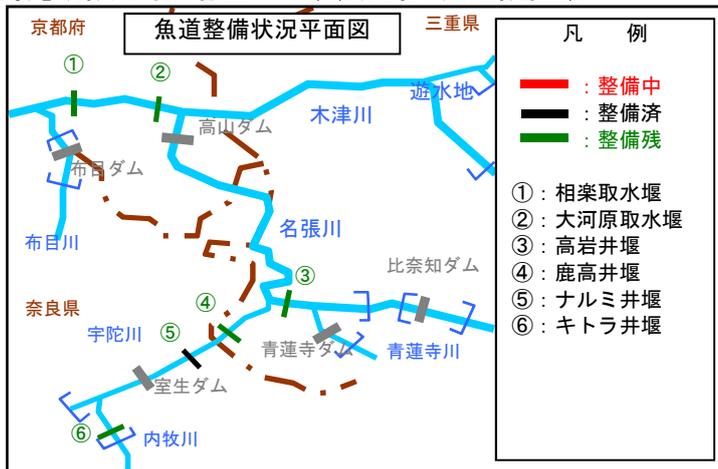
室生ダム曝気設備上屋(貯水池中流)

・平成22年度以降は、ダム周辺における構造物等の景観対策を実施していない。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数と重複掲載

【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況

[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数



木津川上流河川の横断工作物の設置状況

名張川・宇陀川・青蓮寺川では、魚類等の遡上・降下ができるよう、既設の河川横断工作物について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討している。

点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数と重複掲載

室生ダムにおいて曝気設備上屋の景観対応を行うなど取り組みは着実に進められている。

今後も引き続き取り組みを進めていく。

今後も、魚道の改善など魚類等の遡上・降下について、木津川上流河川環境研究会の指導・助言を得ながら検討する必要がある。

3. 進捗状況

4. 点検結果

【観点】地形変化を促すための検討状況

[指標]既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数

各ダムにおいて下流河川環境改善のために洪水期への移行操作方法としてフラッシュ放流等を実施している。

・高山ダム(平成14年度～フラッシュ放流)

平成24年度は、最大放流量(40m³/s)によるフラッシュ放流を2回実施した。

高山ダム フラッシュ放流の概要

年度	実施日
H14年度	6月11日
H15年度	6月10日
H16年度	6月3日、6月10日
H17年度	4月27日、6月8日
H18年度	6月7日
H19年度	-
H20年度	-
H21年度	5月28日、6月11日
H22年度	6月10日
H23年度	6月10日
H24年度	5月31日、6月7日

・青蓮寺ダム(平成20年度～フラッシュ放流、平成21年度～土砂還元)

平成24年度は、前年度同様、最大放流量(30m³/s)による土砂還元(置土30m³)を実施した。置土の上下流において河床材料調査を行った結果、フラッシュ放流後は置土の下流で細流分が増加する傾向がみられた。

青蓮寺ダム土砂還元の概要

年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量
H22年度	2010/5	2010/5/17	50m ³	50m ³
H23年度	2011/5	2011/5/17	20m ³	20m ³
H24年度	2012/5	2012/5/16	30m ³	30m ³

・室生ダム(平成18年度～フラッシュ放流・土砂還元)

平成24年度は、前年度同様、最大放流量(13m³/s)による土砂の還元(置土220m³)を実施した。置土の上下流において河床材料調査を行った結果、フラッシュ放流後は置土の下流で細粒分が増加する傾向がみられた。

室生ダム土砂還元の概要

年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量
H19年度	2007/5/8～ 2007/5/10	2007/5/18	250m ³	150m ³
		2007/6/24		100m ³
H20年度	2008/5/12～ 2008/5/15	2008/5/16	230m ³	170m ³
		2008/5/25		60m ³
H21年度	2009/5/7～ 2009/5/12	2009/5/14	280m ³	230m ³
		2009/10/7,8		50m ³
H22年度	2010/5/12～ 2010/5/16	2010/5/17	200m ³	200m ³
H23年度	2011/5/10	2011/5/11	220m ³	220m ³
H24年度	2012/5/10	2012/5/16	220m ³	210m ³

各ダムでフラッシュ放流を行うなど地形変化を促す取り組みが進められている。

今後も河川環境改善対策について継続実施していくとともに、併せてモニタリングを実施し、対策の効果について検証を行っていく。

3. 進捗状況

4. 点検結果

・比奈知ダム(平成16年度～フラッシュ放流、平成20年度～土砂還元)
平成24年度は、前年度同様、最大放流量(30m³/s)による土砂還元(置土100m³)を実施した。置土の上下流において河床材料調査を行った結果、フラッシュ放流後は置土の下流で細粒分が増加する傾向がみられた。

比奈知ダム土砂還元の概要

年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量
H21年度	2009/3	2009/5/8	30m ³	30m ³
		2009/5/14		0m ³
H22年度	2010/5	2010/5/11	65m ³	65m ³
		2010/5/17		
	2010/10	100m ³	0m ³	
	2011/3		100m ³	0m ³
H23年度	-	2011/3~5	-	30m ³
	-	2011/5/17	-	150m ³
	-	2011/7/18~21	-	20m ³
H24年度	2012/4	2012/5/2	100m ³	20m ³
		2012/5/9,16		60m ³
		2012/5/17~		20m ³



置土状況 フラッシュ放流前
(H24.5.6撮影、比奈知ダム下流)



置土状況 フラッシュ放流中
(H24.5.9撮影、比奈知ダム下流)

点検項目「川本来のダイナミズムの再生」の[指標]既設ダムにおける弾力的運用等の
検討内容・魚類確認数と重複掲載

点 検 項 目	類型区分【上流域】(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況 [指標]ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数 ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁のメカニズムの調査検討をふまえ、下記の対策を継続的に実施している。</p> <p>高山ダム (曝気設備8基、分画フェンス、表層浄化設備2基) 青蓮寺ダム (分画フェンス) 室生ダム (副ダム、浅層曝気設備2基、深層曝気設備1基) 比奈知ダム (選択取水設備、分画フェンス、深層曝気設備1基)</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標]ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 [指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成24年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、野鳥や植物などへの影響に関して専門家や木津川上流河川環境研究会の指導・助言を受けてから施工するとともに、必要以上に生物の生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。</p> <p>点検内容「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>各ダムにおいて貯水池への栄養塩の流入防止や曝気によるアオコ対策を行うなど、貯水池水質保全対策を実施している。</p> <p>今後も引き続き各ダムにおいて効果を検証しながら貯水池水質保全対策を実施していく。</p> <p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を進めている。</p> <p>今後も木津川上流河川環境研究会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工していく。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

猪名川の感潮区間は、神崎川合流点(猪名川0.0km)から猪名川、藻川合流点(猪名川約0.6km)を経て猪名川上津島床固(猪名川約2.4km)付近と藻川大井井堰(藻川約4.0km)付近までの区間で、セグメントは2-1、河床勾配は約1/600である。

【神崎川合流点(猪名川0.0km)～今在家地区(猪名川約1.8km)付近】低水路幅は約75mであり高水敷もほとんどない単断面に近い河道形状となっている。水際に植生は発達しておらず、護岸根固部に帯状にヨシ群落が見られる程度である。猪名川3.0km付近に水質環境基準地点(利倉)があり、BOD年平均値は、8～9mg/l程度でここ5年程度大きな変化がない。

【今在家地区(猪名川約1.8km)～上津島床固(猪名川約2.4km)付近、猪名川・藻川合流点(藻川0.0km)～大井井堰(藻川約4.0km)付近】猪名川の上津島床固までの低水路幅は約85mで高水敷もほとんどない単断面に近い河道形状となっており捨て石や根固めブロックといった人工的な護岸が続く。藻川の大井井堰までの低水路幅は約100mで高水敷は一部の箇所がグラウンドなどに利用されている。両河川ともに中州や水際部ではヨシ群落が見られ、水面をカイツブリ類などが利用している。

[環境の特徴と歴史的変遷]

かつて猪名川では湿地環境が形成され広い範囲でヨシ群落が存在していたが、昭和27年以降、藻川河川改修により低水路の拡幅が実施されるとともに、昭和34年からは戸の内捷水路(蛇行した河川を直線化する)工事が実施され現在の位置で藻川と合流した。近年冠水頻度の減少により干陸化が進み、ヨシ群落が減少しオギ原等への遷移や外来植物の侵入がみられる。

②課題

戸の内捷水路工事や低水路の拡幅などにより、低水路の固定化や比高差の拡大等が生じ冠水頻度が減少し河川敷の干陸化が進行した。そのことによりヨシ等の抽水性植物が衰退するとともに(図-1)、アレチウリをはじめとして、ナガエツルノゲイトウ、オオカワヂシャなどの外来種の繁茂が見られるなど汽水域の河川特有の植生が減少している。猪名川の水質は、高度経済成長期に悪化した後、流域下水道の整備及び工場排水規制等により向上し、近年はほぼ横ばい状態である。しかし、一部において環境基準(BOD値)を超える箇所がある。

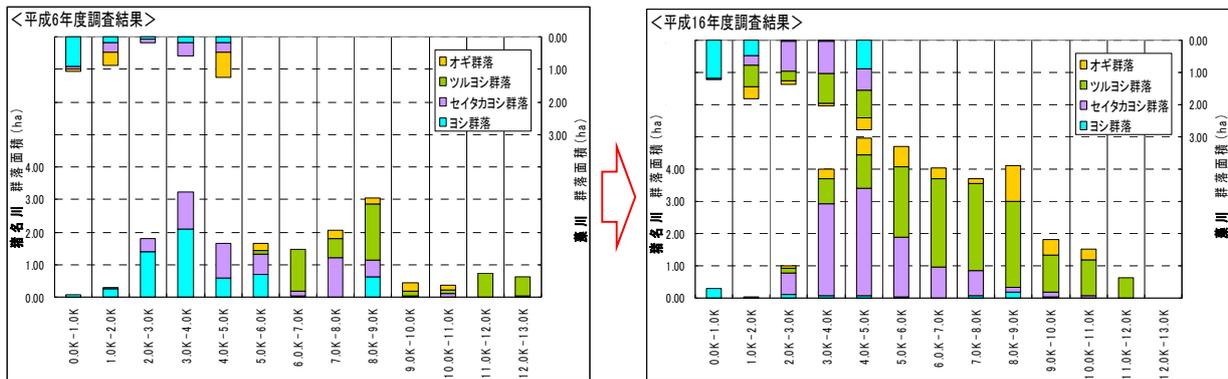


図-1 植生の変化

③対応

水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする河床の切り下げを実施する。

水質の改善をはかるため、また、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)設置に向けた検討を進めるために、河川への流入負荷量の低減、河川水質そのものだけでなく、猪名川の水質イメージの改善を図る普及啓発の取り組みを住民と行政が連携して実施する。

点 検 項 目	類型区分【中流域】猪名川
---------	--------------

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

猪名川中流域は、上津島床固(猪名川約2.4km)から古江地区上流(約12.6km)付近までの区間で、セグメントは2-1及びセグメント1、河床勾配は、約1/300～1/600となっている。

【上津島床固(猪名川約2.4km)、大井井堰(藻川約4.0km)～旧池田井堰(約10.4km)付近】低水路幅は約120mで河道は緩やかに蛇行し高水敷は主に運動公園に利用されている。河床材料は砂礫質となっており交互砂州が形成され水際にはヨシ群落広がっている。下河原地区には広く自然の高水敷が残され、また、小規模なワンドやたまりなどが点在している。

【旧池田井堰(約10.4km)～古江地区上流(約12.6km)付近】川幅が100m程度と狭くなり、コンクリートの低水護岸の単断面に近い河道が続く。河床材料は砂礫質となっており、井堰などによる流水域と湛水域が交互に連続する環境になっている。

[環境の特徴と歴史的変遷]

猪名川の中流域では、かつて河原環境が形成され、広い範囲でヨシ群落が存在していたが、昭和40年以降、利倉捷水路工事等の河川改修に伴う低水路整備や付替工事が行われた。また、昭和57年以降、高水敷の造成が行われた。近年冠水頻度の減少により干陸化が進み、ヨシ群落が減少し、オギ原等への遷移や、外来植物の侵入がみられる。

また、農業取水用の井堰設置により河川の連続性が遮断されており、過去に遡上が確認されていたアユなどの回遊魚が井堰付近で停滞している。

②課題

利倉捷水路工事や高水敷の造成などにより低水路の固定化や比高差の拡大等が生じたことにより冠水頻度が減少し、河川敷の干陸化が進行した。そのことによりヨシ等の抽水性植物が衰退するとともに、アレチウリ等をはじめとした外来種の繁茂が顕著になっている。

河川横断構造物により縦断方向に不連続になっている。(図-1)

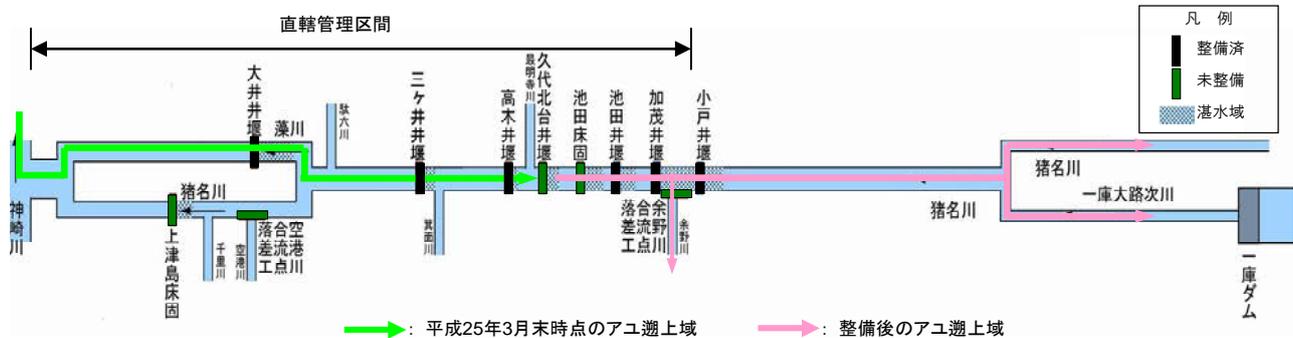


図-1 猪名川における河川横断構造物位置図

③対応

水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げを実施する。魚類等の遡上・降下出来るよう既設の河川横断工作物について、撤去や魚道の設置・改善など改良方法を検討する。

点 検 項 目	類型区分【中流域】猪名川
---------	--------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

●環境保全・再生の取り組み

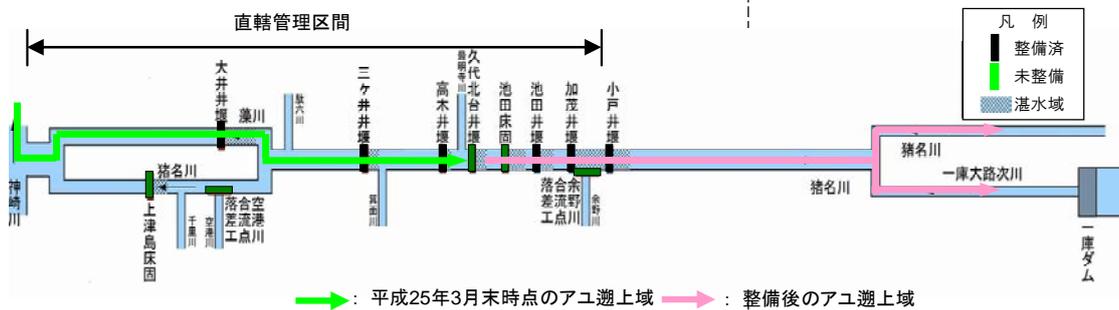
【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況

[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数

河川名	改良した堰・落差工名	供用年度
猪名川	大井井堰 (簡易魚道設置)	平成20年度
	三ヶ井井堰 (簡易魚道設置)	平成23年度
	高木井堰 (簡易魚道設置)	平成23年度

魚道の設置や構造物の改良により生物の遡上環境が着実に改善されている。

今後も取り組みを進めるとともに、改良された横断構造物ではモニタリング等を行い、効果を検証していく。



猪名川の横断構造物設置状況

平成23年度は三ヶ井井堰及び高木井堰の魚道を改良し、平成24年度に魚道のモニタリングを実施した。モニタリング結果を以下に示す。

【アユ】

5月14日～7月3日(51日間)に三ヶ井井堰9個体、高木井堰6個体の遡上が確認された。

【ウキゴリ】

5月14日～7月3日(51日間)に三ヶ井井堰196個体、高木井堰2個体の遡上が確認された。

【モクズガニ】

5月14日～7月3日(51日間)に三ヶ井井堰25個体、高木井堰37個体の遡上が確認された。

点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数と重複掲載

【観点】外来種対策の実施状況

[指標]外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数

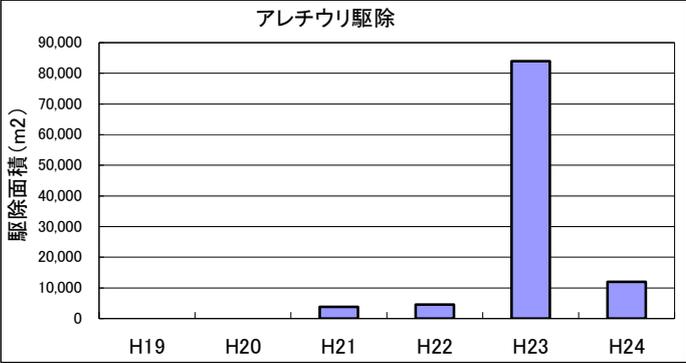
・猪名川では河川環境の復元を目的に外来植物駆除を実施し、参加者数は26名であった。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数と重複掲載

三ヶ井井堰については、維持修繕作業の影響により、十分な通水が行われていなかった。構造改良等、猪名川自然環境委員会等の指導・助言を得ながら継続的にモニタリング等を実施していく。

外来植物対策を通じて外来種問題への意識向上・啓発が進められている。

今後も様々な機会を通じて積極的に外来種問題の対策・啓発活動を拡大していく。

点 検 項 目	類型区分【中流域】猪名川														
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>【指標】駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量 猪名川中流域では平成21年度より継続的にアレチウリなど外来植物の駆除を実施している。 平成24年度においては、アレチウリなど外来植物の駆除を約12,000m²実施した。</p> <div style="text-align: center;">  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>アレチウリ駆除の面積 (m²)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>駆除面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>約5,000</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>約5,000</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>約85,000</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>約12,000</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※平成23年度の駆除面積には、河床掘削工事に併せて外来植物の駆除を実施した面積を含んでいる。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の 【指標】 駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成24年度においても以下の取り組みを実施。 河川工事における使用機械については、全て低騒音・低振動対策機械及び排ガス規制対応型機械を採用し、工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の【指標】 生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	年度	駆除面積 (m ²)	H19	0	H20	0	H21	約5,000	H22	約5,000	H23	約85,000	H24	約12,000	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>外来種の状況を把握し、対策予定量を実施できた。 今後も、外来種駆除を継続することで外来種の拡大防止に努める。</p> <p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を実施している。</p> <p>今後も猪名川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
年度	駆除面積 (m ²)														
H19	0														
H20	0														
H21	約5,000														
H22	約5,000														
H23	約85,000														
H24	約12,000														
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>														